

平成31年
2 月

宮崎県定例県議会会議録

平成31年 2 月 21 日 開会

平成31年 3 月 15 日 閉会

平成31年2月宮崎県定例県議会会議録 目次

2月21日（木曜日）	
1. 出席議員 -----	3
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	3
1. 開 会 -----	4
1. 会議録署名議員指名 -----	4
1. 議会運営委員長審査結果報告 -----	4
横田照夫議会運営委員長 -----	4
1. 会期決定 -----	4
1. 議案第1号から第78号まで上程 -----	4
1. 知事提案理由説明 -----	5
1. 天皇陛下御即位30年に伴う賀詞奉呈の件 -----	12
自2月22日（金曜日）	
休 会	
至2月26日（火曜日）	
2月27日（水曜日）	
1. 出席議員 -----	15
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	15
1. 代表質問 -----	16
山下博三議員質問（宮崎県議会自由民主党） -----	16
・知事の政治姿勢について	
・副知事就任後の取り組みの実績と今後の課題について	
・総合計画長期ビジョンについて	
・国体施設整備について	
・消費税増税と幼児教育・保育無償化について	
・重度障がい者（児）医療費現物給付について	
・林業大学校と森林環境譲与税（仮称）について	
・事業承継について	
・外国人労働者受け入れについて	
・農協をめぐる状況について	
・種子条例について	
・T P P 対策について	
・家畜防疫体制について	
・農業大学校等について	
・土木行政について	

- ・住宅供給公社について
- ・一ツ瀬川県民ゴルフ場について
- ・県立宮崎病院の再整備について
- ・教職員の働き方改革について

右松隆央議員質問（宮崎県議会自由民主党） ----- 44

- ・国の税制改正について
- ・防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策について
- ・地震豪雨等防災対策について
- ・国と連動した移住政策について
- ・U I ターン促進のための就活支援について
- ・バリアフリーのまちづくりについて
- ・鉄道線路の維持存続について
- ・地域限定5G新設への取り組みについて
- ・県財政の見通しについて
- ・医師の確保と地域偏在是正の取り組みについて
- ・介護の人手不足対策について
- ・児童虐待の対策強化について
- ・里親支援策について
- ・子供の貧困対策について
- ・県産材の利用促進について
- ・間伐、再造林の推進状況と取り組みについて
- ・森林管理の空洞化対策について
- ・森林環境譲与税（仮称）の活用について
- ・ICTを活用した畜産農家の収益性向上について
- ・水産政策の改革について
- ・若手漁業者確保対策について
- ・インバウンドとアウトバウンド対策について
- ・ヘルスツーリズムについて
- ・P F I 方式による県有施設整備について
- ・道路橋点検における効率化について
- ・県病院と民間医療機関との地域連携について
- ・高齢ドライバーの交通事故対策について
- ・新規採用教員の育成について
- ・教職員の資質向上について
- ・不登校児童生徒への支援のあり方について

- ・ 小学校におけるプログラミング教育について
- ・ I C Tを使った遠隔合同授業について
- ・ I C Tを使った教員の能力向上について

2月28日（木曜日）

1. 出席議員 -----	77
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	77
1. 代表質問 -----	78
渡辺 創議員質問（県民連合宮崎） -----	78

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 毎月勤労統計調査不正の影響について
- ・ 県実施の統計調査について
- ・ 2巡目国体に向けた体育施設整備について
- ・ 宮崎駅西口整備について
- ・ 教職員の採用・働き方改革について
- ・ 五ヶ瀬中等教育学校の入学者選抜について
- ・ 企業インターンシップについて
- ・ 硫黄山噴火の影響を受けた河川・農業対策について
- ・ 企業局におけるドローン活用について
- ・ 警察官の居住地規制緩和について
- ・ 性的マイノリティをめぐる課題について
- ・ 私立保育所の委託料使途調査について
- ・ 文化財保護法の改正について
- ・ 県収納金のキャッシュレス化について
- ・ ソーラーシェアリングについて

重松幸次郎議員質問（公明党宮崎県議団） -----	103
----------------------------------	------------

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 人財の育成・確保について
- ・ 力強い産業づくりについて
- ・ 観光・交流の拡大について
- ・ 安全・安心な暮らしの確保について

3月1日（金曜日）

1. 出席議員 -----	123
1. 地方自治法第121条による出席 -----	123
1. 一般質問 -----	124
黒木正一議員質問 -----	124

<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域振興計画について ・ 農業振興について ・ 林業振興について ・ 鳥獣害対策について ・ 教育政策について ・ 医療福祉政策について ・ 便利で安心な基盤づくりについて ・ 過疎法について 	137
横田照夫議員質問 -----	137
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「鎮守・神社・堂・祠」の再建支援について ・ 改正水道法について ・ フロン回収罰則強化について ・ 被災した農業用水路について ・ 家畜防疫体制について ・ 無人航空機の利用について ・ 建設産業の人材確保について 	
中野廣明議員質問 -----	149
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少対策について ・ 農業振興について ・ 中山間地域対策について ・ インバウンド対策について ・ 外国人留学生について ・ 市街化調整区域について ・ 学力向上について 	
新見昌安議員質問 -----	158
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ 持続可能な宮崎づくりについて ・ 訪ねてみたい宮崎づくりについて ・ 防災・減災に向けた取り組みについて 	
自 3 月 2 日（土曜日） 至 3 月 3 日（日曜日） 3 月 4 日（月曜日）	休 会
1. 出席議員 -----	175
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	175
1. 一般質問 -----	176

図師博規議員質問	176
・ 運転免許返納者及び未保有高齢者支援について	
・ 知事の政治姿勢について	
・ 外国人就労拡大政策と人口減少対策について	
岩切達哉議員質問	188
・ 外国人労働者の受け入れについて	
・ 子供の貧困対策について	
・ 特別支援学校の寄宿舎について	
・ 虐待について	
・ 障害者芸術文化活動普及支援事業について	
・ 働き方改革について	
・ 教育問題について	
徳重忠夫議員質問	202
・ 知事の政治姿勢について	
・ 山之口陸上競技場の国体後の利活用について	
・ 都城志布志道路の整備について	
・ 再造林対策について	
・ ヘルプマークについて	
・ 国土強靱化について	
・ 子育て支援について	
・ 施設園芸について	
武田浩一議員質問	215
・ 人口減少問題について	
・ 土木行政について	
・ 防災・減災について	
・ 農業政策について	
・ 観光振興について	
・ 地域医療について	
・ 教育行政について	
・ 交通対策について	
3月5日（火曜日）	
1. 出席議員	229
1. 地方自治法第121条による出席者	229
1. 一般質問	230
濱砂 守議員質問	230

- ・知事の政治姿勢について
- ・西都原古墳群の世界遺産登録について
- ・一ツ瀬川河床等の整備について
- ・一ツ葉有料道路の無償化について
- ・農福連携について

来住一人議員質問 ----- 241

- ・知事の政治姿勢について
- ・国民健康保険事業について
- ・重度障がい者医療費助成事業について
- ・森林行政事業について
- ・保育事業について

太田清海議員質問 ----- 249

- ・ICT教育、ゲーム障害の問題について
- ・県職員宿舎の空き部屋問題について
- ・県立体育館整備について
- ・無人ヘリによる森林への薬剤散布について
- ・看護師の地域枠採用について
- ・LGBTの問題について
- ・福祉施設での経理に関する不祥事について
- ・戦争体験継承事業及び「本で世代をつなぐ」読書活動推進事業について
- ・家庭訪問の実態について
- ・北川の霞堤の問題について
- ・重度心身障がい者（児）のショートステイについて
- ・ふるさと納税、消費税等の財政問題について

1. 議案第47号及び第48号採決 ----- 262

1. 議案第1号から第46号まで及び第49号から第78号まで委員会付託 ----- 262

1. 議案第79号追加上程 ----- 262

1. 知事提案理由説明 ----- 262

自3月6日（水曜日） 常任委員会
 至3月8日（木曜日）
 自3月9日（土曜日） 休 会
 至3月10日（日曜日）
 自3月11日（月曜日） 常任委員会
 至3月12日（火曜日）
 3月13日（水曜日） 特別委員会

3月14日（木曜日） 休 会

3月15日（金曜日）

1. 出席議員	265
1. 地方自治法第121条による出席者	265
1. 常任委員長審査結果報告	266
松村悟郎総務政策常任委員長	266
太田清海厚生常任委員長	269
後藤哲朗商工建設常任委員長	271
二見康之環境農林水産常任委員長	273
渡辺 創文教警察企業常任委員長	275
1. 討 論	278
前屋敷恵美議員	278
来住一人議員	280
1. 議案第1号採決	282
1. 議案第21号から第32号まで及び第46号採決	282
1. 議案第2号から第20号まで、第33号から第45号まで及び第49号から第78号 まで採決	282
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	282
1. 議案第79号採決	283
1. 特別委員長調査結果報告	283
中野廣明防災・減災対策特別委員長	283
岩切達哉雇用人財育成・確保対策特別委員長	286
黒木正一観光振興対策特別委員長	289
1. 閉 会	292
<hr/>	
1. 資 料	293
平成31年2月定例県議会日程	295
議案送付文書	296
代表質問時間割	299
一般質問時間割	300
議案・請願委員会審査結果表	301
閉会中の継続審査・調査申出一覧	304
1. 議案議決件名一覧表	305
1. 議員発議案等	311
天皇陛下御即位30年に伴う賀詞奉呈	313

1. 請願一覽表	-----	315
1. 議事經過	-----	321

2月21日（木）

平成31年2月21日（木曜日）

午前10時0分開会

出席議員（36名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
22番	中野廣明	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

欠席議員（1名）

30番	満行潤一	（県民連合宮崎）
-----	------	----------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝
公安委員長	島津久友
警察本部長	郷治知
代表監査委員	高橋博
人事委員長	濱砂公一

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主任主事	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 開 会

○蓬原正三議長 これより平成31年 2月定例県議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○蓬原正三議長 会議録署名議員に、日高陽一議員、函師博規議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○蓬原正三議長 まず、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕 御報告いたします。

閉会中の去る 2月14日の議会運営委員会において、本日招集されました平成31年 2月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計78件、その内訳は、当初予算20件、補正予算18件、条例25件、予算・条例以外15件であります。このほか2件の報告があります。また、さらに教育長の任命同意に係る議案が追加提案される予定であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査をいたしました結果、会期については、本日から 3月15日までの23日間とすることに決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、2月27日から2日間の日程で代表質問、3月1日から3日間の日程で一般質

問を行います。

一般質問終了の後、人事案件の採決を行った上で、その他の議案・請願について所管常任委員会への付託を行います。3月6日から5日間の日程で各常任委員会を開催していただき、3月15日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。また、同じく最終日には、今年度設置しております3つの特別委員会の調査結果報告を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○蓬原正三議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○蓬原正三議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から 3月15日までの23日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日から日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第78号まで上程

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとお

り、知事から、議案第1号から第78号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○蓬原正三議長　ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　おはようございます。平成31年2月定例県議会の開会に当たり、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ちまして、知事就任の御挨拶と、3期目の県政運営に関する所信の一端を申し述べ、県議会並びに県民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

私は、昨年末に行われました知事選挙におきまして、多くの県民の皆様の負託をいただき、三たび、知事として、宮崎県政を担うこととなりました。まことに光栄に存じますとともに、その重責に、改めて身の引き締まる思いがしております。宮崎県知事として、初心に立ち返り、宮崎の未来に対する大きな責任を自覚しながら、県民の皆様の幸せと宮崎の発展のため、全力を尽くしてまいりる覚悟であります。

私は、平成23年1月の知事就任以来、1期目は、「口蹄疫等からの再生・復興」を、2期目では、「復興から新たな成長へ」を最大の使命とし、県議会を初め、県民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、県政運営に全力を尽くしてまいりました。その結果、東九州自動車道などの交通インフラ整備の大きな前進、フードビジネスなどの成長産業や中核的企業の育成、企業立地などの取り組みは順調に進み、農林漁業生産額や食料品出荷額、輸出額等も年々伸びており、1人当たり県民所得もふえてきております。こうした具体的な成果に手応えを感じる

とともに、今後は、この流れをしっかりと軌道に乗せ、県政をさらに前に進めていかなければならないと考えております。これからの4年間は、本県にとって大変重要な時期になると考えております。

我が国を取り巻く国際情勢が不透明さを増す中、TPP11や日EU経済連携協定の発効、日米物品貿易協定の交渉開始など、グローバル化の新たな動きが始まってきております。また、本年9月から開催される「ラグビーワールドカップ」を皮切りに、「東京オリンピック・パラリンピック」など、世界規模のスポーツ大会が次々と開催される「ゴールデン・スポーツイヤーズ」を迎え、「スポーツランドみやざき」を掲げる本県にとって、大きなチャンスが到来しております。一方では、少子高齢化に伴う人口減少という、日本の、そして本県の将来を左右する大きな問題があります。この問題に早急に対応しなければ、ますます人口減少が進み、本県の活力が大きく失われかねない状況にあります。

本県が、このような重要な時期にある中、私は、これまでの実績や経験を生かし、「みやざき新時代」を切り開くという強い気概を持って、「オール宮崎」で今後の県づくりを力強く推し進め、「安心と希望あふれる宮崎」の実現を目指してまいります。引き続き、県民の皆様の御支援と議員各位の御指導、御協力をお願い申し上げます。

次に、県政運営に当たっての私の基本姿勢を申し述べさせていただきます。

急速な少子高齢化・人口減少の進展や国際的な競争の激化など、社会経済情勢が大きく変化する中であって、リーダーに求められるものは、将来を見据え、変化に対応するための「明

確なビジョンを示すこと」、そして、それを力強く推進する「実行力」であります。「口蹄疫等からの再生・復興」「復興から新たな成長へ」に続く次のステップは、「人口減少問題への対応と宮崎県のさらなる発展」であります。私が先頭に立って、人口減少問題などの困難な課題へも果敢に挑戦し、しっかり成果を出していくということを強く意識しながら県政を推進してまいります。

また、私は、これまで一貫して「徹底した現場主義」と「対話と協働」に努めてまいりました。今回の17日間にわたる選挙期間におきましても、県内市町村をくまなく回り、多くの県民の皆様から直接、さまざまな声をお聞きし、政策の原点は現場にあるとの思いを改めて強く感じたところであります。今後ともこの姿勢を貫き、市町村、関係団体等との連携・協力体制を大切にしながら、これまで築き上げてきた国との太いパイプも活用し、山積する課題に取り組んでまいります。

さらには、口蹄疫、新燃岳噴火など、さまざまな危機事象に対応した経験を生かし、「常在危機」の意識を徹底するとともに、「開かれたクリーンな県政」を推進し、県民の皆様信頼される責任ある県政運営に努めてまいります。

次に、今後4年間の政策についてであります。

私は、今回の選挙において、本県が今、特に力点を置いて取り組む必要がある政策について、4つの柱で整理してお示しし、「安心と希望あふれる宮崎の未来」を築くことを県民の皆様にお約束いたしました。

その1つ目は、「人口減少問題に徹底して取り組む」ことでもあります。

人口減少は、地方が共通して直面している課

題であり、また、さまざまな社会的・経済的要因が複雑に絡み合っております。これまでの流れを何とかして変えたいという思いを共有して、県や市町村、産業界、民間団体等の力を結集し、「社会減ゼロ」「合計特殊出生率2.07」への道筋をつけるべく、徹底して取り組みます。

特に、若者の県外流出を抑制するため、働く場の確保、企業の労働条件の向上、学校におけるキャリア教育の充実等に取り組むほか、県外に進学、就職した若者が本県の企業の動向等に触れるための情報提供の仕組みづくりなど、移住・U I Jターンの取り組みの強化を図ります。あわせて、外国人の受け入れ拡大に対応するため、仕組みづくりや環境整備にも努めてまいります。

また、少子化からの脱却のため、子供を生み育てる世代の社会減対策を強化するとともに、出会い・結婚・妊娠・出産・育児のライフステージに応じた切れ目のない支援に努めてまいります。さらに、働き方改革とも連動しながら、地域全体での子育て・保育の体制充実、「待機児童ゼロ」、男性の家事・育児への参加促進など、子育ての不安や負担を軽減するための環境整備に取り組みます。

柱の2つ目は、「地域経済の着実な成長を図る」ことでもあります。

これまで、本県の強みを生かしながら、フードビジネスや東九州メディカルバレー構想などの成長産業や、地域経済を牽引する中核的企業の育成に取り組んでまいりました。その結果、各分野の生産額や輸出額が増加してきております。この成長の流れを確実に軌道に乗せ、県外から稼ぐ力を強化するとともに、地域経済を支える産業の維持、人財の育成・確保に道筋をつ

けてまいります。

そのため、フードビジネスのさらなる振興や、中核的企業の拡大を図るとともに、現在、集積が進みつつある、自動車・航空機産業、スポーツ・健康産業、ICT産業など、新たな成長産業を育成してまいります。

また、本県の基幹産業である農林水産業については、TPP11などの動きにも対応しながら、外貨を稼ぐ産業として成長していけるよう、消費者のニーズを重視した選ばれる産地づくりや、輸出を含む新たな販路拡大、担い手の育成・確保や経営力強化、さらには、マーケットの変化に対応した効率的な流通の仕組みの構築に取り組みます。

また、観光については、スポーツランドやDMOの構築などの取り組みに加え、「観光みやぎき未来創造基金」も活用しながら、観光産業が本県経済を牽引する産業となるよう、積極的に取り組みます。さらに、「ゴールデン・スポーツイヤーズ」を契機に訪日外国人の増加を図るため、国際定期路線や海外都市との交流協定、ホストタウンなど、これまで築いてきた交流基盤を活用するとともに、多言語対応やキャッシュレス決済など、受け入れ環境の整備に努め、海外からの誘客につなげてまいります。

交通基盤については、東九州自動車道を初めとして、近年、整備が大きく進んでおり、企業立地や観光交流の進展など、さまざまな面でストック効果があらわれてきています。引き続き、早期整備に向けて取り組むほか、インバウンド対策として重要となる国際航空路線の維持・充実や、本県物流の生命線である長距離フェリーの新船建造に向けた取り組み、JR九州のローカル線を初めとする地域交通の維持などに

努めてまいります。

柱の3つ目は、「安全・安心で心豊かな暮らしを築く」ことでもあります。

「人生100年時代」を迎えようとする今、将来への不安を解消するため、医療や福祉人材の育成・確保、地域包括ケアの体制整備、健康づくり等を進めるとともに、中山間地域対策や危機事象への備えに努めてまいります。

まず、医療・福祉分野では、臨床研修医や専門研修への対応などによる医師確保を初め、看護・介護人材や保育士など、専門人材の育成・確保を進めるとともに、子供の貧困対策や自殺対策などにも引き続き取り組んでまいります。また、介護予防や若い世代からの健康づくりを強化し、「健康長寿日本一」を目指すとともに、医療や介護が必要となった場合の対応として、地域包括ケアや訪問看護サービスの体制づくりに積極的に取り組みます。

中山間地域対策としては、引き続き、仕事づくりや移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等に取り組むとともに、市町村との連携をさらに強化し、地域ごとの課題や現状に応じた対策の方向性等について共有化を図ってまいります。特に、日常生活に必要なサービスや医療・福祉などのセーフティネットについては、役場などのある中心部、周辺地域の拠点となる集落や小規模集落など、それぞれの現状を踏まえながら、連携と補完による維持・確保の仕組みづくりに取り組みます。

さらに、危機事象への備えとしては、県防災拠点庁舎や津波避難施設等の整備を進めるとともに、海底地震・津波観測システムの早期整備に向けて積極的に国に働きかけてまいります。また、さまざまな自然災害に備え、道路や河川、砂防、港湾等の整備や、公共施設の耐震化

等のハード対策を計画的に進めるとともに、いざというときに県民が適切な行動をとれるよう、関係機関と連携した意識啓発や、食料・飲料等の備蓄、防災訓練、高齢者や障がい者、外国人等への適切な支援を行うための準備など、ソフト面での対策を進めます。地域の住民活動や産業に大きな影響を与えている霧島山火山活動への対応や、新型インフルエンザを初めとする感染症対策、さらには現在、国内で猛威を奮っております豚コレラや、アジアで拡大しつつあるアフリカ豚コレラを初め、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜疾病等についても、引き続き強い危機意識を持って取り組んでまいります。

柱の4つ目は、「スポーツ・文化で地域に活力をもたらす」ことであります。

ことしからの「ゴールデン・スポーツイヤーズ」に加え、本県では、2020年に「国民文化祭・全国障害者芸術文化祭」、2026年に「国民体育大会・全国障害者スポーツ大会」が予定されております。この絶好の機会を捉え、豊かな地域資源や食、「世界農業遺産」「ユネスコエコパーク」など、本県の魅力を国内外にしっかりと伝えることにより、観光交流の拡大や農林水産物・県産品の消費拡大等を進め、地域の活性化につなげるとともに、宮崎県の認知度の向上を図ってまいります。

特に、2020年に本県で開催される国文祭、芸文祭に向けては、芸術・文化団体はもとより市町村等とも一体となって整備を進め、成功につなげるとともに、この催しが、本県の文化力向上や担い手の育成等につながり、本県の新たな文化活動の起点となるよう、各地域の文化・芸術活動の支援や子供たちへの魅力の伝承に努めます。

さらに、2026年の2巡目国体、全国障害者スポーツ大会に向けては、各競技会場の選定や各施設の整備・改修、運営体制の構築、障がい者の受け入れ環境の整備、競技力の強化など、市町村やスポーツ団体とも十分に連携を図りながら、宮崎県らしい大会を目指し、「スポーツランドみやざき」のさらなる発展に結びつくよう、着実に準備を進めてまいります。

以上申し上げました政策につきましては、本議会に提案しております総合計画「未来みやざき創造プラン」の「長期ビジョン」の改定や、これからの4年間に取り組む具体的な政策の工程や目標を示す「アクションプラン」の中で、具体化を図ってまいります。

以上が、3期目の県政運営に当たっての私の考えであります。ことし4月で「平成」の時代が終わり、新しい時代がスタートします。この30年を振り返りますと、国内では、バブルの崩壊、平成の大合併、消費税の導入など、社会経済情勢が大きく変化するとともに、情報通信技術の飛躍的な発展により、インターネットを通じて個人が世界につながるようになるなど、私たちの生活も急速な変化にさらされてまいりました。今後、我が国では、さらに少子高齢化・人口減少が進み、社会経済は大きくさま変わりするものと考えております。将来、本県はどのような姿になっていくのでしょうか。私は、この4年間の取り組みが、これからの30年、50年、100年先の宮崎県のありようを方向づける極めて重要なものになると考えております。

このような中で、私は、「人口減少抑制の流れをつくること」、そして「人口構造の変化に応じた社会に変えていくこと」を最大の課題として肝に銘じながら、今なすべきことに真摯に

取り組み、「この宮崎県に住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と実感できる郷土宮崎を築いていくことが、知事として私に課せられた使命であると考えております。「安心と希望あふれるみやざき新時代」を実現するため、県議会を初め、県民の皆様と一体となって、全身全霊を傾けて邁進してまいりる覚悟でありますので、皆様の力強い御支援と御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、県政に関しまして1点御報告をさせていただきます。ISAワールドサーフィンゲームスについてであります。

ISAワールドサーフィンゲームスが、ことし9月、宮崎市の木崎浜で開催されることが決定しました。サーフィンが初めて正式種目となる東京オリンピックに向け、その出場資格が与えられる最初の選手選考大会であることから、サーフィン界初のオリンピック選手が誕生する歴史的大会となります。トッププロサーファーを初め世界のトップ選手や多くのファン、関係者が集結し、世界の注目を集める大会になるものと大いに期待をしています。この機会を通じて、我が国における「サーフィンの聖地」としての地位を確立するとともに、本県の食や文化などの魅力を発信してまいります。

それでは、今議会に提案いたしました平成31年度当初予算案について、御説明申し上げます。

国の31年度当初予算案につきましては、消費税率引き上げによる経済への影響の平準化に向けた「臨時・特別の措置」、また消費税の増収分を活用した幼児教育無償化や社会保障の充実などを含め、100兆円を超える過去最大規模の予算となったところであります。このうち、「防

災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」につきましては、重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえ、本年度からの3年間、おおむね7兆円の事業規模により集中的に実施することとされております。

このように、国は、消費税率引き上げ前後における経済への影響に配慮した対応を行うこと、また国土強靱化対策については、30年度補正予算を含め、切れ目のない事業推進を図ること等も勘案し、本県の31年度当初予算につきましては、年末の知事選挙の関係で骨格予算としておりますが、年間を通して必要となる経費を計上した「骨太の骨格予算」として編成したところであります。さらに、現在、新たなアクションプランの策定作業を進めており、その実現に向けた関連予算につきましては、6月補正予算において追加計上したいと考えております。

このような考え方に基づき編成いたしました結果、31年度の当初予算案は、一般会計5,955億2,000万円、特別会計2,368億6,160万7,000円、公営企業会計499億811万9,000円となり、一般会計につきましては、前年度の当初予算額と比較して2.4%の増となったところであります。

このうち、「防災・減災、国土強靱化対策」としまして、道路や河川、治山、農業農村整備事業等の補助公共・交付金事業を約171億円措置することとしております。国土強靱化対策につきましては、県議会において、国に対する意見書を可決・提出していただいたこともあり、国の30年度第2次補正予算及び31年度予算において、それぞれ1兆円を超える予算額が措置されております。県としましても、防災・減災対策、社会基盤の強靱化は喫緊の課題でありますので、積極的に取り組んでいくこととしており

ます。

一般会計の歳入財源としましては、県税1,001億5,000万円、地方譲与税200億3,300万円、地方交付税1,820億500万円、国庫支出金957億8,194万6,000円、県債686億7,340万円、その他1,288億7,665万4,000円であります。

次に、予算関係以外の議案について御説明いたします。

議案第21号から議案第32号までの条例改正は、消費税率の引き上げに伴う使用料の改定などを行うものであります。

議案第33号「職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例」は、学校教育法の一部改正に伴い、同法を引用する関係規定の改正を行うものであります。

議案第34号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」は、長時間労働の是正を図ることを目的に、時間外勤務命令の上限等を定めるための改正を行うものであります。

議案第35号「宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例」は、医師の確保が特に必要な小児科、産科及び総合診療の専攻医に対して、研修資金を貸与するための条例を制定するものであります。

議案第36号「宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例」は、医療法の一部改正に伴い、県の策定するキャリア形成プログラムの適用を受けることを貸し付け条件にするなどの改正を行うものであります。

議案第37号「宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例」は、助産師の安定的な確保を図るため、助産師を目指す学生への修学資金の加算を新たに行うものであります。

議案第38号「手話等の普及及び利用促進に関する条例」は、共生社会の実現を目指し、言語としての手話の普及及び障がいの特性の応じた意思疎通手段の利用促進を図るための条例を制定するものであります。

議案第39号「宮崎県主要農作物等種子生産条例」は、将来にわたって、本県の米、麦等の優良な種子の生産及び安定的な供給を図るための条例を制定するものであります。

議案第40号「後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する条例」は、医師の研修資金の名称を改めるなど規定の整理を行うための改正であります。

議案第41号「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例」は、都市計画法の一部改正に伴い、同法を引用する関係規定の改正を行うものであります。

議案第42号は、包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第43号から議案第45号までは、平成31年度の林道事業、農政水産関係建設事業及び土木事業に要する経費に充てるため、市町村負担金を徴収することについて、地方財政法第27条第2項等の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第46号は、宮崎県総合計画の変更について、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第47号は、監査委員若曾根隆志氏が平成31年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として安樂健一氏を、議案第48号は、監査委員高橋博氏が平成31年3月31

日をもって任期満了となりますので、その後任委員として緒方文彦氏を、それぞれ選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、別冊にて同時に提案いたしております平成30年度補正予算案及びその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであります。補正額は、一般会計87億2,657万6,000円の減額、特別会計13億3,250万1,000円の増額、公営企業会計15億466万2,000円の増額であります。この結果、平成30年度の一般会計歳入歳出予算規模は5,864億9,282万5,000円となります。

このうち、「防災・減災、国土強靱化対策」につきましては、補助公共・交付金事業と直轄事業への負担金等を合わせまして、約120億円を措置することとしております。

一般会計の歳入財源といたしましては、県税17億3,000万円、地方譲与税7億6,345万1,000円、国庫支出金マイナス23億2,206万5,000円、繰入金マイナス89億2,277万7,000円、県債44億4,990万円、その他マイナス44億2,508万5,000円であります。

次に、特別議案の概要について御説明申し上げます。

議案第67号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」は、自動車取得税及び自動車税の納付方法等を変更するための改正を行うものであります。

議案第68号「宮崎県開発事業特別資金特別会計条例の一部を改正する条例」は、必要な規定の整理を行うための改正であります。

議案第69号「宮崎県消費者行政活性化基金条

例の一部を改正する条例」は、基金の清算完了に伴い、条例の期限を今年度末までとするものであります。

議案第70号「建築基準法施行条例の一部を改正する条例」は、建築基準法施行令の一部改正により、建築物の防火措置の取り扱いが変更されたこと等に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第71号から議案第74号までは、工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第75号は、宮崎フリーウェイ工業団地の土地を売却し、製材工場用地に供することについて、財産に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第76号は、県立延岡病院で発生した医療上の事故に係る損害賠償の額を定めることについて、宮崎県立病院事業の設置等に関する条例第9条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第77号は、電気事業会計減債積立金の一部を地域貢献に資する地方振興積立金に積み立てることについて、地方公営企業法施行令第24条第2項の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第78号は、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決に付するものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○蓬原正三議長 知事の説明は終わりました。

◎ 天皇陛下御即位30年に伴う賀詞奉呈の件

○蓬原正三議長 次に、天皇陛下御即位30年に伴う賀詞奉呈の件を議題といたします。

本年は、天皇陛下におかせられましては、御即位30年をお迎えになられ、まことに慶賀にたえないところであり、謹んでお祝い申し上げるものであります。

ここでお諮りいたします。

天皇陛下の御即位30年に当たり、お手元に配付のとおり、天皇陛下に、本県議会の名をもって、賀詞を奉呈することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、賀詞を奉呈することに決定いたしました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす22日から26日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、27日午前10時から、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時34分散会

2月27日（水）

平成31年2月27日（水曜日）

午前10時0分開議

出席議員（36名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやぎき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
22番	中野廣明	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

欠席議員（1名）

30番	満行潤一	（県民連合宮崎）
-----	------	----------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝道
警察本部長	郷治知
代表監査委員	高橋博二
人事委員会事務局長	原田幸二

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主任主事	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 代表質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、宮崎県議会自由民主党、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。宮崎県議会自由民主党の山下博三でございます。今回で3度目の代表質問になります。今回も地元から多くの皆様に傍聴にいただきました。ありがとうございます。

さて、今回は、平成を締めくくる代表質問になりました。まず、平成時代の30年を振り返ってみますと、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの大規模災害が相次いだ時代でありました。本県でも口蹄疫や鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火といった大きな災害が発生しております。また、バブル崩壊とデフレ不況を経験し、景気は回復を続けておりますが、先行きは不透明であります。さらに、人口減少、少子高齢化にも歯どめをかけることはできておりません。平成8年に117万7,000人でピークを迎えた本県の人口は、今や108万人を切っております。

このように、かじ取りの難しい状況がしばらくは続くかもしれませんが、5月から新しい元号のスタートとなります。次の時代へ前向きに進んでいくという決意のもと、お伺いをしてまいります。

最初に、知事の政治姿勢についてお伺いをい

たします。

まずは、河野知事、3期目の御就任、おめでとうございます。知事は、今回の選挙においても、経済団体を初め、我が自民党など多くの支援を得て臨まれ、大きな得票差で当選をされました。これまでの安定した県政運営、実績を評価されてのものであると思います。この県民の期待に応えていただきますよう、3期目の御活躍を御期待申し上げます。

さて、知事は、今回の選挙で県民に示された政策提案の中で、平成23年1月に就任されて以降の県政の実績を挙げておられます。フードビジネスなどの成長産業や中核的企業の育成、企業立地などの取り組みが順調に進んでいること、また、農林漁業生産額や食料品出荷額、輸出額等も年々伸びており、1人当たりの県民所得もふえるなど、着実に本県の「新たな成長に向けた流れ」を築くことができていると、確かな手応えを感じているということでもあります。

一方、現在の県政には、人口減少対策を初め、県民生活の安定に向けて取り組むべき課題は山積しているのではないかと認識しておりますが、3期目ともなると、このような課題の解決に向けた、いよいよ河野県政の総仕上げとしての成果が求められるものと考えます。そこで、まず知事に、3期目に当たって認識されている課題と意気込みをお伺いいたします。

次に、河野知事を支える両副知事にお伺いいたします。

郡司副知事は、県職員出身、農政のスペシャリストとして、鎌原副知事は、国土交通省から、初めての地方での仕事が宮崎でということであり、この2年間、それぞれ知事をしっかりと支えてこられたと思います。知事の3期目のスタートに当たり、これまでの取り組み実績と

今後の課題について、両副知事にお伺いいたします。

以下は、質問者席より行ってまいります。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。3期目の課題、意気込みについてであります。

私は今回の選挙において、この4年間で重点的に取り組む政策を4つの柱に整理してお示しをいたしました。人口減少問題に徹底して取り組むこと、地域経済の着実な成長を図ること、安心・安全で心豊かな暮らしを築くこと、そしてスポーツ、文化で地域に活力をもたらすこと、この4つの柱で県民の皆様には約束をしたところでもあります。

中でも急速に進む少子高齢化等に伴う人口減少や人口構造の変化は、今後の本県経済や県民の暮らしに重大な影響をもたらすものであります。この4年間の取り組みが、これからの50年、100年先の宮崎のありようを方向づける重要なものになると考えております。

今後の県政運営におきましては、この人口減少の流れに可能な限りブレーキをかけていくこと、そして、人口構造の変化に対応できる社会に変えていくことが最大の課題であると考えております。

私は、これまでの県政運営で積み重ねてまいりました実績や経験、また、市町村や関係団体との連携体制等も最大限活用しながら、人口減少問題への対応を初めとする困難な課題にも果敢に挑戦し、しっかりと成果を出してまいりたいと考えております。そして、将来を担う若者を初めとする県民の皆様が、この宮崎県に住んでよかった、いつまでも住み続けたいと実感できる郷土宮崎を築いていくことができるよう、

全力を尽くしてまいる覚悟でありますので、引き続き県民の皆様の御支援、議員各位の御指導、御協力をお願い申し上げます。以上であります。 [降壇]

○副知事(郡司行敏君) [登壇] お答えします。これまでの実績と今後の課題についてであります。

私は、副知事としての大きな責務は、職員の力を結集し、最大限の成果を出せるようにしていくこと、また、県議会の皆様を初め、市町村や関係団体等の皆様との連携・協力を深めるための調整役としての役割をしっかりと果たしていくことであると考えております。

このため、これまでの2年間、県内の市町村、団体、企業はもとより、県外、国外にも積極的に出向いて、さまざまな御意見をお聞きし、また、現場の実情を見せていただいて、それを適宜、知事にお伝えするとともに、県政に反映できるように努めてまいりました。

そのような中で、例えば2巡目国体・全国障害者スポーツ大会に向けた施設整備に関する議論や、カーフェリーの新会社設立の取り組み、JR九州の減便問題への対応などが印象に残っております。

中でも宮崎牛につきましては、一昨年、宮城県で開催されました全国和牛能力共進会での3大会連続となる内閣総理大臣賞の受賞、その後、全国に先駆けて実施することができました台湾への輸出、また、アカデミー賞アフターパーティーでの2年連続となる採用など、これまでの長年にわたる取り組みが実を結んだものと、大変うれしく思っているところであります。

今後は、知事が徹底して取り組むとしている人口減少問題に知事とともに全力を尽くし、そ

の道筋をつけるとともに、来年に迫りました国文祭・芸文祭を成功させること、また、2巡目国体に向けた準備や競技力の向上、さらにはカーフェリーや国際航空路線などの交通物流対策などに積極的に取り組んでまいりたいと、そのように考えているところであります。

今後とも、県庁の組織がしっかり機能し、県職員が最大限の能力を発揮できますよう、また、県議会の皆様を初め、県内市町村や企業団体、そして県民の皆様との連携・協力によるオール宮崎での県政運営が円滑に進みますよう、河野知事の補佐役としての責務をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○副知事（鎌原宜文君）〔登壇〕 お答えします。これまでの実績と今後の課題についてであります。

私は、副知事就任以来、地域の皆様の声に真摯に耳を傾け、関係する方々と丁寧な議論を行うこと、そして、それらの声をしっかり施策に反映させることを常に心がけながら、各種インフラ整備を初め、産業や観光の振興、県民の皆様様の安心・安全な暮らしの実現に向けて取り組んでまいりました。

そうした中、特にインフラ整備につきましては、知事を先頭にオール宮崎で取り組んだ結果、高速道路網の整備が着実に進むなど、地域経済の発展の礎となる成果があらわれてきましたことを、大変うれしく思っているところであります。中でも、昨年九州中央自動車道の新規事業化は、地元の皆様にとりまして長年の悲願であり、その喜びをともに分かち合いましたことは、大変思い出深く私の心に残っております。

一方、本県は、人口減少・少子高齢化が進む

中で、人材の確保や医療・福祉の充実、南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備えた県土の強靱化など、重要な課題が山積しております。

また、ことしからゴールデン・スポーツイヤーズがスタートするなど、本県が飛躍する大きなチャンスを迎えております。このため私は、引き続き知事の補佐役として、郡司副知事としっかり連携をして、これまで培った知識、経験、人脈を最大限活用しながら、今や第二のふるさとと考えております宮崎県のさらなる成長、発展に貢献できるよう、全力を尽くしてまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○山下博三議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。両副知事も、ちょうど任期4年の折り返しの時点になりました。特に、鎌原副知事におかれましては、副知事就任後、県内くまなく回っていただいております。南海トラフ地震対策や国土強靱化対策など、インフラ整備のおくれている本県のため、引き続きお力添えをいただきますよう、よろしく願いいたします。

引き続き、総合計画長期ビジョンについて伺いをいたします。

「総合計画長期ビジョン」は、長期的な視点から、本県が目指す将来像を描き、その実現のための課題や施策の方向性を示すものとして策定されているものであります。

河野県政がスタートした2011年に策定され、これまで知事の任期にあわせて見直しが行われており、今回3期目の開始に伴って、今議会にその変更の議案が提出されたところであります。

この内容を見てみますと、現在8本ある「長期戦略」が、戦略1の「人口問題対応戦略」、

戦略2の「産業成長・経済活性化戦略」、戦略3の「観光・スポーツ・文化振興戦略」、戦略4の「生涯健康・活躍社会戦略」、戦略5の「危機管理強化戦略」の計5本の戦略に集約をされております。

いずれも、本県において長期的・優先的に対応が求められているものであることは理解できますが、県が抱える課題全体が網羅されており、どこに重点があるのかが伝わりにくいようにも思われます。

そこで、5つの長期戦略の中で、知事が特に重要だと考える戦略とその理由について、お伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 新たな長期ビジョンは、総合計画審議会や県内8つの地域での県民会議における意見等を踏まえて策定しております。今御指摘がありましたような、産業振興を図るための「産業成長・経済活性化戦略」や、インバウンド需要を取り込むとともに、本県で開催される国文祭・芸文祭などの成功につなげていく「観光・スポーツ・文化振興戦略」など、5つの戦略を掲げております。

これらはいずれも、本県の将来を描いていく上で必要不可欠であると考えておりますが、その中でも全体のベースとなる戦略は、「人口問題対応戦略」であります。

高齢者の人口が減少に転じる市町村も出てきております。今後、人口減少に加え、人口構造も大きく変化していくことが想定される中で、この問題にどのように取り組むかによって、本県の人口が将来どのレベルで安定するのか、あるいは減少し続けるのか、その選択の道、大変重要なポイントに立っておると考えております。

人口減少問題は、長期ビジョンに掲げまし

た、それぞれの戦略に共通する課題であります。あらゆる施策に影響を及ぼすことから、この問題に正面から向き合い、道筋をつけていく必要があるものと考えております。

○山下博三議員 ただいまの答弁にもありましたが、「人口問題対応戦略」についてお伺いをしていきます。

檀上でも述べましたが、本県の人口減少には歯どめがかかっておりません。この傾向は急に変わるものではなく、今回の「長期ビジョン」においても、2030年には本県人口が100万人を下回り、現状のまま推移するケースでは97万7,000人まで減少することも危惧されているようです。

このような大変厳しい状況の中で、知事は人口減少対策にどのように取り組むのか、その決意をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 我が国におきましては、いわゆる団塊の世代が後期高齢者になろうとする一方で、出生数の減少が続いております。人口減少は長期にわたるものと推計をされているところであります。

私は、人口減少に入ったことを悲観的にのみ捉えるのではなく、私たちの意識や社会のあり方を変えることで、希望ある未来を築いていくことが必要であると考えております。

その中で早急に対応すべきことは、人手不足の問題であります。特に経済活動におきましては、雇用に対する経営者の意識変革を促し、県内の企業や産業の魅力を高め、その情報を学生や求職者にしっかり届ける仕組みを構築してまいりたいと考えております。

この2週間、私も東京で、移住や本県での就農につながるようなイベント、またフェアに取り組んでまいりましたが、地方暮らしに対する

関心が高まり、また、宮崎での農業への関心というものを肌身で感じたところであります。

こうしたU I Jターンの促進、これも重要な課題でありますし、さらには、子育ての不安や負担の軽減策、そして本県の特色ある自然・スポーツ・文化を生かした交流人口・関係人口の拡大など、これまでの取り組みからさらに踏み込んだ対策を、新たなアクションプランの策定とあわせて検討してまいります。

○山下博三議員 「人口問題対応戦略」は、現行計画の「人口問題戦略」と同様に、2030年の本県総人口と合計特殊出生率とを戦略目標に掲げています。

これを比較してみますと、総人口に関しては、4年前に改定された現行長期ビジョンの目標値が「100万人以上」となっているのに対して、今回の改定長期ビジョン案では「100万人程度」と修正をされております。

また、合計特殊出生率も、同じく「2.07」から「1.9程度」となっており、2030年の目標値がいずれも下がっているように思われますが、戦略目標設定の考え方について、総合政策部長にお伺いをいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 本県では人口の自然減と社会減とが同時進行する中、今回の長期ビジョン改定に当たりまして、新たにまとまった平成27年国勢調査結果をもとに推計を行いましたところ、特段の措置を講じなければ、さらに人口減少が加速する結果となったところであります。

このため、人口問題対応戦略の目標値につきましては、2030年代の末までに社会減の解消と合計特殊出生率2.07の達成を目指し、2030年までに達成すべき水準として設定したものでございまして、今後、人口減少が進む中であっても

将来的に歯どめをかけていくという考え方は、引き続き維持しているところであります。

また、今回の見直しにあわせて、社会減対策の重要な指標となります県内高校や大学等の卒業生の県内就職割合を、新たな戦略目標として位置づけておりました。若者の流出抑制に向けて、さらなる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。人口減少問題については、また後ほど触れさせていただきます。

次に、2巡目国体に向け、都城市山之口町に整備する陸上競技場についてお伺いをいたします。

都城市山之口町に陸上競技場を整備することが決まってから、都城市はさまざまな政策を先行して進めており、地元では、寄附金を募って大量ののぼり旗を設置するなど大変盛り上がっている状況であります。こうした地元の姿勢を私は大いに評価しているところでありますが、先日、閉会中の総務政策常任委員会において、陸上競技場の整備に係る費用総額200億円のうち、都城市の負担額は20億円以内という報告がなされております。

一方、報道では、都城市の事業規模が50億円になるとも伺っており、陸上競技場の整備を進めるに当たって、地元都城市と県との役割分担をどのようにするかは大変重要であります。都城市がどのような役割を担うことになっているのか、総合政策部長にお伺いをいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 都城市山之口町に整備いたします陸上競技場については、スポーツランドみやぎの全県展開を図る上での県西地域の拠点施設となるものでありまして、地元都城市も地域振興につなげたいと考えてお

りますことから、県と都城市が共同して整備を行うこととしております。

全体整備費約200億円のうち、県は公園区域東側の造成と主競技場及び投てき練習場の整備を、また都城市は、公園区域西側の造成と補助競技場や多目的広場、駐車場等の整備を行うこととしておりまして、都城市が行う事業規模は50億円程度を見込んでおります。

なお、都城市が実施する事業につきましても、国の社会資本整備総合交付金の活用等によりまして、都城市の一般財源ベースの負担は20億円程度を見込んでいるところであります。

このほか、都城市においては、市営住宅の移転や水道施設の移設などの関連事業を別途実施していただくこととなっております。

○山下博三議員 わかりました。

次に、陸上競技場周辺のインフラ整備についてであります。高速道路については、山之口スマートインターチェンジが整備されておりますが、国体の参加人員を考えると、高速道路の渋滞も懸念されます。国体を円滑に運営するため、また、国体後の施設活用においても、周辺道路も含めた交通対策が重要であると思えます。

また、現在の山之口運動公園は約12ヘクタールですが、新たな陸上競技場や投てき競技場などを整備するため、公園区域が22ヘクタールに拡張されることとあります。そこで重要になるのが雨水対策であります。周辺地域に影響が生じないように、しっかりと排水対策を講じなければならないと考えております。

このように、陸上競技場の整備に当たっては、その周辺の交通対策や排水対策も含めて進めていくことが重要であると思えますが、この

点について総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 陸上競技場の整備に当たりましては、議員御指摘のとおり、交通対策や排水対策などもあわせて行っていくことが大変重要であると考えております。

まず、交通対策につきましては、国体開催に向け、県準備委員会において交通輸送計画を策定することとなりますが、渋滞緩和のためのソフト対策や交差点改良等の必要性などを含め、綿密な検討を行ってまいりたいと考えております。

また、今回、公園区域を拡張することとなりますので、雨水の排水対策につきましても、基本設計を行う中で、周辺に影響を及ぼさないよう検討していくこととしております。

このほか、利便性の向上や安全確保など、地元都城市や競技団体等の関係機関と十分に連携しながら、必要な対策について、引き続き工夫、検討してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 昨年の台風が来ましたときも、現在の陸上競技場の下流域の水田、人家、その辺も大変な浸水被害を受けているんですね。面積が広がることによって、地元の皆さん方から、雨水対策をしっかりとしてほしいという要望が非常に強いようでありますので、対応をしっかりと進めてください。

次に、10%への消費税増税の本県財政への影響についてお伺いをいたします。

安倍総理は先月28日の衆参両院本会議で、平成最後の施政方針演説を行いました。その中で、10月に予定する消費税率10%への引き上げについて、「少子高齢化を克服し、全世代型社会保障制度を築き上げるため、どうしても必要だ」と述べておられます。

そこで、まず、今回の消費税及び地方消費税

の税率引き上げに伴い、本県の税収はどの程度増加すると見込んでおられるのか、総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（畑山栄介君） 本県の税収につきましては、全国の地方消費税収入に占める本県分の割合などから試算すると、今回の税率引き上げに伴い、初年度である平成31年度は約3億9,000万円、平年度ベースでは50億円程度の増収になると見込んでおります。

これらは、年金、医療及び介護の社会保障給付、幼児教育・保育の無償化等の子供・子育て支援、その他社会保障施策に要する経費に充てることとされております。

○山下博三議員 次に、幼児教育・保育の無償化についてお伺いをいたします。

政府は、昨年12月、幼児教育・保育の無償化を決定し、現在開催中の国会に、子ども・子育て支援法の改正案を提出しております。この法案が可決されれば、少子高齢化という課題に正面から取り組むため、ことし10月から予定される消費税10%への引き上げによる財源の一部を活用し、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入することとなります。

20代や30代の若い世代が理想の子供数を持たない最大の理由が、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」とのことです。幼児教育・保育の無償化を初めとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の一つであります。

ことしの10月から、幼稚園や保育所等に通う3歳から5歳の全ての子供と、保育所などに通う0歳から2歳の住民税非課税世帯の子供について、幼稚園、保育所、認定こども園等の費用は無償化されますが、無償化を契機に少子化対策を進めていくことが重要になってまいりま

す。

まず、この無償化により県の負担はどれくらいふえるのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 幼児教育・保育の無償化に必要な費用は、国が2分の1、県と市町村がそれぞれ4分の1ずつ負担することとされております。

無償化に伴い新たに生じる県の負担は、本年10月から年度末までの6カ月分で約10億円程度を見込んでおります。

この財源につきましては、消費税引き上げに伴い、国と地方へ配分される増収分を活用することとされておりますが、来年度は地方消費税の増収分がわずかでありますことから、臨時交付金として、全額国費で負担されることとなっております。

なお、翌年度以降につきましては、通年分となりますので約20億円となりますが、地方財政措置が講じられることとなっております。

○山下博三議員 次に、幼児教育・保育の無償化の趣旨を踏まえて、少子化対策にどのように取り組んでいかれるのか、同じく福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 幼児教育・保育の無償化は、子育て世代の経済的負担の軽減につながりますことから、少子化対策に効果が期待できるものと考えております。

少子化対策は、大変重要な課題であり、県では、夫婦の子育て協働の推進や、子育て支援団体への助成などに、これまで取り組んできたところでございますが、子育ての負担軽減には、経済的負担の軽減に加えまして、子育てを支援する機運の醸成など、職場における取り組みも不可欠であると考えております。

このため、今後は、働き方改革の動きも踏まえ、職場において、子育てへの理解が深まり、働く世代の仕事と育児の両立支援が進むよう、関係部局や関係団体、企業等とも十分に連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 消費税引き上げ分が充てられる社会保障関係費のうち、子ども・子育て支援には、平成31年度当初予算で177億4,000万円もの予算が措置されております。これは、県内の0歳から5歳までの約5万5,000人が対象となります。

結婚から妊娠、出産、育児の切れ目ない支援で、どの地域においても、安心して子育てができるよう、また1人でも多くの子供を産んでいただけるような環境づくりを、よろしく願いいたします。

次に、重度障がい者（児）の医療費助成事業についてお伺いをいたします。

この制度では、外来の場合、一旦、医療機関窓口で医療費を支払い、後日、市町村から還付を受ける償還払いとされており、そうした負担のない現物給付化を求めて、去る11月定例会において請願がなされ、全会一致で採択したところであります。

議会といたしましては、重い障がいのある方の切実な願いを受け、現物給付化を進めるべきとの判断を示したものであり、執行部のしっかりとした対応を求めるものであります。

また、1月9日には、知事に対し、市町村からも要望がなされたと伺っており、制度の実施主体である県内全ての市町村が一致して取り組む方針が示されたものと考えます。

そこで、知事に、今後、外来の現物給付化を実施する考えがあるか、お伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 重度障がい者（児）医療費公費負担制度につきましては、医療費が高額となる入院におきましては、平成18年から現物給付を実施しておりますが、障がい者団体等から、外来においても現物給付化を求める要望が寄せられているところであります。

現物給付化は、利用者の負担軽減に資する一方で、県と市町村にかなりの財政負担が生じるものでございますが、私としましては、重い障がいのある方の切実な声、また、実施主体である市町村からの要望、そして、県議会における請願の採択を重く受けとめ、現物給付の実施に向けて検討を進めることを決断いたしました。

今後、医療機関等との調整などさまざまな課題もございますので、市町村と一体となって協議を重ねながら取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 知事から、外来の現物給付化についてはさまざまな課題があるが、市町村と一体となって検討を進めるとの答弁があったところであります。

実施に向けては、具体的にどのような課題があり、検討にどれぐらいの時間を要するものなのか、課題とスケジュールについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 重度障がい者（児）医療費公費負担制度における外来の現物給付化に当たりましては、現在、月額1,000円としている自己負担額を、月に複数回、複数の医療機関を受診される場合に、窓口でどのように負担していただくかなどの制度設計が大きな課題となります。

また、医療機関、国民健康保険団体連合会などの関係機関との調整や、事業費の増大、システムの改修など、県と市町村に生じる新たな財

政負担への対応も必要であります。

制度を将来に向けて安定的に運営していくためには、こうした課題をしっかりと整理していく必要があります。また、市町村の条例改正手続や周知期間などにも一定の時間を要すると考えております。

このため、他県の先例などを踏まえ、実施の時期としましては、早くとも平成32年度中になるものと想定しております。

○山下博三議員 ありがとうございます。さまざまな手続を踏んで32年度からの実施という明快な答弁をいただきました。スピード感を持って実施していただくよう、よろしく願いいたします。

次に、林業大学校と森林環境譲与税についてお伺いをいたします。

まず、林業大学校についてお伺いをいたします。

本県は、27年連続で杉丸太の生産日本一を続ける全国有数の林業県ですが、採算性の悪化、林業就業者の減少や高齢化などから、伐採後の適切な更新が行われない森林や、間伐等の手入れが行き届いていない森林の増加が懸念されるなどの課題に直面しております。

このような状況の中、ことし4月に「みやざき林業大学校」が開講いたします。本県の森林・林業の将来を担う人材が育成され、本県の林業の現場などで即戦力となって大いに活躍されることを期待しております。

そこで、林業大学校では、本県の林業が求める人材をしっかりと育成していただきたいと思いますが、開講に向けた準備状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 「みやざき林業大学校」の準備状況につきましては、長期課

程の受講希望者に対して、推薦及び一般選考を実施し、15名の定員を上回る23名に合格通知を行ったところであります。

また、大学校で使用する研修用機器の整備や、現在林業に従事している方の技術力向上を目的とした短期課程など含めた、全ての研修コースのカリキュラムの作成を終えるとともに、今月初めには担い手育成の機運醸成を図るシンポジウムを開催し、大学校の運営を支援するサポートチームなどから240名に御参加いただいたところであります。

現在は、長期課程における遠方からの受講生向けに公営住宅を提供していただく予定の美郷町や日向市、諸塚村と入居の調整を行うほか、研修を担当する講師と、研修内容について最終調整などを行っている状況であります。

林業大学校につきましては、4月の開講に向け、準備に万全を期してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 募集を上回る人気で、非常にいいスタートを切れたなど評価しておきたいと思っております。

次に、森林環境譲与税についてお伺いをいたします。

温室効果ガスの排出削減目標達成や災害防止等を図るために、森林経営管理法に基づく森林経営管理制度、新たな森林管理システムが来年度から施行されることを踏まえ、森林環境譲与税は、平成31年度から県や市町村に譲与されることとなります。

そこで、県は森林環境譲与税を活用して、平成31年度はどのような事業に取り組んでいられるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 森林環境譲与税は、平成31年度から施行されます新たな森林

管理システムの円滑な推進などを図るために譲与されるものであり、現在、国会に関連法案が提出されているところであります。

法案では、税の使途について、森林の整備や人材の育成・確保、木材利用の促進に関する施策に充てることが規定されており、都道府県は、市町村が行う施策に対する支援などを行うことになっております。

このため県では、平成31年度事業として、市町村が行います林地集約の事務や林地台帳の整備などの支援を初め、「みやざき林業大学校」における人材の育成、さらには、川崎市などと連携した都市部における県産材の利用促進など、7事業1億6,300万円を予算案に計上しております。また、法案成立後に、これらの事業へ1億800万円の譲与税を充当したいと考えております。

○山下博三議員 次に、事業承継についてお伺いをいたします。

若年層の人口の維持・拡大とともに、地域に根差した中小企業や小規模事業者の存続も、地域の経済・雇用、そして我が国経済の将来に必要であります。

平成29年に県が60歳以上の経営者を対象に行ったアンケート調査によりますと、「適当な後継者がいない」などの理由により、26.6%が「自分の代で廃業・解散する予定」、22.9%が「まだ決めていない」としております。

事業者が円滑な事業承継を行うためには、相当な準備期間を要すると聞いておりますが、経営者の高齢化や後継者不在により、やむなく廃業してしまうのではなく、その技術やノウハウを次世代に確実に引き継ぐことができれば、雇用の確保、地域経済への貢献を続けることにもつながることから、事業承継の問題は、まさに

喫緊の課題となっております。

このような状況を受けて、本県では、平成27年8月に「事業引継ぎ支援センター」が設置され、後継者のいない事業者を支援していると聞いておりますが、特に、小規模事業者の占める割合が高い本県では、公的機関であるセンターによる支援は大変重要と考えております。

そこで、県事業引継ぎ支援センターにおける取り組みとこれまでの実績について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 「県事業引継ぎ支援センター」では、親族内承継、従業員承継第三者承継といった事業承継に関する相談に幅広く対応するとともに、円滑な事業承継に向けて、相談者との個別面談を通じ、個々の企業の状況に即した課題整理や、マッチング支援を行っているところであります。

中でも、身近な後継者がいない案件につきましては、「後継者人材バンク」事業として、事業者と創業を目指す起業家等とのマッチングにも取り組んでおります。

センターのこれまでの実績につきましては、平成27年8月の開設から本年1月末までで、相談件数が535件、そのうち、事業承継の成約に至ったものが27件となっており、特に、今年度の成約実績については18件で、昨年度末までの成約実績9件に比べて大きく増加している状況となっております。

○山下博三議員 この事業引継ぎ支援センターでの支援に加えて、事業承継する際に事業を引き受ける側、すなわち後継者に発生する税負担の軽減策も同時に講じていただく必要があります。

そこで、現在、事業承継税制の拡充に係る検討が行われていると聞いておりますが、その内

容について商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 国におきましては、事業承継を推進するため、平成30年度より、非上場会社の後継者が、相続により、その株式等を引き継いだ場合の納税猶予割合を、それまでの8割から10割に引き上げるなど、法人向けの事業承継税制の大幅な拡充が図られております。

こうした現行の措置に加え、今般、事業承継税制のさらなる拡充といたしまして、個人事業者が土地・建物などの事業用資産を後継者に引き継ぐ際、後継者の相続税・贈与税の全額を猶予する、いわゆる「個人版事業承継税制」の創設が検討されているところであります。

県といたしましては、国の動向を注視しながら、商工団体等との関係機関と連携し、ホームページや広報誌、セミナーなど、あらゆる機会を通じて、事業承継税制の周知に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 先般も新聞報道がありましたけれども、毎年350社程度は事業を廃業されていく、この実態が112億でしたかね。そして、1,000人の雇用が失われている現状が出てまいりました。そのことも含めて事業承継が円滑に進むよう、県の取り組みをもっとPRしていただきたいと思っております。

次に、外国人労働者の受け入れについてお伺いをしてまいります。

私は常日ごろから、地元の方々と意見交換する機会が多いのですが、その中で、特に最近誰もが口にすることが多くなったなと感じることの一つに、人手不足があります。農業、建設業、介護・福祉といった分野では、かねてから人手が足りないと聞いておりましたが、最近

は、業種を問わず、あらゆるところで人手が足りないということをよく聞くのです。人口減少の時代を迎え、地方においても、人手不足は深刻化する一方であります。

その打開策の一つとして、今般、出入国管理及び難民認定法が改正され、この4月から施行されることになりました。これにより、国内では5年間で最大34万5,000人の外国人が新たな在留資格のもとで受け入れ可能となります。

これまでにも、技能実習制度を活用し、外国人労働者を受け入れてきたわけですが、まずは、本県における技能実習生を含む外国人労働者の数について、在留資格別及び国籍別の推移を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 宮崎労働局によりますと、本県の外国人労働者数は、各年の10月末現在で、平成26年の1,885人と比較して、30年は約2.2倍の4,144人に増加しております。

在留資格別に見ますと、「技能実習」が26年の1,248人から30年には約2.2倍の2,800人に、留学などの「資格外活動」が128人から481人に、永住者などの「身分に基づく在留資格」が299人から461人と、いずれも増加しております。

次に、国籍別で見ますと、「ベトナム」が26年の108人から30年には約15.5倍の1,678人に、「インドネシア」が225人から499人に、また「フィリピン」が131人から325人にいずれも増加した一方で、「中国」は1,082人から772人に減少しているところであります。

○山下博三議員 かなりな勢いでふえております。新たな外国人材の円滑な受け入れを図るためには、生活者としての外国人が暮らしやすい環境整備を進める必要があります。外国人住民へのさまざまな支援を行うとともに、外国人を

地域の一員として受け入れ、互いの文化的違いを認め合い、共生していくという「多文化共生社会づくり」が求められております。

本県でも外国人の受け入れが増加すると見込まれますが、地域での共生に向けて、県はどのような対応を行うのか、同じく商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県では、現在、多文化共生社会づくりを推進するため、県国際交流協会を中心に、外国人住民への日本語学習支援や、教育・医療・防災などの生活面でのさまざまな支援を行うとともに、県民向けの国際理解講座等を実施しているところであります。

今後、新たな外国人材の受け入れ拡大に伴い、外国人住民への一層の支援が必要になりますことから、行政・生活全般の情報提供や相談対応を多言語で行う一元的な窓口として、多文化共生総合相談ワンストップセンターの設置を検討しているところであります。

また、外国人材の受け入れ・共生には、地域社会への参加促進など、住民に身近な市町村の役割も重要でありますことから、県と市町村との連絡協議会を立ち上げ、情報共有や連携した取り組みの推進を図ることとしたところであります。

今後さらに、国や市町村、関係団体等と連携しながら、外国人材の円滑な受け入れ・共生に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 私の住む都城市においても、かなりの外国人が居住をされております。市としても対応の必要性を案じておられました。県との協議を進めていくということですので大変期待をされておりますから、早急な対応

をよろしく願いしておきたいと思っております。

次に、法務省によりますと、日本に不法残留する外国人は、平成30年7月1日現在で6万9,346人であり、平成30年1月1日からの半年で2,848人ふえ、年々増加をしております。

本県でも外国人労働者が増加し、不法滞在や外国人による犯罪が増加しているのではないかとこの心配の声もあります。そこで、過去3年間の外国人犯罪の推移について、警察本部長にお伺いをいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 宮崎県における過去3年間の外国人犯罪の推移につきましては、平成28年は、刑法犯の検挙件数と人数は7件5人、特別法犯は2件2人となっております。平成29年は、刑法犯は8件8人、特別法犯の検挙はありませんでした。平成30年は、刑法犯は11件11人、特別法犯は10件6人となっております。

○山下博三議員 県民の方も大変不安に思っておられますから、少しでも治安を乱さないような連携をよろしく願いしておきたいと思っております。

それから、技能実習生、留学生等の受け入れが進み、居住外国人数は着実にふえています。一方で、不法残留外国人や技能実習生の失踪も増加傾向にあることから、不法滞在外国人対策について、警察本部長にお伺いをいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 今後、本県におきましても居住外国人の増加が予想されることから、特に不法残留等の犯罪の発生が懸念される技能実習生の失踪の防止に関しましては、受け入れ企業・入国管理局等との連携を強化しております。また、居住外国人が日本の法律・文化を理解して安全・安心に暮らせるように、技能実習生に対する講習等各種対策を推進してお

ります。

○山下博三議員 次に、農政問題についてお伺いしてまいります。

まずは、農協をめぐる状況についてお伺いいたします。

農業協同組合はこれまで、農業者の営農、生活、加工などさまざまな事業を展開され、グローバル化した日本農業の中で先駆的役割を担ってまいりました。

しかしながら、平成26年6月10日、政府の規制改革推進会議は、農協、農業委員会等に関する改革の推進について取りまとめを行いました。

また、改革に当たっては、平成26年6月から平成31年5月を集中期間として、農協グループが自主的に改革に取り組むこととし、規制改革推進会議は、その期間フォローアップを行うこととしたところであります。

改革集中期間の最終段階と言える昨年11月、組合員の代表ら1,300人の参加のもと、第24回JA宮崎県大会が開催され、JAグループ宮崎として農協改革を進めていく上で、その方向性を諮る大変重要な大会となりました。

大会では、現在県内に13あるJAグループの総合力を最大限に発揮するためにはどのような組織であるべきか、具体的に検討整理を行う「県域JA構想」の策定を進めることが、満場一致で決議されました。

JAグループが総力を挙げて、本県農業、地域の将来像を十分に協議しながら、あるべき姿を検討することとされたことは、大きな意義があると考えます。その背景には、近年、農業をめぐる情勢の中で大きな課題となっている担い手不足や高齢化、農業生産基盤の縮小、脆弱化などの「農業・農村の危機」、地域社会、地域

の疲弊や農協組織基盤の弱体化、事業取扱高の減少などの「組織・事業・経営の危機」、組合員構成の変化・多様化によるJA組織の意識の低下など「協同組合の危機」があり、それぞれの分野ごとに検討を進めていくということであり

ます。昨年末の選挙において、河野知事は、農民連盟からいち早く推薦を受けられ、盤石の体制で3選を果たされました。JAグループが「農業・農村の危機」と位置づけている、JAグループの組織基盤や経営基盤の脆弱化についてどのような認識を持っておられるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） JAグループには、営農指導事業や経済・信用事業等を通じまして、地域農業の発展はもとより、地域を支える社会基盤として重要な役割を担っていただいております。

こうした中、県内JAにおきましては、平成30年1月末現在、組合員総数15万5,086人のうち、正組合員数は、全体の約35%の5万3,792人で、准組合員数を下回る状況にあることから、組織活動の停滞や経済活動の縮小等による経営への影響も懸念されているところであります。

現在、JAグループにおいては、自己改革に取り組んでおられるところであり、敬意を表するものでありますが、県といたしましては、このような社会・経済情勢、またその変化に対応できるよう、組織や経営基盤の強化に努められ、引き続き、一緒になって本県農業・農村の振興に取り組んでいただきたいと考えております。

○山下博三議員 JAは「所得アップGO!GO!テン」運動に取り組んでおられますが、大きな柱として位置づけられているのが、販売力

の強化、生産性の向上、営農基盤強化の3つの大きな柱であります。

まず、販売力の強化についてであります。JAグループでは、販売力を強化するために新たな販売方式の拡大や、みやざきブランド推進に取り組むこととされております。このような取り組みは、JA全農さいたまやJAグループ千葉などにおいても、大型量販店や海外市場の開拓など新たな販売戦略に取り組んでいるようでありま

す。本県は今日まで、基幹産業は農業であるとの位置づけを明確にし、JAグループと県が、車の両輪として農業振興に取り組まれ、「宮崎牛」「太陽のタマゴ」「完熟きんかん「たまたま」」など、全国に「宮崎ブランド」として知名度を築かれたのは、生産者、JAグループ、県などの取り組みの成果として高く評価するものであります。

そこで、県として、これまでのみやざきブランド推進対策の取り組みを通して、農業所得の向上にどのような成果があったのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） みやざきブランド推進対策は、JAグループを初め、生産者や関係機関・団体と一体となって、宮崎ならではの価値を持った商品づくりや、日本一の残留農薬検査システムによる安全・安心な産地づくり、さらには、トップセールスやフェアの実施などによる安定的な取引づくりを3つの柱に、取り組んでいるところでございます。

また、近年は、栄養・機能性成分の分析技術を生かし、ピーマンや「完熟きんかん「たまたま」」を栄養機能食品として販売するなど、健康に着目した取り組みも推進しているところであります。

これらの取り組みの結果、県産品の県外での認知度が向上し、量販店等における定番・定着化が進むとともに、販売単価におきましても、例えば、みやざきブランドである「ワンタッチきゅうり」は、通常のキュウリより、1～2割程度高めで取引されるなど、農業所得の安定・向上につながっているものと考えているところであります。

○山下博三議員 第7次農業・農村振興長期計画では、「儲かる農業の実現」を目指す将来像の1番目に位置づけておりますが、本県の農業所得はどのように推移しているのか、同じく農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 本県農家の1戸当たりの農業所得につきましては、主な収入が農業であり、青色申告を行っている農家で組織する宮崎県農業経営者組織協議会のデータ、これを長期計画の指標としているところでありますけれども、このデータによりますと、平成26年は536万円、平成29年は568万円となっており、昨今の肉用牛価格の上昇などを背景として増加傾向にございます。

○山下博三議員 平成27年2月の農林業センサスによれば、本県の農業の家族経営体数は約2万6,000経営体、平成30年1月の県の農業法人実態調査によれば、法人経営体数は778法人であります。

本県農業のさらなる発展のためには、これらの育成・充実が課題になってまいります。そこで、家族経営体、法人経営体の育成・連携について、今後どのように支援を進めていかれるのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県農業は、平地から山間部に至る変化に富んだ地形や標高差など、さまざまな条件におきまして、家族経営体、法

人経営体が、それぞれの役割を担って、地域農業を支えていただいているものと認識しております。

このため、新規就農時や規模拡大時など、発展ステージに応じた体系的な研修の実施や、私が塾長を務めております「みやざき次世代農業リーダー養成塾」の開催など、次代を担う農業者の育成に取り組んでいるところであります。

また、法人経営体の育成につきましては、今年度、農業経営相談所を設置しまして、中小企業診断士や社会保険労務士を派遣するなど、法人の高度かつ多岐にわたる経営課題の解決に取り組んでいるところであります。

今後、我が国の日本農業は、世界的な人口増加や急速な国際化の進展に伴う食糧需給動向の変化によりまして大きな変革期を迎えますので、これを本県農業の最大のビジネスチャンスと捉えまして、全ての農業者の皆様「儲かる農業」を実現いただけるよう、関係機関・団体と連携しながら、人材育成や経営発展に向けた支援を強化してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 J A大会では、農業所得の向上に向けて、営農指導の強化や生産力強化を目指す生産性向上に向けた取り組みを重点的に取り組むとして、決議をされております。

県には、営農指導組織として農業改良普及センターがあります。私が酪農業を営み、県中核農家協議会の会長をしていた時期には、13地域の普及所が設置され、総勢250名を超える改良普及員の皆さんが、農家の栽培技術や経営の指導に当たっておられました。私たちも大変お世話になったと記憶いたしております。

一方、J Aグループにも営農指導員という業務に当たっている方がおられます。本県のJ Aグループの営農指導員の数と業務の内容、県の

普及指導員の数と指導内容について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） J Aグループの営農指導員は、平成30年4月1日現在479名で、J Aへの出荷者を構成員とする生産部会等に対しまして、技術や経営に関する支援など、組合員の所得向上に取り組んでおられます。

一方、県の普及指導員は、県内8カ所の農業改良普及センターに157名、本庁に13名、総合農業試験場に1名の計171名を配置しております。試験研究機関と連携した新品種・新技術の導入支援や、S A P等次世代を担う若手農業者や新規就農者等の人材育成、さらには、産地の持続的な発展に向けて、関係機関・団体と連携を図りながら、J A部会等を対象とした産地ビジョンの策定支援などに取り組んでいるところでございます。

○山下博三議員 当時、県の農業改良普及員の方とお話をする中で、普及員は、経験年数や専門に応じて体系的な研修を受け、技術の向上に努めているということでありましたが、そのころとは時代も大きく変わり、A I、I C T、ドローン、ロボットなどの技術革新が、想像を超え急速に進化する時代となってまいりました。これからの5年間、どこまで農業が変化していくのか、想像すらできない状況になってまいりました。

そのような中、農業所得の向上を図り、儲かる農業を実現していくためには、県の普及指導体制とJ Aグループの営農指導員の指導体制を連携させていくことが、大変重要となってまいります。

J Aグループでは、平成28年から「宮崎方式営農支援体制」として、県と連携しながら取り組みを進めているということでありましたが、

その内容はどのようなものなのか、また今後どのように進めていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 「宮崎方式営農支援体制」は、儲かる農業の実現と産地力の維持向上を推進するため、新たな技術等に対応できる指導員の能力向上や、農業者の経営発展に応じた経営管理能力の向上等に、JAグループと連携して取り組んでいるものでございます。

産地の高齢化や担い手の減少が見込まれる中、本県農業がさらなる発展を遂げるためには、AIやドローンなどの新技術の導入が不可欠でありますことから、農業者に適切なアドバイスができる指導員の育成に努めているところであります。

今後は、さらに、AIなどの高度な技術を有する民間企業のノウハウを活用するなど、さまざまな技術の急速な進化に対応できる宮崎方式営農支援体制を構築し、農業者の所得向上と産地づくりを推進してまいります。

○山下博三議員 次に、種子条例についてお伺いをいたします。

本年1月6日の日本農業新聞に、「宮崎県種子法条例化へ」という見出しの記事が出ておりました。

米や麦、大豆などの主要な農作物の種について、国が法律を定め、種子の安定生産と供給を進めてまいりましたが、国は平成29年をもって主要農作物種子法を廃止し、種子の生産供給を民間ベースで進めていくということでもあります。

県内の生産者、農業団体から、種子の供給を不安に思う声が上がっているということですが、具体的にはどのようなものなのか、ま

た、条例化に向けた全国の動きはどうなっているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 主要農作物種子法廃止後に、県内の生産者や農業団体から、種子供給体制等に関する要請等がなされたところではありますが、その中で、将来的に種子の安定供給や価格に影響が出るのではないかとといった不安の声が上げられております。

また、全国の条例化の動きにつきましては、現在、宮城、埼玉などの6県で条例が制定・施行されているほか、4道県において条例化の検討がなされていると伺っているところであります。

○山下博三議員 県は、不安の声に対して、どのような体制でどのように取り込まれるのか。また、条例化により種子の生産・利用がこれまでと変わる点があるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 県といたしましては、生産者が将来にわたって安心して営農できるよう、種子法廃止前と同様、県が主体となった種子供給体制を継続していくこととしておりまして、今回、本議会に条例案を提出させていただいているところであります。

今後は、この条例に基づきまして、これまでと同様、県と関係者の役割分担のもと、生産者が安心して主要農作物の安定的な生産に取り組むことができるよう、種子供給体制を確保してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、TPP対策についてお伺いをしてまいります。

昨年12月30日、米国を除く11カ国による環太平洋経済連携協定（TPP11）が発効し、世界の国内総生産の13%を占め、域内人口が5億人を超える新たな経済圏がスタートしてまいりま

した。農林水産物の約53%で関税が即時撤廃され、それ以外の品目についても段階的に削減を進めていくということであります。

具体的に牛肉では、現在27.5%の関税が4月からは全て26.6%に引き下げられます。また、バターや脱脂粉乳の輸入枠は、初年度は12月から3月までの4カ月分であるため2万トンと少ないものの、来年度は6万2,000トンと協定どおりの枠に拡大されるということであります。

そのような中で、2月からは欧州連合EUとの経済連携協定(EPA)も発効し、日本はまさに、かつて経験したことのない、国際化という大荒れの海に乗り出すこととなります。

これまで、農業者に影響を与えないことを前提とした国際化の進展を求めてこられた、本県並びにJAグループの要請を踏まえて、政府は、畜産クラスター事業や産地パワーアップ事業などの国内対策を措置し、競争力の強化対策を積極的に講じてまいりました。

本県における畜産クラスター事業及び産地パワーアップ事業の取り組み状況と、それぞれ生産基盤の強化がどのように図られたのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長(中田哲朗君) 畜産クラスター事業では、これまでに約86億円の国の補助金を確保いたしまして、牛・豚・鶏の畜舎整備などを支援してまいりました。その結果、例えば繁殖雌牛では、平成27年の7万5,800頭が、平成30年には8万3,200頭となり、畜産新生推進プランの目標頭数8万頭を前倒して達成するなど、着実に生産基盤の強化が図られているところであります。

また、産地パワーアップ事業では、約34億円の補助金を確保し、ハウスや農業機械等の整備を支援した結果、例えば施設園芸では、環境制

御技術等の導入により、キュウリにおいて県内平均の約2倍となる10アール当たり30トンを達成する事例が見られるなど、収益性の向上が図られているところであります。

今後とも、両事業の積極的な推進を行いながら、国際化にしっかりと対応した本県農業の生産基盤の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 今後、急速に進む農業の国際化の中で最重要な本県の課題は、農地の集約化と基盤整備であります。このことについては、今までの一般質問の中で何回か指摘、要望もしてまいりました。

30アール区画以上の基盤整備がなされている割合は、北海道で96.0%、東北地方で66.1%であります。1ヘクタール以上でも、北海道や宮城県、秋田県では20%を超えております。

一方、本県は、30アール区画以上でも39.8%、1ヘクタールとなると1%にすぎません。これでは、主業農家や法人経営体の皆さんが、効率化を求めてICTやドローン、下町ロケットでもあったように、AIを活用したトラクターの自動運転など、活用しようにも活用できないか、十分に効果が出てまいりません。

労働力の不足する中、畜産クラスター事業や産地パワーアップ事業を活用して、農業生産の体質を強化し、競争力の高い農業経営を実現することは大変重要であります。今の農地基盤整備の現状では国際化の進展には太刀打ちできないと、一抹の不安を感じるのは私だけではありません。

国は、土地改良事業に対して、平成30年第2次補正予算と平成31年度当初予算を合わせると、6,000億を超える額を措置しました。全国土地改良事業団体連合会の会長である二階自民党

幹事長は、「上品なことを言ってへなへなしていても予算はとれない、田んぼに入り国民の食糧を確保するとうい使命を持っている農家の期待に応えなければならない」と、関係者に檄を飛ばされました。私も全く同感であります。

国際化を目指して、海外との競争に打ち勝ち、本県が農業県として将来にわたって発展していくには、効率的な農地集積が図られる基盤整備に、もっと積極的に取り組んでいくべきと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のように、農業の国際化や産地間競争が激化する中で、意欲ある農業者が積極的に経営に取り組むためには、農作業の効率化や生産性の向上に欠かせない基盤整備は大変重要であると認識をしております。

このようなことから、将来にわたって営農の継続に意欲的な地域を重点地区として選定し、基盤整備を進め、農地集積が図られるよう、県、市町村、関係機関が一体となって、積極的に取り組んでいるところであります。

来年度の農業農村整備事業の予算につきましては、国の予算も順調に回復をしているところでありまして、県としても前年度を上回る額でお願いしているところでありますが、引き続き、予算の確保と基盤整備の推進に、しっかりと取り組んでまいります。

○山下博三議員 TPP、EUとのEPA、さらには米国とのTAG(物品貿易協定)交渉の開始など、国際競争が現実のものとなり、特に畜産経営においては、これまで経験したことのない未知の領域に突入いたします。私もこれまで、多くの肉用牛経営者の皆さんと意見交換しましたが、経営への影響に危機感を持ち、不安

に感じている声がほとんどでありました。

本県の農業の基幹となった畜産経営を将来にわたって安定的に維持発展させていくためにも、県は農業者にしっかりと寄り添いながら不安の解消に努めることが最重要であります。

TPP等の国際化に伴い、農家の不安解消に向け、県はどのように畜産振興を進めていかれるのか、知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) TPP11や日EU・EPAの発効など国際環境が大きく変化する中で、生産者が夢と希望を持ち、安心して畜産経営に取り組むことができるよう、畜産を国際競争力のある産業としてさらに成長させていくことが、大変重要であると考えております。

このため、畜産クラスター事業等を活用しました経営規模の拡大やICTの導入によります生産性向上のほか、経営の発展段階に応じた研修・技術指導等によりまして、次代を担う畜産経営体の育成・確保に積極的に取り組んでいるところであります。

また、現在、最新鋭の大型食肉・食鳥処理施設の整備も進められているところであります。こうした生産基盤をしっかりと整備するとともにPRの機会——先日東京食肉市場まつりでの本県のPR、さらにはアカデミー賞のパーティーでのPR、このような機会もいただいたところでありますし、今後、東京オリンピック・パラリンピックなどの絶好のPR機会を生かしながら、みやざきブランドの確立と輸出を含めた国内外への販路拡大を、強力に進めてまいります。

○山下博三議員 次に、本県の家畜防疫体制についてお伺いをいたします。

昨年9月、岐阜県の養豚場において、国内で26年ぶりに豚コレラの発生が確認されて以

降、周辺地域では野生イノシシへの感染も広がっており、岐阜県以外の1府3県の養豚場でも感染が見られております。

また、海外に目を向けますと、韓国においては、ことし1月、約9カ月ぶりに口蹄疫が発生しておりますし、中国では、昨年8月にアジアで初めてアフリカ豚コレラの発生が確認されて以降、ほぼ中国全土に蔓延しております。ことし1月にはモンゴル、2月にはベトナムでも発生が確認をされております。

口蹄疫を経験した本県は、このような重大な家畜伝染病を発生させない体制づくりが大変重要であると考えております。そこで、農場防疫の徹底など、本県の防疫対策の取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 議員からお話がありましたとおり、近隣諸国では口蹄疫やアフリカ豚コレラが継続して発生し、国内では豚コレラが5府県に広がり約4万7,000頭が殺処分されるなど、さまざまな家畜伝染病の侵入に非常に危機感を持っているところでございます。

このような状況を踏まえ、県では、緊急の防疫会議等を開催し、農場や畜産関係業者への防疫の再徹底とあわせ、空港や旅行業者等に対し、水際防疫への協力を改めてお願いするとともに、海外渡航者等への啓発を強化したところであります。

また、国内で豚コレラが続発していることを受けまして、家畜保健衛生所による農場巡回を再度実施し、よりきめ細やかな農場消毒等の指導や異常家畜の早期通報の再徹底を図ったところであります。

県といたしましては、引き続き、関係機関と連携し、家畜伝染病を絶対に発生させないという強い意識で防疫対策に取り組んでまいりたい

と考えております。

○山下博三議員 これほど人と物が国際化してきた中で、本当に不安でたまらないんですね。空港、港、観光客をひっくるめて、防疫対策をしっかりとやっていただきたい、そのように要望しておきます。

台湾では、中国からの水際対策を徹底するため、畜産物を持ち込んだ時点で20万台湾元、日本円にしますと約72万円の支払いを求め、応じない場合は即刻入国拒否し、強制送還。支払わない限り入国が禁じられるとのことでありませう。

国会でもこうした仕組みを参考に、議員立法の検討がなされているようでありませう。

次に、県立農業大学校についてお伺いをしてまいります。

私は今日までの活動の中で、県内の主要な農業法人はもとより、県内外の福祉事業者や外食、量販店の皆さん、さらには宮崎大学とのマッチングに向けた検討会を通じて、本県産農畜産物の有利販売に向けた取り組みを進めておりますが、打ち合わせを行う中で出る課題は、必ずと言っていいほど、労働力の不足であります。

先日も、都城地域を中心に加工業務用野菜の経営を大規模に行っている創業15年の農業法人の取締役と、長時間にわたって意見交換をいたしました。この取締役は、8年前、東京の国立大学を卒業後すぐに就農され、法人に就農して以降、規模の拡大やICTなどの業務の効率化に向けたさまざまな取り組みを積極的に進めておられます。

意見交換の中で、「これまで顧客ニーズに対応するため、契約出荷や6次産業化を進めることで成長を続けてきたが、今後さらなる需要の拡

大が見込まれる中で、生産規模の拡大を図るには大きく3つの課題がある」と、明確に指摘をされております。

1つ目は、現在の経営は、農作業未経験者の新卒者を雇用しており、熟練者が不足しているのに加え、労働力を多く投入しなければならない生産体系であること。

2つ目は、多様な品目を栽培する中で、需要の変化等に対応した栽培技術の蓄積が十分でないこと。

3つ目は、グループ内の生産物をいかに均質化させるかであります。

農業分野における労働力は確実に不足しており、それぞれの法人、家族経営にかかわらず、働き手を確保したいと、躍起になって求人活動に取り組んでおられます。

しかし、この日の意見交換で私は、作業員としての労働力は、未経験者であっても外国人労働者であっても構わないかもしれませんが、その指導、指揮を担うのには、一定の経験や技術を持つ人が必要であることに気づきました。そして、本県でそのような要件にかなうのは、農業系の高校、農業大学の卒業生であります。

そこで、県内の農業系高校と農業大学の卒業生の進路についてどのようになっているのか、農政水産部長と教育長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 農業大学卒業生の近年の進路状況につきましては、約6割の方が就農しております、このうち約3割が自営就農、残りの約7割が法人就農となっております。

その他の卒業生につきましては、JA等の農業関係団体や食品・農業資材関連産業等に就職をしております。

なお、今年度の卒業予定者69名につきましては、就農が38名で、そのうち自営就農が9名、法人就農が29名、また農業関係団体等への就職が24名、進学等が7名となっております。

○教育長（四本 孝君） 農業系高校卒業生の進路状況につきましては、平成30年3月のデータによりますと、卒業生数580人中、就職者が316名おまして、そのうち、農業関連への就職者は193人で、就職者全体の61%となっております。

具体的には、直接生産に携わる農業法人等に18人、その他は、食品製造業や農業協同組合等、さまざまな方面に就職をしているところであります。

一方、進学者は264人であり、そのうち就農を目的とした農業大学等への進学者は57人で、進学者全体の22%となっております。

○山下博三議員 それぞれ大きな課題があるようであります。先ほどの農業法人もそうなんです、農業大学に求人票を出しても、大半の法人は雇用できないということであり、農業大学における、農業法人からの求人と学生の動向はどうなっているのか、また、農業法人の求人には十分応えられているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 農業大学におきましては、県内農業法人の営農実態を知ってもらい、就農促進と定着率向上を目的に、農業法人との就農相談会やインターンシップ、農業高校と連携したバスツアーなどの取り組みを行っているところであります。

これらの取り組みもあり、近年の卒業生の法人就農の割合は、全体の4割程度で推移しているところであります。

本年度につきましては、農業法人からの求

人55名に対し、法人就農は29名となっており、その要望に応えられていない状況でございます。

○山下博三議員 経験者や技術を有する者が欲しい農業法人と、安定した分野を希望する学生とのマッチングが重要であります。昭和47年に農業大学校として設置されて以来、50年近く経過し、当初の自営者養成のための教育施設から、今では、より専門的な知識を有する指導者養成を目的とした教育施設に変化してまいりました。

農業大学校としての自営者養成のニーズは依然として高いものの、法人就農という新たなニーズも急速に拡大してきております。

長期計画における本県農業の生産構造でも、農業大学校が大きな役割を果たすと見込まれている中で、現在の農業大学校の定員を思い切ってふやし、農業法人就農を目指した専門課程を設置することはできないのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 農業大学校の入学者数は、平成29年度、30年度と2年連続で65名の定員を上回りましたが、平成31年度の入学試験での合格者は58名となっておりまして、現在、2次募集を行っているところであります。

農業大学校卒業生に対する農業法人からの求人数は年々増加している状況ではありますが、入学定員の見直しや課程の新設につきましては、施設や受け入れ体制の問題もありますので、今後、農業法人のニーズや志願者の動向を踏まえ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 専門課程の新設については、確かに施設等の受け入れ体制の問題もあると思

います。私もちょこちょこ農業大学校を訪問しておるんですが、なかなか目的に添う形になっていないというのが、現状を見てわかります。そのことで、例えば農業大学校に隣接する農業実践塾において、法人就農コースを開設するなどのやり方もあると考えております。ぜひ、法人就農に対応する人材の育成につながる思い切った改革について検討いただきますよう、要望をしておきます。

次に、我が国の農業は、ロボットや人工知能（AI）、ドローン、IoT（モノのインターネット）などの先端技術を活用する「スマート農業」の時代に突入してまいりました。

一例を挙げますと、GPSで位置を把握する無人のトラクターやコンバインなどが作業に当たり、生育状況や病害虫の被害はドローンを飛ばして把握する。機械の稼働情報や、土壌や気象のデータ、肥料や水の管理、収穫時の収量、食味の情報などはクラウド上に送信して、スマートフォンで農場を一括管理し、効率化と品質の向上を図る。さらには、蓄積された栽培工程のデータを技術として継承していくといったものであります。

農業大学校においても、こうした最先端のスマート農業技術を学んでいかなければ、とりわけ土地利用型農業の現場では、即戦力として活躍することは難しいのではないかと考えております。そこで、農業大学校に「スマート農業学科」を開設できないのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 農業大学校におきましては、スマート農業の推進が重要になってきております状況を踏まえまして、平成29年度から、教育カリキュラムにスマート農業を追加し、栽培環境モニタリングシステムや

現場の導入事例などの学習に取り組んでおります。

しかしながら、農業分野における技術開発のスピードが著しい状況になっておりますことから、今後、民間企業の技術力を生かしながら、教育カリキュラムの充実など、スマート農業教育のさらなる強化を図っていく必要があると考えておるところであります。

なお、農業大学校でのスマート農業学科の開設につきましては、受け入れ体制等、解決すべき課題もございますことから、今後、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 県内の大規模経営法人は、労働力の確保に奔走しておられることに加え、単なる労働者ではなく、先進技術を身につけ、現場でも即戦力として活躍できる人材を求めています。

スマート農業などを初め、今まさに目覚ましい技術革新が到来しております。この流れに乗りおくれず、他県に負けない宮崎の農業を築き上げるためには、農業大学校を初め、将来の農業を担う若い世代が新しい技術を習得できる場を早急に整え、農業の現場で即戦力として力を発揮できる人材を創出する必要があると考えます。

技術進展著しい農業分野での、農業大学校の改革を含む、若い農業者の人材育成対策について、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） TPP11や日EU・EPAに伴う経営環境の変化が予想される中で、本県の農畜産物の輸出は、この5年間で3倍に伸びているところであります。宮崎牛など世界に誇れる多くの農畜産物があるわけでありまして、これらの本県の強みを一層拡大し、本県農業の振興を図っていくためには、新たな農業技

術に積極的に挑戦するなど、経営環境のさまざまな変化に対応できる柔軟性やグローバルな視点を持った人材を育成していくことが、大変重要であると認識をしております。

先ほど、一連のJAに関する御質問がありましたが、農林水産省のホームページの農協改革に関するコーナーの中で、各地で農協が具体的に成果を上げている事例として、本県からは「農協出資型法人による新規就農者の育成」という項目が紹介をされました。大変心強いという思いとともに、県としてもしっかりと連携をしていく必要があると考えております。

農業大学校におきましては、スマート農業等、新しい農業技術や国際化に対応できる人材を育成できますよう、高校や大学、民間企業などと連携した教育の充実を図るなど、農業大学校の人材育成に係る総合拠点としての機能強化をさらに進めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 農政問題について、さまざまな角度から議論をさせていただきました。

778の農業法人のうち、422法人が耕種部門であります。いわゆる土地利用型農業であります。このうち、耕地面積10ヘクタール以上は105法人であり、耕種部門の約25%を占めるなど、土地利用型農業法人の大規模化が確実に進んでおります。100ヘクタール以上耕作される経営体も11社に上ります。アメリカ並みの農業形態に近づいてまいりました。大規模化に伴っては、販売管理、労務管理、資金管理、作付管理などの極めて厳しい経営戦略が求められます。

こうした農業法人が一旦経営困難に陥りますと、県内の農地荒廃がさらに進むことが危惧されます。そのため、全县を挙げて、各方面からの相談・支援体制を整えることが必要かと思われれます。農業法人の儲かる農業への取り組みの

支援を強化していただくよう、要望をしておきます。

次に、土木行政についてお伺いしてまいります。

まず、公共工事における労務単価の状況についてお伺いいたします。

最近、人手不足という言葉がよく聞かれますが、建設産業において担い手の確保・育成を図るためには、何よりも十分な給料の支払いが必要であります。

特に、公共工事においては、建設労働者の適正な給料を確保するために、工事の予定価格の算出に用いる設計労務単価が引き上げられることが重要であると考えます。そこで、公共工事設計労務単価の推移について、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 公共工事の積算に用いる設計労務単価につきましては、国や県などが発注する工事における賃金支払いの実態調査をもとに、毎年国が、各県ごと、及び普通作業員や鉄筋工などの職種ごとに設定をしております。

設計労務単価は、平成25年度以降、社会保険の加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映したことや、最近の労働市場の実勢価格の上昇を適切・迅速に反映したことにより、6年連続で引き上げられており、さらに今般、平成31年度の引き上げも公表されたところであります。

本県におきましても、新単価を適用しますと、平成24年度と比べて、全職種の平均で約53%の大幅な増となり、公表を開始しました平成9年度以降の最高値と同程度まで回復することとなります。

県としましては、設計労務単価の引き上げ

が、労働者への適切な賃金水準の確保につながるよう、建設関係団体や工事の受注者に対して要請するなど、しっかりと取り組んでまいります。

○山下博三議員 今後とも、建設関係団体としっかりと連携を図っていただき、賃金確保に向けた取り組みをやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、建設工事における不調・不落についてお伺いいたします。

昨年、本県では台風24号、25号が相次いで襲来し、ここ10年で最も大きな公共土木施設の被害がありました。

順次、通常工事に加え、災害復旧工事の発注がなされていることと思いますが、このような中、一部の地域において、不調・不落が増加していると聞いております。そこで、建設工事における不調・不落の発生状況について、公共三部の各部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 環境森林部における不調・不落件数は、28年度が9件、29年度が17件、30年度が12月末時点で20件となっております。

○農政水産部長（中田哲朗君） 農政水産部における不調・不落件数は、平成28年度が14件、29年度が45件、30年度が12月末時点で50件となっております。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県土整備部における不調・不落件数は、平成28年度が69件、29年度が70件、30年度が12月末時点で94件となっております。

○山下博三議員 この質問を通告してから、不調・不落がどうしても気になっていたものですから、お願いしてみましたところ、公共三部、本当に増加しておる数字にびっくりしたところ

であります。三部とも、昨年度に比べ不調・不落がかなり増加しているとのことであります。

関連してお伺いをいたします。不調・不落となった工事については、再度入札にかけられると思いますが、特に、災害復旧工事において不調・不落が繰り返されると、いつまでも災害箇所の本復旧がなされずに、県民の安全・安心や利便性の確保がおくれることとなります。

そうした事態を回避するためには、再度の入札で、再び不調・不落が発生しないような取り組みが必要かと考えますが、不調・不落が発生した場合、どのように対処しておられるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 建設工事における入札の不調・不落は、手持ち工事の多くなる時期に、主に小規模工事や災害復旧工事、機材等の搬入が困難な山間部の工事などで発生をしております。

不調・不落となった工事につきましては、等級拡大や入札方式の変更、施工条件の見直し等を行った上で、改めて入札を実施しております。

今後とも、建設関係団体と十分な意見交換を行い、地域の実情の把握に努めながら、現場条件を十分に考慮したきめ細かな積算による適正な予定価格の設定を行うとともに、ゼロ県債や余裕期間の設定等により発注時期の平準化を図るなど、公共工事の円滑な執行に努めてまいります。

○山下博三議員 今後、国土強靱化3か年緊急対策による関連工事が大量に発注されるものと思います。防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、円滑な施工確保が大変重要であると考えますので、発注時期の平準化など不調・不

落の抑制対策を講じられるよう、よろしく願いをしておきます。

次に、建設産業の育成についてお伺いいたします。

ことし2月15日の宮日新聞に、昨年の県内企業の休廃業・解散件数が303件で、業種別では、建設業が最多の84件となっているという記事が出ておりました。

先ほど答弁していただきましたが、公共工事の不調・不落の件数はふえているにもかかわらず、建設業の休廃業・解散が多いという状況が、どうしてだろう、どこに原因があるのだろうと、不思議に思えてくるのであります。

昨年の台風24号、25号が上陸した際、都城市の中山間地域で畜産業を営んでおられる農家では、風倒木や道路の決壊、さらには、1週間も停電や断水が続いたため、ヘリコプターで餌を運ぶことまで検討するなど、復旧対応に大変な苦労をなされたそうでありますが、そうした甚大な被害の復旧に当たってくれたのが、地元の建設業の皆さんであったということでありませう。

このように、建設産業は、社会資本の整備を支える不可欠の存在でありますし、何かあった際には、地域の守り手として頼らざるを得ません。その一方で、少子高齢化の進展に伴い、建設産業も高齢化の進行等の構造的な課題に直面をしております。

今後も、これらの課題に対応し、持続的な建設産業を構築していくことが必要であります。どのように県内の建設産業を育成されるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 建設産業の育成を図るためには、安定的な事業量の確保など、将来を見通すことができる経営環境の整備

を図ることが大変重要であると認識しております。

このため、県としましては、国の公共事業予算の確保に向け全力で取り組んでいるところであり、また、予算の執行に当たりましては、県内業者への優先発注はもとより、ゼロ県債の活用等による発注の平準化に努めております。

さらには、ICTの活用による生産性向上や、週休2日工事などの働き方改革にも努める一方で、担い手の育成・確保のため、産業開発青年隊による若手技術者の育成を初め、現場見学会開催などにより、高校生等の若い世代に建設産業の魅力を伝えるための取り組みを行っております。

県としましては、今後とも、関係団体等と連携を図り、建設産業の育成にしっかりと取り組んでまいります。

○山下博三議員 よろしく願いいたします。

次に、宮崎県住宅供給公社についてお伺いをいたします。

住宅供給公社につきましては、平成25年2月議会の代表質問において、知事より、「今後、将来的な解散を見据えて、段階的に事業を縮小していく」との答弁があったところであります。

また、平成27年4月改定の「新宮崎県公社等改革指針」では、住宅供給公社について、資産整理計画に基づき速やかな資産の整理を進め、廃止に向けた計画的な取り組みが求められるとされたところであります。

このようなことから、住宅供給公社においては、資産整理計画にのっとり、多数の保有資産の整理を進めてこられたと聞いております。

こうした状況を踏まえ、住宅供給公社の解散時期と、それに向けて、今後どのように取り組

んでいかれるのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎県住宅供給公社は、昭和41年の設立以来、半世紀にわたりまして、県民に居住環境の良好な住宅を供給してまいりました。

しかしながら、民間住宅産業の成長など社会経済情勢の変化によりまして、住宅供給という所期の目的はおおむね達成したと言える状況になりましたことから、平成25年2月議会において、将来的には解散に向かうことを表明したところであります。

その後、この公社におきまして、「資産整理計画」に基づく保有資産の整理を進めてきており、現在までにおおむねめどが立つ状況となっております。このことから、当公社につきましては、平成31年度末を目途に解散することとしたいと考えております。

解散に当たりましては、県議会の議決と国土交通大臣の解散認可が必要となりますことから、今後は、解散に向けて必要な手続を進めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、一ツ瀬川県民ゴルフ場の今後の運営についてお伺いをいたします。

企業局では、水力発電をメインとした電気事業、細島工業団地に工業用水を供給する工業用水道事業のほか、地域振興事業として、一ツ瀬川河川敷でゴルフ場を運営しておられますが、近年、こちらのゴルフ場の利用者数は減少傾向にあり、特に今年度は、台風等による3度のゴルフコース冠水被害等に伴い、利用者数と収益が大きく落ち込んでおります。

そのような中、ことし4月以降の指定管理者の公募には応募がなく、昨年11月に、本県の指定管理者制度では初となる再公募を行ったと聞

いております。

このような状況を見ますと、今後、このゴルフ場の運営を安定して継続することができるのかということが心配されるところであります。また、地域振興事業における、一ツ瀬川県民ゴルフ場の今後の運営について、企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（図師雄一君） 一ツ瀬川県民ゴルフ場は、県民の健康づくりや良好な河川環境の維持、地域経済への貢献などを目的に、平成2年11月より営業を開始しております。

これまでに、高齢者の方々を中心に、延べ115万人を超える県民の皆様などに御利用いただいておりますが、利用者数は近年減少傾向にあり、昨年度は、ピーク時の約6万6,600人から半数以下となる約3万人となり、また、今年度につきましても、台風等の影響により、利用者数がさらに減少することが見込まれております。

こうした中、ことし4月からの指定管理につきましては、経営リスクを軽減する観点から、指定管理者からの納付金の算定方法を見直した上で再公募を行い、応募があった3者のうち、営業力があり、ゴルフ関連事業のノウハウを有する、株式会社モリタゴルフを候補者に選定したところであります。

企業局といたしましては、今後とも指定管理者と一体となって、これまで以上に、ゴルフ場の魅力づくりやサービス向上などに取り組み、利用者の増加に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、県立宮崎病院の再整備事業についてお伺いいたします。

県立宮崎病院は、救急医療、災害医療、精神疾患、感染症対策の全県レベルの中核病院であ

り、また、基幹災害拠点病院であるなど、大変重要な役割を担っております。

しかしながら、現在の建物は、昭和58年の全面改築以来、約35年が経過し、外壁や設備配管等の老朽化や、医療技術の進展等に伴って診療室が手狭になり、安全・安心な医療の提供に支障を来していることや、免震構造の採用や専用ヘリポートの設置、浸水対策などの巨大地震等の大規模災害に対応する施設整備が十分ではないことなど、さまざまな課題が指摘されております。

こうした課題を解消し、医療機能の向上を図ることを目的に、建てかえによる再整備が計画され、既に工事が始まっておりますが、県立宮崎病院再整備事業の進捗状況等について、病院局長にお伺いをいたします。

○病院局長（桑山秀彦君） 現在、宮崎病院では、準備工事といたしまして、昨年6月より立体駐車場を建設中であり、あわせて、病院東側の市道沿いに、来院者等のための歩道を新設する工事を進めているところであります。

また、新病院の建設工事につきましては、実施設計業務が昨年11月に完了し、ただいま入札手続を進めているところであります。3月の初めに開札を行い、下旬までに工事請負契約を締結した上で、立体駐車場の供用開始後の5月中旬に、新病院の工事に着手する予定でございます。

建設期間中は、患者やその御家族の皆様、また、周辺住民の方々に御不便、御迷惑をおかけすることになりますが、事業への御理解、工事への御協力をいただきながら、2021年9月末の完成を目指して事業を進めてまいります。

○山下博三議員 多くの県民の皆様が、新病院の完成を待ち望んでいることと思っております。

す。早期の完成を期待いたしておりますが、一方で、この県立宮崎病院再整備の事業費につきましては、基本構想の段階で見込んでいた工事費用が、基本設計を終えた段階で大きく増加したことから、平成28年11月以降、当議会において審議を重ね、一昨年(平成27年)の6月議会において、病院局から、「再整備に係る工事費用については、実施設計を進める中でコスト縮減を図り、入札等を含め最終的に50億円程度の縮減を目標に、再整備を進めていく」との答弁があり、当議会でも実施設計の着手を承認したという経緯があります。

ただいま、入札手続中とのお答えでしたが、現在の県立宮崎病院再整備事業の事業費縮減の状況について、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長(桑山秀彦君) 宮崎病院再整備に係る事業費の縮減につきましては、建築の内装や設備の仕様の見直しのほか、エネルギーサービス事業の導入、これは、民間事業者みずからがボイラーなどを整備いたしまして、新病院の空調機器などに冷温水を供給する事業であります。こうした事業の採用などにより、実施設計業務完了時点で40億円を超える額が縮減できたところであります。

さらに、3月初めの入札を初め、今後予定しております現病院の解体や既存施設の改修に要する費用を抑制することによりまして、最終的に、目標額であります50億円の縮減は達成できるものと見込んでいるところでございます。

○山下博三議員 次に、学校における働き方改革について、教育長にお伺いいたします。

先般、千葉県の子供4年生の女の子が、両親からの虐待の疑いで死亡するという痛ましい事件が起きました。こうした、我が子に対する虐待事件が後を絶ちません。

学校を取り巻く状況も、昔と比べるとかなり変化してきているようであり、いわゆるモンスターペアレントや、本来、家庭が担うべきしつけや教育などを学校任せにする保護者など、いろいろな保護者がいることも聞いております。

また、このような一部の保護者の問題だけでなく、学校では、小学校における外国語の教科化、プログラミング教育の必修化など新たな学習内容が、平成32年度より小学校から順次全面実施されます。学校現場では、それに向けての対応が求められており、大変忙しくなる状況にあるようであり、

さらには、生徒指導上の諸課題や、特別な配慮を必要とする子供の増加に対する対応など、学校における問題が複雑化・多様化するとともに、学校に求められる役割も非常に多くなっている状況にあります。

このように、いろいろなことが求められている学校現場において、日々の子供たちの指導に当たっている本県の先生方は、本当に大丈夫なのだろうか、疲弊してしまっているのではないかと心配しているところです。子供は、国の宝であります。その子供を指導する先生方には、心身ともにゆとりを持って、子供たちとしっかりと向き合ってもらいたいと思っております。

全国的に「教職員の働き方改革」が問題となっておりますが、本県の「教職員の働き方改革」の現状についてお尋ねしたいと思います。

まずは、本県教職員の勤務実態についてどのように捉えておられるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(四本 孝君) 10月に実施いたしました教職員勤務実態調査によりますと、国の勤務時間の上限の目安として示しました時間外

業務時間が、月当たり45時間を超えている教諭等は、小学校・特別支援学校で約3割、中学校・高等学校では約6割に上ります。また、「過労死ライン」と言われます月当たり80時間を超えている教職員のうち、特に副校長・教頭につきましては、小学校で半数、中学校では3分の2に上り、看過できない状況にあります。

これらの原因といたしましては、議員がおっしゃいましたように、社会の変化によって学校の役割が拡大し、多くの業務を抱え込んでいる状況がありますことや、その実態が家庭・地域に十分に理解されていないことなどが考えられます。

そのため、県教育委員会では、教職員の働き方改革を本年度の重点事項として掲げ、改善を図るための取り組みを進めているところであります。

○山下博三議員 先ほど、全国的に「教職員の働き方改革」が問題となっておりますと申し上げたところでありますが、本県の教職員の勤務実態も、かなり厳しい現状があることがわかりました。

県教育委員会では、「教職員の働き方改革」を重点事項として掲げ、取り組みを進めているということですが、どのように取り組んでおられるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(四本 孝君) 県教育委員会といたしましては、教職員がしっかりと児童生徒に向き合い、教育活動に専念できる環境をつくることが重要であると考えておりますことから、本年度、市町村教育委員会や学校、PTA、スポーツ関係団体などの代表者から構成される推進協議会を立ち上げ、「学校における働き方改革推進プラン」の策定に向けて検討を進めているところでございます。

その中では、教職員の意識改革や業務の効率化を図る一方で、専門スタッフ等の配置や、部活動の休養日の設定、業務の役割分担の見直しなど、教職員の時間外業務時間の解消に向けた取り組みを盛り込むこととしております。

教職員の働き方改革につきましては、プランに基づいた取り組みを新年度からスタートさせる予定としており、保護者や地域の方々の理解と協力が得られるように、その周知にも努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 質問ではないんですが、教職員が心身ともに元気でない、子供たちも元気にはならないと思います。先生がゆとりを持って、しっかりと子供たちと向き合うことができるような環境をつくらなければ、望ましい教育はできないと思います。

そのためには、業務の見直しや改善を進めていくこと、休暇等をしっかりととれるようにすることなどとともに、学校や家庭、地域が、それぞれの役割を自覚し、協力しながら、子供を見守っていく、育んでいく環境をつくるのが非常に大事ではないかと考えております。

子供たちのためにも、ぜひ教職員の働き方改革を進めていただきたいと、要望をしておきます。

最後になりましたが、3月末で退職される各部長さんを初め県職員の皆さん、本当に長い間お世話になりました。

今後とも、それぞれの新しいステージで県勢発展のために御尽力いただきますよう、お願い申し上げます。私の代表質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時0分開議

○**蓬原正三議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮崎県議会自由民主党、右松隆央議員。

○**右松隆央議員**〔登壇〕(拍手) 自由民主党の政審会長を務めております、宮崎市選出の右松隆央でございます。私は過去15回、一般質問で登壇させていただき、今回初めて会派を代表しての質問をさせていただくことになりました。合計49問、問わせていただきます。

「宮崎の真の力を引き出し、豊かな県民生活の実現を！」このことを強く念頭に置き、いかにしてふるさと宮崎を、全ての分野において、全国でも有数の先進県に引き上げ、県民の皆様が経済的にも、そして心の面でも、豊かで誇りある生活が送れることを心から願いながら、一問一問、問わせていただきたいと思います。代表質問で長丁場になりますが、どうぞよろしく願います。

まずは、国の税制改正についてであります。

さまざまな施策の遂行のため、どの地方自治体でも、財源の確保に必死になって取り組むのが常であります。そして、人口も企業も持ちたる大都市と地方とのせめぎ合いは、苛烈がきわまるばかりであります。例えば、地方税収において、都道府県単位で人口1人当たりで換算すれば、税収の格差は最大で2.4倍、これでも大きいわけですが、地方法人2税である法人事業税と法人住民税の、国の是正措置前の総税収だけに限ると、その差は6.0倍に達するのであります。

来年度の国の税制改正は、この地方法人課税

の偏在の是正が一つの大きな焦点になっております。政府は、これまでも繰り返し、法人2税の一部を国税化し、地方に配分してきたわけですが、10月に予定する消費増税にあわせて、さらに再配分を進めるのが、今回の改革の中身となっております。

本県と東京都の法人事業税の比較で、仮に20年前の平成10年を互いに100とした場合に、この20年間で、税収の格差が拡大の一途をたどっていることは明らかであります。地方法人課税は特に偏在性が大きいわけでありまして、交付税による財政調整が行われた後であっても、都市部においては、財政需要に比してなお、財源が非常に豊かであります。

地方自治体において、歳出における社会保障の割合が高まり、本県においても関係費が毎年10数億円増加を続ける中、それに対応した安定的な税財源の充実を目指す上において、偏在是正は避けて通れない課題となっております。

そこで、知事に、今回の国の31年度税制改正において、特に地方法人課税の偏在是正措置など、主要項目をどのように評価されているか伺いたいと思います。

あとは、質問者席にて質問を行わせていただきます。〔降壇〕(拍手)

○**知事(河野俊嗣君)**〔登壇〕お答えします。

近年、人口や大企業などの大都市への集中が継続をする中で、地方税収が全体としては増加しておりますものの、地域間の格差は拡大する傾向にあります。本県の人口1人当たりの税収は、東京都の半分以下となっております。

特に、偏在の大きい地方法人課税におきましては、平成20年度から、法人事業税の一部を国税化した上で都道府県に譲与する、暫定的な是

正措置がとられておりますが、この措置がなくなると、1人当たりの税収の都道府県間の格差が最大で6倍生じることとなります。

今回の改正におきましては、これまでの暫定措置にかわる新たな恒久措置として、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設し、その譲与基準が、現行の「人口と従業員数」から、地方にとってより有利な「人口」のみとされたことから、地方法人課税におけるその格差は、3倍程度になる見通しとなっております。

このようなことから、今回の改正は、本県がこれまで要望しておりました地方税源の偏在是正に資するものとして、評価できるものと考えているところであります。以上であります。

〔降壇〕

○右松隆央議員 大都市部への人材供給源となっている地方の活力をいかに維持していくか、また産業構造も、全国で事業展開しながらも税収は大都市部に集中するという傾向は、フランチャイズや店舗を有しないネット取引、さらには支社の地域子会社化など、企業組織の多様化により、今後も一層加速していくものと考えております。

したがって、そもそもの税のあり方の中で、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系へと抜本的な見直しをしていくことが、今後、より求められていくものと認識しております。

そこで、重ねて知事に、極端な偏在を生じさせない地方税体系へと、抜本的な見直しをしていくことが大事と考えるわけではありますが、見解をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 重要な御指摘でありまして、今後の地方税制の基本的な方向性として、少子高齢化がさらに進展する中で、地方

が責任を持って、地方創生・人口減少対策を初め、それぞれの実情に沿ったきめ細かな行政サービスを担っていくためには、地方税収の確保・充実を図ることが重要であると考えております。

その際には、地方税の充実そのものが財政力格差拡大の要因とならないよう、今回の地方法人課税の偏在是正を初めとする税制改正のように、さらに税源の偏在性が小さい地方税体系の構築を図っていくことが必要であると考えております。

私も、宮崎に赴任する直前は、この地方税の担当をしておったところではありますが、そのときの経験または思いというものをしっかり踏まえながら、今後とも、社会情勢や産業構造の変化等にも対応しながら、地方税体系の必要な見直しがしっかりと図られるよう、全国知事会等と連携しながら、国に対して積極的に働きかけてまいります。

○右松隆央議員 ありがとうございます。ぜひ、全国知事会等と連携しながら、国へ積極的に働きかけていただきますようお願いいたします。

続いて、県の今回の2次補正で119億6,300万円、そして来年度当初予算で170億9,200万円を計上している、「防災・減災・国土強靱化対策」について伺ってまいります。

北海道胆振東部地震や西日本を中心とする7月豪雨、そして本県も被災した9月の台風21号など、相次いで甚大な自然災害に見舞われる中、国は9月に、重要インフラ緊急点検に関する関係閣僚会議において、緊急点検の結果等を踏まえた160項目の対策について、7兆円規模で3年間、集中的に実施することとなりました。

重要なインフラが、災害時にしっかりとその機能を維持して被害を防止、最小化できるよ

う、堤防など洪水や土砂災害のための整備や災害時に拠点となる病院など、救助、救急、医療活動などの災害対応力の確保策が盛り込まれております。

そこで、国の防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策において、本県は、県民を支える重要インフラの機能維持のために、今回の補正と来年度以降に実施される160項目の対策をどのように活用していくのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 激甚化・頻発化する豪雨災害や、切迫する南海トラフ地震などによる大規模自然災害から県民の生命・財産を守るための社会資本の整備は喫緊の課題であり、県では、「宮崎県国土強靱化地域計画」に基づき、県土の強靱化に向けた取り組みを進めているところです。

このような中、今回の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」につきましては、県議会において、国土強靱化対策の推進に関する国への意見書を可決・提出されるなど、地方の声を届けていただいたこともあり、国の2次補正予算や31年度予算における「臨時・特別の措置」として、それぞれ1兆円を超える予算が措置されたところです。

本県におきましても、特に緊急を要する道路や河川などの防災・減災対策を実施し、県土の強靱化を一層加速させることとしており、早期に効果が発揮できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

○右松隆央議員 近年多発する甚大な自然災害から県民の生命と財産を守るために、国の3か年緊急対策をしっかりと活用していただきますようお願いいたします。

引き続き、160項目のうち、国交省が所管す

る67項目で、本県に係る対象をどのように緊急点検なされ、どのような対策が必要との分析結果を出されているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 3か年緊急対策においては、道路や堤防、ダムなど、「防災のための」及び「経済・生活を支える」重要なインフラが、災害時にしっかり機能を維持できるかという観点から点検を行い、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に取り組むこととされたところです。

このため本県では、大規模な浸水対策として、河川内の樹木伐採や掘削、堤防強化に加え、迅速な避難につながる河川監視カメラなどの設置を行うほか、地震・津波や土砂災害対策として、橋梁の耐震補強、道路のり面の防災対策及び無電柱化、さらには、港湾の岸壁耐震化や砂防堰堤の整備などを実施することとしたところです。

県土の強靱化の実現には、3か年緊急対策完了後も、まだまだ多額の費用と期間を要することから、「臨時・特別の措置」にかわる新たな財政措置について、県議会や市町村、関係団体等と連携しながら、国に対し強く要望してまいります。

○右松隆央議員 相当な箇所数になると考えておりますので、しっかりと対策を講じていただきますようお願いいたします。また予算獲得につきましては、我々も当然、できるところから努力をしてまいりたいと思っております。

引き続き、地震豪雨等防災対策について伺います。

農水省は、西日本豪雨で被災した広島県などでため池の決壊が相次いだことを受け、優先的

に対策を進める防災重点ため池の基準を見直し、新基準では、ため池から家屋や公共施設までの距離など、自治体が必要と判断した箇所も合わせて、4つの指標で判断することとなりました。なお、防災重点ため池に選定されれば、国からの防災対策の補助が受けやすくなり、農水省では、ことしの6月までに再選定するように、都道府県に通知を出しております。

さきの広島県では、ため池の整備や廃止、管理などに関する方針をまとめ、農業用水として利用されていない約5,000カ所を順次廃止するとし、各市町村と連携し、水利組合の同意を得た後、危険性の高いため池から順次、埋め立てを進めるとのことです。

そこで、現在、県内のため池で利用されていない数がどれほどあるのか、そして今後どのように対応されるのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 今年の西日本豪雨を受け、11月に発表されました防災重点ため池の見直しに対しは、現在、県内各市町におきまして、見直し、選定作業を実施しており、本年5月末までに終了する予定となっております。

また、県内699カ所の農業用ため池のうち、下流域に家屋があるなど点検が必要な505カ所を昨年緊急点検した結果、利用されていないものが31カ所ございました。

これらのため池は、管理の不徹底等によりまして豪雨や地震で決壊するおそれもありますことから、今後、関係市町や管理者と協議しながら、廃止も含め、その対応について検討してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 今後とも、選定作業の実施と点検、並びに管理等の徹底をよろしく願ひし

ます。

続いて、南海トラフ巨大地震への対応についてであります。中央防災会議において、南海トラフ巨大地震の震源域で大地震が起きた場合、域内の被災していない地域にも避難を促すことなどを柱とする報告書を取りまとめております。報告書を踏まえて、国は、太平洋沿岸を中心に、29都府県707市町村や企業、学校などに、新たな防災計画の策定を求めることとなりました。

いわゆる前兆地震と言われるもので、南海トラフの東側か西側のどちらかをマグニチュード8以上の地震が襲う「半割れ」が起きた場合には、被災していなくても避難することとなります。

内閣府は、臨時情報の発表に伴う混乱を避けるため、新たな防災計画の策定が必要と判断したとのことです。

そこで、中央防災会議の方針を受けて、今後、県としてどのような取り組みを進めていくのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（田中保通君） 昨年12月に中央防災会議のワーキンググループが公表しました「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方」の報告書では、南海トラフの東側で地震が発生し、西側でも地震発生の可能性が高まった場合などは、後発地震に備え、1週間を基本に防災対応を実施すべきとしております。

具体的には、津波到達までに避難が間に合わない地域の住民や要配慮者は事前避難をすることや、その他の住民も避難できる準備をしておくこと、企業や病院等は、施設点検や事業継続に向けた措置を実施することなどを提言しております。

これを受けまして、国は、地方公共団体の防災対応に関するガイドライン案を来月公表し、4月に説明会を開催する予定と聞いておりません。

今後、このガイドライン案を踏まえ、県内全ての市町村と協議を行った上で、来年度中に本県における防災対応方針を定め、防災計画に反映させていきたいと考えております。

○右松隆央議員 防災計画への反映をよろしくお祈りします。

次は、国と連動した移住政策について伺ってまいります。

総務省の住民基本台帳に基づく昨年度の人口移動報告によれば、東京圏は転入超過が22年連続で続いている中、政府は、来年度には東京圏の転入者と転出者数を均衡にする目標を掲げております。既に御承知のとおり、東京一極集中の是正に向けて、例えば——ことし受験を終えた私の息子は直接的な影響を受けましたが——東京23区にある大学の定員増を10年間認めないなど、仮に定員を超えて入学者を受け入れた学校は補助金の減額があり、私が聞いた大学では、合格者数の徹底管理を行っていたようですが、このように転入を制限する取り組みを進めているところであります。

その中で、転入制限だけではなくて、転出増もてこ入れをする施策として打ち出したものが、来年度創設する地方創生推進交付金を活用した、東京23区から地方への移住支援策であります。具体的には、地方自治体がマッチング支援の対象とした中小企業に就職をしたり、あるいは起業した際に、100万円から300万円を国費2分の1で支給する内容であり、概算要求段階で85億の関連経費を計上しております。

国は、地方の深刻な人手不足の解消のため

に、全国規模のマッチングを支援することで、来年度からの6年間で、東京圏から地方へのUIターンで6万人の起業、就業者を創出するとしております。

そこで、総合政策部長に、この制度を本県はどのように活用し、宮崎への移住や労働力不足の対策につなげようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 国におきましては、東京一極集中の是正と地方の人材不足解消を目的として、来年度より、お話にありましたように地方創生推進交付金に、就業マッチングサイトの整備や地方で就業や創業を行う移住者等を支援する制度が創設されることとなっております。

県では、これまで移住希望者の相談対応やイベント等の実施、市町村の受け入れ体制整備に対する支援等を行ってきたところでありますが、今回の支援制度を活用することにより、産業人材の確保や移住促進につながると考えられますので、できるだけ早く取り組みが進められるよう、国や市町村との調整を行っているところであります。

また、支援制度の活用により、移住希望者と県内企業等とのマッチングを行う「ふるさと宮崎人材バンク」をリニューアルし、求人情報を充実させるほか、住まいの情報等、移住希望者が必要とする情報提供の機能をさらに強化してまいります。

○右松隆央議員 ぜひ、国の制度を積極的に活用していただき、本県への移住者増と産業人材の獲得につなげていただければと思います。

引き続き、県外学生のUIターン促進のための就活支援についてであります。

県内産業界において、若年労働力の不足は大

きな問題となっており、産業分野によっては、技術の継承もままならず、産業全体の活力低下を招くなど、分野によっては深刻な状況に陥っております。若手人材の確保は、まさに産業や企業、ひいては本県の活力そのものに直結する、喫緊で重要な取り組みであります。

その中で今回は、県外の学生に、いかに宮崎への就職を促していけるか、県内企業の情報を提供し就職に至るまで、学生をいかにきめ細かくサポートをしていけるか、本県のこれまでの成果と今後の取り組みについて、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 本県における学生の就活支援のための取り組みといたしましては、県外の学生に対し県内企業の魅力発信や情報提供等を行う産業人財掘り起こしコーディネーターを、今年度から東京と福岡に設置しております。

これまで半年間で、延べ約350の大学等を訪問した結果、人的ネットワークが構築され、福岡大学など就職支援協定締結大学における定期的な相談ブースの設置や、就職イベントへの出展等につながったところであります。

このような取り組みにより、学生2名のUターン就職が決定するなど、徐々に成果があらわれてきておりますが、この成果を拡大していくためには、学生一人一人に働きかける地道な活動を継続していくことが重要であると考えております。

このような就活支援のための取り組みにつきましては、今後一層充実させるとともに、就職支援協定締結大学をさらにふやしていくなど、県内就職情報がしっかりと届く仕組みづくりを進めることにより、U I Jターンの促進につなげてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 本県の出身者が多く進学している県外の大学との就職支援協定も進んでいるようでございます。今後とも、学生への支援をよろしくお願いします。

同じく、県外学生への就活支援において、これは全国知事会の先進政策バンクに掲載されていた施策であります。今、各県や市町で、人手不足の深刻化に伴い、県外学生のU I ターン就職を促す一環で、就職活動やインターンシップを行う際にかかった交通費や宿泊費の経費を一部助成する事業が進んでおります。

そこで、本県において、県外学生のU I ターンを促す施策の取り組み状況と、交通費助成など県外学生への就活支援ができないものか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県では、本県出身の学生などのU I Jターンの促進するため、県外大学との就職支援協定の締結や、ふるさと就職説明会の開催等に取り組んでいるところでありますが、人口減少や県内企業の人手不足への対応が喫緊の課題となる中、さらなる取り組みの強化が必要と考えております。

このため、来年度からは、県外大学生等の就職活動に対する金銭的な支援として、「宮崎の魅力発信」U I Jターン就職促進事業において、大学生等のインターンシップ参加に係る交通費の助成を行うこととしております。

県としましては、これらの取り組みに加え、スマホ用のアプリやSNSを活用した情報発信の強化などを通じて、U I Jターンの促進に一層努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、さまざまな取り組みを進めていただき、1人でも多くの県外学生をU I ターン就職へと結びつけていただきますよう、よろしく申し上げます。

次は、バリアフリーのまちづくりについて伺ってまいります。

国は、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機に、高齢者や障がい者等が日常生活、社会生活において利用する公共交通機関や建築物、道路等のバリアフリー化を、重点的かつ一体的に推進すべく、自治体への支援を強化することとなりました。

現在、バリアフリー基本構想を作成する市町村が、全国でも2割以下にとどまっていることから、構想の前段階となるマスタープラン制度を創設し、方針づくりから支援することで、構想に未着手だった自治体の取り組みを促す考えであります。

そこで、本県におけるバリアフリー基本構想の作成状況と、今後、県として、国の制度を活用しながらどのように進めていかれるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県内の基本構想の作成状況につきましては、現在、宮崎市が、宮崎駅や南宮崎駅などの周辺を重点整備地区とした基本構想を作成しているのみでございます。

人にやさしい福祉のまちづくりを推進する本県としましては、全国障害者芸術・文化祭や全国障害者スポーツ大会の開催に向け、バリアフリーの取り組みをさらに促進してまいりたいと考えております。

このため、昨年のバリアフリー法改正を好機と捉え、関係部局と連携を図りながら、制度や国の支援策等の周知を行うための説明会を開催するなど、より多くの市町村がマスタープランや基本構想を作成するよう支援に努めることで、市町村と一体となったバリアフリーのまちづくりを進めてまいります。

○右松隆央議員 高齢者、障がい者に優しく、出かけやすいまちづくりを進めることは、今後の重要な方向性でありますので、鋭意進めていただければと思います。

次に、鉄道路線の維持存続について伺います。

J R 北海道の根室本線で、釧路―根室間には、花咲線という愛称がつけられている区間があります。本県同様、路線の存廃問題で、J R 北海道から自社単独で維持することが困難な路線として13区間が発表されており、この区間は、自社単独では、老朽土木構造物の更新を含め、安全な鉄道サービスを維持するための費用を確保できない線区となっております。

廃止の岐路に立つ中、根室市は、花咲線の存続と魅力発信を目的に、ふるさと納税制度を利用してインターネット上で寄附を募るクラウドファンディングを実施したところ、目標の約9倍に当たる2億9,778万円が全国の2万人から寄せられたと、話題に上りました。

沿線の絶景や観光名所をPRする動画や特設サイトの開設のために、ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」で「日本最東端の鉄路「根室本線花咲線」を守ろう！」と題したクラウドファンディングを昨年6月1日に開始し、返礼品には根室産の海産物やチーズを用意するとともに、寄附金によって10月に公開された紹介動画も、再生回数が68万回にも上っております。

これは一例ではありますが、廃線の危機にある全国のローカル線が多数ある中、本県の吉都線や日南線も同様に、それぞれが路線維持のためにさまざまな知恵を出し、存続を図るための努力を払っております。

そこで、総合政策部長に、吉都線や日南線の

すばらしい魅力をさらに全国に広めるため、さきに紹介した、例えば、沿線自治体と連携して、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングなどを検討すべきと考えますが、御見解をお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 吉都線や日南線を維持していくためには、沿線地域内での利用促進とともに、域外からの利用促進にも積極的に取り組み、輸送密度の維持・向上を図っていくことが重要であると考えております。

昨年12月に利用促進のあり方等について検討を行いました「みやざき地域鉄道応援団」からも、メッセージ性があり、寄附を呼び込めるような魅力的な事業について、クラウドファンディングの活用検討を提言されたところであります。

このため、県といたしましては、沿線自治体で構成します利用促進協議会やJR九州などと連携し、地域の特性を生かした新たな観光列車の企画や、沿線に広がる自然景観、歴史などの魅力を効果的に伝える取り組みなど、県内外の多くの方々に共感を得られるような事業について、クラウドファンディング等の活用を検討することとしており、その実現に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、路線維持のために、さまざまな知恵を出していただければと思います。

次に、次世代の移動通信システム5Gについて伺ってまいります。

この第5世代移動通信システムは、地方の活力を取り戻し、地域の格差を解消する重要なインフラとして期待されております。4Gまでが、基本的に人と人とのコミュニケーションを行うためのツールとして発展してきたのに対

し、5Gは、あらゆるモノ、人などがつながるIoT時代の新たなコミュニケーションツールとしての役割を果たすこととなります。

特徴的な性質として、多数同時接続が可能となり、身の回りにある、あらゆる機器がネットに接続でき、例えば、災害時に大勢の避難者の健康状況を端末を通して遠隔で確認できるようになったり、もう一つの性能であります超低遅延により、タイムラグを極めて小さく抑えられることで、高い安全性が求められる自動運転やロボットの遠隔制御、さらには過疎地の医療現場において、患者の高精細な映像を送受信して医師が診療するといったことも可能になってまいります。

4月には、5G電波の周波数帯割り当てが予定されており、来年度は文字どおり、5G元年と位置づけられております。

そこで、この5Gの活用について、本県はどのように考えているのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） お話にありました5Gでございますが、現行の方式よりも100倍速い通信速度と、通信のおくれを意識することなく遠隔地のロボット等を操作できるなどの性能を有し、現在、国や通信事業者などを中心に、中山間地域での遠隔医療や、建設現場での重機の遠隔操縦、車両の自動運転など、さまざまな活用を想定した実証試験が行われております。

こうした技術が確立されれば、少子高齢化と人口減少が進行する中であって、医療体制の確保や労働力不足の解消など、本県におけるさまざまな地域課題の解決や地方創生に活用できるものと認識しております。

国では、2020年の東京オリンピック・パラリ

ンピックまでの商用サービス開始を目指しておりますので、今後の動向を注視しながら、5Gを初めとする情報通信技術の活用について、検討を進めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、活用の検討をあらゆる角度から進めていただきたいと思います。

次に、県財政の見通しについて問うてまいります。

予算等で基金残高の推移を見る際には、財政関係2基金の数字が出てまいります。各県によって分類の仕方が違うようではありますが、本県の財政関係2基金は、1つは財政調整積立金で、もう1つは県債管理基金となっております。

また、それ以外の基金に、県有施設の老朽化対策や、今後続くことになる大型施設整備等に対応するための県有施設維持整備基金も設けております。

そこで、財政調整2基金の財政調整積立金並びに県債管理基金、そして県有施設維持整備基金の現状と今後の見通しについて、総務部長にお伺いします。

○総務部長（畑山栄介君） まず、財政調整積立金及び県債管理基金につきましては、当初予算編成時の財源調整や災害時等の緊急的な支出の財源として活用しており、平成30年度末で、それぞれ117億円及び328億円、両基金合わせて445億円となっております。近年、400億円以上の規模を確保してきておりまして、今後も、財政の健全性維持の観点から、同程度の規模を確保していく必要があるものと考えております。

また、県有施設維持整備基金につきましては、県有施設の整備等を図るため、近年、積み増しを行っており、平成25年度末の160億円か

ら、平成30年度末で254億円を確保しているところであります。

今後、県有施設維持整備基金につきましては、国体開催に伴う施設整備や公共施設の老朽化対策などに多額の財政負担が見込まれますことから、将来にわたる負担軽減のために、引き続き財政状況等を見ながら、可能な限り積み立てを行ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 引き続き、財政の健全性の維持に努めていただければと思います。

続いて、臨時財政対策債を除く県債発行額、並びに県債依存度であります。ここ数年の県債残高の推移等を見ますと、財政健全化に力を入れていることがわかるところであります。一方で、今後、大型施設整備等が続くわけでありますので、そのことも財政運営上、考慮していかなければなりません。

そこで、臨財債を除く県債発行額並びに県債依存度が、来年度の当初予算で高まるわけでありますが、今後どのような見通しを立てておられるのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（畑山栄介君） 平成31年度当初予算におきまして、県債発行額及び県債依存度が増加しておりますのは、防災拠点庁舎の整備などに加え、国の緊急対策を踏まえた、防災・減災、国土強靱化対策に積極的に取り組むための必要額を計上したことによるものであります。

なお、臨財債を除く県債残高につきましては、平成31年度末で約4,800億円となっており、これまでの財政改革の取り組みなどによりまして、ピーク時の6割程度にまで着実に減少しているところであります。

しかしながら、今後本格化する国体開催に伴う施設整備等について、その財源の多くを県債で賄う必要があり、県債発行額及び県債残高の

増加が見込まれますので、財政運営に今後とも十分留意してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 今後とも、投資すべきところは投資しつつ、財政運営の見通しをしっかりと立てていただければと思います。

引き続き、起債運営のあり方について伺います。現在、全国で35道府県が、資金を調達するために、債券市場であるマーケットで公開し、投資家を募集する市場公募地方債を発行しております。まずは、銀行や証券会社などの引受機関に販売し、その後、引受機関は、市場で一般の投資家に販売する仕組みとなっております。

一般的に市場公募地方債は、国債や政府保証債に次いで信用度の高い債券であり、通常、発行する自治体の信用度に応じて、国債からの上乘せ分が変動することになります。

なお、沖縄を除く九州では、本県以外は全て市場公募債を発行しておりまして、さきの35道府県に加えて、全国で20ある全ての政令市でも発行されている状況にあります。

そこで、総務部長に、本県においてマーケット調達の市場公募債の発行を検討してみてもどうかと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

○総務部長（畑山栄介君） 現在、本県におきましては、県債に係る資金を、財政融資資金などの公的資金と、県内金融機関からの借入資金により調達しているところであります。

今後、県債の発行額が増加する見込みでありますことから、安定的な資金調達のためには、調達手段の多様化を図る必要があると考えておりますので、議員御指摘の市場公募債を導入している自治体の状況把握や関係者との意見交換等を、現在進めているところでございます。

○右松隆央議員 わかりました。よろしくお願

いします。

それでは次に、医師の確保と地域偏在の是正に向けた取り組みについて伺ってまいります。

御承知のとおり、先日、厚労省が公表した、将来の地域の医師数を新たに試算した結果、三次医療圏の都道府県で、16県が「医師少数区域」に定められ、九州では本県のみ指定されたところであります。二次医療圏ごとに見ますと、2036年における医師不足数は、本県が460人と公表されているところであります。一方で、今後、厚労省は、大学医学部の「地域枠」の配分等で調整するなど、少数区域への対策を進めるとしております。

改めて、本県の医師確保対策並びに地域偏在の是正にしっかりと取り組まなければならないことを、痛感した次第であります。

そこでまずは、将来的な医師の確保と地域偏在の一つの指標として、今年度の宮崎大学医学部卒業予定者のうち、臨床研修先で県内に残る人数と、開始して12年となります医師修学資金貸与医師のうち、県内で勤務している医師の二次医療圏ごとの人数を、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 宮崎大学医学部卒業予定者108名のうち、平成31年度に本県で臨床研修を受ける予定者数は、2月1日現在で45名、41.7%となっております。

次に、医師修学資金は、平成30年度までに180名に貸与し、医学生が100名、医師になられた方が78名となっております。そのうち49名の医師が県内で勤務しており、二次医療圏別の状況は、宮崎東諸県が27名、日南串間が8名、都城北諸県が5名、延岡西臼杵が4名、日向入郷が3名、西都児湯及び西諸県が各1名となっております。

○右松隆央議員 臨床研修医として本県に残る割合が41.7%、45名であることを鑑みれば、国の地域枠の増員調整に期待のかかるころであります。また、貸与医師の地域偏在も顕著にあらわれている数字だと、そのように感じた次第であります。

引き続き、県は来年度から、医師の地域偏在の是正に向けての新たな取り組みとして、医師修学資金貸与事業を改正することとしております。

そこで、医師の地域偏在の解消に向けて、今後どのような取り組みを進めていかれるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 医師の地域偏在の解消は非常に重要な課題でありますことから、県では、昨年7月の医療法の改正を踏まえて、来年度からさまざまな取り組みを行うこととし、そのための予算等を今議会にお願いしているところでございます。

具体的には、医師修学資金の貸与医師等に対するキャリア形成プログラムを策定し、医師免許取得後、県内で9年間勤務し、そのうち4年間は医師不足地域での勤務を義務づけることとしております。

加えて、専攻医に対する研修資金貸与制度の対象診療科に、小児科、産科に加え、僻地医療において重要な役割を担う総合診療を追加し、研修終了後、医師不足地域での勤務を、従来の1年から3年に延長することとしております。

さらに、市町村や県、宮崎大学、県医師会等で構成する宮崎県地域医療支援機構の体制を強化して、医師不足地域で勤務する場合の配置調整を行うこととしております。

今後とも、医師の養成・確保と資質向上を一体的に図りながら、医師の偏在解消に努めてま

いりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、医師不足地域での勤務が推進されるように力を尽くしていただきますよう、お願いします。

国の医師少数区域への対策では、さきに申し上げた、大学医学部の地域枠の配分調整とともに、医師の移動を促す施策として、医師少数区域で勤務した医師を認定し、一定の医療機関における管理者として評価するといった視点も検討されております。

一方で、他県から医師を呼ぶ施策として、高知県など、地域赴任医師研修修学資金貸与事業といった制度で医師の取り込みに成果を上げている県もございます。

これは、高知県外の医療機関から県内の医療機関へ赴任する医師に対して、診療の傍ら自主的な研究・研修等を行うための修学金を120万円以内で貸与し、赴任先の医療機関で1年以上勤務した場合には修学金の返済が免除される仕組みでありまして、平成22年から始めており、昨年度までに、県外から29名の医師を招聘しております。

そこで、福祉保健部長に、県外から医師を呼び込むための県の取り組み状況と、紹介した地域赴任医師研修修学資金制度のような取り組みも検討してみてはどうかと思いますが、見解をお願いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県では、県外から医師を呼び込むため、県内の自治体病院等への就職を希望する医師に対し、市町村と連携して、あっせんを行う無料職業紹介所を設置しているところであります。

これに加えて、県内で合同就職説明会を開催するとともに、県外の学会でブースを設置するなど、本県の医療事情の周知に努め、平成20年

度から今年度までの累計で、22名の医師を県外から呼び込んでおります。

議員からお話のありました高知県の地域赴任医師研修修学金制度につきましては、医師を県外から呼び込むことに、一定の効果があると考えられますことから、今後、調査をしてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 本県においても22名の医師を県外から呼び込んでおられますので、一定の評価をさせていただきたいと思っております。今後、さらなる医師確保に全力を上げていただければと思います。

引き続き、女性医師の支援について伺ってまいります。東京都では、医師免許を持ちながらも育児や介護などで離職中の医師を都立病院で受け入れ、復職に必要な医療技術を指導する支援プログラムを行っております。

厚労省の調査では、医療機関で働く男女比は、年齢層が低いほど女性の割合が高い数字が出ておりまして、ライフステージの変化と重なったり、都の調査では、「医療機器や技術の進歩が速く、臨床を半年離れると患者との距離感が心配」との声や、「支援があれば復職を積極的に考えられる」といった声もあり、現在、都立の8病院で復職支援を行っているとのことでもあります。

そこで、本県における年代別の女性医師の状況と、県が実施している女性医師の就労支援での取り組み内容と成果について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 平成28年の県内の医師数2,754人のうち、女性は496人で、18%を占めています。

年代別には、40歳代は146人で23%、30歳代が144人で33%、20歳代が65人で40%となってお

り、若い世代ほどその割合が高くなっております。

このため県では、県医師会に委託して、女性医師等就労支援事業により、相談窓口を設置して、女性医師や医療機関からの個別の相談に対する情報提供や病後児保育等の保育支援、さらには、女性医師の勤務環境を改善するための、日当直の免除等の支援を行っているところであります。

これらの取り組みの結果、県内の女性医師数は、10年前と比較しますと、136人、38%増加しておりまして、一定の成果が得られたものと考えております。

今後とも、女性医師がライフイベント等に応じて安心して働ける環境づくりを、県医師会等の関係機関と一体となって進めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、今後とも積極的に女性医師の就労支援に取り組んでいただきますよう、よろしく申し上げます。

それでは次に、介護の人手不足対策について伺ってまいります。

昨年5月に、介護に携わる人材の不足が2035年に、この20年間で約20倍にふえ79万人に達するという試算結果を、経産省が発表しております。

また、公益財団法人介護労働安定センターが、昨年度の介護労働の実態調査の結果を公表しております。それによれば、介護施設や事業所の実に65%が人手不足の状況で、これは、平成25年以降、4年連続で増加しているとのことでもあります。私の知り合いの訪問介護事業所でも、採用に苦労されております。

そのような中、厚労省は介護の人手不足対策の一環として、経験のない中高年の方を介護職

場に呼び込もうと、全国の自治体に入門的研修の開催を要請しておりますが、来月までに開催するのは、全国で16都府県にとどまっております。本県においては、県独自の類似研修があると回答をされております。

入門的研修は、基礎講座が3時間と、入浴や食事といった生活支援の基本的な方法や、認知症の症状を理解する入門講座の18時間で構成されております。研修を受けた人たちに、まずは介護助手になってもらおうという考えであります。

そこで、介護人材の確保対策として、やはり介護未経験者の取り込みは重要と認識するわけですが、県の考えと類似の研修を含めて、これまでの取り組み状況を伺いたいと思います。あわせて、国が制度化している「介護に関する入門的研修」について、今後どのように取り組んでいかれるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 生産年齢人口の減少など、介護の担い手が不足する中、高齢者や主婦層など、介護の経験がない方々の新規参入を図ることは、大変重要であると考えております。

このため県では、平成27年度から、介護未経験者に対する基礎講座や施設見学会など県独自の研修を実施し、3年間で延べ約200名が受講しております。

この研修を通じて、受講者からは、「介護への理解や関心が深まった」との声や「介護の資格取得や就労を目指す契機になった」との声をいただいております。

また、今年度からスタートしました、国の「介護に関する入門的研修」は、受講することで、介護の資格取得要件が一部免除されるとと

もに、福祉人材センター等と連携して、就労に向けたマッチングまで支援を受けられることとなっております。このことから、本県におきましても、人材確保対策をさらに充実させるため、来年度から実施してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 介護人材の確保対策に、今後とも、しっかりと取り組んでいただければと思います。

次は、児童虐待の対策強化についてであります。

連日のように報道される児童虐待のニュースに、胸が締めつけられる思いをいたします。余りに凄惨な虐待に、報道の文字を読むことさえもちゅうちょしてしまうのであります。

東京都目黒区の事案や千葉県野田市の事案も、行政側は保護者への対応に非常に苦慮しており、最悪の事態を招く前に、ケースごとに判断を下す重要性や難しさを、改めて認識するところであります。

国は、重大な事案が起こるたびに対策を講じてきているのでありますが、このたび、社会保障審議会のワーキンググループにおいて、児童相談所が強制的に子供を保護する介入機能の強化に向けて、都道府県に計画策定を求める報告書がまとめられたところであります。

具体的には、介入をちゅうちょする理由の一つとして、保護者との関係がこじれ、その後に保護者の相談に乗るなどの支援ができなくなるといったことへの対策として、介入と支援で部署や担当職員を分けること、また、介入の際に弁護士や元警察官の活用などを挙げ、体制整備のための計画を策定すること、さらには、児童福祉司の研修は、介入機能に重点を置いた内容にすることなどが盛り込まれております。

そこで、この報告書を受けて、県としては具体的にどのような対応をしていくのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 児童虐待により子供の命が奪われる事件が全国で相次いで発生しておりますことを、本県としましても重く受けとめ、昨年7月の国の緊急総合対策などの取り組みを確実に実行し、子供の命をしっかりと守っていかねばならないと考えております。

そのような中、議員のお話にございました報告書では、介入機能の強化や県の計画策定などが盛り込まれ、現在、国において、児童福祉法の改正に向けた検討が進められております。

本県におきましても、虐待対応件数の増加とともに、虐待による一時保護の件数も増加し、平成29年度は前年度から約2割ふえておりますことから、一時保護の判断を適切に行うための研修やチェックリストの活用などにより、職員の資質向上に取り組んでいるところでございます。

今後、国の法改正の内容等を踏まえまして、確実に一時保護を行うための介入機能の強化等に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、方向性が示されましたら迅速に対応していただきますよう、よろしくお祈いします。

国は、児童福祉司の配置数についても、足りないとの問題意識を持っておりまして、専門職員1人当たりの件数を減らし、負担の軽減とともに、きめ細かな対応ができるよう、具体的に2022年、あと4年間でありますが、2,020人増員し、5,000人体制にするとし、まずは来年度に1,070人増員するという大きな対策をまとめた

ところであります。一方で、これは地方交付税措置という問題も抱えているわけでありましたが、社会の深刻な問題に対する重要な取り組みでありますので、今後とも、国に、目に見える予算措置を講じるよう地方の実情を訴えていく必要もあろうかと思っております。

そこで、国の増員計画に対して、県としてどのように取り組んでいかれる考えか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 本県の児童福祉司につきましては、平成28年度に策定されました、国の「児童相談所強化プラン」に基づき、体制の強化を進めておりまして、現在29人を配置しております。

昨年12月に策定されました新たなプランに基づく試算では、2022年度までに本県に配置すべき児童福祉司の数は42人となり、今後、さらに13人を配置する必要があるとございます。

来年度から2022年度に向けて、児童福祉司を具体的にどのように配置していくかにつきましては、今後検討していく必要があるとございますが、体制を強化することにより、職員の負担軽減を図り、増加する虐待相談に適切に対応することができるかと考えております。このことから、早期に職員を配置できるよう、関係部局と協議しながら、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、そのために必要な財源の確保につきましては、国にしっかりと要望してまいります。

○右松隆央議員 人員の確保は大変でありますので、計画的な対応をよろしくお祈いします。

引き続き、里親支援策について伺います。

厚労省は、虐待などで保護が必要な児童を受け入れる里親の増加に向けた取り組みも、強化していくことになりました。国が昨年度まとめ

た報告書では、里親委託率を、3歳未満では5年以内に、就学前の子供だと7年以内に75%以上にすると、明記したところであります。しかし、実情は、保護が必要な子供の委託先は、一昨年末で7割強が児童養護施設となっており、里親委託率は2割未満の状況にあります。自治体間での差が大きいのも特徴でありまして、最大の新潟市51%に対して、最小の堺市は8.3%と大きな開きがあります。

児相による児童虐待の対応件数が年々ふえ続ける中、子供が健やかに育つことのできる委託先の重要性は高まっていることから、厚労省も補助事業を拡充し、例えば、里親の新規登録者数や委託件数の実績に応じて補助を加算するなど、支援体制の整備を自治体に促すとしております。

そこで、本県の里親委託率の状況と、国が拡充する補助事業を通じてどのような取り組みを進めていくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(川野美奈子君) 里親等に委託している児童は、平成29年度末時点で58名、里親等委託率は13.8%であり、全国平均の19.7%を下回っております。

保護者による養育が困難であるなど、社会的養育を必要とする児童が健やかに成長していくためには、より家庭的な環境のもとで養育されることが重要であります。

そのため、県におきましては、これまでも里親普及促進センターの運営や委託を受けていない里親のトレーニングなどに取り組んでまいりましたが、里親委託をさらに推進するため、今回、国が拡充する補助事業を活用し、制度の普及啓発や里親委託の促進、委託後のフォローなど一連の支援を包括的に行う「里親が育て、地域が支える！里親委託総合推進事業」を、来年

度から実施したいと考えております。

今後、里親支援にかかわる関係機関との連携を強化し、効果的に事業を展開することにより、里親委託をさらに推進してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、新規事業等を通じて、里親委託率の向上に今後とも努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次は、子供の貧困対策について伺ってまいります。

子供の貧困対策においては、本県は、民間団体を中心に活発な取り組みが行われ、行政もその後押しをしっかりとされていると認識しております。

今後は、本県における子供の貧困の実態をどれだけ把握していけるか、そして、支援を必要とする家庭にどれだけ効果的な支援ができるかが、とても大事になってくるものと考えております。

山形県は、昨年8月と9月にかけて調査を実施し、その結果、国の国民生活基礎調査で、全国の子供の貧困率13.9%に対し、16%が貧困状態にあることがわかったとしております。山形県は、全国平均を2.1ポイント上回った事実を重く受けとめ、ひとり親家庭の所得向上や子供の居場所づくりなど、支援を強化することとなりました。

この調査は、貧困の実態を把握し、効果的な施策を探るのが狙いとなっておりまして、保護者へのアンケートでは、拡充が必要な支援制度を複数回答で尋ねたりもしております。本県も、市町村自治体で、詳細な実態調査を行っているところもあるようですが、やはり県として、それらを収集、分析していくことは、今後の支援策の構築に、大きなプラス効果が出てく

るものと考えております。

そこで、県としての子供の貧困における実態把握の必要性や考え方を、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 子供の貧困対策を効果的に推進するためには、支援を必要とする子供の実態の把握が重要であるものと認識しております。

このため県では、平成28年3月に「子どもの貧困対策推進計画」を策定した際、児童養護施設や関係機関等を対象として、課題や施策に関する調査を実施いたしました。その結果、「保護者の生活・就労支援」「教育の支援」「支援制度の周知」が課題として挙げられたことから、現在、それらの対策に重点的に取り組んでいるところでございます。

また、来年度、計画の改定に当たり、前回と同様に調査を実施する予定でございまして、その調査の対象を民間団体等にも広げるなど、充実させてまいりたいと考えております。

子供の貧困についての実態把握は、現在、12の市町において調査が実施されているところでございまして、県におきましても、これらの調査結果を活用、分析するなど、さらなる実態の把握に努め、必要な家庭に支援が届くように、しっかりと取り組んでまいります。

○右松隆央議員 ぜひ、実態把握を進めていただく中で、さらなる施策の充実に取り組んでいただければと思います。

引き続き、子供の貧困対策で、私は一昨年9月の一般質問で、子ども食堂を取り上げた際に、アウトリーチ型の支援として江戸川区が取り組んでいる宅食事業を紹介させていただきました。シルバー人材センターの会員らが、孤食や貧困などで家庭で十分な食事がとれない子供

を支援するため、直接、家に出向いて食事をつくったり、弁当を届けたりする事業であります。この事業のもう一つの狙いは、食を切り口に直接訪問することで、各家庭の課題を把握するとともに、学習支援や就労支援などにつなげ、課題の早期解決を図ることが眼目でありました。

実は、佐賀県が九州で初めて、貧困世帯に食品を配送することも宅食を、ふるさと納税の寄附金を財源に、ことし4月から開始することとあります。子育て支援のNPOや運送会社など6つの民間組織が共同運営し、全国展開を目指す中、希望する自治体を募集したところ、市民活動の支援に熱心な佐賀県を第一弾に選び、佐賀市に一般社団法人子ども宅食応援団を設立しております。既に導入している文京区では、約550世帯に2カ月置きに食品を届けており、配達を通じて、DVなど家庭の問題把握につながった事例も出てきております。また、運送会社が配達するため宅急便と見分けがつかず、周囲には貧困を知られなくて済むといった声もあるようです。

そこで、本県でも、家庭の問題把握と支援にもつながる可能性がある食品宅配など、一層の取り組みを検討していく考えはないのか、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 子ども食堂や食品宅配などの取り組みは、食事や食材の提供というだけではなく、地域における居場所づくりや、家庭の抱える課題を把握する手段として、大変重要であると考えております。

現在、県では、子供の貧困対策に取り組む民間団体と共同で、啓発イベントを開催したり、意見交換を行っているところでございまして、これらに加えて、団体から要望のありました、

人材の育成や寄附等の意向のある企業とのマッチングなどの支援を行っております。

また、昨年は、環境部局とも連携し、県内の個人や団体から寄せられました食品約170キロを、子供の貧困に取り組む民間団体「みやざき子ども未来ネットワーク」に寄贈するなど、官民一体となって取り組んでいるところでございます。

今後は、議員御指摘の先進事例についての情報収集に努めるとともに、民間団体等との連携を深め、子供の貧困対策の充実に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 子供の貧困対策における現在の取り組みを、私自身は評価させていただいております。なお一層の支援策の検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次は、環境森林部の所管事項についてであります。

まずは、県産材の利用促進について伺ってまいります。県では、9年前の平成22年に、県産材利用促進に関する基本方針を策定しております。これには、県産材の利用促進として、建築基準法の制約を受ける場合を除き、公共建築物は原則木造とし、使用する木材も原則県産材とするとしているところであります。

また、県によっては、森林・林業振興計画の中に、県産材の利用促進を個別計画として策定しているところもあります。その個別計画を拝見してみますと、県産材の各材の利用目標量に対する現状と推移や、さまざまな需要拡大の取り組み、また、プレカットなど加工場等の安定供給体制の整備状況などが、一目してわかるようにまとめられておりました。

そこで、環境森林部長に、本県の公共建築物の木造率の現状と、県産材の利用促進における

取り組みのさらなる見える化を進めてはどうかとありますが、見解を伺います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 本県の公共建築物の木造率につきましては、平成29年度に建設された建築物で26.8%となっており、「県産材利用推進に関する基本方針」で定めた平成32年度、目標値30%に対し、9割の達成状況となっております。

また、県産材の利用促進につきましては、県森林・林業長期計画において、取り組み方針や目標値などを示し、その実現に向け、木材利用の機運を高める木づかい運動の展開や、海外輸出の推進を図るなど、各施策を展開し、県民へのPRなどに努めているところであります。

実際に、県内の木造建築物の優良事例集の配布などにより、木材利用が広がっているところでありますので、さらに施策効果を高めるために、議員から提案のありました取り組みの見える化について、充実に図ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 公共建築物の木造率も、順調に推移しているようであります。ぜひ、さまざまな県の取り組みや実績等を見える化していただきますよう、よろしくお願ひします。

本県の森林課題として、齢級構成の平準化が常に挙がってくるわけであります。民有杉人工林で、8齢級以上が75%を占めることから、適切な伐採と再生林を行うこと、また、間伐が必要な面積も85%に至ることから、施業の効率化を図りながら、循環型の資源構成に努めていく必要があります。

そこで、齢級構成の平準化に向けた再生林、及び間伐の実施状況と、今後の具体的な取り組みについて、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 本県の人工林

は、主伐期を迎え、成熟した森林が多くを占めていることから、齢級構成の平準化に向けて、資源の若返りを図る必要があります。県では、伐採後の再造林を積極的に推進しているところであります。

その結果、平成29年度の再造林面積は、県全体では2,124ヘクタールで、再造林率は79%となっております。

しかしながら、地域によっては再造林率が低いところもあるため、植えつけ作業の省力化に資するコンテナ苗の生産拡大などや、低コスト化に有効な一貫作業システムの導入を促進するなど、森林所有者の造林意欲を喚起し、さらに再造林を進めてまいりたいと考えております。

また、間伐につきましては、森林所有者の主伐意向の高まりなどにより、減少傾向で推移しておりますが、路網整備や列状間伐の実施などにより低コスト化を図りながら、高齢級の森林を対象とした利用間伐などを積極的に推進しながら、齢級構成の平準化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、計画的な取り組みと進捗管理をよろしくお願いします。

続いて、森林管理の空洞化対策についてであります。森林の適切な管理において、森林所有者の不在村化が進むことは、大きな懸念材料になります。在村者の所有林に比べて管理が行き届かないことは往々にしてあり、施業の集約化を図ろうにも、対面ではなくDMによる働きかけでは、容易にいかないケースが多々出てくるものであります。森林所有者の高齢化も進み、今後ますます所有者不明や不在村化が進むものと認識しております。

そこで、本県における不在村所有者の現状と推移はどうなっているのか、また、今後どのよ

うな対策を講じていくのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 本県における不在村の森林所有者につきましては、県の森林資源量などを把握するための森林簿データでは、平成29年度末で、所有者全体の16%に当たる約2万人となっており、所有面積では、全体の31%を占める約13万ヘクタールで、いずれも増加傾向にあることがうかがえます。

このような中、県では今年度、林地台帳を作成し、市町村へ提供したところですが、市町村は、所有者や境界の確認などの調査を継続して行い、台帳の精度向上を図ることとされております。

今後、森林所有者の高齢化が進むことから、市町村が林地台帳をもとに、不在村所有者等の意向調査や所有者が不明な場合の探索などを早急に行うことが求められております。

このため、県としましても、市町村と連携して、不在村所有者の適切な森林管理への対策を強化してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 早急な対応をよろしく願いいたします。

4月施行の新たな森林経営管理制度では、手入れの行き届かない森林の整備において、所有者の意向を確認した上で、所有者にかわって、市町村が中心的な役割を担うことになっております。新制度の財源として来年度の森林環境譲与税が充てられ、円滑な制度運用に向けて、専門知識のある市町村職員の育成や、市町村から管理を受託できる林業者の育成も図ることとなります。

そこで、新たな森林経営管理制度において、整備事業での意向調査の対象となる民有人工林がどれくらいあるのか、また、円滑に制度を推

進するため、市町村に対しどのような支援をしていくのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 森林経営管理制度における、森林所有者の意向調査の対象となる森林は、民有人工林の半分に当たる約13万ヘクタールとなっております。

この制度では、市町村が経営管理計画を作成する必要があることから、今議会にお願いしております「新たな森林管理システム推進事業」において、モデル地区を設定し、調査の結果得られた具体的な計画作成の手法等について、全市町村を対象に研修を行うほか、市町村に対して助言や指導等を行う森林管理推進員を、県本庁に配置することとしております。

また、市町村をサポートする地域林政アドバイザーをあっせんするほか、4月に開講します林業大学校においても、市町村職員を対象に、森林経営管理に関する研修を実施することとしております。

さらに、各地域では山会議の組織を活用して、林業普及指導員が森林組合などと連携しながら、市町村をしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 新制度を円滑に進めていただきますよう、よろしく申し上げます。

次に、ICTを活用した畜産農家の収益性向上についてであります。

これも3年前の一般質問で取り上げさせていただきましたが、畜産農家において、肥育期間の短縮化と繁殖雌牛の分娩間隔を理想とする1年1産にできるだけ近づけ、効率性を高めていく取り組みが、収益性向上の面で重要になってまいります。現在、県において、肉用牛繁殖管理システムの導入を鋭意進めておられます。肉用牛繁殖経営にとって最も大事なことは、発情

発見と分娩時の適切な対応である中、農水省が、21日周期で起こる発情を1回見逃した際の経済的な損失を試算しておりまして、経営全体で102万7,550円になるとの試算も出しております。

そこで、農政水産部長に、肉用牛繁殖管理システムの導入状況と、今後の畜産農家の収益性向上においてICTの利活用をどのように進めていくのか、お伺いします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 肉用牛経営におきましては、飼養規模の拡大に伴い、省力化や生産性の向上を図るために、ICTを取り入れた経営が、今後ますます重要になってくるものと認識しております。

肉用牛におけるICT活用といたしましては、例えば、発情発見や分娩予測を行う装置があり、本県では平成25年度から、モデル農家約80戸による繁殖成績向上に向けた実証を行っておりまして、昨年12月末時点で、延べ587戸の農家が導入しております。

導入農家を対象といたしました畜産試験場の調査によりますと、導入前と比較して、分娩間隔が平均39日短縮したり、分娩事故の発生率が2.1%から1.3%に低下するといった成果が得られております。

今後は、繁殖管理システムによる労働時間の短縮効果等を数値化するなど、農家にICT導入の効果をよりわかりやすく示しながら、さらなる普及拡大を図ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 意欲の高い畜産農家において、ICTを活用した経営の効率化は、収益性に直結するわけでありますので、今後とも、さまざまな活用例を普及していただければと思います。

次は、水産政策の改革についてであります。

国は、実に70年ぶりに漁業制度の抜本の見直しを図ることとしました。資源管理強化や漁業権の見直しが柱となるわけではありますが、具体的なポイントとして、1つは、漁獲可能量、いわゆるTAC制度のもとで漁獲量管理を行う中、その対象魚種を、現在のアジやサバなど7魚種、漁獲量で言えば6割に当たるわけですが、これを漁獲量ベースで8割まで早期に対象魚種をふやす内容であります。また、TAC管理を行う漁獲割り当て、いわゆるIQの導入を、大臣許可漁業から順次導入していくこととなっております。

そこで、この漁業制度の抜本の見直しを県はどう受けとめ、今後どのように対応していくのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 今般の漁業法の改正により資源管理の強化は、我が国周辺の水産資源を、持続的に最大の漁獲量が得られる水準に保つことによって、漁業生産の増大を目指すものであり、本県といたしましても、低迷する水産資源の回復と漁業の成長産業化に必要な不可欠であると考えております。

また、船ごとの漁獲割り当て方式につきましては、より確実な数量管理を目的とするものでありますが、お話がありましたとおり、当面は大臣許可漁業で導入される予定とされており、本県漁業に直ちに影響するものではないと考えております。

しかしながら、今後、漁獲可能量制度の対象魚種の拡大等によって、本県漁業への影響も考えられますことから、国の資源管理の動向に係る情報収集や、漁獲量の適切な把握などに努めてまいります。

○右松隆央議員 今すぐ本県漁業に影響は出な

いようではありますが、対象魚種の拡大など、引き続き、国の動向を注視していただきますようお願いいたします。

同じく、若手漁業者の確保対策についてであります。厳しさに直面する水産業を、今後とも維持、発展させていくためには、若手漁業者の育成は必須になってまいります。一方で、船の維持経費や魚価の低迷もあり、漁業経営は厳しさを増すばかりであり、担い手の育成は容易ではない状況にあると認識しております。若手が希望を持って参入できるよう、漁業の生産性を高めるとともに、漁船の性能が日進月歩にある中、導入の補助事業も含めて、資源管理とともに、国には漁業所得を上げる取り組みを進めてもらう必要があります。そして、海洋県である本県も、国と一体となって水産業発展の取り組みを進める重要性を感じる次第であります。

そこで、本県における漁業就業者数の推移と若手漁業者の割合、そしてまた、担い手の育成のために本県が取り組んでいる内容とその成果について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 本県の漁業就業者数は、漁業センサスによりますと、平成15年が3,749人、平成25年が2,677人となっており、10年間で約1,000人減少しております。

この間、35歳未満の若手漁業者の割合は約16%で推移しておりますが、実数では減少傾向が続いておりまして、本県漁業生産の維持を図るためには、若手漁業者の確保が重要な課題であると考えております。

このため、県立高等水産研修所において若手漁業者の養成を行っているほか、海洋高校生を対象とした漁業ガイダンスや漁業体験研修への協力、さらには、平成28年に設立された宮崎県漁村活性化推進機構において、就業希望者の研

修や就業先とのマッチングなどの取り組みを行っております。

このような取り組みによりまして、近年は、これまでよりも2割程度多い50人を超える新規漁業就業者を確保しているところであります。

今後とも、関係機関と連携を図りながら、若手漁業者の確保にしっかりと努めてまいります。

○右松隆央議員 県立高等水産研修所は委員会でも視察に行っていました。県の担い手育成には期待をしておりますので、ぜひ取り組みを進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次は、本県の観光政策について伺ってまいります。

まずは、インバウンドとアウトバウンド対策についてであります。インバウンドの取り組みは、観光消費を上げるために、各県、熾烈な競争を繰り広げておりますので、本県の取り組み状況については、この後問わせていただきますが、その前に、アウトバウンドの現状がどうなっているのか、本県と海外を結ぶ直行便の路線維持のためには、本県からの利用割合も高めていく必要があります。

そこで、直行便のあるソウル線、台北線、そして運休となった香港線についても、インバウンドとアウトバウンドの利用割合がどうなっているのか。そして、県はアウトバウンドの促進に向けてどのような取り組みを進めているのか、その成果について、総合政策部長に伺いたしたいと思います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 宮崎空港発着の国際線の、本年度におけるインバウンドとアウトバウンドの利用割合でございますが、本年1月末現在で、おおむねソウル線が8対2、台

北線が7対3、そして昨年10月末から運休中の香港線が9対1でございます。各路線ともインバウンドの利用者の割合が多い状況にあります。

また、アウトバウンドの利用促進策につきましては、県民が国際線を利用する際のパスポートの取得やグループ旅行、修学旅行への支援を初め、メディアを活用した旅行商品のPRなど、渡航需要を喚起するための取り組みを行っているところであります。

これらの取り組みにより、本年度のアウトバウンドの利用者数は、昨年度同月比で約1.6倍と大きく増加しております。特にソウル線に関しましては、新規就航や増便により203%と倍増しております。

県といたしましては、新たに直行便を利用して修学旅行を実施する高校もあるなど、一定の効果が出ておりますが、引き続き、アウトバウンドの利用促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 地方線でのアウトバウンドの促進には難しさもありますけれども、今後とも利用割合を注視していただいて、さらなる取り組みをよろしくお願いいたします。

引き続き、本県におけるインバウンドの取り組みについてであります。観光庁が初めて公募した、外国人観光客向けの体験型観光モデル事業で、最先端ICTを活用した取り組みに、鳥取砂丘の「すなばASOBI」など4件、潜在的な観光資源の取り組みに、島根県松江市の玉造温泉エリアの「美肌のススメ！温泉体験プログラムモデル事業」など5件が、そして夜間の観光資源の取り組みに、同じく島根県の「石見神楽を活用したナイトタイムコンテンツ造成事業」など4件が採択されております。

本県は応募していなかったようですが、県内には、外国人観光客が魅力を感じる観光資源が多々あると確信をいたしております。

そこで、県として、外国人観光客向けの体験型メニューづくりにどのように取り組んでいるのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 体験型観光は外国人観光客に人気があり、滞在時間を延ばすことにもつながることから、県ではこれまで、地元市町村等と連携して、サイクリングやトレッキングをクルーズ客向けのツアーに取り入れるとともに、地域の食材を使った郷土料理づくりをモニターツアーで実施するなど、体験型メニューの開発に取り組んできたところであります。

さらに、連携協定を結んでいますANAと共同で欧米豪を主なターゲットに、高千穂神楽面の絵つけ体験や椎葉の古民家での食体験、和太鼓の演奏や製作など、外国人が好むような体験型メニューの商品化に現在取り組んでいるところであります。今後、海外大手旅行サイトを活用して、販売を強化することとしております。

今後とも、市町村や民間事業者等と連携しながら、外国人旅行者にとって魅力のある体験型メニューの開発や情報発信等に努め、さらなる誘客につなげてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 会津若松では、武道で訪日客を呼ぶとして「剣道サムライ体験」を、沖縄県では、日本文化に関心の高い訪日客向けの空手稽古と観光を結びつけているようであります。本県が誇るあらゆる観光資源をしっかりと活用していただき、また旅行会社とも強力に連携していただければと、お願いいたします。

引き続き外国人観光客の誘客に効果的な施策を打ち出していくためには、常にリサーチしていくことが大事であります。外国人観光客が宮崎の何をどう評価しているのか、しっかりと探る必要が出てまいります。

そこで、インバウンドの誘客促進に向けて、外国人の満足度等をしっかりと把握することが大事になってまいりますが、県の取り組み状況を、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 外国人旅行者の多様なニーズを踏まえたサービスの提供や、ターゲットに応じた効果的なプロモーションを実施するためには、その嗜好や動向をしっかりと把握することが大変重要だと考えております。

そのため、県ではこれまで、訪日外国人消費動向調査など、国や専門機関等が提供するデータを活用してきたところでありますが、それに加え、今月から県内の宿泊施設において、外国人旅行者に対するアンケート調査を継続的に実施し、本県訪問前に観光情報をどのように入手したかや、移動手段、訪問先の満足度など、より詳細なデータの把握に努めているところであります。

今後は、こうして得られたデータの分析結果を、より効果的な観光施策の立案に生かすとともに、宿泊施設にフィードバックすることで、外国人観光客に対するサービスの向上などにつなげてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、満足度調査等で得た情報を生かしていただいて、充実したインバウンド対策を図ってもらいますよう、よろしくお願いいたします。

続いて、ヘルスツーリズムについて伺います。ヘルスツーリズムとは、健康をテーマにし

た旅のことであり、自然豊かな環境の中で心と体を休めることで、生活習慣を見直すきっかけになるとして、働く女性や従業員の健康を重視する企業から注目を集めております。さまざまなプログラムがつくられ、旅行商品として売り出す自治体もあり、健康寿命への関心が高まる中、地元は、地域に人を呼び込める新たな観光商品に育つことを期待しております。

日本ヘルスツーリズム振興機構などでつくる委員会で、本年度から、ヘルスツーリズム認証制度を始めております。ことしの第1期分は、申請があった中から、全国で17コースが選ばれておりまして、その中で九州で唯一、大分県竹田市の「こころ・からだ よみがえる 健康ながゆ旅」が認証を受けたところであります。地元の温泉利用相談室で専門家が参加者の健康状態を確認した後、ガイドと散策しながら森林浴でリラックスし、有機食材の昼食を味わい、最後は温泉に入る半日コースであります。竹田式湯治を推進し、ヘルスツーリズムに力を入れてきた市は、今回の認証は、ほかの地域との差別化を図ることができて、アピールしやすくなるかと語っておられました。

そこで、新たな観光商品として、女性や企業に人気が高く、全国に広がるヘルスツーリズムに、その素材が満載の本県において、今後どのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 大手旅行会社が実施した調査によりますと、「健康になる旅行」に興味関心のある層が約7割を占めるなど、ヘルスツーリズムは、今日の旅行ニーズに合致した観光誘客の有効な手段であると考えております。

御指摘がありましたように、本県は、海、

山、川の豊かな自然や安全・安心な食などヘルスツーリズムにつながる観光素材に恵まれており、実際に、日南市や日之影町などでは、森林セラピーでのウォーキングやヨガに加えた温泉、また体に優しい食などを組み合わせた体験プログラムの開発などの取り組みが進められているところであります。

県としましては、今後とも、市町村等と連携しながら、このような健康を切り口とした取り組みを他の地域にも広げ、その魅力を国内外に広く発信することで、さらなる誘客につなげてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、本県のすばらしい観光資源を最大に生かしていただいて、商品開発とそのブラッシュアップにより、誘客に結びつけてもらいますよう、全力を尽くしていただければと思います。

次に、PFI方式による県有施設整備について伺ってまいります。

公共施設の建設・運営に民間の資金やノウハウを導入するPFIは、今から20年前の1999年にPFI法が施行され、取り組みが始まったところであります。県内では、PFIの実施方針を公表したのはまだ1件のみと少ないわけでありますが、全国ではかなりの件数が公表されておりまして、九州でも福岡県の36件を筆頭に、鹿児島県が10件、佐賀県も9件と続いております。

PFIはそのメリットとデメリットをしっかり把握し、取り組んでいかなければなりません。例えば、行政側のメリットとしては、事業に係るリスクを民間に移すことで、リスク軽減と財政支出の削減効果が期待できるわけでありますが、一方で、PFIは運営によって民間事業者が利益を出せることが前提となりますの

で、対象となる事業はおのずと限られてまいります。

また、民間事業者側のメリットとしては、新たな投資機会を獲得でき、企業としての信頼性が高まる効果があります。一方で、準備が大変な上、実績を求められることも多く、参入障壁が高いのが現状であります。また、投資回収期間が長期にわたる事例も多く、リスクが大きくなる場合が出てくるのがデメリットとなっております。

また、施設や資産を、官民のどちらがどのように所有するかで、事業方式が類型化されております。我が国において最も多く用いられているのがBTO方式で、民間の事業者が施設を建設した後、所有権を公共側に移転し、その上で施設の運営は民間事業者が担う方式であります。また、イギリスではBOT方式が多く、建設後も一定期間にわたって管理や運営を担った後、公共側に施設を移管する方式になっております。

そこで、総合政策部長に、既に県プールではPFIを検討されているようではありますが、県施設でPFI導入可能性を考えている案件がどれほどあるのか伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 県では、平成18年3月に「宮崎県PFI活用指針」を、そして昨年1月には「宮崎県PPP/PFI手法導入優先的検討規程」を定めまして、PFI等の活用に向け、その基本概念や実施手順等を取りまとめたところであります。

これらに基づき、「適切な事業規模が見込まれるか」「民間事業者がノウハウを活用して創意工夫できる範囲が広い事業であるか」などの視点から、一定規模以上の事業については、従来型手法に優先してPFI事業等の導入可能性

を検討してきておまして、現在、お話にありました、国体に向けての県営プール、宮崎港複合ビル、県東京ビルの3件について、PFIを含めた官民連携手法の可能性の検討を進めているところであります。

○右松隆央議員 ぜひ検討を進めていただければと思います。

引き続き、PFIを検討する上において大事な観点として、県内の事業者がいかに参入しやすくなるか、それらを公募条件にどのように設定するか、県内企業の参画を促すための運営方針を定める必要があります。例えば鳥取県では、世界貿易機関(WTO)政府調達の基本額、建設工事で22億9,000万円に達しない場合、原則として、事業主体となる特定目的会社の構成員に県内企業を含めることを、公募条件にしております。

そこで、今後検討が進められるPFI事業に県内企業が参画しやすくなる方策を進めるべきと考えるわけではありますが、総合政策部長に見解をお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） PFIの課題の一つに、事業主体が多くのノウハウを持つ大手企業に限られる可能性が高くなることが挙げられます。

このため、議員御指摘のように、他の自治体の例では、WTO政府調達協定による制約など個々の事業規模を勘案しながら、PFIの入札参加要件として、事業を実施する特別目的会社の構成員に地元企業を含むことや、地元企業に一定金額以上の下請業務を出すことを義務づけている事例、地元企業を構成員とした場合に評価を加点している事例などがあります。

PFI事業へ県内事業者の参画を促進していくためには、まずは、県内企業等に対するPFI

I 制度の周知や、企画力・管理能力を高めてもらうことが必要と考えておりました、引き続きこのような取り組みを進めるとともに、今後、具体的に個別の事業を実施する際には、事業の規模や内容に応じて、県内企業の力を生かせる方策等の導入についても検討してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、検討をよろしく願います。

次に、道路橋の点検における効率化についてであります。

国交省は、来年度から橋梁の老朽化点検を効率化するために、現在、技術者の目視での確認を定めている道路法に基づく点検要領を年度内に改正し、赤外線を使ってコンクリートのひび割れなどの破損を確認する手法を導入し、財政難や人手不足が深刻な自治体への普及を図っていくこととしております。

点検時間を大幅に短縮できるほか、足場の設置も不要となり、橋の下に道路がある場合、交通規制をしなくてもいいといったメリットも出てくることから、精度の高いこの新技術の導入で、従来が目視による点検より2割程度の費用削減が見込めると試算されております。

そこで、道路橋の定期点検において、来年度から国が進める新技術の活用を県はどのように考えているのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 道路橋の定期点検につきましては、平成26年の道路法施行規則の改正により、「近接目視により、5年に1回の頻度で点検を行うこと」とされたところでありまして。

県管理の約2,000橋の橋梁についても、毎年約400橋を点検する必要があり、作業の効率化やコスト削減が課題となっております。

このため現在、国においては、道路橋の点検要領の見直しの中で、ドローンや議員御指摘の赤外線カメラによるひび割れ調査など、新技術を活用したガイドラインの作成を進めていると伺っております。

県としましては、国の動きを注視しながら、橋梁点検における新技術について、積極的に活用してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、コスト削減に有効な新技術の活用をよろしく願います。

次に、県病院と民間医療機関との地域連携についてであります。

県は、2025年を見据え、一昨年度に地域医療構想を策定しました。高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとに、病床数の必要量を二次医療圏単位で推計を出して、調整会議で協議を行い、機能の分化や連携をしっかりと図り、将来を見据えた医療提供体制を今後構築していくこととなります。

その中で県立3病院は、地域の中核病院としての役割を果たすとともに、医療連携科を中心に、患者の症状に応じた切れ目ない医療・介護サービスの提供が図られるよう、かかりつけ医を含めた地域の医療機関等との連携を密にしているところであります。

病院局では来年度、新規事業として地域医療連携推進事業を立ち上げ、一層の地域連携を進めることとしております。

そこで、県立3病院における地域医療連携の現状と、今後さらなる連携先の開拓など、新規事業内容も含めてどのような取り組みを進めていく考えであるのか、病院局長にお伺いします。

○病院局長（桑山秀彦君） 患者が円滑に治療を受けられるよう、切れ目のない医療を提供す

るためには、地域医療連携が大変重要でございます。

現在、県立延岡病院と日南病院は地域医療支援病院の承認を受けておりますが、地域医療構想や県立宮崎病院の再整備も踏まえますと、各病院がさらに地域の医療機関との連携強化を図っていく必要がございます。

このため、御質問にもありました来年度の新規事業では、地域の医療従事者等への研修会や症例に関する勉強会などの開催、そして、医療機器の共同利用の促進や、患者の診療計画を地域で共有する地域連携パスの拡充などに向けた取り組みを行いますとともに、病院長等が地域の医療機関を訪問することなどによりまして、県立病院との連携先をふやすこととしております。

今後とも、地域医療連携の一層の推進を図りながら、県立病院としての役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、地域連携の一層の推進と、県病院としての役割を果たされることを、心から願う次第であります。

次は、県警本部でございます。

警察におかれましては、日夜、県民の安心・安全の確保に御尽力をいただき、心から敬意を表する次第であります。今回、高齢ドライバーの交通事故対策について伺いたいと思います。

警察庁の「高齢運転者に係る交通事故の現状」という資料を拝見しますと、年齢別のブレーキペダルとアクセルペダルの踏み間違いに係る死亡事故件数の推移が出ておりまして、65歳以上の件数が、23年の34件から、27年には50件にふえておりまして、構成比も、72.3%から86.2%にふえている数字を目にしました。今後、高齢化が進む中で、高齢者による交通事故

の増加を心配しているところであります。

そこで、本県の昨年中における高齢者の交通死亡事故件数と、高齢運転者による人身事故件数、及び高齢者運転の交通事故を抑止するための主な取り組みについて、警察本部長に伺います。

○警察本部長（郷治知道君） 昨年の県内の交通死亡事故は32件で、34名の方が残念ながら亡くなっておりますが、このうち65歳以上の高齢者は23名、約68%と過去最高の割合を占めております。

本年に入ってから、高齢者が犠牲となる交通死亡事故が既に4件発生しております。

また、高齢運転者が事故の加害者となりました交通人身事故も、1,920件で全体の約26%を占め、過去最高の割合となりました。

警察では、今後とも自治体を初めとした関係機関・団体と連携をとりながら、高齢運転者の特性に応じた「参加・体験・実践型」の交通安全教育、安全運転サポート車の普及啓発、運転免許を自主返納しやすい環境の整備等の施策を推進し、高齢運転者の交通事故抑止に努めてまいります。

○右松隆央議員 今後とも、高齢運転者の交通事故防止に御尽力をよろしく申し上げます。

最後の項目であります。教育の各問題について問うてまいります。

まずは、新規採用教員の育成についてであります。学校現場の方から、本県の新規採用教員は、研修への意欲が高く、指導法の改善についても素直に聞き入れ、実践に生かそうと努力する姿勢を持っていると伺いまして、将来の宮崎の教育界を背負う人材として、大変頼もしく感じた次第であります。

どの分野でもそうではありますが、初めて社会

に出たときに、どういう刺激や指導を受けるか、どういう人と出会うかは、今後のみずからの社会人生を左右する極めて大事なことであります。

教育現場では、メンターチームという新任者研修と、校内新人育成システムとも言える取り組みがございます。複数の先輩教員が、複数の新任者や経験の浅い教員と、継続的、定期的に交流し、信頼関係を築きながら、日常の活動を支援し、精神的、人間的な成長を促すことで、相互の人材育成を図るものであります。

そこで、教育長に、新規採用教員の育成では、初任者研修におけるメンターチームの取り組みの充実を図ることが大事と考えておりますが、本県での取り組み状況を伺いたいと思いません。

○教育長（四本 孝君） 新規採用教員の育成におきましては、議員のお話のとおり、チームを組んだ先輩教職員のもとで、初任者が豊かな経験と指導技術などを学ぶメンター制度による初任者研修が有効であると考えております。

そこで、本県では、平成29年度から「メンターチームによる初任者研修」モデル校を指定し、研究に取り組んでまいりました。

モデル校では、これまで以上に先輩教職員と初任者とのかかわりがふえ、そのことにより、多様な指導方法を学ぶことができた、また精神的な支えを得ることができたなど、確かな成果が報告されているところであります。

来年度からは、これらの成果を踏まえまして、初任者396名が配置される全ての学校において、メンターチームによる研修を実施し、新規採用教員の育成を図ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 来年度から、新任者が配置さ

れる全ての学校において、メンターチームによる研修を実施されるとのこととあります。大変素晴らしい取り組みだと感じておりますので、今後とも、新規採用教員の育成に力を入れていただければと思います。

あわせて、教員採用前の研修も大事だと考えております。本県の採用前の研修の内容と、その充実にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 採用前の研修といたしましては、教員を希望する学生や臨時的任用講師等を対象に、「宮崎教師道場」を年3回開催し、スーパーティーチャーの講話や具体的な授業の進め方についての演習など、教員としての資質向上の取り組みを行っているところであります。

また、次年度の採用内定者を対象に、教員としての心構えについての講話や、守るべき服務等についての説明などを行う「事前研修会」も開催しております。

県教育委員会では、県内の教員養成課程を持つ7つの大学の代表等で構成されます「教員育成協議会」を昨年度設置し、その中で、養成期の研修のあり方についても、来月から協議を行うこととしております。

今後とも、優秀な人材を確保していくために、採用前の研修の充実にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 採用前のさまざまな取り組みを評価させていただくとともに、今後とも、その充実を図っていただきますよう、よろしくお願い致します。

次に、教職員全体の資質向上についてであります。第二次宮崎県教育振興基本計画で、教職員の資質向上の中に、学校におけるOJTの取

り組みが明記されております。On the Job Trainingの略であります。教員が日常の業務の中で、互いの学び合いを通じて、教職員として必要な知識や技能を、組織的、計画的・継続的に高めていく取り組みで、常に向上心を持って学び続けることの大切さを、基本計画ではうたっております。

そこで、教職員の資質向上において、本県が進める、学校におけるOJTの取り組みが十分に機能していくことが大事だと考えておりますが、その取り組みの進捗と手応えを、教育長に伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 教職員の資質向上を図るためには、日常の職務を通して、必要な知識や技能等を高めるOJTを充実させることが大切であります。

そのため、県教育委員会では、平成25年度に「学校におけるOJT推進のための手引」を作成し、各学校に配付するとともに、各種研修会等を通じて、OJTの考え方や進め方についての周知を図ってまいりました。また、学校の課題に基づいた校内での研修を支援するため、指導主事等の派遣も行っているところであります。

このような取り組みを通して、学校でのOJTが定着し始め、日々の授業の改善に役立ったり、協力して学び続ける意識が高まったりするなど、その効果があらわれていると捉えているところであります。

今後とも、OJTのより一層の充実により、教職員に求められる「高い専門性」「幅広い社会性」「マネジメント力」の向上に努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 OJTの効果があらわれているとのことでもあります。この取り組みを引き続

き進めていただければと思います。

次に、不登校児童生徒への支援のあり方について伺ってまいります。不登校児童生徒は、文科省の統計からも、依然として高水準で推移しておりまして、学校現場における生徒指導上の喫緊の課題となっております。

まずは、本県の公立小・中学校における不登校児童生徒数がどのような状況にあるのか、そしてその推移についても、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 本県の公立小・中学校におきます平成29年度の不登校児童生徒数は、小学生206人、中学生868人、合計1,074人あります。

5年前の状況と比較いたしますと、小学生が90人、中学生が57人増加をしております。小・中学生ともに、ここ数年、徐々に増加している状況が見られます。

○右松隆央議員 小学生・中学生合わせて1,074人といえば、27クラスぐらいの人数に当たりまして、比較的規模の大きい小学校丸々1校分ということになります。これはやはり、なかなか看過できない数字であると感じております。5年前と比較しても14%近く増加しておりますので、学校現場においても大変苦勞されているのではなかろうかと感じております。

そこで、教育長に、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方と県教委の取り組み状況についてお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 本県においても、不登校児童生徒数が増加しておりますことは、重く受けとめているところであります。

不登校については、取り巻く環境によって、「どの児童生徒にも起こり得ること」として捉える必要があり、不登校を「問題行動」と判断

せず、不登校児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢を持つことが重要であります。

また、不登校児童生徒の支援においては、「学校に登校する」ことのみを目標とせず、みずからの進路を主体的に捉え、社会的な自立を目指す必要があります、そのためには、学校と家庭が連携し、関係機関や専門家の協力を得ることが必要であると考えております。

県教育委員会では、不登校の未然防止や早期支援の取り組みについて具体的な対応集を作成し、全公立学校で積極的に活用するようお願いしております。

さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充を来年度予定しており、不登校児童生徒へのきめ細やかな支援が図られるよう、教育相談体制の充実にも努めてまいります。

○右松隆央議員 教育長のおっしゃるとおりだと思います。どの生徒にも起こり得ると捉えていただき、偏見を持つことなく、学校、家庭、社会が、不登校児童生徒に寄り添い、関係機関と連携も図りながら、支援体制をしっかりと築いていただきたいと思います。また、御紹介があった不登校への対応集を読ませていただきました。不登校の捉え方から、要因と誘因、そして具体的な対応まで、細かく記載されておりました。ぜひ、今後とも対応集の積極的な活用をお願いしたいと思います。

次に、小学校におけるプログラミング教育についてであります。新学習指導要領で、2020年から小学校でプログラミング教育が必修化されます。文科省の有識者会議においても、特に小学校段階におけるプログラミング教育の意義や認識の共有を図り、各小学校において円滑な実施につなげていくことが求められております。

そこで、必修化されるプログラミング教育の意義と、本県における導入に向けての取り組みについて、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） プログラミング教育につきましては、これからの社会を生きていく子供たちにとって、将来どのような職業に就くとしても、コンピュータ等を活用することが求められるという社会的背景から、今回の学習指導要領改訂において、新たに導入されたものであります。

この教育は、単にプログラミング言語を覚えることではなく、目的を達成するために、物事の筋道を考えて計画的に実行するといった、いわゆるプログラミング的思考を育むとともに、コンピュータ等を上手に活用して、よりよい社会を築いていこうとする態度を育むことなどが求められております。

本県では、2020年度からの必修化に向け、現在、教育研修センターにおいて教員へのプログラミング体験講座の開設や、大学と連携した授業モデルの公開など、取り組みを進めているところであります。

来年度以降は、さらに民間企業との連携についても検討するなど、研修の充実を図ってまいります。

○右松隆央議員 さまざまな民間団体との連携を進めている先進的な事例もごございます。2020年に向けて、鋭意、取り組んでいただければと思います。

次は、ICTを活用した遠隔合同授業についてであります。文科省では、教室で教師が子供たちに勉強を教える対面授業を原則としてきたわけではありますが、4年前の平成27年に、高校での遠隔教育を正式に認めております。それに続き、今後2020年代の初頭、すなわち、この3

年、4年のうちに、希望する全ての小・中・高校で始めることを発表しております。

中山間地域にいても、どこにいても先端の教育に触れ、また外国語指導助手のALTなど限られた人的資源も、遠隔授業では有効に活用できるわけであります。

そこで、教育長に、2020年代初頭に、希望する全ての小・中・高校で遠隔教育を始めるとしたわけですが、その意義と、特に小規模校や中山間地域などで有効と考えられるわけですが、本県の導入の現状と今後の取り組みについて伺います。

○教育長（四本 孝君） 遠隔教育は、テレビ会議システムなどを通じて、距離にかかわらずお互いの情報のやり取りを行うことで、小規模校や病気療養中の児童生徒に対する学習の幅や機会を広げ、学びの質の向上を目指す教育であります。

本県におきましても、現在、県の教育情報通信ネットワークである「教育ネットひむか」を活用し、県内の小規模校同士での合同授業などが実施されております。

これにより、ふだんは少人数で授業を受けている児童が、多様な意見や考えに触れることができ、学習意欲や相手意識の高まりなどの効果が見られているところであります。

県教育委員会といたしましては、今後、中山間地域と都市部との合同授業を初め、先進的な取り組みを県内で共有することができるよう、遠隔教育の有効性について広く周知するとともに、本システムの使いやすさ・利便性をさらに高めることで、遠隔教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 遠隔授業は大きな可能性を秘めておりますので、さまざまな角度から取り組

みを進めていただければと思います。

最後の問いになりました。ICTを使った教員の能力向上についてであります。教員個々が、資質や能力向上に日々研さんを積む中、県教委においては、教員が自主的に、みずからの経験段階に応じてレベルアップできるような環境を整えていくことが大事になってまいります。指導力の高い教員の授業や教材をアーカイブとして映像で残し、遠隔地や自宅でも閲覧できる取り組みなどは、教員の能力向上に大変有効と感じております。

そこで、教員の能力向上において、インターネットを活用した研修システムの導入は有益と考えるわけでございますが、本県の現状と今後の取り組みについて、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 本県におきましては、インターネットを活用して、スーパーティーチャーによるすぐれた授業や、教育研修センターで実施されている講座の一部を閲覧できるシステムが整備され、学校での校内研修や授業力を高めるための自己研修等で活用されております。

また、育児休業中の女性教職員が、家庭で最新の教育に関する情報を閲覧することも可能となっております。教職員からは、「非常にためになった」「どこでも研修できてありがたい」などの声が寄せられ、職場復帰に向けた不安解消にもつながっているところでもあります。

県教育委員会といたしましては、本システムの内容をさらに充実させ、教職員が経験段階に応じて主体的に研修に取り組み、レベルアップを図ることができるなど、活用の有効性について広く周知することで、教職員の能力向上に努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 このシステムの活用をさらに進めていただきますよう、よろしく申し上げます。今回、初めての代表質問でございました。選挙直前でもありまして、時間を確保するのに大変苦勞しましたが、いい経験を積ませていただきましたことに感謝を申し上げまして、私の代表質問の全てを終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時54分散会

2月28日（木）

平成31年2月28日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（36名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
22番	中野廣明	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

欠席議員（1名）

30番	満行潤一	（県民連合宮崎）
-----	------	----------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝道
警察本部長	郷治知
選挙管理委員長	吉瀬和明
代表監査委員	高橋博
人事委員会事務局長	原田幸二

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主任主事	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 代表質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、県民連合宮崎、渡辺創議員。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。県民連合宮崎・立憲民主党の渡辺創です。昨年2月議会の一般質問を皮切りに、5議会連続で本会議質問に立っておりますが、今期最後の定例会でも会派を代表して、代表質問に立つ機会をいただきましたので、存分に活用してまいります。執行部の皆様におかれましては、宮崎の未来をしっかりと見詰めた御答弁をいただきますよう、よろしく願いいたします。

さて、2014年2月12日に旗揚げをした宮崎県議会会派「県民連合宮崎」は、先日結成5周年を迎えました。結成により、諸派側で唯一、全ての常任委員会に委員を出すことが可能になり、県議会第2会派として議会運営にも一定の責任を果たすことができましたと考えています。歴代の議長、副議長、議運委員長を初め、さまざまな議会交渉において、時に一致点を見出し、時に厳しく議論を交わしてきた他会派の皆様にも敬意を表し、感謝申し上げます。

さて、当時したためた「会派結成趣意書」を振り返ると、私たちはみずからの姿勢を「宮崎県の再置県という先達の功績から130年を経た今、難局の続く宮崎の未来に希望の光を見出し、県民一人一人がそれぞれの幸福や夢を追求可能な社会を築きたいと考えます。同時にお互いを尊重し、多様な価値観を認め合い、全ての

人々に居場所と役割のある社会をつくりたいと思います。そのことを踏まえ、私たちは宮崎県議会においてみずからの役割を明確に認識し、県政の健やかな発展に向けて厳しいチェックの目を持ち、積極果敢な政策提言を行うことを誓います」と掲げています。

この5年間、所属議員がそれぞれ、この設立趣意に沿って活動してまいりました。改選期を控えておりますが、県民連合宮崎は今後もその理念を貫き、県議会における存在感を示していきたいと考えております。今回の代表質問も、設立趣意を意識しながら組み立ててまいりたいと思います。

それでは、具体的な質問に入ります。河野知事は、昨年末の知事選において見事3選を果たされました。27万9,566票という大変大きな得票での勝利でした。改めてお祝いを申し上げます。

既に2カ月がたち、業務に邁進しているところと推察をいたしますが、少し記憶をさかのぼっていただきたいと思います。17日間の選挙戦では県内をくまなく回り、多くの県民との接点を持たれたことと想像します。その中で、県民が求めていること、また声なき声、声にできない思いも含め、県民の声をどのように受けとめたのか、知事のお考えをお伺いします。壇上での質問は以上とし、残余の質問につきましては自席で行いますので、よろしく願いいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

私はこれまでも現場主義を掲げ、機会を捉えて、県内各地に出向くよう心がけてきたところでもあります。

今回の選挙でも県内の市町村をくまなく回る

中で、多くの県民の皆様からさまざまな生の声をお聞きし、改めて政策の原点は現場にあるとの思いを強くしたところでもあります。

高速道路を初め、社会基盤整備の進展など、これまでの取り組みによる新たな成長の動きも感じられたところではありますが、一方で、農林水産業や建設業、介護・福祉分野での担い手不足、特に中山間地域での若者の流出による人口減少や高齢化の進行など、県民の皆様の切なる声をお聞きしたところでもあります。

また、大変寒い時期ではありますが、現場で頑張っておられる県民の姿を目の当たりにし、地域の暮らしや産業をしっかりと守っていかねばならないということを感じたところでもあります。

今回いただいたさまざまな御意見や、私が肌で感じたことを、今後の県政運営や施策の推進にしっかりと反映させていくとともに、今後とも、現場主義と対話と協働による県政運営を徹底してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

もう少し知事の政治姿勢について伺ってまいります。その前に選挙管理委員長にお伺いします。今回の知事選挙の投票率と選挙管理委員会としての選挙結果をどのように受けとめられているか伺います。

○選挙管理委員長（吉瀬和明君） 今回の知事選につきましては、直前まで無投票の懸念があった中でございますが、有権者がみずから知事を選ぶことができたのは、大変意義があるものだったと考えておるところでございます。

しかしながら、投票率はこれまでの知事選で最低となる33.9%と、有権者の3割余りにしか投票してもらえなかったことにつきましては、

本県の地方自治のあり方を考える上で大変危機感を感じているところであります。

投票率は、その時々政治情勢、候補者の政策や争点など、さまざまな要因に左右されるところではあります。選挙管理委員会といたしましては、より多くの有権者が政治や社会に関心を持ち、投票を通じて積極的に社会参加していただけるよう、選挙啓発に取り組むとともに、教育委員会や関係機関等とも連携しながら、主権者教育を初めとした県民の政治意識の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

全県で33.9、宮崎市に至っては28.82。都城市も29.50という結果でした。低投票率というのは今回の選挙の大きなポイントであったかと思えます。私は選挙で頑張られた方々に低投票率の責任があるとは思いませんけれども、知事は今回の低投票率についてどのように感じられたか、お伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 今、県政は少子高齢化、人口減少を初め、さまざまな重要な課題が山積をしております。それに対して、今後の宮崎県政はどういう方向に向かっていくのか、その選択というものが有権者に委ねられた。それが、今回のような投票率の低さ。私としても大変残念に思っているところであります。

今、選挙管理委員長が言われたように、選挙啓発という観点からも、参政権の行使の重要性を改めて徹底するという。投票しない、白紙委任するというのが、地域の将来にとって大変危険なことであるということは、繰り返し徹底して啓発に努めていく必要があるのではないかと考えております。知事として、また一政治家としても、県政に対してより興味を持つ

ていただけるような、また、より参加意識を持っていく、頑張ってみんなで宮崎をつくっていくんだという機運を高めていく、そのような努力を重ねていきたいと考えております。

○渡辺 創議員 選挙の構図、そして構図ができて上がるまでの流れというのが県民の関心と呼ばなかったということであれば、そこにかかわってきた政治関係者、自分も含めてということになります。じっくりと考えるべきところがあるのかなとも感じているところです。

少し気分を変えて、前向きに伺いたいと思いますが、知事は、選挙戦を通してさまざまな提起をされてまいりました。議会冒頭の所信でも述べられましたが、3期目にどのように取り組むお考えか、知事のお考えを伺います。

○知事(河野俊嗣君) 私は知事就任以来——当時は口蹄疫等からの再生・復興という課題がありました。また、新たな成長に向けてということで、交通基盤の整備・充実、フードビジネスやグローバルな市場開拓、宮崎ブランドづくり、産業人財の育成などに全力で取り組んでまいりました。

その結果、東九州自動車道などの交通インフラの整備・充実、農業産出額や輸出額の拡大、1人当たり県民所得の増加など、新たな成長に向けた流れの確かな手応えが感じられているところでありまして、今後、この流れをしっかりと軌道に乗せていく必要があると考えております。

こうした中で、私は今回の選挙におきまして、この4年間で重点的に取り組む施策を4つの柱に整理してお示ししております。「人口減少問題に徹底して取り組むこと」「地域経済の着実な成長を図ること」「安心・安全で心豊かな暮らしを築くこと」、そして「スポーツ・文

化で地域に活力をもたらすこと」であります。

私はこの4つの柱に基づき、これまで積み重ねてきた実績や経験というものを最大限に活用しながら、人口減少など困難な問題にも果敢に挑戦いたしまして、しっかりと成果を出せるよう、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 政治姿勢について最後の質問にしますが、知事は提案理由説明の中でも、「宮崎の未来に対する大きな責任を自覚」とした上で、この4年間で「100年先の宮崎県のありようを方向づける極めて重要なもの」とされています。素直に考えれば、知事がお考えの宮崎の未来像をより確実に実現するためには、あと4年と言わず、もう少し長い期間、県政を背負う覚悟が必要なのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

知事選前には、県議会でも知事への評価を明らかにするやりとりが多数ありました。その中には、大変大きな勢力の中から「3期目まではOKだ」という趣旨の発言もあったと記憶しておりますし、また、昨日の代表質問の中でも、この4年間で「総仕上げ」との表現も議会側からあったというふうに理解をしております。政治家の出处進退は極めて大切なことですので、軽い気持ちで聞いているわけではありません。知事が難局の3期目を乗り切るためには、知事自身のみずからに関する中期計画とは言わなくても、せめて「におい」や「香り」ぐらいにはして、みずから空気を醸成しなければ、我々県議会や県民も、どのように河野県政を受けとめていけばいいのかということがわかりづらくなると思います。それが1期や2期で終わらずに、10年をまたごうとする任期に足を踏み出した知事の責任ではないかと考えますが、知事は

いかがお考えでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 県政の重要課題、さまざまな問題がありまして、例えば人口減少問題、これは何十年というスパンで考えていくべき問題でありますし、高速道路の整備にしても、また直近の国体にしろ、いずれにせよ、この3期目の4年間で完結する施策というものはないわけでありまして、やはり、常に長期的なビジョンを持って政策を進めていく必要がある、それが重要なことであります。

本県の目指すべき将来像につきましては、本議会におきまして、総合計画「未来みやざき創造プラン」の長期ビジョンの改定を提案させていただいているところであります。こうした将来像、将来を見据えた明確な目標というものをしっかりお示しすること、そして、それを心がけながら政策に取り組んでいくことが大変重要であります。よくゴルフに例えて申し上げるんですが、ヘッドアップをしてはいけないというふうに思っております。将来像を見据えながらも、今、このなすべきことに集中し、私としては一日一日全身全霊を傾けて県政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 知事は2期目、3期目への出馬を決意するに当たっても、いずれも主要経済団体の要請を理由にされました。もちろん、「皆さんに求められる知事」というのも極めて大事ですが、「自分のビジョンを実現するために私自身が強い熱意と覚悟があるので決断するのだ」という主体性も重要ではないかと思うところです。

以前にも申しましたが、戦後公選8人の知事の中で2期以上務められた知事は、いずれも6期目に入られた黒木知事と松形知事だけです。そのお二人に近づきつつあるというのが、県政

史的な今の知事の立ち位置であると思います。

ちょっと調べましたが、全国47都道府県の現職の知事の現時点での任期の標準値は2.87期ということになります。3期目の知事が18人いらっしゃって、4期目が11人、5期目が1人、7期目が1人いらっしゃいます。平均年齢は62.36歳。54歳の知事は若いほうから8番目ということになります。こういう客観状況の中で、河野県政のなし遂げたいことを、そしてなし遂げるための覚悟を県民に示していくためには、今までの申し上げましたようなことも重要ではないかと思しますので、会派代表質問の冒頭に改めて申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

現在、国会でも大きな問題となっている毎月勤労統計、いわゆる毎勤をめぐる不正に関連してお伺いします。

毎月勤労統計調査とは、「民間や官公営事業所の賃金や労働時間、雇用状況の変動を把握する目的の調査」で、前身の調査を含めると、1923年（大正12年）から続いている重要な国の基幹統計です。従業員500人以上の企業については全数調査というルールがあるにもかかわらず、実は抽出調査になっていたということが発覚し、今の混乱につながっています。

国が基幹統計でこのような不正を行うということが、そもそも国民にとっては、何をよりどころにすればいいのかという不信を招くわけですが、何があったのかということは国会での議論に委ねるとして、県の関連についてお伺いします。この毎月勤労統計に関連して県が行っている業務はどのような内容か、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 毎月勤労統計調査でございますが、これは賃金、労働時間及

び雇用の変動を明らかにすることを目的に実施されておるものでありまして、常用労働者の数、給与及び労働時間等について調査し、その結果は、景気動向の把握や労働経済の分析、雇用保険や労災保険等の給付額の算定などに利用されております。

県では、厚生労働省からの委託を受け、統計調査員の任用、調査対象事業所を把握するための調査、調査票の配布、回収及び本県に係る集計・公表に関する事務を行っております。

○渡辺 創議員 今回の不正発覚後、国から県に対して何らかの指示、連絡はありましたでしょうか。また、今回の不正問題が宮崎県分の毎月勤労統計に影響を及ぼす可能性があるか否か。総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 昨年12月28日に——年末でございますが——毎月勤労統計調査に係る不適正な取り扱いが公表されて以降、1月22日に厚生労働省から、直近の平成30年10月分の本県分の調査結果に係る公表期日及び公表方法について、照会がありました。

また、1月末に公表予定であった本県分の平成30年11月分調査結果については、予定どおり公表するよう、1月26日に指示がありました。

本県分の調査結果への影響について、厚生労働省からは、今回の問題は、東京都分に係る調査方法の誤りであることから、東京都以外の道府県への影響はないと見込まれるが、現在、精査中であるというふうに伺っております。

○渡辺 創議員 今の御答弁によれば、県の毎月勤労統計自体への影響は薄そうということですが、毎月勤労統計の結果はさまざまなものに反映されています。その数値が修正されることになれば、影響は多岐に及ぶというふうに考えます。現時点での県行政への影響を総合政策部

長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 毎月勤労統計の結果は、国民経済計算の推計にも用いられているため、毎月勤労統計の再集計が行われたことを受け、内閣府は、1月25日に国民経済計算の修正・公表を行いました。

県が行う県民経済計算の推計につきましては、この国民経済計算の結果等を加工したデータを国のほうから提供を受けまして作成しておりますけれども、まだ、そのデータが示されていないため、例年3月に行っている県の公表がおくれる見込みであります。

また、県においても調査票の配布・回収に際し、今回の問題を理由とした調査拒否が2件発生しております。今後、県民からの協力が得にくくなるのではないかと懸念しているところでもあります。

○渡辺 創議員 毎月勤労統計の結果が反映されるGDPの統計が提供されないために、県としては毎年3月に行っている県民経済計算の公表ができずにいるということと理解しました。内閣府が1月25日に出した資料にそのことが詳しく書かれておりますが、ことし3月に公表予定だった県民経済計算というのは、平成28年度分と理解をいたします。

また、答弁の中で、県民経済計算の公表時期への影響のほかに、調査拒否が起きているということでありました。厚生労働省のホームページをみますと、「毎月勤労統計の調査対象となった人や法人には調査に回答する義務がある」とされています。このことを踏まえても、今の状況は深刻な状況だと受けとめるべきだというふうに考えます。

今回の統計不正に関しては、2月5日の定例会見で、知事も基幹統計の結果を「国民共有の

財産」とされた上で、「大変残念なこと」というふうにおっしゃっておりますが、今回の調査結果のゆがみが県の労働行政に影響を与える可能性がないのかどうか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 現時点では、県の労働行政を進めていく上で直接的な影響は確認できないところであります。

なお、「働きやすい職場「ひなたの極」」の認証において、「常用労働者1人当たりの所定外労働時間が県平均所定外労働時間と比べて少ないこと」を審査項目の一つとして設定し、毎月勤労統計調査の結果を基準に判断しております。

同調査結果のうち全国平均については、先月、再集計値が公表され、所定外労働時間に変更はありませんでしたので、認証審査への影響はないものと考えておりますが、今後、厚生労働省において精査中である本県の再集計値について、注視してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 厚労省の資料によると、毎月勤労統計の結果は、今、国会でテーマとなっておりますが「経済指標の一つとしての景気判断」に加えて、「都道府県の各種政策決定に際しての指針」と位置づけてあります。ですので、その点を十分に踏まえて、今後の動きにも注意が必要だと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

引き続き、この機会に、県が実施している各種統計についてお伺いしたいと思います。

今回、少し勉強しましたが、国が統計法で定める基幹統計調査は56あります。この基幹統計のうち県が委託を受けて行う調査は幾つあるのか。また県が独自に条例で定めて実施している調査の有無。また、ある場合には、その内容に

ついて総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 統計法で定める56の基幹統計のうち、本県では、国からの委託を受けまして34の統計調査を行っております。

また、県では、県指定統計条例に基づきまして、産業動態統計、物資流通統計調査、現住人口調査の3つの調査を実施しております。

その内容であります。まず、産業動態統計は、足元の経済状況を判断する鉱工業指数の基礎資料とすることを目的とし、製造業等の生産高、出荷高、在庫高の把握をするもので、毎月実施しております。

次に、物資流通統計調査でございますが、経済波及効果の分析に活用される産業連関表の基礎資料とすることを目的とし、県内事業所で生産された製品が、どの地域、どの業種で消費されたかを把握するものでありまして、おおむね5年に一回実施しております。

最後に、現住人口調査でございますが、各種行政施策の基礎資料とすることを目的とし、県内市町村の人口・世帯の移動状況を把握するもので、毎月実施しております。

○渡辺 創議員 県が関与する調査で最大規模の調査は、国勢調査だろうと推察しますが、最近の国勢調査である平成27年調査の概要を、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 平成27年国勢調査では、県内に在住している約46万世帯、約110万人を対象に調査を行いました。

調査に当たっては、統計調査員5,500名とその指導等を行う指導員883名の方々に、平成27年7月から11月の5カ月の間、事前準備や調査活動に従事していただいたところであります。

○渡辺 創議員 県内で調査員、指導員合わせ

て6,000名以上という規模の調査ですので、大変大きな調査だというふうに思います。国勢調査を初め各種統計調査を実施するに当たって、今浮き彫りとなってきた課題とその対策を、引き続き総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 近年の個人情報保護に対する意識の高まりや、オートロックマンションの増加などによりまして、統計調査を取り巻く環境は厳しくなっております。

また、調査員の高齢化や人員不足等に伴いまして、調査員確保についても困難になってきている状況でございます。

このため県では、チラシの配布やラジオ等を活用し、県民に統計調査の重要性を啓発するとともに、マンション管理会社等に対しましては、調査の周知・協力依頼などを行うなど、調査環境の整備に努めているところであります。

また、調査員の確保に向けましては、市町村を通じて、統計調査員となる意思を有する方をあらかじめ登録し、資質向上のための研修等を行うなどしているところでございます。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

国の不正問題はともかくとして、今、統計調査自体が非常に難しい曲がり角にあるということがわかってきました。いずれにせよ、統計自体の信頼が失われるという事態になっては元も子もないというところですから、少なくとも宮崎県においては万全の取り組みを模索いただきますようお願いを申し上げまして、このテーマを終わります。

次に、2巡目国体に向けた体育施設整備についてお伺いします。

都城市山之口での整備を決めながら、関係競技団体との意思疎通に課題が露呈していた陸上競技場整備についても、知事の記者会見等を見

ておりますと、大方のコンセンサスが得られたという状況かと理解をしております。その意味では、宮崎市錦本町への整備を決めたプール、さらに延岡のアリーナ型体育館を含め3施設とも、整備に向けて新たな段階に駒を進めたというところだと考えますが、新たな段階を迎えた今、整備費の見通しと財源確保に向けた考え方を、改めて総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 主要3施設の整備費用につきましては、他県の例を参考に計算した概算では、陸上競技場が約200億円、体育館は約85億円、また、プールについては、一部屋外の場合で38億円から58億円程度、全て屋内の場合で78億円から98億円程度を見込んでおります。

これらの施設整備に当たり、陸上競技場と体育館につきましては、それぞれ地元市にも整備費用等の一部を負担していただくこととしておりますが、活用可能な国の補助金あるいは交付金や、県債の活用、一般財源を組み合わせ対応していくこととなります。

また、プールにつきましては、官民連携による整備手法の可能性について、引き続き検討を進めていくこととしております。

○渡辺 創議員 最大幅で総額385億円から400億円弱ぐらいなのかなと理解しました。今、御答弁にもありましたが、県は計画の当初から、立地基礎自治体に対しても一定規模の財政負担を求めていくという方針を示しているわけですが、当該自治体との現時点での協議状況はどのような状況にあるか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） まず、陸上競技場につきましては、県と都城市が分担して施設整備を行うこととしておりまして、全体事業

費約200億円のうち、都城市は公園区域西側の造成と、補助競技場や多目的広場、駐車場整備など、50億円程度の事業を実施していただくこととなっております。

また、体育館につきましては、これまでの施設規模や整備の進め方等について確認したところでありまして、費用負担や役割分担については、引き続き延岡市と協議していくこととしております。

なお、プールにつきましては、どの市町村からも整備の希望がなかったことから、県において宮崎市錦本町に整備することとしましたが、今後、施設の整備に向け、都市計画上の取り扱い等について宮崎市と協議を進めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 都城の負担についてですが、協定を結んで全体事業費の10分の1程度というふうに伺っていた気がしました。きのうも本会議で、山下議員の質問でやりとりがありましたけれども、先ほどの50億というのは、都城市が国から受ける交付金等も含めたもので、いわゆる真水は「20億円」程度というふうに理解をしてよろしいかと思えます。

続けて、県総合運動公園にある既存プールについてお伺いします。このプールは、陸上競技場よりも1年早い昭和48年の開場ですので、既に45年が経過しております。スタート台や水温管理に課題があるというふうに、これまでも議会では説明を受けてきたところですが、新プールの建設後、この既存プールの取り扱いについてはどのように考えているのか。総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 今回、プールを新たに整備することで、これまで県総合運動公園のプールで開催されていた各種大会等は、

基本的には新しいプールを活用してまいりたいと考えております。

したがいまして、県総合運動公園にある既存プールのあり方については、競技団体や関係機関の御意見等も伺いながら検討してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 次に、現在の県体育館について伺います。9月の代表質問でも指摘をしましたが、現県体育館用地について、県は少なくとも平成38年の2巡目国体までは練習場等として活用するという方針です。その県体育館用地を、宮崎市が構想中のアリーナの候補地4カ所の一つとして挙げています。9月にも申しましたので、繰り返しません、大変強い違和感のある出来事でした。県には8月に戸敷市長が知事を訪ねて、その旨を伝えたということですが、その後、具体的な協議等は行われているのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 宮崎市のアリーナにつきましては、現在、宮崎市において、基本構想策定に向けさまざまな検討が進められていると伺っておりますけれども、具体的な説明や相談は、まだいただいているところがございます。

○渡辺 創議員 宮崎市は今年度中に基本構想を策定する方針というふうに聞いておりますが、用地を県から提供してもらうのか、売却であればどうなるかなど、これがリアルな話かどうかわかりませんが、基本構想の策定にも関係してきてくのではないのかなというのが、正直に感じる所です。事前の調査というのは、土地の持ち主と全く協議もせず、意思も確認することも行わずに行えるものなのか。やはり違和感が拭えませんが、質問を続けます。

県体育館は昭和43年6月の開場ですので、既

に50年となります。指定管理のため算出が難しいかもしれませんが、現在、年間の維持管理にどのくらいの費用が必要なのか。また、直近の大規模修繕の規模を、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 県体育館は、指定管理者による維持管理を行っておりまして、経費総額から利用料金を差し引いた指定管理料の積算額は、年間約2,700万円となっております。

また、直近10年間で行った大規模な工事は、耐震改修工事と電気設備工事の2件であり、要した経費は約4,000万円となっております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

山之口への陸上競技場整備を決める段階で、県は、県民の理解醸成と意思形成には一定の時間がかかるということを学んだはずです。予定地が決まり、国体に向けた体育施設整備は新たな段階に入りました。次は、現有施設の活用法や跡地利用、さらには整備に必要な財源負担をどのようにして平準化させていくのかなどをできるだけ早く県民に示すことが、県民の納得いく施設整備ということにつながっていくのではないかと思います。知事のお考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 7年後の国体及び全国障害者スポーツ大会に向けた今回の施設整備は、スポーツランドを掲げる本県にとりまして、本県の将来に向けた大きな投資——金額的にも大きいとともに、大変重要な投資であるというふうに考えております。

その額につきましては、今後設計を進めていく中で、また精査していくこととなりますが、共同整備を行う地元市の負担や、国の補助制度等の活用に加え、整備費用や維持管理費を抑えるための工夫も行いながら、可能な限り、財政

負担の軽減について取り組んでまいりたいと考えております。

また、現在の施設や跡地の利活用につきましても、競技団体や関係機関の御意見を伺い、十分に連携しながら、方向性を整理し、あわせて、県の方針をできるだけ県民の皆様にお示しできるように、検討を進めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 特に現有施設については、この国体をめぐる議論が始まった当初は、原則的に「スクラップアンドビルド」だという方向で県は話をしていたと私は感じていました。その後、何となく話が体育施設の増設・拡大という方向に明確な意思なきまま流れていっているのではないかという不安を少し感じています。もちろん、利用できるものは県民の利便のために可能な限り使うというのは、一つの考え方だと思いますし、それならそれで明確な方針を示せばいいのだろうと思います。

県体育館は既に50年、プールも45年です。新施設と既存施設の2つが利用できる期間が長くなればなるほど、当然、新たに利用できるようになった県民や利用層というのは広がるわけです。そういう皆さんは、古い施設を閉めるという段階が来れば、当然、代替えの施設が欲しくなるというのは、人間の自然な欲求であるとも思いますので、そのあたりも踏まえて、新設の見通しが立ってきたからこそ、既存施設をどうするのかということも、きちんと判断すべき時期が近づいてきていると思っています。この点は問題提起にとどめて、このテーマ最後の質問に移りたいと思います。

2月21日の宮崎日日新聞によると、宮崎市が構想を持つアリーナ建設を、県が、民間資本の活用も検討しながらプール整備を予定している

宮崎市錦本町で一体的に整備することに関する
ことを求めている、というような声があるとい
う中身の報道でございました。総合的に状況を
考えると、大変厳しい話のように感じていま
すが、仮に宮崎市からそのような申し出があ
った場合、検討の余地があるのか。知事にお
伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎市の錦本町
県有グラウンドに整備することとした県プ
ールにつきましては、PFI方式によりま
す整備の可能性や都市計画上の取り扱いに
ついて、今後、具体的な検討、協議を進め
ていく、そのようにしております。

宮崎市のアリーナ構想では4つの候補地
が挙げられており、県体育館敷地はその一
つとされておりますが、錦本町県有グラ
ウンドは対象にされていないところであ
ります。市のアリーナ構想とは別に、現
時点でプール整備の検討を進めてい
るところであります。

PFIの検討後は、設計や建設作業に移
ることとなり、7年後の国体開催に向け
たスケジュールに余裕はありませんので、
現時点では、私自身も直接お話を伺
っておりませんし、2つの施設の一体
的な整備というものを想定している
わけではありません。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

それでは続いて、JR宮崎駅西口の民間
事業者による複合ビル建設に合わせ、
県は新年度の新規事業として、宮崎
駅西口駅前広場整備事業として設計
等に必要3,000万円を計上してい
ます。整備方針を決めた経緯と整備
の基本的な考え方を、総合政策部長
にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 宮
崎駅西口の再整備につきましては、民
間事業者による複合ビルの建設計画
を契機として、昨年7月に宮崎

市が地元の商店街振興組合連合会など
からの要望を受けまして、8月に宮崎
市長から知事に対して、にぎわいの
創出に向けた再整備の要望書が提出
されたところであります。

県としましては、中心市街地の活性化
はもちろんのこと、県全体への観光
物産面の波及効果や鉄道の利用促進
なども期待されますことから、再整
備を進めることとしたところであり
ます。

再整備に当たりましては、新たに、
にぎわいを創出し、人の流れを中心
市街地につなげるとともに、歩行者
の安全にも配慮してまいりたいと考
えております。

○渡辺 創議員 民間事業者による開
発の概要と、県が取り組む広場再整
備の概要を、総合政策部長に伺いま
す。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 事
業者による開発概要によりますと、
複合ビルは「JR宮交ツインビル」と
して建設予定でありまして、駅前
広場南側には商業テナント・映画館
・オフィスなどを有する10階建て
のビルが、また、その西側には商
業テナントから成る6階建てのビ
ルが、2020年秋の開業を目指し、
それぞれ建設されることとありま
す。

県による広場再整備につきましては、
南側のビルに隣接する歩道等を中
心に、にぎわいを生み出す「イベ
ント空間」や、人の流れを町なか
につなげる「にぎわい・交流空間」
として進めるとともに、利用者の
利便性・安全性を向上することで、
誰もが楽しめる広場づくりを目指
していくこととしております。

なお、整備全体については検討の
段階ですが、整備の中心となります
広場南側の面積は、約6,500平方
メートルとなっております。

○渡辺 創議員 わかりました。あ
りありがとう

ございました。

今回、このテーマを質問するに当たって、執行部のいろんな部署の方々とお話をさせていただきましたが、県の立場からすれば、中心市街地のあり方というのは、基礎自治体の果たすべき役割ということはよくわかりました。それはそのとおりだと思いますが、それはわかった上で、しばらく勝手につぶやこうかと思っています。

今、宮崎市では、市街地中心部の軸を転換させようという動きが進みつつあると感じています。実現性の確度はともかくとして、大きな箱物の事業、例えば、「市庁舎の整備問題」と、先ほども議論の中にも出てきた「アリーナ構想」が検討されている、それが当たるかと思いますが、市庁舎問題は、今月22日の市民懇話会で、「総意として建てかえが望ましい」という方向が示されています。現地（今の市役所の場所）以外での適地としては、これまでの議論の中では、宮崎駅東口の中央公園や、またもや県体育館用地が挙がっているということになっています。そしてアリーナのほうも、宮崎駅東部東側の4カ所が候補地となっている状況です。さらに今回の西口整備。このような全体状況を加味すると、「ああ、宮崎市の市街地の中心軸は、橋通りから、どちらかといえば駅、高千穂通り、そして駅を真ん中にした東西エリアに流れていくのかな。そういう人の流れをつくっていくのかな。スライドしていくのかな」というイメージを俯瞰して感じるができるかと思っています。

そのことは、宮崎市が昨年8月に西口整備を求めて県に提出した要望書の中でも、駅東エリアに「多機能複合型アリーナ構想を検討中」とした上で、「駅の東西エリアを連結させて中心市街地の大きな人の流れを造成したい」と記さ

れていることから明らかだと思います。

話を原点に戻しますが、宮崎市街地のあり方は、当然「市町村の仕事」という県の立場は十分に踏まえた上で——ただ、ここは県都、宮崎は県都でもあります。宮崎県の中心でもあります。あえて言いますが、宮崎県の中心部の都市機能のあり方について、県と宮崎市の間で十分な理念の共有を図っておくことは重要ではないかと思っています。県は、宮崎市の要望を聞き入れて、西口整備に大きな県費を今後投入する予定なわけです。その意味でも、この西口広場整備も、一角となるまちづくりのイメージでありますので、そのまちづくりのイメージを的確に共有しているにこしたことはないだろうと思いますが、知事の御見解はいかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 地方行政さまざまな施策がありますが、都道府県、市町村、適切な役割分担のもと、法令に従って、それぞれ自主的に判断し、また進めていくということが大事であるとともに、その連携も大変重要であろうかと考えております。

県全体の浮揚を図るためにも、県内市町村との緊密な連携が必要であるという考えのもとに、これまでも「対話と協働」を基本に取り組んできたところであります。特に今、御指摘のありました宮崎市は、県庁所在地、県都であります。県内人口のほぼ3分の1を擁し、県庁や空港などの行政機関、また交通機能が集積をしている宮崎市との連携というものは、極めて重要であろうと考えております。幸い、宮崎市と県とのさまざまなコミュニケーションが図られる状況にあらうかと考えておりますので、今後とも、その連携、意見交換また課題の共有に努め、相乗効果を発揮しながら、県政の浮揚に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 話は尽きませんので、このあたりにしたいと思いますが、知事がおっしゃったように、それぞれの施策の相乗効果を図っていくという意味でも、県と宮崎がどうあるのかという理念の共有というのは、極めて大事なお話じゃないかと思っておりますので、県の立場から、ぜひ関心を向けていただければと思っております。

それでは、テーマを変えます。次に、教職員の採用・働き方に関して、教育長にお伺いをしてみたいと思います。

これまでも本会議質問等で扱ってまいりましたテーマですが、改めてこの機会に整理をさせていただきたいと思っております。

まず、県内の公立小中学校で勤務する教職員の総数と、そのうち臨時的任用講師及び非常勤講師が占める割合はどの程度になっているでしょうか。

○教育長(四本 孝君) 平成30年5月1日現在における公立小中学校教員の総数は、6,193人です。また、そのうち臨時的任用講師は、789人で12.7%、非常勤講師は、常勤1人当たりの勤務時間で換算いたしますと、66人で1.1%です。

○渡辺 創議員 正規の先生以外の方々が大體13%程度と理解をします。それでは、正規の教職員数に不足が生じた場合、各学校はどのようにして臨時的任用講師や非常勤講師を確保するのでしょうか、教育長にお伺いします。

○教育長(四本 孝君) 臨時的任用講師等が必要になった場合には、校長が、県教育委員会に登録されている任用希望者の名簿をもとに面接を行った上で、適任者を任用しております。

○渡辺 創議員 では、その臨時的任用講師の募集スケジュールはどのような流れになっている

のか。また、平成30年度、今年度の任用状況をお伺いいたします。

○教育長(四本 孝君) 臨時的任用講師等の登録申し込みにつきましては、年間を通して随時受け付けておりますが、特に、次年度4月からの任用希望者につきましては、10月から12月末を募集期間として設定し、集計の後、2月に教育事務所を通じて、各市町村教育委員会に登録者名簿を配付しております。

また、随時受け付けている登録者分につきましても、任用希望者の情報をその都度提供しております。

次に、平成30年度の登録者の任用状況につきましては、11月末現在で、臨時的任用講師及び非常勤講師の登録者数は、小・中・県立学校合わせて1,538人、そのうち、任用されている数は1,276人となっております。

○渡辺 創議員 登録数が1,538人で、そのうち任用されている方が1,276人ということですので、登用率は83%程度かと思っております。また、教育委員会の方々にさらに実態を伺うと、任用されていない方でも、ほかの仕事についていらっしゃるりとか、市町村の支援員として仕事をなさっている方というのも多くいるということですので、年度途中での登用がなかなか難しいという実態がわかってきました。

なぜこのような数字を確認していったのかというと、実は先月、私のところに1通のファクスが届きました。宮崎市内にある、とある小学校に勤務をされている先生からでした。その内容は、勤務している学校の窮状を訴えるもので、具体的な例示は避けませんが、比較的小規模な学校でしたが、年度途中に退職や休職になった先生がいらっしゃるって、学校の6分の1のクラスが担任不在の状況が続いている。学校の全

職員でカバーをしているが、かわりの先生、つまり臨時的任用講師も見つからずに、先生方は出張にも出ることができなく、体調が悪くても学校を休むこともできない状況が続いているというものでした。教育委員会にも確認をお願いしましたし、偶然にもその学校の保護者の方や関係者の方を知り得る立場にあったので、話を聞いてみましたが、訴えにあったとおりの状況ということでした。決して校長先生や教頭先生が悪いという話ではなくて、多くの皆さんが一生懸命頑張っているけれども、それが改善できないという状況で、ある意味では、本当に深刻だなと感じたところです。

さまざまな状況で、先生方も退職とか休職を余儀なくされたということですが、この現状というのは、働いている先生方もそうですが、学校に通っている子供たちにとっても、大変落ち着かないというか、辛いという状況ではないだろうかと思います。このような状況も踏まえて、教職員確保の現状と課題について、教育長のお考えをお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 学校におきまして教員の不足が生じた場合に、速やかに講師等を任用するという事は、極めて重要なことだと認識をしております。

一方、学校現場では、講師等を確保することが、以前に比べて厳しい状況になってきておりまして、今後、講師等の登録をいかにふやしていくかが大きな課題であると認識しているところであります。

県教育委員会では、これまでも、電子登録の導入による登録手続の簡素化や登録を随時受け付けとするなど、講師等の確保に取り組んでまいりました。さらに、任用希望者の拡大を図るため、広報番組や新聞の県政掲示板等を活用す

るとともに、教員養成課程のある大学への広報活動を行うなどして、登録制度の一層の周知に努めております。

今後とも、学校現場に教員数の不足が生じることのないよう、正規職員の適正な採用も図りながら、講師等の確保に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 大変な状況だと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。続けて、今の御答弁の最後のほうにもありましたが、採用に関してお伺ひしたいと思います。

6月の一般質問で、長年、教職員採用に著しい偏在があつて、競争倍率に大きな違いがあつたこと、また、この構造的な課題によって、長く採用の機会に恵まれず、臨時的任用講師を続けるしかなかった先生方が多数いるということを指摘させていただきました。その上で、今年度実施の採用試験から、今まで40歳以下とされてきた年齢制限が事実上撤廃されて、受験機会が大きく広がったことを高く評価しているところです。

採用試験の結果、これまでは受験資格がなかった41歳以上の中から、今年度の採用試験では小学校で19名、中学校で8名、高校で1名、特別支援学校で3名の計31名が正規教員としての道が開かれ、その割合は全体の11%に達していると伺っています。しかも、そのほとんどの方々が臨時的任用講師として働いてきた先生方ということですから、大変望ましい結果になったのではないかなと思っています。そこで、今後の採用見通しと、今年度の採用試験の結果について、教育長の所感をお伺ひしたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 平成31年度の教員採用内定者数は391名でありまして、ここ10年間で

最も少なかった平成24年度の120名と比較しますと、3倍以上にふえているところでもあります。

ここ数年、定年による退職者が大幅に増加しておりまして、今後も同様の状況が見込まれますことから、これからの数年間は、平成31年度と同程度の採用者数となると考えております。

また、今回の試験から、お話にありましたように、年齢制限を実質的に撤廃するなど、より受験しやすい環境を整えたところでもあります。

これによりまして、学校現場で活躍しているものの、年齢制限で受験できなかった臨時講師が採用内定となるなど、専門性にすぐれ、即戦力となり得る人材の確保が図られたと考えているところでもあります。

○渡辺 創議員 数年間は、今回と同規模程度の採用が続くということですので、今回残念だったという先生方にも、ぜひ引き続き頑張っていたきたい、正規教職員への道が開かれることを期待したいと思います。

続けて、教職員の働き方改革に関連して数問お伺いいたします。新規事業の中に、「スクール・サポート・スタッフ配置事業」というのが挙がっております。学校現場の負担軽減を狙った事業と思いますが、どのような学校への配置を考えているのか。また、このスクール・サポート・スタッフとなる方というのはどのような人材をイメージしていて、具体的にはその方々への業務指示は誰が行うのか。教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） スクール・サポート・スタッフにつきましては、教員の事務負担軽減を目的に配置することとしておりますが、配置校につきましては、昨年10月に実施いたしました「教職員勤務実態調査」等の結果をもとに、市町村教育委員会と協議を行いまして、決

定したいと考えております。

また、採用者については、特別な資格等は要しないわけではありますが、学校の業務に詳しい元教員や当該学校に理解のある卒業生の保護者など、教育に興味・関心のある方の採用を想定しております。

なお、この取り組みは初めての試みであり、配置当初はさまざまな課題が出てくることも予想されますので、先進県の事例等も紹介しながら、具体的な業務や校内でのコーディネートのあり方について助言するなど、教員の事務負担軽減につながるよう支援をしてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 今回は2年間の事業として計画をされているようですが、効果をどのような形で検証していくのか。また、効果が確認された場合には、規模を拡大していった宮崎県内の多くの学校に配置されていくと、そういうイメージで捉えていてよろしいのでしょうか。教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） スクール・サポート・スタッフ配置の効果につきましては、今後実施を予定しております「勤務実態調査」において、時間外業務削減や事務負担軽減などの観点から検証を行いたいと考えております。

また、配置の効果が確認できた場合には、その効果を広く周知するとともに、市町村教育委員会とも連携を図りながら、配置拡充に向けて検討してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 本当に先生方、大変お忙しくて大変だなというのを感じています。そういう多忙をきわめる学校現場の負担を軽減して、先生方に、本来的な役割である子供たちと向き合うという時間をつくってもらおうというのは、極めて大事な取り組みだろうと思います。その

意味では、先ほどのスクール・サポート・スタッフ事業や部活動の外部指導者登用等、新年度事業の中にも注目されるべき事業が盛り込まれているというふうに理解をしています。

教育委員会では現在、「学校における働き方改革推進プラン」を取りまとめて、新たな取り組みを進めているところですが、その内容を見てみますと、家庭や地域との関係を見直し、役割の見直しというのにも含まれるかと思いますが、そのあたりが大きなポイントの一つになっているかなと思います。地域との関係性も含めて、負担軽減のためには、新たな取り組みを進めていくという意味では、逆に新たな課題というのも生まれてくるのではないかと思います。どのように対処していくお考えか、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 「学校における働き方改革推進プラン」では、専門スタッフの配置や家庭・地域等との連携によりまして、業務の役割分担を行い、教職員の負担軽減を図ることとしております。

しかし、これらを推進していく上では、家庭・地域の理解を得ることや、外部人材の活用のあり方などの課題も予想されます。

そこで、プランの推進に当たっては、家庭・地域の方々にもわかりやすいリーフレットを作成し、丁寧に説明を行うとともに、学校においても、教職員の意識改革はもとより、外部人材の有効かつ円滑な活用について、常に共通理解を図るなどの取り組みを促進したいと考えております。

今後とも、広く学校現場や家庭・地域の声を聞きながら、プランの着実な実行に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございました。

テーマは変わりますが、引き続き教育長にお伺いしてまいります。県立五ヶ瀬中等教育学校についてお伺いします。

この五ヶ瀬中等教育学校は、日本で最初の中等教育学校であり、その前身の段階の1994年の開校以来、宮崎県が誇る特性のある学校として歩みを進めてきました。今春が開校25年ということになるのでしょうか。

この五ヶ瀬中等教育学校で、定員40名を募集要項等では公表しない形で、長期にわたって男子22名、女子18名の定員で固定し、入学選考を行ってきたことが、昨年11月、我が会派の満行潤一議員の本会議質問で明らかになりました。文教警察企業常任委員会でも大きな議論となったところです。教育委員会は、「教育の機会均等の観点で問題がある」として改善に向けた検討をスタートしたはずですが、検討状況はどのようになっているのでしょうか。教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 五ヶ瀬中等教育学校における男女比の改善につきましては、現在、県教育委員会におきまして、当該校長や小中学校の校長会の代表を含めた検討会を立ち上げ、募集人員や児童・保護者への情報提供のあり方について検討を進めているところでございます。

募集人員につきましては、全寮制教育という学校の特徴を踏まえますと、施設上の制約を受けざるを得ないことから、一定の男女別の定員を設ける必要があると考えております。

また、その内容については、受検者に対し正確な情報を提供する観点から、入学者選抜要綱に記載する方向で検討しているところであります。

今後、来年度の募集に向けまして、関係者等

の意見を伺うなど、議論を重ねてまいりたいと考えており、男女比の改善につきましては、6月をめどに結論を出す予定でございます。

○渡辺 創議員 今の御答弁では、「男女別の定数を引き続き設ける」という内容だったかと思えます。全寮制というスタイルをとっているために、施設面での制約があるという事情はわからなくはないんですが、男女別に枠を設けるという形では、その数が仮に20対20とか、男女同数になったからといって、それが教育機会の均等が図られたというふうに言えるかというところ、そうではないかなと思います。男女分けて選抜をするというところが既に機会の平等に当たらないというのが、この問題の根本だと思うところなんです。

ちなみに、これが採用等労働行政にかかわるような話、つまり就職ということであれば、男女別に採用数を設けること自体が既にアウトなわけなんです。同校は、今春25周年という節目を迎えます。全寮制というスタイルをとる限り、それを理由にするのであれば、例えば50周年目を迎えるころにも男女別の選考を続けることが果たしてできるのか。今回は答えは求めませんが、もう少し根本的なところでの見直しを求められているのではないかという気がしてなりません。そこは意見として申し上げておきたいと思えます。

また、今回の検討会には、いわゆる識者という外部の視点が入っておりません。小中学校校長会の代表というのが外部だというようなお話も、若干、教育委員会からは聞こえましたが、一般的に言えば、それは外部とは言いがたいという気もするところです。ぜひ、そのあたりも、もう少し幅を広げた議論が必要ではないかと考えるところです。この件については以上

とさせていただきます。

テーマを変えまして、企業インターンシップについて議論をしたいと思えます。

就職活動の前段階として、大学生等を対象にしたインターンシップという言葉聞き始めたのは、ちょうど私が大学生のころでしたので、かれこれ20年以上の時間が流れたと思えます。最近では、県の事業の中でも頻りにインターンシップという言葉を目にするようになりました。県の労働政策部門が関与してきたインターンシッププログラムの実績を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） インターンシップは、大学生等が県内企業の理解を深めるよい機会になることから、県内就職促進や早期離職防止に重要であると考えております。

このため、商工観光労働部におきましては、県内企業とインターンシップを希望する学生とのマッチングに平成24年度から取り組んでおりまして、平成29年度までの6年間で、県内企業113社において、延べ841人の学生がインターンシップに参加したところであります。

○渡辺 創議員 県は昨年度からインターネット上で、宮崎でのインターンシップを希望する学生と地場企業のマッチングを行う「みやざきインターンシップNAV I」を導入しましたが、その狙いと特徴をどう考えているのでしょうか。また、新年度は、さらなる推進強化を図るということですが、どのような目標値を設定しているのでしょうか。商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 「みやざきインターンシップNAV I」は、インターネット上でマッチングを行うことで、学生と企業双方の事務的な負担を軽減するとともに、県

内企業のインターンシップ情報を集約化し、広く県内外の学生に県内企業の魅力を発信することなどを狙いとして導入したものであります。その特徴といたしましては、大手人材紹介会社が運営するサイトには掲載されていない小規模な企業の情報も無料で掲載しているところにあります。

また、来年度の目標値は、「インターンシップNAV I」にプログラムを登録する企業数125社、参加学生数180人であります。

○渡辺 創議員 私も何度かこのサイトを見させていただいたのですが、大変よい取り組みだなと思います。印象としては、ワンデーのインターンシップが非常に多いという印象を持ちました。業種も思いのほか幅が広いなという印象を持ったところです。そこで、企業側の立場から検証してみたいと思いますが、昨年度、参加登録をしながら、学生の受け入れがなかった企業、言いかえると、インターンシップに登録したけれども、学生が来なかった、マッチングがうまくいかなかったという企業が何社あったのか。また、受け入れがなかった原因をどのように分析し、今後どのような取り組みをするつもりなのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 昨年度、「インターンシップNAV I」にプログラムを登録した企業112社のうち、学生の受け入れのなかった企業は、67社となっております。

受け入れのなかった主な原因は、企業の知名度がそれほど高くないこと、登録者の約8割が文系の学生であるにもかかわらず、理系の学生を希望する企業が多いこと、企業の魅力を伝えるプログラムが提供できていないことにあると考えております。

今後は、県内企業との連携を一層強化するた

め、企業からの相談全般に対応する企業支援員を来年度から新たに配置し、未実施企業や学生の受け入れがなかった企業等を訪問し、プログラムの作成支援などを行うこととしております。

特に、受け入れ実績のない企業につきましては、実情を踏まえたプログラムづくりなど、きめ細かな支援を行ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 112社のうち67社が実績がないというこの数字は、かなり重たい数字というふうに受けとめざるを得ないのかなと思っています。参加を決めた企業の皆さんの意欲がそがれるようなことがないように、答弁にもありましたけれども、企業サイドに立った応援、後押しというところが重要ではないかなと強く思うところです。所以、新年度の対応は、そのあたりに重点を置いたものにしていただきたいと思うところです。

このテーマ最後の質問にしますが、インターンシッププログラムに宮崎県が取り組む最大の理由は、「地場企業」と「宮崎志向の学生」をつなぐということにあると思います。そこにこだわりを持たないのであれば、大手の民間の業者が提供するインターンシッププログラムでいいと思うわけですので、ぜひ、その面をきちんと強化していくためにも、地元の企業や学生のニーズをもっと的確に把握する必要があるというふうに思いますが、その点、知事はいかがお考えでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 全国的な人手不足を背景としまして、都市部の大企業を初めとして、学生の採用活動が早期化しております。そういう中で、地元企業や宮崎志向の学生のニーズを的確に把握することは、ますます重要になって

きているものと認識しております。

私もこれまで、学生や若手社会人、企業経営者の方々から直接お話を伺うために、業種別、分野別のふれあいフォーラムや立地企業へのフォローアップ訪問などを行ってきているところでもあります。また、先日は、東京で、本県出身の社会人や学生とUIJターン促進に向けたトークイベントを開催するなど、県内外でさまざまな機会を捉えて意見交換を行っているところでもあります。

また、個人的な話で恐縮ですが、まさに今週、私の大学3年の子供が、ある県ゆかりの企業でインターンシップを行っているところでありまして、参加した側の感想、それから実施した側の感想も、それぞれを聞き取りながら、その実態や課題などの把握に努めてまいりたいと考えておるところであります。

インターンシップは、県内企業への就職や定着につながる重要な取り組みでありますので、できるだけ多くの企業と学生とのマッチングが図られるよう、それぞれのニーズを踏まえた上で、今後とも引き続き、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ぜひ知事も、息子さんにもその辺よく聞き取りをしていただきたいと思うところですが、先ほど申しました、「インターンシップNAV I」の参加学生向けアンケートというのがあります。知事はごらんになったことがあるかどうかわかりませんが、選択肢形式になっていて、何と言ったらよいのか、非常に「配慮した」というか、「優しい」というか、「遠慮した」というか、聞く内容が、もうちょっと突っ込んでいろんなことを聞いてもいいんじゃないのかなど。例えば、宮崎への就職の意欲がどれほど強いのかということ把握で

きるような中身であったりとか、せめて出身高校がどこにある学生さんがこういうところに参加しているのかとか、その辺をもう少し踏み込んで情報収集して、今後の戦略を練る十分な材料にしていだけないかなと思います。現場では、学生さんにも気を使い、大変御苦労があるんだらうと思いますけれども、ぜひそういう検討もお願いしたいと思います。

次に、硫黄山の活動活発化による影響等についてお伺いします。

硫黄山の活動とそれに伴うえびの市長江川の水質変化による農業への影響に関する県の現状認識を、危機管理統括監と農政水産部長にそれぞれお伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 硫黄山の活動状況につきましては、昨年4月の噴火以来、硫黄山の南側で、活発な噴気と泥の噴出活動が続いております。

また、気象庁によりますと、霧島山の深い場所でのマグマの蓄積を示すと考えられる基線の伸びも継続しておりまして、火山活動の長期化も考えられるとのことでもあります。

河川の水質の状況につきましては、上流部では強い酸性を示すなど、噴火当初とほぼ同等の水質で推移しております。下流の川内川合流付近では、おおむね環境基準を達成する傾向が見られますが、現在でも水質は変動しておりまして、継続した水質調査が必要だと考えております。

○農政水産部長（中田哲朗君） 農業分野への影響でありますけれども、昨年の河川白濁により、農業用水としての利用が困難となった地域の水田は、全体で463ヘクタールでございます。

このうち、当初計画していた作物から変更があった水田は269ヘクタールとなっております。飼料

作物や地力増進作物などへの転換を余儀なくされたところでございます。

また、えびの市の主要品目であります主食用米につきましては、当該地域で作付が148ヘクタール減少いたしましたけれども、一方で、ほかの地域での作付拡大によりまして、えびの市全体では89ヘクタールの減少にとどまったところでございます。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

新年度予算案の中に、石灰石を活用した水質改善の実証実験がありますが、その狙いに加えて、順調に効果が確認できた場合、本格的な運用に向けたスケジュールをどのように考えているのか。環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 県におきましては、これまでの実証試験結果を踏まえ、ことしの農業用水が必要な時期における、河川の全水量による実証試験を実施したいと考えております。

この水質改善は、自然を相手とする大変難しい取り組みであります。実証試験においては、石灰石を用いて、上流部での水素イオン濃度（pH）を1程度改善させ、さらに自然の浄化作用による、下流域における水質改善効果を確認することとしております。

特に、ことし、川内川からの取水再開を予定している堂本頭首工の水質安定化に向けた課題を検証し、効率的な運用方法などを検討することとしております。

県では、検討結果を踏まえ、来春から、水質改善策の運用を始めることを目標に、国やえびの市と連携しながら、実用化に向けた具体的な対策案を、ことし秋に取りまとめたいと考えております。

○渡辺 創議員 県が部局横断的に状況改善に

向けて取り組んでいるということがよくわかりました。今後、えびの市の当該地域が安心して営農を継続していくためには、一つの方法論ではなくて、多角的にというか、さまざまなアプローチで安全性の担保を図ることが必要なんだろうと思いますが、その点、県の認識を知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この地域は稲作を中心とした農業を展開しておりまして、本県を代表する米どころの地域であります。今後も営農を継続するためには、まずは、安全な農業用水の確保が重要であると認識しております。

このため今年度、用水路の改修や、水質が悪化したときに取水を自動的に停止するシステムの整備等を行っておりまして、ことしの水稻の作付可能面積は、昨年より約138ヘクタール増加する見込みとなっております。

今後とも、長江川以外の河川や湧水等を利用した代替水源の確保を進めますとともに、生産された農作物の安全性の検査や、えびの高原での水質改善に向けた実証実験に取り組むなど、地元えびの市としっかり連携しながら、安心して営農できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。引き続きの取り組みをお願いいたします。

次に、企業局の所有するドローンについてお伺いします。

今、官民を問わずさまざまな場面で、ドローンの活用の可能性が広がりを見せているわけですが、県企業局での活用状況を、企業局長にお伺いします。

○企業局長（図師雄一君） 平成27年度から今年度までに、全国26の公営電気事業者のうち、11団体がドローンを導入しているところで

すが、本県は平成28年度に、4 Kズームカメラ搭載機など2台のドローンを導入しております。

また、操縦者の育成につきましては、他県に先駆けて、国のガイドラインに準じた「操縦者育成研修実施要領」を制定し、独自の操作訓練を行っており、現在、全国で最多となる24名の操縦者を育成しております。

これまで、送電線鉄塔上部の点検や、急斜面の水路の調査、ダム上流部の河川状況調査などに活用しており、これにより、危険を伴う高所での作業が安全かつ容易に行えるとともに、目視が困難な箇所についても、より詳細な調査が可能となったところであります。

さらに、平成29年度には、全国的にも珍しい水中ドローンを1台導入しておりまして、比較的透明度が高いダム貯水池などにおきまして、取水口等の調査を効率的に行うことが可能となったところであります。

○渡辺 創議員 一定の訓練を経た操縦者を全国最多の24人も養成しているというのは、ちゃんと人的な養成も行って、ドローンを宝の持ち腐れにしないという意味で、まじめな取り組みだと思います。ドローンには今後の幅広い活用が期待されるわけですが、そのあたりを企業局長どのようにお考えでしょうか。

○企業局長（図師雄一君） 今後のドローンの活用につきましては、引き続き操縦者の養成を継続しながら、ドローン使用体制の強化を図り、企業局が所有する施設全般の管理を初め、一ツ瀬川県民ゴルフ場のPR動画の撮影などにも活用してまいりたいと考えております。

また現在、国におきましては、ICTやAI技術を活用した送電線等の点検の完全自動化などを目指して、官民研究会を立ち上げていると

ころであります。

企業局といたしましても、このような動向を注視しながら、将来的には、最新技術を活用した高度な利用や多様な活用方法について、検討してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 実は、局長とも御一緒しましたが、昨年の12月に、日南市の酒谷であった「緑のダム造成事業記念植樹祭」に、日南市選出の外山副議長や高橋透議員とともに参加させていただきました。その際に、企業局のドローンのデモ飛行を見せていただきました。機体の操縦をされる方と映像の撮影をする方が2人ペアになって、非常に巧みにドローンを飛ばし、すばらしい技術で大変感心したところであります。こういう職員さんたちを地道に養成していくという取り組みが、必ず宮崎県企業局の将来的な強みになると思いますので、ぜひ引き続き頑張ってくださいと思います。

次に、警察本部長にお伺いをいたします。

警察本部では、この春の異動に合わせて、警察官の居住地制限の緩和を図りましたが、その狙いと具体的な緩和の内容をお伺いしたいと思います。

○警察本部長（郷治知道君） 本県警察官は、勤務部署の管轄区域内への居住を原則として、これまで、家庭の事情等がある職員については、その例外としておりましたが、家族との同居を進めることにより、警察官の経済的・精神的負担の軽減と健康管理の向上を図る、ワーク・ライフ・バランスなどの働き方改革をより一層推進する、働き方改革等により優秀な人材を確保するなどの狙いで、本年2月から、一部の職員を除き、居住地から勤務部署までの最短の所要時間が1時間以内の者について、管轄区域外からの通勤を可能とする居住地規制の緩和の

試行を開始しております。

○渡辺 創議員 かなり大幅な緩和と。全国的には同じようなことに取り組まれているところもあるということですが、緩和後、警察官の皆さんの勤務地と居住地の関係はどのようなイメージになっていくのか。また、今回の緩和により、当然、今までの単身赴任手当とか通勤手当、その辺の変動が起こってくるというふうに思いますけれども、経費面での状況変化はどのようなことが想定されるのか、またそのあたりの見通しはどうなっているのか。警察本部長に伺います。

○警察本部長（郷治知道君） これまでは、ほとんどの警察官が管轄区域内に居住しております。今回の居住地規制の緩和の試行では、事件・事故の発生に備えまして、勤務部署ごとに、管轄区域内居住者が勤務員数に占める割合を少なくとも5割以上としておりますことから、およそ5割から6割の警察官が管轄区域内に居住するのではないかと考えられます。

また、経費につきましては、今回の居住地規制の緩和の試行により、単身赴任者が減少すると思われ、そのことによる単身赴任手当等の減少、管轄区域外からの通勤者が増加すると思われ、そのことによる通勤手当等の増加などが予想されますが、予算の範囲内で対応できると考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

ここまでの答弁の内容を踏まえた上で、いろいろ警察本部の皆さんにも伺いましたが、警察官の皆さんの自宅、持ち家がある方々というのは、大体約7割から8割が宮崎市内に居住ということのようでありますので、その辺を考慮すると、実際に大きな変化がありそうな警察署というのは、宮崎市から車で1時間以内で行ける

という幅ですので、例えば、高鍋であるとか高岡であるとか、日南であるとか西都であるとか、そのあたりが具体的にイメージしやすい警察署なのかなという印象を持ったところです。警察官の皆さんのワーク・ライフ・バランスが整うというのは非常にいいことだと思いますが、一方で、管内居住率が下がるということに対して、住民の皆さんの「安心感」という観点で、その面の不安を持つ方もいらっしゃるかもしれません。そのあたりについての御見解を、警察本部長に伺います。

○警察本部長（郷治知道君） 今回の居住地規制の緩和の施行では、夜間・休日の事件・事故の発生に備えまして、警察署の署長・副署長・課長等の幹部、捜査・交通部門等に従事する係長、若手巡査等を管内居住としております。

夜間・休日の事案に際しましては、これまでどおり、当該幹部以下、当直勤務員や交番勤務員等が対応するとともに、事案の規模等により、必要に応じて、他の管内居住者及び管外居住者が応招して適切な対応をとり、住民の皆様の安全と安心を守ってまいります。

○渡辺 創議員 警察官の皆さん、職務上も大変大きな責任を背負いながら、また家庭のことも考えなければならないわけですから、その辺がうまくいくことは大事なことだと思いますので、引き続き、事業がうまく回るように、ぜひ御配慮いただきたいと思います。

次に、性的マイノリティーをめぐる課題に関してお伺いしたいと思いますが、今年度事業の中に、理解促進のための県庁レインボーライトアップ事業が入っています。これまでに、この議会でも必要性を説いてまいりましたが、県としてきちんと向き合う姿勢の証明として、「性的マイノリティー」という言葉を事業名に盛り

込むべきだと主張してきました。その趣旨を踏まえて、年度初めの段階で初めて性的マイノリティーという言葉が事業名に冠していただいたんだと理解をしておりますが、事業の狙いを改めて総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 県では、昨年、性的マイノリティーの理解促進への取り組みの一環として、8月の人権啓発強調月間の最初の1週間、6色のレインボーカラーによる県庁舎のライトアップを試行的に行ったところがあります。

この取り組みは、広く新聞報道等でも取り上げていただき、多くの方々にごらんいただきました。この結果、性的マイノリティーの理解について県民の意識が高まり、啓発の効果があったものと考えております。

このため、来年度以降もこの事業に取り組むこととしたところをございまして、ライトアップを初め、さまざまな手法による啓発を行っていくことで、性の多様性について、さらに理解促進を図ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

現在、県庁本庁周辺の庁舎などにある多目的トイレには、性的マイノリティーを象徴する「レインボーマーク」が表示されています。これは、私が性的マイノリティーをめぐる課題を本会議で初めて取り上げた平成28年9月の議会で、全日空の空港ラウンジトイレの取り組みを参考に、表示してみてもどうかと提案したことを受けて、県執行部で丁寧に検討いただき、翌29年に始まったものです。当時は桑山病院局長が総務部長で、御答弁をいただきました。

その際、私は、「多数にとっては気づかないような障壁であっても、当事者にとっては非常に大きな課題となる。そんな課題の除去にみん

なで力を合わせて取り組む、そんな宮崎県であってほしいと願うところです。多目的トイレについても、県が市町村や民間を引っ張っていくという観点からも、今回提示したLGBTの方々が少しでも過ごしやすくなるように対応を求めたい」と検討を願ったところでした。実は、当時はそう簡単に実現するとは正直考えておりませんでしたので、県には本当に真摯に誠意を持って検討いただいたことを、心から感謝しております。

その取り組みが始まって、一定の時間がたちました。宮崎でも、性的マイノリティーをめぐる課題に対する認識は広がり、理解醸成も少しずつ進みつつあります。そのような中で、多目的トイレのレインボーマーク表記についても、賛否両論の声が聞こえるようになりました。執行部も直接把握されていると思いますが、肯定的な意見と否定的な意見、両方があります。そのことに関する私の認識は、昨年6月21日の宮崎日日新聞の連載記事の中でも取り上げられており、正直な心情を吐露しております。その部分をちょっと読みます。

「一般質問をきっかけに、県庁トイレにレインボーマークが付き、当事者と知事との意見交換も実現した。「ほんの少しの前進（渡辺県議）」に手応えを感じる一方、トイレのマークについては「当事者は望んでいない」との否定的な意見も耳にした。「アライ（支援者）として少しずつ理解しようと考えながら進んでいるが、いつも手探り」と渡辺県議。「議員の仕事は繰り返し問題提起して、制度や仕組みを変えるための環境を整えること。丹念に、丁寧に続けていきたい」となっています。

多目的トイレのレインボーマークについては、大阪府内の自治体など、一度表記を始めて

から、当事者の声をもとに取りやめる自治体も出てきています。今回、私もあることがきっかけになり、改めて複数の当事者の皆さんや関係者の皆さんに意見を聞いてみましたが、本当に賛否両論それぞれというところでありました。

自分が提起したことの再考を促すのは、県には申しわけなく、大変心苦しい思いもありますが、時間の流れ、状況が変化する中で、施策の判断を見直すことはあります。私は、今回の質問に当たり、賛否両論あるのであれば、そのことが「生きづらさ」——この場合は「使いづらさ」になるかもしれませんが——につながっている方々の意見に重きを置くというのは一つの考え方ではないかという結論に至りました。県の認識を総務部長にお伺いしたいと思います。

○総務部長（畑山栄介君） 県庁舎の多目的トイレのレインボーマークにつきましては、多様性を受け入れる環境づくりの観点から、性的マイノリティーの方への配慮として、議員からお話がありましたとおり、平成29年に本庁域の庁舎や総合庁舎などに表示を行ったところであります。

これは、体や心の性にかかわらず、自由に利用してほしいとの思いから、「どなたでもご自由にご利用ください」という文言とともに表示をしているものでありますけれども、「社会的な理解が深まる」などの肯定的な意見がある一方で、「マークがあることで逆に使いづらい」といった意見があることも承知しているところでございます。

この多目的トイレのレインボーマーク表示につきましては、関係部局とも協議しながら、取り扱いを検討してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 どのような判断に至ったとし

ても、決して県の取り組みに誤りはなかったということだと私は思っています。最も心配しなければならないと思っているのは、例えば、こういういろんな経験を経て、取り組みが後ろ向きになってしまうことだと思います。私は、この間の県の取り組みを高く評価しているということを改めて申し述べまして、このテーマを終わりたいと思います。

次に、地元紙の報道が相次いでおりますが、宮崎県保育推進連盟をめぐる政治献金の話題に関連し、市立保育所への委託費の一部が政治団体への会費として支出されていたのではないかという指摘がなされています。県は調査を行ったと聞いていますが、どのような調査を実施したのか。福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 私立保育所の運営費は、市町村が委託費として支出しております。その負担割合は、国が2分の1、県と市町村がそれぞれ4分の1ずつとなっております。

委託費の使途は、人件費、管理費、事業費に制限されておりました。政治団体として活動を行っている県保育推進連盟への会費支出は、不適切となります。

このため、平成25年度から30年度までの6年間に私立保育所であった期間がある333施設に対し、会費の支払いの有無や支払い原資を確認する書面調査を、市町村を通じて本年1月31日から2月22日を調査期間として実施したところでございます。

○渡辺 創議員 書面調査、今月22日までの回答期限だったようですが、その書面調査の結果はどのような結果になったのでしょうか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 書面調査の

結果、調査対象の全施設から調査票の提出がございまして、「委託費から支出した」と回答した施設が38施設ありました。

このうち、多くの施設が、委託費を管理する施設会計から支出したと回答しておりますが、施設会計には、委託費以外の収入も含まれております。

このため、今後、どのような理由から「委託費から支出した」と判断したのか、各施設に向いて、会計書類の確認や聞き取り調査を行うこととしております。

なお、会費の支払いの有無や処理方法について、「不明」と回答した施設が6施設ありましたので、あわせて調査を行うことといたしました。

○渡辺 創議員 いわば、今、調査は一段階目が終わって、ここからより詳しい調査ということだと理解しました。ただ、「支出していた」という回答も一定水準あったようであります。全ての調査が終わって、最終的に不適切な支出が確認された場合には、県としてはどのように対応する考えなのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 今回の調査により、委託費からの会費の支出を確認した場合は、委託費の減額などの対応について国や関係市町と協議しながら、適切に対処してまいります。

また、委託費の適切な支出について、施設に対する指導を強化するなど、その徹底に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。状況を見て、適切な対応を願いたいと思います。

それでは次に、文化財保護法の改正についてお伺いをしたいと思います。

文化財保護法が改正されて、4月1日から施行されるということのようであります。それぞれ自治体等の関与についても、法律の改正によって影響があるようでございますが、県としてはどのように対応する考えでしょうか。教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 改正文化財保護法は、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいけるよう、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的としております。

このため、市町村におきましては、地域が一体となった文化財の保存・活用に取り組むために、必要に応じて地域の文化財の保存・活用を支援する民間団体の指定、地域の関係機関で構成される協議会の設置などを含む計画を策定し、国がその計画を認定することとなりました。

県といたしましては、これまで市町村担当所向けに、法改正についての説明会を実施したところではありますが、これらの取り組みが各地域で計画的に推進されるよう、今後とも支援を行ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

文化財と言えば——文化財登録はされていないので、厳密に言えば文化財ではなく、狭義の文化財ということにはならないかと思いますが——旧都城市民会館のことが大変話題になっております。日本を代表する建築家である菊竹清訓氏が設計をしたという、この旧都城市民会館についてですが、都城市が解体という方針を決めたようであります。それについてイコモスからヘリテージアラートが出されるという事態になりました。県の所管という話ではありません

ので、その点は重々わかっておりますが、都城市、またかかわる皆さんも、市民の皆さんの意見聴取もいろんな形でされてきたようでありますので、大変難しい判断であったんだろうなという印象を持ちますけれども、知事の御見解はいかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 旧都城市民会館は、都城市の市政40周年を記念しまして、日本を代表する建築家であります菊竹清訓氏が設計された建造物で、建築関係者から高い評価を得ているということは十分承知しております。

都城市におかれましては、これまで長い時間をかけて、活用策の検討や市民の意見を聞き取るなどの手続を踏まえた上で、解体の方針について苦渋の決断をされたものと受けとめているところでもあります。

○渡辺 創議員 苦渋の選択というか、判断というのは、まさにそのとおりでらうと思います。いずれにせよ、文化財の登録がされているわけではなかったとしても、宮崎県内に立地をして、非常に価値の高いものを、多くの皆さんがその価値を大事に思ってくださっているという、その思いは、やはり我々も大事に受けとめなきゃいけない。最終的な判断がどうなるかは別の問題としても、そういうふうに宮崎県内にあるものの価値を、改めてこれが重要なものだというふうに思ってくださいという思いには、ある意味でいろんな判断がありますが、寄り添う面も必要なのかなという思いもするところがございます。

次の質問に移りたいと思います。次は、会計管理者にお伺いいたします。

民間の取引においては、キャッシュレス化が急速に進んでいます。例えば、東京五輪の開催とか消費税の増税も、その流れに拍車をかけ

て、キャッシュレス化をより一層進めるという状況になりつつありますけれども、県の歳入におけるキャッシュレス決済の取り組み状況と課題をどのようにお考えになっているのでしょうか。お伺いします。

○会計管理者（福嶋幸徳君） 県民の利便性を向上していく観点から、公金の収入方法の多様化を図っていくことは、とても重要であると考えております。

現在、本県では、自動車税において、クレジットカードや口座振替による収納を、また県営住宅使用料では、口座振替収納を実施するなどの取り組みを行っているところであります。さらに今年度からは、一部においてスマートフォンアプリを活用した収納も開始したところであります。

キャッシュレス決済は、現金を扱うことに伴う事故の減少などのメリットがある一方で、普及拡大に向けては、QRコードの標準化やキャッシュレスに不安を持つ方々への対応などの課題がございます。

引き続き、国や他県の動向等に十分留意し、関係部局と連携を図りながら、適切な対応に心がけてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

次に予定しておりました、重度障がい者の皆様への医療費支払方法に関する質問は、昨日の自民党の山下議員の代表質問と趣旨が重なりますので、割愛をさせていただきたいと思いません。

項目としては最後となりますが、平成25年から設置が可能になった営農型太陽光発電、いわゆるソーラーシェアリングについて、農政水産部長にお伺いしたいと思います。

この仕組みは、農地に足の長いパネルを設置

して、農地としての機能を維持しながら、太陽光発電を可能にする仕組みです。いろいろ課題もあるかと思いますが、狙いどおりの効果を上げれば、農家の所得向上の一助になるとの考え方もあるようですが、県内での設置状況はいかがでしょうか。

○農政水産部長（中田哲朗君） 営農型太陽光発電は、今、議員からお話がありましたとおり、営農を適切に継続しながら、農地の上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を両立する仕組みでございます。

本県におきましては、平成26年1月以降、小林市や高鍋町など県内8市町におきまして、10の施設が設置されております。なお、主な栽培作物としましては、センリョウやサカキなどとなっているところでございます。

○渡辺 創議員 全国でもまだ1,000件程度ということですので、実態としては、まだ広がっているとは言いがたいという状況にあるのかなと思いましたが、うまく機能するのであれば、農家の所得向上につながる可能性があると思えますけれども、今、御答弁いただいたような現状等を踏まえた上で、課題と今後の対応の必要性についてどのようにお考えか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 営農型太陽光発電では、通常30%から60%の太陽光のもとでの栽培となり、どのような農作物が適しているかなどの情報が不足している状況でございます。

また、先ほども申し上げましたけれども、本県では、センリョウやサカキなどの花木類の栽培が多く、これから本格的に出荷を迎えることとなりますことから、どの程度の収量が確保できるかなど不透明な状況もございます。

そのため、引き続き、県内の状況の把握や他県の栽培事例の情報収集に努め、農業者へ必要な助言・指導を行ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 以上で質問を終わりますが、今議会で最後となられる執行部の皆様には、長きにわたって県への御貢献、本当にありがとうございました。私は、議会で過ごした時間はまだ8年だけではありますが、この間、皆さんと交わした議論やいろんな思い出、以前のポジション等々での思い出もよみがえってくるころであります。生意気なことを申したこともあったかと思いますが、どうか御容赦をいただければと思います。県民連合宮崎一同、感謝を申し上げます。我々も春の関門をくぐり抜け、再びこの場で県勢向上のための議論を展開できるよう誓いまして、代表質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時37分休憩

午後1時0分開議

○蓬原正三議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕（拍手） 公明党宮崎県議団の重松幸次郎です。通告に従い順次質問をさせていただきますので、知事を初め関係部長の明快な御答弁をお願いいたします。

我が党の山口那津男代表は機関誌・公明月報において、「今年は日本の政治にとって、歴史的な節目になる年でもある。4月から5月にかけて、天皇の退位と新天皇の即位が行われ、元

号が変わり、新しい時代が幕を開ける。元号が変わる中でも、公明党は一貫して「大衆とともに」という「人間主義」の立党精神を掲げ、今年の秋には結党55周年を迎える。新たな時代創造への本領を発揮して、これからもネットワーク政党として、大切な役割を果たし抜いていく。」と大綱にこのように語っております。

その大切な役割とは、何といても「国民の声を聞く」ということですが、私たちであれば「県民の声を聞く」ことであり、どんな小さな声にも耳を傾けて、それを集約し、県政や国政につなぎ反映させていく。私も今回、県民の声を議会質問につなげてまいります。

一部質問が重複する部分もありますが、党県議団を代表いたしますので、御容赦ください。

初めに、知事に伺います。知事3度目の御当選おめでとうございます。厳しい財政と複雑な課題が山積する県政でありますけれども、知事がリーダーシップを発揮されて、スローガンである「対話と協働」で進んでいただきたいと思っております。そこで、河野知事3期目に当たり、政策課題のうち、最も重要と考えているのは何かを伺います。以上を壇上からの質問とし、以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

急速な少子高齢化を迎える中で、人材の確保や中山間地域対策、医療・介護・福祉の充実など、本県が取り組むべき課題は山積しておりますが、中でも人口減少問題への対応が、これからの県づくりを進める上での最重要課題と考えております。

若者を中心とする社会減を抑制し、合計特殊出生率2.07の実現に道筋をつけることは容易で

はありませんが、この問題に早急に対応しなければ、ますます人口減少が進み、本県の活力が大きく失われかねない、極めて重要な時期を迎えていると考えております。

この人口減少の流れを何とかして変えたいという強い思いを持って、未来を担う若者が、本県で暮らし、働き、結婚し、子供を生み育てたいと思えるような、魅力的で、希望が持てる宮崎づくりを、県内の市町村や企業、団体等の皆様方との連携、協力をいただきながら、オール宮崎で力強く進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。本県の目指すべき方向性の中で、この「人口減少問題への対応」が最も重要と位置づけて取り組まれるとのこと。

私も昨年11月議会の冒頭に、団塊ジュニアの世代が高齢者となる2040年問題を議論させていただきました。まさしくこの20年後を見据えて、国と地方も連携して、政策を次々と進めていくことが重要だと考えます。

その上で、来年度予算の編成が出されました。一般会計では対前年比2.4%増の5,955億2,000万円となっております。そこで、平成31年度当初予算編成の基本的な考え方について、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 平成31年度当初予算案は、知事選挙等の関係で「骨格予算」として編成しておりますが、国の平成31年度当初予算案が、10月1日からの消費税率引き上げを踏まえ、経済への影響を考慮した編成となっていること、また、本県経済等への影響も勘案し、政策的経費を含め、年間を通して必要となる経費を計上しました「骨太の骨格予算」として編成したところであります。

さらに、現在策定中であります新たなアクションプランの実現に向けた施策を、6月補正予算において上積みし、今後の県づくりをより強力に推し進めてまいりたいと考えております。

また、国におきまして、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が、今年度からの3年間で集中的に実施されますことから、県におきましても、30年度2月補正予算と合わせて、国の手厚い財源を活用して必要額を計上し、重要インフラ等の防災・減災対策に積極的に取り組むこととしております。

○重松幸次郎議員 わかりました。我が党もことしの重点政策の中で、10月の消費税率引き上げを円滑に達成させ、その増収分で「全世代型社会保障」を構築することと、「防災・減災・復興を政治の主流に」と押し上げていくことを盛り込んでおります。

本県の課題に的確に対応し、積極的に推進していただきたいと思います。

それでは、県の施策で4つの視点から順次質問いたします。

まず「人財の育成・確保」についてであります。毎年5,000名近い高校生が、進学や就職で県外へ飛び立ちます。知識やスキルを身につけ、そして人脈を広げて、また宮崎に戻ってきてほしいと願うところです。

そのために、県内企業の就職情報や、宮崎の魅力はどう発信させるかが鍵となりますが、「宮崎の魅力発信」U I Jターン就職促進事業の事業内容について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 「宮崎の魅力発信」U I Jターン就職促進事業につきましては、人口問題への対応や産業人材確保の観

点から、国の地方創生推進交付金を活用し、従来の取り組みを強化するものであります。

具体的には、本県へのU I Jターンを希望する方と県内企業とを結ぶサイト「ふるさと宮崎人材バンク」をリニューアルし、県内企業の詳細な情報や採用情報などを充実させるとともに、この人材バンクの携帯端末用アプリを作成することにより、県内企業の魅力や本県の暮らしやすさを効果的に発信することとしております。

また、大学等進学者の保護者への情報提供を充実させるほか、SNSを活用することなどにより、県内就職に関する情報を県内外の若者にしっかり届ける仕組みづくりに取り組むこととしております。

さらに、県内企業等へのインターンシップの参加促進などにより、U I Jターンの促進に一層努めてまいります。

○重松幸次郎議員 大都市圏にある企業との賃金格差などはあるでしょうけれども、宮崎の生活スタイル、例えば気候や自然、豊かな食材、人柄や子育て環境のよさなどの魅力を発信していただきたいと思います。

「外国人材の受け入れ」についても伺いたかったのですが、昨日の山下議員の質問を参考にいたします。

農水産業の人材・担い手も不足しているようです。昨年12月にスタートしましたTPP11や、欧州連合（EU）との経済連携協定（EPA）等との自由貿易圏が誕生いたしました。国内の1次産業が、貿易の自由化により価格変動が大きくなり、厳しい局面に遭うことが予想される反面、参加国を対象に、TPP11では5.1億人、EPAでは6.3億人に農畜産物や工業製品の輸出拡大で、経済成長のチャンスも広がると期

待されます。農業経営の基盤を強化し、安定供給への備えを進めるべきと考えます。

そこで、農業においては、農地を利用するしないにかかわらず、農業経営を法人化する動きがふえているようです。法人化することで、就農環境や税制上の優遇措置などのメリットも享受できるようですが、本県の農業法人の現状と今後の育成に向けた取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 県内の農業法人数は、昨年実施いたしました実態調査によりますと、778法人で、このうち売上高1億円以上の法人が、全体の3分の1以上を占めておりまして、事業拡大や多角化など、意欲的な取り組みが進んでいるものと認識しているところであります。

このような法人経営体を育成していくことは、本県農業の国際競争力を高める上で大変重要でありますことから、今年度、県農業再生協議会に農業経営相談所を設置し、法人化や規模拡大など、経営の発展段階に応じた支援を行っているところであります。

今後、本県農業の成長産業化を牽引する重要な担い手となる農業法人の育成に向け、引き続き市町村等関係機関と連携しながら、支援を強化してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 将来を見据えて、取り組みを支援していただきたいと思っております。市町村との連携もよろしくお伺いいたします。

続けて、今年1月にスタートしました「収入保険制度」について伺います。自然災害による2018年の農林水産分野の被害額は5,661億円に上り、本県でも、昨年台風24号の被害で大きな爪跡を残しました。

地域温暖化の影響などにより自然災害が頻発

・激甚化する中、農業のセーフティネットは喫緊の課題と考えます。

そして、先ほど述べましたTPP11とEUとの経済連携協定により、農作物の価格変動が大きくなることが予測されます。そこで、収入保険制度の内容と、加入促進の取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 収入保険制度は、青色申告を行う農業者を対象に、自然災害や市場価格低下などによる収入減少が発生した場合、過去5年間の平均収入をもとに、最大で年収の8割以上を補う制度でございます。

本制度は、対象品目が限定されておらず、新しい作物の導入や販路の拡大に取り組む意欲的な農家の後押しにもなることから、県としましても、農業共済団体やJA等と連携しながら、加入促進に努めているところであります。

具体的には、農業共済団体による農家への戸別訪問のほか、生産部会での制度の説明や新聞、ラジオなどの各種媒体を使ったPRを行っているところでございます。

○重松幸次郎議員 繰り返しになりますが、これまで、農業共済制度に加入していれば一定の補償を受けることができたようであります。しかし、収穫量の減少のみが補償の対象で、価格下落などによる減収は対象外であったということでもあります。対象品目が限られており、収入保険制度ではほぼ全ての農作物で、加工品も含めて対象となるということです。

品目や販路拡大を目指そうとしている意欲的な農家の取り組みを後押しし、ひいては大手企業による農業参入を促進することにつながると期待できます。また、人材確保のためにも補償は大切であります。この制度の周知、よろしくお伺いいたします。

「人財の育成・確保」についての最後になりますが、昨年8月、中央省庁による障がい者雇用の水増し問題が発覚し、全国の地方自治体でも次々と判明し、国民の間に不信感を生みました。「共生社会実現」をかけ声倒れに終わらせないためにも、徹底した原因究明と再発防止の検証が必要です。

我が党の「行政機関等における障がい者雇用対策本部」は、昨年10月に、この問題の対応をめぐり、障がい者の就労支援に取り組む4団体（全国社会就労センター協議会など）と意見交換をし、団体側は、「障がい者が能力を発揮できる職場環境の整備を」と訴えられ、さらに各行政機関が法定雇用率達成に向けて障がい者の採用を進めていくことに関して、「数だけを追い求めた雇用では、本人の特性と仕事内容のミスマッチが生じ早期離職につながる」との指摘があり、職場定着に向けたカウンセラーの配置や、在宅就労など障がい者に応じた多様な働き方などを求められたとの内容でありました。

障がい者の自立と雇用を促進するためにも、各個人の特性や能力を採用側にも伝え、理解を示すことが必要と感じます。

そこで、特別支援教育課の新規事業で、夢×人×地域「社会とつながる特別支援学校」推進事業の目的と取り組み内容について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 本事業は、障がいのある幼児児童生徒の自立を促し、地域の一員としての社会参加を促進することを目的として、産業人材の育成や地域での生活を充実するための自立支援に取り組むものであります。

具体的には、軽度知的障がいを対象とした「職業コース」等の教育内容の研究や、学校と地域の企業などが連携して「働くモデル」の共

同開発を行い、就労支援の推進に取り組むものであります。

また、挨拶など基本的な生活習慣の習得状況を確認するための評価シートの作成や、大学や医療機関等の専門家を活用した教育の充実を通して、地域において自立した生活ができるよう支援を行ってまいります。

これらの取り組みにより、幼児児童生徒が、将来、社会で活躍することや、地域でよりよい生活を送るための力を身につけることを目指してまいります。

○重松幸次郎議員 障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して働ける社会を構築することは、重要です。地域産業を担う人材の育成と自立支援をよろしくお願いたします。

次のテーマは、「力強い産業づくり」について、何点かお伺いいたします。

初めに、昨年の11月議会で質問いたしました。人口減少が進み、自治体職員数の減少に対応しながら、業務効率化のために、AI（人工知能）や、パソコン上の操作をソフトウェアで自動化する、いわゆるRPA（Robotic Process Automation）等の導入で、スマート自治体への転換を促していくことをお尋ねしました。

今回早速、具体的な取り組みがなされておりますけれども、ICT活用ステージアップ促進事業の内容と効果について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 少子高齢化や人口減少が進行する中であって、ICTなど科学技術を積極的に活用することは、産業分野での生産性の向上や、社会生活でのさまざまな課題解決に寄与するものと認識しております。

今回の新規事業のICT活用ステージアップ促進事業におきましては、県が率先して、県税

業務などの定型的な業務や、県民からの問い合わせ対応などの非定型業務に、RPAやAIなどのICTを導入し、検証を行うとともに、得られたノウハウ等を、産学官で構成する勉強会やフォーラム等の開催を通じて、広めてまいりたいと考えております。

このことにより、住民サービスの向上はもとより、観光や福祉・医療などさまざまな分野で、より高度なICTの活用が一層促進され、ひいては、新しいサービスの創出なども期待できるのではないかと考えております。

○重松幸次郎議員 AIで自動化することによって、本当に効率的な業務ができるということ。また、それを県が主導し、市町村や民間まで広く情報共有等を行うことで、課題解決または新しいビジネスモデルの推進に寄与していただけると期待しております。

次に、森林・林業の活性化について、環境森林部長に2点お伺いいたします。

森林施業の効率化・省力化や需要に応じた高度な木材生産等を可能にする「スマート林業」を実現するために、ICTや機械化の導入と活用は重要です。

また、昨今問題になっている誤伐・盗伐の対策も視野に入れ、伐採から流通・生産加工まで可視化することが求められています。

そこで、新規事業である「みやざき木材サプライチェーン・マネジメントシステム実証事業」の内容とその効果について、お伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 本県の林業・木材産業のさらなる発展には、誤伐・盗伐の抑止や収益性の向上を進めていくことが極めて重要であります。

このため、本事業により、モデル地域におき

まして、素材生産事業者、原木市場、製材工場、工務店などから成る協議会を設置し、QRコード等を活用した木材のトレーサビリティシステムの構築を図り、流通過程の「見える化」に取り組むこととしております。また、原木と製材品の需給マッチングにより生産・流通の合理化を進め、コスト低減についても検証してまいります。

全国に先駆けた本システムを試行し、実用化に向けた課題や効果をしっかり検証した上で、事業の成果を県全体に展開することにより、合法木材の流通促進や林業・木材産業の収益性向上に資するものと考えております。

○重松幸次郎議員 川上から川下まで一体となったシステムの構築をお願いします。

さて、本県は杉素材生産量が27年間連続日本一であり、ますます木造需要の高まる一方で、伐採後の再生林が放棄される森林が増加することが懸念されます。

このような状況の中で、再生林に係る施策の方向を定め、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるとともに、将来にわたり資源を循環利用させることが求められます。

そこで、再生林に関して、新しい事業である木質バイオマス活用型再生林推進モデル事業の内容とその効果について、お伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 県内の木質バイオマス発電所向けの林地残材利用量は近年増加傾向にあり、昨年度は、乾燥前の重量にして約50万生トンが活用されたところであります。

本事業では、林地残材の活用による成果を山元に戻し、再生林を推進することとしております。

具体的には、森林所有者、素材生産事業者、造林事業者から成る地域協議会を設置し、これ

らの関係者が伐採前に再生林を前提とする協定を締結し、林地残材や風倒被害木を木質バイオマスとして活用する場合に、その搬出経費等を助成することとしております。

このことにより、木質バイオマス資源の活用及び着実な再生林の推進を図るとともに、循環型林業の確率に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 FIT（固定価格買取制度）の開始後に稼働を始めた木質バイオマス施設が、県内に6カ所あるとお伺いしました。林地残材をしっかりと活用して、その収益で再生林の促進につながるアイデアは、林業先進県である本県ならではの取り組みと考えます。定着するように、取り組みをよろしく願いいたします。

さて、本県の豊富な農林水産資源を活用し、県内で加工して国内外で販売する、まさしく「外貨を稼ぐ」取り組みが一層求められます。そこで、今年度で終了する「みやざき農商工連携応援ファンド」の成果、また今回提案の「みやざき農商工連携応援ファンド等創設事業」の目的、効果について、これは知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県では、平成21年度から今年度まで、「みやざき農商工連携応援ファンド」によりまして、中小企業者と農林漁業者とが連携して行う新商品開発の取り組みなどを支援してまいりました。

この結果、昨年度末時点で、助成額は約3億1,000万円であり、支援した新商品の売上は約16億2,000万円となっております。また、これらの商品の中には、例えば「ゴボチ」や「百白糰」などのように、全国規模のコンクールで表彰を受けたものも出てきているところであります。

す。

このような成果を踏まえ、引き続き、農商工連携によるフードビジネスを推進するため、今議会でもお願いしております「みやざき農商工連携応援ファンド等創設事業」では、後継ファンドの造成や関連事業を実施することとしております。

これらの取り組みを通じまして、県内の加工技術により、本県が誇る農林水産資源の付加価値を高めることで、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 御答弁にありましたとおり、これまでに約3.1億円の助成があり、またその結果、16億2,000万円の売り上げにつながったということでございます。新たな商品開発やみやざきブランドづくりに貢献しております。引き続き、農商工連携事業をよろしく願いいたします。

次に、「みやざきジビエフェア」についてであります。これまで何回か鳥獣被害対策を取り上げて、捕獲された鹿やイノシシの肉や革を、地域資源として活用することを提案してまいりました。

今月は県内各地の飲食店で、みやざきジビエフェアを開催されておりますが、このような取り組みをされた背景、また目的について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 野生鳥獣につきましては、農林作物等への被害が問題となっておりますけれども、一方で、その利活用が進めば、中山間地域の活性化につながる重要な資源であると期待されているところであります。

しかしながら、ジビエに対する消費者の認知度が低く、飲食店等での利用が進んでいないことから、県内で捕獲された野生鳥獣のうち、ジ

ビエとしての利用は約3%と非常に低い状況にございます。

このため、県といたしましては、県民の皆様にはジビエの魅力を広くPRし、消費拡大を図るため、今回初めて、多くの飲食店等に参加していただき、1カ月にわたる「みやざきジビエフェア」を開催したところでございます。

県といたしましては、今後もこのような取り組みを継続しながら、ジビエのより一層の普及拡大を図り、中山間地域の活性化を推進してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 私も宮崎市内2カ所で、鹿肉のローストとかイノシシのみそ煮などをおいしく食してまいりました。来年も是非フェアを開催していただきたいと思っておりますし、できましたら、スタンプラリーを抽選会等とも組み合わせて開催していただければと考えております。

水産業の振興について2点お伺いいたします。

昨年末に、水産業の成長産業化を目指す改正漁業法が参議院本会議で可決され、成立したとのことでした。

その背景には、長く世界をリードしてきた日本の水産業の衰退は著しく、ピークだった1984年の1,282万トンから430万トンに落ち込み、かつて200万人以上いた漁業者も15万人に激減し、うち9割以上が零細な個人経営者で占められている。しかも、その半数が60歳以上で、深刻化する後継者不足が漁村の疲弊につながっている、それを抜本的に改革することが目的と、新聞社説にありました。そこで、改正漁業法のポイントと、県としてどのように対応するのかを、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 改正漁業法は、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業

化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立することを目的といたしております。

改正の主なポイントといたしましては、科学的な根拠に基づく資源を維持・回復する新たな資源管理システムの構築、また、競争力を高めるための漁業許可制度の見直し、さらには、養殖・沿岸漁業の発展に向けた海面利用制度の見直し等があります。

県といたしましても、改正漁業法の趣旨を踏まえ、関係者の意見もしっかり聞きながら、海域の適切かつ有効な利用により漁業生産力を高めるなど、本県水産業の成長産業化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 わかりました。漁業者の豊富な経験と企業経営のノウハウを互いに生かしながら、水産業の成長を支援していただきたいと思っております。

同じく、水産業の県単事業である「みやざきの養殖成長産業化プロジェクト」の目的、その事業内容について、再度、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 本事業は、成長産業化が見込まれる海面養殖業の収益性向上を図るため、従来よりも早い時期に成長等にすぐれた人工種苗を生産・供給することで、生産コストの削減等により、養殖経営の基盤強化を図るものでございます。

具体的には、マダイ及びカワハギの採卵時期を調整いたしまして、従来よりも早い時期に種苗を生産し、養殖業者に供給するとともに、飼育試験を行い、成長や形がすぐれているかといった種苗性の評価を行うこととしております。

このような取り組みによりまして養殖期間が

短縮され、生産コストの削減が図られますとともに、端境期等への出荷により有利販売が可能となるなど、養殖経営の改善が図られるものと期待しているところでございます。

○重松幸次郎議員 技術のさらなる進歩を確立していただき、県全体の水産業の底上げを目指して支援をお願いいたします。

次のテーマである「観光・交流の拡大」についてであります。

初めに、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭がいよいよ来年行われます。

具体的な事業内容の検討と準備に入らなければなりません。そこで、国文祭・芸文祭における県実行委員会主催の事業では、本県の特徴をどのように出していけるのか、知事に思いをお聞かせ願います。

○知事（河野俊嗣君） この大会では、開会式などから成ります「総合フェスティバル」以外にも、県実行委員会主催事業として、各種シンポジウム・イベントを実施したいと考えております。

その際の視点であります。本県は、記紀に描かれた神話の舞台でありまして、各地にさまざまな神楽が伝承されておりますほか、今やアジアや日本を代表する文化イベントとなりました「宮崎国際音楽祭」や「若山牧水賞」に加えまして、豊かな山の幸、海の幸、そしてそれらを紡ぐ食文化といったものがあります。

事業の実施に当たりましては、こうした「神話・神楽」「国際音楽祭」「若山牧水」「食文化」といった、本県が誇る文化資源を前面に打ち出しまして、全国の皆様に強くアピールしていきたいと考えております。

また、「共に生きて共に感じる芸術文化事業」としまして、障がいのある人とない人がと

もにつくる演劇やコンサート、ステージパフォーマンスやアート展等を展開していきたいと考えております。

今後、文化の発信や交流を通して、本県の魅力を一層理解してもらえますよう、また、障がいのある人もない人も一緒になって参加し、楽しめる大会となるよう、さまざまな工夫を凝らしながら、着実に準備を進めてまいります。

○重松幸次郎議員 本県の芸術・文化そして地域資源が観光の柱となりますように、取り組みを加速させていただきたいと思っております。

ところで、この国文祭・芸文祭の開催があること自体を、まだ県民の多くは知らないようであります。県内外の皆さんへ周知・アピールし、機運を高めることが重要であります。大会開催の機運醸成をどのように図っていくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 大会開催の機運醸成につきましては、500日前や1年前などの節目節目にプレイベントを開催するとともに、公式ポスターやカウントダウンボード、懸垂幕等を設置しまして、県民の皆様への大会に対する期待感や高揚感を高めてまいりたいと考えております。

また、全県的な盛り上げにつながるよう、県内26市町村で行われる祭りや各種イベントに、市町村巡回広報チームが、大会マスコットキャラクターでもあります「みやぎき犬」とともに出向き、小さなお子さんから高齢の方々まで、広く関心を持ってもらえるような取り組みを展開してまいります。

さらに、ことし11月に新潟大会の閉会式で行われる引き継ぎ式におきまして、本県文化の魅力を強くアピールできるアトラクションを披露するとともに、県外で行われるイベント等と連

携しまして、効果的なPRを行うなど、さまざまな機会を捉えて、大会開催の機運醸成を積極的に図ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 わかりました。来年オリンピック・パラリンピックも同時開催であります。スポーツイベントとの相乗効果もあらうかと思っておりますので、さまざまなツールを駆使して、機運の醸成をお願いしたいと思います。

ことしから2021年にかけては、ゴールデン・スポーツイヤーズと言われており、国際的なスポーツイベントが目白押しとなります。また、本県においても、ワールドサーフィンゲームスや、ラグビーW杯の公認キャンプ、そしてオリンピック・パラリンピックの事前合宿などが予定されているところであります。

そこで、ゴールデン・スポーツイヤーズという絶好の機会を捉えて、平成31年度は、訪日外国人の誘客のためにどのような事業に取り組むのかを、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） ゴールデン・スポーツイヤーズがいよいよスタートする平成31年度は、観光みやざき未来創造基金を活用しまして、外国人観光客の誘致に戦略的かつ集中的に取り組むこととしております。

主な取り組みといたしまして、ゴールデン・スポーツイヤーズ誘客強化事業により、ラグビーワールドカップの開催等を機に首都圏を訪れる外国人観光客や在京メディア、キャンプの取材等で本県を訪れる海外メディア等に対し、本県の観光や食などの魅力を直接アピールいたします。

さらに、「Welcome to みやざき」海外プロモーション事業により、訪日客の増加が見込まれる欧米豪市場での認知度を高めるため、ウェブサイトによる情報発信等に取り組むとともに

に、個人旅行客が増加しております東アジア地域に対して、現地のテレビや雑誌などメディア等を活用したプロモーションを強化してまいります。

○重松幸次郎議員 御答弁いただいたように、ゴールデン・スポーツイヤーズ誘客強化事業と、もう一つの「Welcome to みやざき」海外プロモーション事業とあわせて、外国人観光客の増加を図っていただきたいと思っております。

そこで今回は、外国人が宮崎空港におり立ったところで、観光地までのアクセスを案内し、利用する手段を強化しなくてはなりません。

インバウンドの誘客とともに、観光地までの二次交通対策が重要と考えますが、今回の二次交通インバウンド対応支援事業の内容と、期待される効果について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 個人旅行客を中心とするインバウンドの一層の増加が見込まれる中、本県では、宮崎の空の玄関口である宮崎空港などと観光地を結ぶ二次交通の機能強化が喫緊の課題であると考えております。

このため、今回の事業では、空港から観光地までの直行便や、既存路線バスの観光地までの延伸など、二次交通を充実するための実証運行調査や、案内表示の多言語化、路線バス車両へのWi-Fi設置、経路検索サービスでの公共交通情報の充実など、インバウンドの旅行環境整備に対する支援などを行うこととしております。

この事業により、東京オリンピック・パラリンピック等が開催される2020年以降も見据えつつ、公共交通で移動できる観光地の選択肢をふやし、利用者の利便性・満足度を高め、リピーターを含めたインバウンドを増加させること

で、県内経済の活性化を図るとともに、地域公共交通の維持・発展につながるものと考えております。

○重松幸次郎議員 宮崎空港から観光地までを結ぶ二次交通機能強化、グーグルなどの経路検索サービスを充実させていただきたいと思えます。

このテーマの最後に、宮崎マリーナの指定管理者制度についてであります。

施設名は、宮崎港マリーナ施設と宮崎県サンビーチツ葉であります。臨海公園と阿波岐原森林公園を含み、すぐれたロケーションを美しく管理され、多目的広場における大型イベントを初め、その他のイベントを開催しており、年間に28万人にも及ぶ利用者数となっております。

さらに、マリンレジャーの振興拠点として、ヨットやプレジャーボートを係留できるマリーナを中心に、将来は、国土交通省により登録された現在全国168カ所ある「海の駅」に追加登録されることを望んでいます。

そこで、サンマリーナヨットクラブの理事やメンバーから伺った話でありますけれども、他県では、マリーナの運営はほとんどがマリン専門業者が携わり、船のメンテナンスや海事情報をマリン関係団体と共有して的確に伝えられているとのお話でした。

みやざき臨海公園の指定管理者に、船のメンテナンスまたは航行に必要な情報などの提供ができる、マリン専門スタッフを配置できないのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） みやざき臨海公園は、県民に快適な水辺空間を提供するとともに、海洋性レクリエーションの振興に資することを目的として整備され、県内外の方に幅

広く利用されているところであります。

サンマリーナ宮崎における船のメンテナンスは、マリーナ内の民間修理工場を御利用いただいております。また、指定管理者では、小型船舶免許の一級を取得した者を従事させ、航行に必要な気象、海象等の情報についても提供しているところであります。

今後とも、利用者の皆様方から御意見を伺いながら、マリーナ全体のサービス向上に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 より専門的なスタッフを配置していただきたいという要望であります。現在の指定期間が平成34年3月までとなっております。そのときまでに継続して検討していただきたいと思えます。

最後のテーマであります「安全・安心な暮らしの確保」について伺います。

初めに、骨髄バンクドナー登録の推進についてであります。

既に御承知のとおり、女子競泳のエース、池江璃花子選手が、みずからの意思で、白血病であることを今年12日ツイッターで明かし、午後には日本水泳連盟が記者会見を行いました。

昨年8月のアジア大会で6冠を達成してMVPに輝き、来年の東京オリンピックでもメダルを期待されていた注目の選手だけに、全国に衝撃が走りました。

池江選手を初め、この病気に立ち向かっておられる全国の患者さんにお見舞いを申し上げ、一日も早い完治を願っております。

日本では毎年新たに約1万人以上の方が白血病などの血液疾患を発症しています。白血病の治療方法の一つとして、骨髄移植がありますが、骨髄バンクを介して骨髄移植や末梢血管細胞移植を必要とする患者さんは、毎年少なくとも

も2,000人程度います。

平成31年1月末現在でありますけれども、全国の骨髄バンクのドナー登録者数は約49万4,000人と、年々増加傾向にあり、これまでに非血縁者間で約2万2,000件以上の骨髄移植・末梢血管細胞移植が行われているようです。

しかし、ドナー候補者の健康状態などによっては、骨髄液などの提供ができない場合もあるため、HLA型が適合するドナー候補者が見つかったとしても、移植を受けられない患者さんがいるというのが実情です。また、ドナー登録年齢が超過するなど登録取り消しになるドナーが、毎年2万人います。ですから、一人でも多くの患者さんを救うためには、毎年多くのドナー登録が必要です。

まず、骨髄バンクへの本県のドナー登録の状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(川野美奈子君) 骨髄ドナー登録は、18歳から54歳まで可能で、55歳になると登録が取り消しとなります。本県では、新規登録者数が取り消し者数を上回っておりまして、その結果、登録者数は毎年増加しております。平成31年1月末現在の登録者数は3,899人で、平成26年1月末現在の3,314人と比較しまして、5年間で585人増加しているところでございます。

○重松幸次郎議員 県内で3,899名。人口1,000人当たりでは8.68名でして、ほぼ全国平均であります。

しかしながら、全国的にも40代の登録者が最も多く、10代・20代の登録が少ないのが現状であります。いかにして若年層を含めドナー登録を推進していくかが課題であります。

ことしの1月に、日本骨髄バンク・地区普及

広報員の研修会が福岡市であり、本県の中村福代会長が参加しました。その中で、県と日赤とボランティア団体の三者が連絡会議を行っているところが、全国で半数ほどあり、九州では鹿児島県のみということで、この連絡会議が設置されている県はドナー登録が伸びている結果があるとの報告でありました。そこで、宮崎県、日本赤十字社、骨髄バンク推進連絡会議との連携体制の強化など、ドナー登録の推進に向けた県の取り組みについて、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 骨髄移植は、白血病などの治療が困難な血液疾患に対する有効な治療法でありまして、一人でも多くの患者がこの治療を受けられるよう、ドナー登録の拡大が大変重要であると認識しております。

このため県では、各保健所にドナー登録窓口を設置するとともに、関係団体と連携し、大型商業施設やプロ野球キャンプの会場等におきまして、集団登録会を実施しているところであります。

あわせて、ドナーの安定的確保のためには、若年層の登録を進めることが重要でありますため、高校3年生を対象に、リーフレットを配布するなどの普及啓発などにも努めているところであります。

ドナー登録のさらなる拡大に向けては、関係者相互の緊密な連携が必要でありますことから、これまでもいろんな形で連携を図ってまいりましたが、県としましては、今後、日本赤十字社宮崎県支部やボランティア団体の「みやざき骨髄バンク推進連絡会議」等の関係者が一堂に会する意見交換の場を設けるなど、連携強化に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 「関係者が一堂に会する意

見交換の場を設ける」との力強い御答弁をいただきました。連携強化への取り組みをお願いいたします。

さて、骨髄移植を行うためには、検査や移植入院合わせると約8日間必要とされます。ドナー登録をし、運よく適合通知が来ても仕事を休めないという方が多くいらっしゃいます。そうした中で厚生労働省は、骨髄バンク事業推進のため、ドナー休暇制度創設を経済団体や都道府県に要請しているとのことでした。

有給休暇とは別にこの制度があれば、肉体的・精神的負担が軽減できるのでありますけれども、まだ一般企業に浸透していない現状と聞きました。では県庁内ではいかがでしょうか。

県職員が骨髄移植のドナーとなったり、災害時のボランティアなどに参加することは、社会貢献を進めていく上で重要と考えますが、休暇制度はどのようになっているのかを総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(畑山栄介君) 職員が、社会の一員として地域活動などに自主的に参加し、社会に貢献できる環境を整えることは、大変重要であると考えております。

このような観点から、休暇制度として、骨髄の提供等を行うため、必要な日数の休暇が取得できる「ドナー休暇」や、災害による被災者の支援や福祉施設における活動に参加する場合には、年間5日の範囲内で「ボランティア休暇」を設けているところであります。

○重松幸次郎議員 わかりました。県内企業への周知、啓発もよろしくをお願いいたします。

ちなみに、みやぎ骨髄バンク推進連絡会議には、現在、県議会メンバーでは、丸山議員、二見議員、有岡議員、そして私と4名が携わっております。

1人のドナーによって救える命があります。これからも支援の輪を広げていきたいと思いません。

先日、徐々に難聴が進んでいる母を持つ女性の方と会話をいたしました。意思疎通を図るため、互いに手話講習に通っているとのことをお聞きしました。病気や事故などで、誰もが聴覚や視覚障がいを患うことはあり得ますので、支援体制を充実させることが大切です。そこで、今回提案されている「手話等普及促進条例推進事業」の内容について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(川野美奈子君) お尋ねの事業につきましては、本議会へ議案を提出しております「手話等の普及及び利用促進に関する条例」の効果的な推進を図るものでございます。

具体的には、障がいのある方の意思疎通や情報伝達の支援を強化するため、手話通訳者、点訳・音訳奉仕員などの養成や点字新聞の提供など、これまでの取り組みを拡充して実施するとともに、失語症の方の支援者等の養成など、新たな取り組みも行う予定としております。

また、条例に係るパンフレットを幅広く配布し、条例の基本理念や県民、事業者の役割等について、普及啓発にも取り組むこととしております。

これらの取り組みにより、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用を促進し、障がいのある方の生活の質の向上と社会参加の促進を図ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 この条例により、障がいのある方とない方が、相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することができる地域社会を実現することを目指して支援していただきたいと思います。

最初に申し上げましたように、我が党の重要政策の一つに、「防災・減災・復興を政治の主流に」押し上げていくことを盛り込んでおります。

平成に入ってから、阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨、猛暑、豪雪などなど、枚挙にいとまがありません。まさに平成最後の漢字は「災」であります。そのことを象徴しております。

南海トラフ巨大地震と津波の確率が高まっている予測の中で、防災・減災への備えを加速していかなければなりません。そこで、宮崎県地震・津波被害想定調査の内容と、その調査結果をどのように活用していくのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 本県では、南海トラフ地震などによる被害を軽減するために、平成25年度に策定しました「新・宮崎県地震減災計画」に基づきまして、さまざまなソフト・ハード対策を講じているところですが、計画策定から5年が経過し、津波避難施設の確保など各種対策が進んできております。

今回の調査では、前回の「地震・津波被害想定調査」で用いました、早期避難率や津波避難施設の数などの各種データを最新のものに更新しまして、例えば県内の人的被害想定3万5,000人が、現状ではどのくらいまで減らすことができているのかなど、減災効果の算定を行うこととしております。

また、「新・宮崎県地震減災計画」に掲げました取り組みの効果について調査・分析しまして、課題の抽出を行うこととしており、調査結果は、新たな施策の立案や計画の見直しなどに活用してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 各種データを最新のものに

更新され、それをもとに減災計画、また新たな施策に活用するというところで理解いたします。どうか事業を進めていただきたいと思います。今月も北海道南部や各地で地震が頻発しております。

災害を忘れない。やがて3年目を迎える熊本地震を思い出し、教訓にしたいと思います。少し時間がありますので、もう一度改めて紹介させていただきます。平成28年4月14日の木曜日、また2日後の4月16日土曜日、前震と本震に見舞われ、震度7を記録いたしました。被害状況であります。人的被害としては、死者211名、重傷者が1,142名、軽傷者1,604名。また、建物被害としては、全壊家屋は約8,000棟、半壊家屋は約3万4,000棟、一部損壊家屋は約15万3,000棟、被害は合わせて約21万棟に及びました。

また、各地で190件に及ぶ土砂災害が発生し、道路寸断等の物的被害をもたらしたほか、ライフライン被害も甚大であり、中でも、水道の復旧に約3カ月を要した地域（南阿蘇村）も生じました。

これら直接被害に加えて、農林水産業、観光業などの地域産業への影響も大きく、熊本地震による熊本県・大分県の被害額は最大約4.6兆円と推計されております。これは、内閣府防災情報のページから引用させていただきました。

もしも日向灘でこのクラスの地震が発生すれば、津波が起き被害はさらに拡大することは明白であります。

「災害を忘れない。風化させない。自分の命は自分で守る」を原則として、機会あるごとに防災意識を高める啓発を、よろしく願いいたします。

次に、特定外来生物の管理について伺いま

す。

昨年2月の議会でも紹介をさせていただきましたが、私は地元自治会のイベントで「江田川フィールド散策」に参加し、市民の森からイオンモール横まで約5キロを、小学生や保護者と一緒に江田川沿いに歩き、水辺の生物・植物の観察や学習をしました。

その中で自治会役員より、外来種の水草オオフサモが繁殖し過ぎて、駆除しても追いつかず、在来生物が淘汰されることを危惧する話を聞きました。そこで、特定外来生物は県内で何種類確認されているのか。また、特定外来生物はどのような影響を与えるのかを、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 本県で確認されている特定外来生物は、動物や昆虫が11種、植物が5種の、合わせて16種であります。

これらの中には、在来魚を捕食するオオクチバス（通称ブラックバス）や、強い繁殖力を持ち、在来の植物の生育を阻害するオオフサモなど、既に定着しているものもあり、県内の自然環境に大きな影響を与えているところです。

また、毒を持って人をおかむハイイロゴケグモや、屋根裏に侵入したり農作物を食べたりするアライグマが確認されるなど、人の生活や農林水産業への影響が懸念されております。

これらの特定外来生物は、繁殖力が強く、一たび県内に定着すると駆除が難しくなることから、侵入初期での防除対策が大変重要と考えているところであります。

○重松幸次郎議員 動物と昆虫で11種。植物で5種。合わせて16種あるということですが、特に人に危害を及ぼすものには、ハイイロゴケグモと合わせて、セアカゴケグモ。

植物では、特定外来生物には指定されてお

りませんが、種子に硬いトゲを持ち、公園の芝生や花壇等において子供などの肌に刺さってけがをさせるおそれがあるメリケントキンソウなどもあるようです。では、県は特定外来生物の防除に係る普及啓発、被害の予防にどのように取り組んでいくのかを、再度、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 特定外来生物の被害を予防するためには、「悪影響を及ぼす外来生物を入れない」「飼っている外来生物を野外に捨てない」「外来生物をほかの地域に拡げない」という被害予防3原則に沿った適正な取り組みが重要であります。

このため、新規事業「特定外来生物等適正管理事業」において、外来生物の調査や検討会を開催し、防除対策などを幅広く県民に普及啓発するための外来生物リストを作成することとしております。

また、侵入初期の段階にあるアライグマの監視と速やかな捕獲を行うため、市町村と連携して捕獲従事者を育成してまいります。

さらに、現在、ハイイロゴケグモの生息が確認されている地域で、関係機関と連携して防除対策を実施し、生息域の拡大を防ぐこととしております。

○重松幸次郎議員 これからも、輸入貨物に紛れ込んだり、ペットとして飼っていた外来種生物を放置することが予想されます。効果的な防除対策をお願いいたします。

最後の質問項目となりました。交通安全対策について、警察本部長にお伺いいたします。

もうすぐ新入学のシーズンであります。新学期が始まれば、毎日、通学路を歩いて登下校することになります。子供さんにとって危険が少ない道が選ばれておりますが、それでも各地で

連日のように交通事故が発生しており、「絶対に安全な道」とは言い切れません。

そこで、私も平成24年に県議会で質問いたしました。生活圏内の道路また通学路で30キロ以下で通行する路面標識「ゾーン30」を、市内至るところで目にするようになりました。

地域を回っていますと、小中学生の保護者の皆さんからは大変喜ばれております。そこで、改めて確認したいと思っておりますけれども、ゾーン30の設置目的と整備状況及びその効果について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 「ゾーン30」は、幹線道路に隣接する住宅地域等の生活道路や通学路における交通事故の防止を目的に、区域内を一律に時速30キロメートルとする速度規制を行うとともに、通過交通を抑制し、地域住民の安全を確保しようとするものです。

整備状況につきましては、地域住民の合意のもと、道路管理者等と連携しながら、平成24年度を初年度として、今年度までに県内36カ所を整備しております。

効果につきましては、平成28年度までに整備した35カ所について、整備前と整備後の各1年間の人身事故件数を合計で比較しますと、前者の127件に対して後者は86件と、41件減少しております。

また、地域住民等からは、「車の速度が落ちた」「交通量が減った」などの声が寄せられております。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。41件、割合にすると人身事故が約3割以上減少しているという結果でございます。ゾーン30の効果があらわれてきているようです。

ドライバーも路地に入ると——渋滞を避けて路地に入ってくるわけですがけれども——緑色の

大きな路面標識を意識してか、一瞬、本当に慎重になっているのではないかと思います。

ゾーン30について、平成27年に我が会派の新見議員も質問されておりました。この取り組みは、今のところ平成28年までとの答弁でありましたが、市内中心部以外の通学エリアでは、まだ設置してほしいという要望を受けることがあります。そこで、ゾーン30の今後の整備予定について、再度、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 「ゾーン30」の今後の整備につきましては、本年度、日向市比良地区に1カ所を整備しましたが、来年度以降も、地域住民の要望や現場の交通状況を踏まえつつ、小中学校等の通学路を含む区域のほか、公共施設や病院・児童遊園など高齢者や子供が利用する施設を含む区域など、歩行者等の安全確保を図ることを念頭に、より柔軟なゾーン設定を検討していきたいと考えております。

○重松幸次郎議員 この事業の継続をお願いしたいと思います。通学路での悲惨な事故は絶対に避けなければなりません。

このゾーン30のほかにも時間規制標識、また減速ドットマーク、路肩のグリーンベルト、ポストコーン、そして視覚障がい者のために横断歩道の真ん中に点字ブロックを設置したエスコートゾーンなど、さまざまな標識があります。さまざまな安全対策をお願いいたします。

以上で質問を終わりますけれども、公明党宮崎県議団としましても、最初知事がおっしゃった、人口減少対策にしっかり取り組んで、地方と国と連携をとりながら進めてまいりたいと思います。ちょっと早いですけれども、大変お世話になりました。ありがとうございます。（拍手）

平成31年 2月28日(木)

○蓬原正三議長 以上で代表質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 1 時58分散会

3 月 1 日 (金)

平成31年3月1日（金曜日）

午前10時0分開議

出席議員（36名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
22番	中野廣明	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

欠席議員（1名）

30番	満行潤一	（県民連合宮崎）
-----	------	----------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝道
警察本部長	郷治知
監査事務局長	郡司宗則
人事委員会事務局長	原田幸二

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主任主事	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、黒木正一議員。

○黒木正一議員〔登壇〕（拍手） 皆さんおはようございます。平成最後の一般質問のトップバッターを務めさせていただきます黒木でございます。私は、これまでどのような質問をしてきたのかということで、調べてみました。中山間地域の課題を繰り返し述べており、同じ質問を何度も何度もよくも続けてきたものだと、冷や汗の出る思いでありました。しかし、最後の質問も、やはり中山間地域の諸課題について伺ってまいります。

本県では、平成23年3月に「中山間地域振興条例」が制定され、それに基づき「中山間地域振興計画」を策定し、さまざまな取り組みを進めてきています。しかしながら、人口流出に歯どめがかからず、今後さらに見込まれる、急速な新たな人口減少から生じると見込まれる課題に対応するため、改定を行うことになっていきます。

中山間地域に該当する区域は、人口は約4割であるものの、面積は県土の約9割を占めており、その対策も総花的にならざるを得ず、地域のニーズに沿った具体的な課題に対応し切れていないのではと思います。

知事は「中山間地域振興計画」のこれまでの

成果をどう考えているか伺います。

改定される振興計画は、人口急減地域を対象を絞り、真に必要な対策に具体的に取り組むべきと考えます。私は、所得対策、命と教育の格差是正、それらを支える交通ネットワークの整備ではないかと思えます。

知事は所信表明の中で、「私が先頭に立って、人口減少問題などの困難な課題へも果敢に挑戦し、しっかり成果を出していく」と述べられました。「中山間地域振興計画」の改定方針についても伺います。

以下の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

「宮崎県中山間地域振興計画」につきましては、地理的条件が厳しく、人口減少・高齢化が進む中山間地域の振興を図るため、平成23年度に策定したものであります。この計画に基づき、全庁を挙げて組織横断的に中山間地域の振興に取り組んできたところであります。

この間、例えば、ドクターヘリの運航開始や世界農業遺産などの地域資源ブランドの認定、鳥獣被害対策の進展等、一定の成果があらわれている一方で、人口減少が予想を超えて進んでおり、今後、地域活力の減退や生活サービスの維持・確保といった課題が一層深刻になることが考えられます。

私は、この中山間地域は、豊富な自然や伝統文化、豊かな食文化、そして温かな地域のきずななど、本県が大切に守り伝えるべきさまざまな大切な価値というものを有している地域であるというふうに考えております。

今回の計画改定におきましては、人口減少下においても、こうした地域というものを次世代

に引き継いでいくことができるよう、担い手の確保や第1次産業に就業しやすい環境づくり、医療・介護、買い物といった生活に必要なサービスを、複数の集落間のネットワークで圏域全体として守る仕組みづくりなど、中山間地域の喫緊の課題に対応する施策に重点化する方向で検討してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○黒木正一議員 これから具体的に伺っていきます。まず、農業振興について伺います。

中山間地域振興計画には、時代に合った経営、就業形態の創出として、集落営農組織などの育成を図るとあります。そこで、集落営農について伺います。

日本の農家数が急速に減少している中、担い手の一つとして期待されているのが集落営農であります。これは、集落で話し合い、各農家の役割を明確にして、集落を単位として営農に取り組むもので、中山間地域など条件の不利な地域では特に担い手が不足しており、地域の農業を維持するために不可欠とも言える仕組みであります。

全国的には、数は頭打ち傾向のようですが、本県の現状と今後どのように進めていくのかを、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 集落営農につきましては、地域農業を維持・発展させる本県農業の重要な担い手の一つであり、現在、県内で140の組織が活動しております。

特に、中山間地域は、平地に比較して狭い農地が多く、集落の営農におきましても、農業生産だけでは地域を維持することが困難でありますことから、農産物の加工など、地域の実情や特性を生かした組織体制や活動が必要と考えております。

このため、県といたしましては、今後も農業改良普及センターを中心に、市町村や関係機関・団体等と連携して、地域の実情に応じた集落営農の設立や組織運営、法人化等を支援してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 所得向上対策について伺います。

今、狭い農地の多い中山間地域は、集落営農においても、農業生産だけでは地域を維持することが困難と言われましたが、集落営農が単なる中山間地域の人口減少と高齢化対策であるならば、それは持続することは難しいのではないかと、積極的な中山間地域像を描き、それに向け持続可能な生産体制にしていくために、集落営農への支援を抜本的に強化する必要があると思えます。

総務省の都市住民に対するウェブアンケートでは、移住で最も重視する条件において、仕事（収入）があることが、55.8%で最も多くなっています。零細、分散した農地でも収益の上がる作物の創出などに、一体となって取り組むことが必要と思えます。

私は、平成23年6月議会以降2回にわたり、美郷町にある林業技術センターに、農業技術、鳥獣害対策、6次産業化への支援など中山間地域農業を総合的に支援する組織を併設した、中山間地域支援センターを設置すべきと訴えてきましたが、かないませんでした。

人口が急激に減少する中、思い切った所得対策をやらなければ手おくれになってしまう。ずるずると集落が消滅するのではないかという危機感からでありました。

改めて、中山間地域の特徴に応じた所得向上対策について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 人口減少や高

年齢が著しい中山間地域を守っていくためには、雇用の確保や所得向上につながる取り組みを進めていくことが大変重要であると考えております。

このため、県におきましては、「第七次宮崎県農業・農村振興長期計画」におきまして、「中山間地域農業所得向上プロジェクト」を設け、中山間地域の特性を生かした農業の振興と、他産業と連携した所得の確保に向けた取り組みを推進しているところでございます。

具体的には、夏季冷涼な気象条件を生かした収益性の高いカラーピーマンなどの園芸作物の生産拡大、ユズ、クリ等を活用した6次産業化など、地域の特徴を生かした付加価値の高い農業の振興、さらには、グリーンツーリズムなどの推進に取り組んでいるところでございます。

今後とも、市町村、関係機関・団体等と連携し、中山間地域の所得向上対策にしっかりと取り組んでまいります。

○黒木正一議員 次に、農泊について伺います。

グリーンツーリズムなどを推進しているということですが、民泊新法の施行により、一定の条件下で、住宅による民泊業が可能となり、旅館業法の許可による従来の農家民宿とあわせ、農泊などの取り組みに選択肢が広がり、国内旅行者はもとより、ふえ続けるインバウンドの受け皿としても、中山間地域の活性化、所得向上に生かせるのではないかと期待が寄せられています。

本県における農泊の現状、また新年度予算で支援事業に取り組むようですが、その概要についても農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 本県における農家民宿は、県内各地域にごさいますして、平

成29年末で171軒と、年々増加している状況にございます。

農泊は、農林水産業などの地域資源を生かしたビジネスとして、中山間地域の所得向上を図る上で有効な手段の一つであると考えております。

現在、県内の農泊は、修学旅行など団体受け入れが中心であります。今後、インバウンド等の新たな旅行需要を取り込んでいくためには、個人旅行への対応をさらに強化していく必要があると考えております。

このため今後は、宿泊施設や農業体験等の情報のオンライン旅行予約サイトへの登録や、インターネットを活用したプロモーション活動など、旅行者目線での効果的な情報発信と利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 農水省は、農泊支援地域を500地域採択する予定ですが、現在までに採択した205地域のうち半分以上の104地域で外国人宿泊者がいなかったとのことで、農泊推進のための情報支援が必要だと思えます。

次に、女性の農業進出について伺います。

中山間地域振興計画では、農業の担い手育成策として、女性、青年農業者が活躍できる場づくりを推進することになっています。集落営農、農泊などが展開することで、女性の活躍の場は広がっていますが、担い手としての女性の活躍が、本県の農村振興上重要ではないかと思えます。

全国的には、女性の農業離れが進んでいると言われていますが、本県の女性農業者の活動の現状と今後の支援について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 女性農業者が、女性ならではの知恵と感性を生かし、地域

で生き生きと活躍することが、本県農業の成長産業化を図る上で大変重要であると考えているところでございます。

このため県では、農林漁業にかかわる女性組織6団体のネットワーク強化のための交流会の開催や、農業や地域の活性化に取り組むグループへの支援などを行っているところであります。

特に、中山間地域におきましては、女性加工グループが、加工品の開発・販売や農家レストランの経営など、女性ならではの視点を生かして活動し、地域の活性化等につながっている事例もございます。

県といたしましては、今後とも、このような事例が増加し、女性農業者がさらに活躍できるよう、市町村や関係機関・団体等と連携し、支援してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 滋賀県では、女性農業経営者を育てようと、「女性のための農業経営塾」を開いており、今後広がるのではないかと考えております。

このような質問をなぜしたのかといいますと、2月の初め、熊本市であった農業関係の大会で、ニュージーランドに短期間の農業研修に派遣する事業に参加した4人の農業高校の女子生徒の体験発表を聞いたからであります。ニュージーランドは、世界最大の乳製品輸出国であり、男女平等を評価したジェンダーギャップ指数が世界144カ国中9位——日本は114位ですが——と女性就農者の活躍が目覚ましいことから選んだということです。

畜産は、農業でも人材確保が難しいことから、担い手の育成、女性の活躍の推進にスポットを当てた事業で、帰国後は報告会を行うほか、「輝く畜産アンバサダー」として学内外の

発表会などに参加し、成果を広く伝える役割も担っています。

この4人は、2人が大学に進学し将来は畜産経営者になる、1人は県職員になり畜産振興に取り組みたい、もう1人は佐賀県の人だったと思いますけど、宮崎大学に進学し、農業高校の教師を目指すという発表を行いました。これを聞いて、10日間ぐらいの派遣でありますけれども、このような経験は、担い手の確保はもとより、若者に夢や可能性を与えるのではないかと感じました。

そこで、農業振興とは離れますが、本県における青少年の国際交流の現状と今後の取り組みについて、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県では、青少年の国際理解の促進と人材育成の推進を図るため、県内の青少年を海外に派遣するとともに、海外の青少年にも本県に来てもらうという相互交流を行う事業に取り組んでおります。

韓国との間では、小・中・高校生のホームステイ等に平成20年度から取り組んでおりまして、これまでに本県から327名の児童・生徒を派遣しております。

また、香港は今年度から開始したところでありまして、5名の中学生を派遣いたしました。

来年度はこれらに加えまして、本県と協定を締結している都市との交流を深めるため、台湾との間での高校生の相互交流事業について、今議会にお願いしているところでございます。

○黒木正一議員 観光みやぎ未来創造基金を活用した台湾の高校生との国際交流を、新規に始めるということではありますが、先ほどの農業高校の女子生徒に、何でその事業を知ったのかということを知りましたら、4人の人全てが学校の先生から勧められたということでありまし

た。その事業は、全国の農業高校の校長会に呼びかけて、全部で73名応募があり、20名が派遣されています。本県からも若干名応募があったものの、残念ながら20名には選ばれませんでしたけれども、先生方が積極的に背中を押す体制づくりも必要ではないかと思えます。

今後、インバウンド、外国人労働者増加など、さらに国際化が進む中、若いうちから国際交流の機会を経験することで、外国人への苦手意識の払拭、コミュニケーション能力の向上など、将来の宮崎県を担う人材育成のためにも、青少年の国際交流を積極的に進めるべきと考えますが、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 青少年が海外を訪問し、多様な文化や価値観を持つ人たちと交流し、日本との違いなどを現地でじかに感じることは、今後ますますグローバル化が進展する中で、宮崎の未来を担う国際感覚豊かな人材を育成するといった観点から、また、改めて我が国や宮崎の魅力や価値を見詰め直す機会を提供するといった観点から、とても大事なことでありと考えております。

このような考えに基づき、県では、青少年の国際交流事業に取り組んできておりますが、市町村や民間団体においても、文化・芸術、スポーツ、教育など、さまざまな分野で交流の取り組みが進められているところであります。

例えば、美郷町では韓国の中学生との交流事業——私も昨年、林川中学の子供たちと意見交換をいたしました——また、都城市では台湾の小中学生とのスポーツ交流が、それぞれ毎年実施されているところであります。

県としましては、こうした市町村や民間団体等の取り組みと連携して、若い世代が海外にも目を向けてみずから行動できるよう、青少年の

国際交流に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 予算をつけて、ぜひ積極的に進めていただきたいと思えますけれども、先ほどの農業高校の女子生徒の事業は、日本中央競馬会の事業でありまして、東京までの旅費ぐらの負担でよかったということでもありますので、ぜひいろんな派遣事業を後押ししていただくありがたいというふうに思います。

次に、林業振興について伺います。

本年4月に「森林経営管理法」が施行され、新しい森林経営管理システムがスタートいたします。これは、森林所有者みずからが森林の経営管理を実行できない場合に、森林所有者の委託を受けて、市町村が伐採などを実施するための権利を設定し、その上で、林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託し、伐採を実施するための権利を設定する。また、林業経営に適さない森林については、市町村みずからが経営管理を実施するというものだと思います。つまり、これは、森林経営計画が策定されているところは経営管理されているとみなされ、それ以外の森林に経営管理権が設定され、経営管理権集積計画の対象となるということでもあります。

全国的には、私有人工林のうち、経営計画が策定されている森林面積は約3分の1程度のようなのですが、本県の森林経営計画の認定率はどれぐらいか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 本県の平成29年度末における森林経営計画の認定率は、市町村ごとに開きはありますが、県全体では民有林面積の約43%となっております。

認定率の高い市町村では、適切に管理されている森林の割合が多く、新たな森林管理システ

ムの推進に必要な所有者不明森林の確認や、今後の経営管理の意向調査等の作業は、相対的に少なくなるものと思われま

○黒木正一議員 スタートします森林環境譲与税は、森林経営計画の認定率が高い市町村においては使途が限られるのではないかという声もあるわけですが、ほかにどのような使途が考えられるのかを伺います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 認定率の高い市町村では、適切に管理されている森林の割合が多いということで、新たな森林管理システムの対象の森林というのは、相対的に少なくなるものと思われま

○黒木正一議員 森林経営計画の認定率は、県内の市町村でも天と地の差ぐらい大きな差があります。そのような状況の中で、一律に画一的な制度を適用するというのはどうかとも思いますが、森林環境譲与税が目的に沿って有効に活用されるよう取り組まなければならないと思

次に、意欲と能力のある林業経営者について伺います。

市町村が経営管理権を設定し、林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に委託し伐採などを行うこととなりますが、再造林や災害に強い施業など循環可能な林業の構築には、その選定が非常に重要と思

県が公募し、審査を行い決定するというこ

ですが、選定の基準と登録後の運用について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 森林経営管理制度における意欲と能力のある林業経営者について、本県では「ひなたのチカラ林業経営者」と名づけ、公募を行っているところであります。

この経営者には、森林所有者にかわり長期的に経営管理を行う能力が求められますことから、素材生産量の増加や再造林の取り組み、伐採・搬出等に関する行動規範の遵守などを選定基準としております。

また、登録後の運用については、毎年、事業の実施状況について報告を求めるとともに、コンプライアンス面を重視し、無断伐採や林業死亡、労働災害の発生などの事案を確認した場合には、登録を一時停止するなど、厳格に行うこととしております。

この3月には、第1弾として約50者に対し、登録証を交付する予定としており、引き続き、森林経営を任せ得る経営者の確保に努めてまいります。

○黒木正一議員 「ひなたのチカラ林業経営者」ということでありますけれども、登録後の運用が、循環型の林業を進めるためにはどうしても大事だというふうに思

さて、林業大学校がいよいよ開講いたします。初年度、長期過程の定数を大きく上回る入学者がいるということですが、部長以下熱心に募集を行ったというふうに聞いております。実践的な人材育成に取り組んでいただ

育林従事者の確保について伺いたいと思

先日、林業大学校の開講を前に、シンポジウ

ムが行われました。そのときの基調講演では、「日本の林業の特徴は、下刈りなど初期保育に極めてコストがかかる。欧米と比べて造林コストは約10倍である」という話でありました。

全国の林業労働力の動向は、5年間で約1割減少しており、そのうち伐木・造林・集材従事者は1割の増加、一方、育林従事者は3割の減少となっております。最も生産コストがかかり、機械化も容易でない育林部門の従事者が大きく減少しています。

本県においても皆伐が進む中、この部門の人材確保が大きな課題であり、所得も高いとは言えず、ここに光が当たる仕組みをつくらなければ、次の世代に豊かな森林を残すことはできないと考えます。

本県の育林従事者の現状とその確保に向けた取り組みについて、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 本県の資源循環型林業の確立を図る上で、造林・保育を担う育林従事者の確保は重要であります。その現状は、育林作業の大半を担う県内の森林組合における作業班員の推移で見ますと、平成25年度以降の5年間で約1割減少している状況となっております。

このため県では、就業相談会の開催や従事者が安心して働くことができるよう、福利厚生や労働安全衛生の充実、従事者の継続的雇用を行う林業事業体への支援に取り組んでおります。

特に、過酷な夏場の下刈り作業について、従事者の負担を軽減する装備などの導入に対しても支援を行っているところであります。

今後とも、働きやすい林業の職場環境づくりを通して、育林従事者の確保・定着に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 森林環境譲与税が育林従事者

対策に活用できないものかと、私は思います。

育林の省力化について伺います。

林業従事者が減る中、林業作業の中で特に人手が必要な下刈りなど育林作業の省力化対策は、各地でいろいろと試みが行われておりますが、本県の取り組みについて環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 育林作業の省力化は、施業の低コスト化や林業労働の軽減など、林業経営の改善や担い手を確保する上で重要な課題と考えております。

このため県では、コンテナ苗などを活用し、伐採後すぐに造林を行う一貫作業システムの実証事業に取り組み、地ごしらえや植えつけ作業において省力化、低コスト化が図られることが確認できたため、今年度から国の事業を活用し、普及していくこととしております。

また、夏場の厳しい環境条件の中で行います下刈りについて、部分的に行う坪刈りや筋刈りの導入、身体的負担の大きい夏から秋・冬への実施時期の移行、環境への負荷の小さい除草剤の使用など、労働軽減が可能な下刈りの有効性について実証を行っているところであります。

さらに、林業技術センターにおいて、育林期間が短縮できる早生樹の導入に向けた研究に取り組んでおり、このような取り組みを通じて、育林作業の省力化に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 育林作業の省力化に取り組んでいただき、ありがたく思います。

そこで、除草剤の使用について言われましたけれども、このことについては、さきの議会において坂口議員からも質問がありました。

私のほうには、山側の人たちから、「ベトナム戦争の枯れ葉剤使用、また富山県の草刈り十

字軍を思い出す」というものから、「人が都会に出ていく中で、山で頑張っているのは水源地を守っているという誇りがあるからだ」といったものまで、実証実験に対する多くの批判的な意見が来ております。

下刈りは過酷な労働です。しかし、さまざまな懸念の声に応えて、慎重を期すべきだというふうに思います。

次に、何度取り上げたかわかりませんが、鳥獣害対策について伺います。

全国的に鹿、イノシシの捕獲頭数が増加しており、野生鳥獣の被害額はここ数年減少しているとされております。しかしながら、鳥獣被害は営農意欲の減退や耕作放棄の原因ともなっており、数字にあらわれる以上に深刻な影響を及ぼしています。

私は山の中に住んでおりますが、林道や作業道を通ると、鹿やイノシシが原因と思われる落石が毎日あります。以前はこれほどなかったことであり、鹿やイノシシが減ったという実感は全くありません。

先月、山道を軽トラで通っておりましたら、鹿かイノシシが落とされたと思われる石がたくさん落ちておまして、それをどけようと車からおりたら、下からガサガサと言わせてイノシシが1頭、飛び出てきました。慌てて山の上に逃げましたけれども、次から次に出てきて、9頭、群れをなして目の前を、すぐ近くを通過していききました。そういう状況でもありますし、鹿の群れにもよくあいます。そして、これまで諸塚村には定住しないと思われていた猿の群れが出てきまして、最近では小学校の校庭にまで出てきたということで、これが定住することになればいいがなと心配しているところであります。

被害防止策として、防護柵の設置が行われておりますけれども、さらに個体数を減少させなければ、防護柵では限界があるという声があります。これまでの本県の取り組みの効果と今後の対策について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 本県では、鳥獣による農林作物の被害軽減のため、鳥獣被害対策特命チームや鳥獣被害対策支援センターを中心に、市町村や関係機関とも一体となった取り組みを推進しております。

具体的には、国の交付金等を活用いたしまして、市町村等が行う有害鳥獣の捕獲や、野生鳥獣の侵入防止柵の整備等に対し支援を行いますとともに、地域の指導者育成や、住民への研修会の開催などに取り組んでいるところであります。

これらの取り組みによりまして、平成29年度の農林作物の鳥獣被害は約4億円と、年々減少してきている状況でございます。

しかしながら、被害は依然として大きいことから、今後とも市町村と連携し、野生鳥獣の生息状況や被害状況の実態把握に努めながら、地域が一体となった総合的な対策を進めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 ジビエ料理について伺いたいと思います。

きのう、重松議員が質問いたしましたけれども、近年、全国的に捕獲鳥獣を地域資源とし、ジビエとして利用する動きが広がっております。

本県においても、新たな処理加工施設の整備が行われるなどの動きがありますが、ジビエ利用が進むことは、捕獲圧を高めることにもつながり、所得の拡大も期待されております。本県の状況について農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 現在、県内のジビエは、精肉だけでなく、レトルトカレーなどの加工品として一部利用されておりますが、主要なイノシシ、鹿などにおきましても、捕獲頭数の約3%しか利用されていないなど、十分な活用がなされていない状況でございます。

このため県では、国の交付金を活用して、処理加工施設の整備を支援するとともに、処理加工従事者、調理師等を対象とした、衛生管理やジビエ調理等の研修会の開催、一般消費者への消費拡大を目的とした、「みやぎきジビエフェア」などに取り組んでいるところであります。

今後とも、関係機関、団体と連携しながら、中山間地域の活性化を図るためにも、本県産ジビエの普及拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 前にも言ったことがありますけれども、今から48年前の県議会において、椎葉村出身の議員が、「鹿を保護しなければ、ツキノワグマのように絶滅する。狩猟者も多く狩猟税も上げるべき」と、今と全く逆の意見を述べています。この50年で何が最も変わったのか。過疎の50年とも言われますが、山村から人が減ったことが一番ではないかと、私は思っております。

次に、教育政策。遠隔地域の高等教育に係る負担軽減策について伺います。

現在、僻地の小中学校においては、都市部と変わらない優秀な教師を配置していただいております。学習塾などなくても学力は劣っていないというふうに思います。

ただ、山間部における高等学校への進学は、地理的条件の厳しさ、公共交通機関の不便さなどから、自宅通学が困難な地域があり、寮や下宿生活を余儀なくされ、都市部とは違った高額

な出費をしている現状であります。

その対策として、県では県内6カ所に地区生徒寮を設置、また「へき地育英資金」を貸与し、遠隔地に居住する保護者の負担軽減を図っていただいております。

そこで、この2点について伺います。

まず、生徒寮についてであります。本県は10年前から通学区域を撤廃しており、また中学校卒業生も減少していることから、その運営がどうなっていくのか心配する声も聞くところであります。現状と今後の方針について教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 中山間地域等出身生徒の進学促進と保護者負担の軽減を図りますために、県内6カ所に地区生徒寮を設けておりますけれども、平成30年4月における入寮率の平均は85.5%となっております。

今後の運営につきましては、少子化で生徒数が減少する状況の中ではありますが、入寮者はここ数年、一定数を維持しており、今後も入寮希望者が見込まれますことから、引き続き、適正な管理、運営を行って、地区生徒寮の利用を促進してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 中学校卒業生が減っているにもかかわらず、利用者はほとんど変わっていないということで、それほど依存度が高いということですので、今後も充実した運営をお願いいたしたいと思っております。

次に、奨学金について伺います。高校生に対する奨学金については、市町村独自に設けているもの、また特定の職業に就労した者には返済免除があるもの、償還金が一部免除されるものなど多様化しておりますけれども、本県では、一般育英資金に貸与額を上乗せした、へき地育英資金を設けて対応しています。県へき地育英

資金の貸与状況はどうなってるのかを教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 本県の育英資金におきましては、「一般育英資金」のほか、保護者が僻地に居住する高校生等に対し、貸与額を大きくした「へき地育英資金」の2種類を設けております。

近年、一般育英資金、へき地育英資金ともに貸与者数が減少しておりますが、高校生等の育英資金全体に占める、へき地育英資金の貸与者数の割合については、ここ数年、約6%となっております。一定の割合で利用されている状況でございます。

県といたしましては、引き続き、制度の周知を図るとともに、しっかりとその運用に努めることによって、遠隔地域に係る教育費負担軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 自宅通学困難地域において、定住者はもとより、移住してきた場合に突き当たるのが、一気に教育費がふえる——「高等教育の壁」と言いますけれども、それではないかというふうに思います。一定の貸与者がいるということで、一層の充実、周知の推進をお願いしたいと思います。

次に、医療・福祉政策。僻地の医師確保について伺います。

僻地における医師確保は、歴史的な課題であります。昭和40年代に県議会において、私の地元の議員は、「村長が何度も何度も足を運び、宿舎を整備し、高い給料を払い、苦勞してようやく医師を雇ってもすぐに出て行ってしまおう」と、その困難さを訴えております。また、椎葉村出身の議員は、「椎葉村の奥地の不土野というところに広大な県有林がある。それを処分して医科大学をつくって医師の確保をしてほし

い」と訴えております。

県では、僻地における医師確保に、自治医科大学卒業医師の派遣を行っていただいておりますが、多い派遣要請にこたえられていない状況と聞きます。

最近、「医師少数県」とか将来の医師不足予想などが報道され、僻地の将来はどうなるのか不安の声が大きく、根本的な対策が望まれます。本県の僻地における医師確保のこれまでの成果と今後の対策について、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 僻地におきましては、地理的条件等から民間による医療提供も限られ、医師を初めとした医療従事者の不足が深刻で、医療の確保が大変厳しい状況にあります。住民が安心して医療を受けられるように体制を整えることが、何よりも重要な課題であると考えております。

このため、県としましては、自治医科大学卒業医師の計画的配置を行うとともに、都市部の病院の協力を得ながら、僻地の診療に協力をしていただける医師の派遣調整などにも取り組んでおり、その結果、人口減少が進む中でも、僻地における医師の体制を維持してきたところであります。

今後、これらの取り組みに加え、宮崎大学や県立病院等関係機関と連携し、来年度からスタートします医師のキャリア形成プログラムを活用して、若い医師が僻地医療に従事できる体制を構築し、僻地の医療体制の確保・充実に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 ひとつ抜本的な対策をとっていただくようお願いしたいと思います。数日前の新聞に載っているのではあったんですけども、医師に魅力を感じてもらおう地域づくりが大切だということが書いてありまして、なる

ほどなというふうに思いました。ただ医師を派遣してくれ、派遣してくれではなくて、そういう地域づくりというの、地方ではしっかり取り組まなければならないというふうに思います。

次に、山間部における地域包括ケアシステムについて伺います。

介護保険制度が開始され、もうすぐ20年になるようとしています。介護需要が拡大することから、政府は、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

しかし、医療や介護などのサービス資源が乏しく、ひとり暮らし、2人暮らしの高齢者世帯が点在する山間部では、既存の介護保険サービスだけでは高齢者を支え切れない状況になりつつあり、地域の力を活用しながら高齢者を支えていくシステムの構築が必要となっております。

私の地元、諸塚村では、特別養護老人ホームで働く介護職員の確保のために、勤続5年で100万円を補助するというような事業も始めているほど、介護人材も不足している状況にあります。

新年度予算に、「山間部における地域包括ケアシステム体制強化事業」がありますけれども、その概要について福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 山間部では、医療や介護サービス、人材などの資源が乏しい上、集落の規模が小さく、各地に点在するなどの地理的な制約もあり、高齢者を取り巻く環境は非常に厳しいものがございます。

一方で、昔ながらの助け合いの精神が残っているといた強みもございますので、このよう

な強みを生かし、限られた資源をより効率的に活用しながら高齢者を支える仕組みづくりが、何より重要と考えております。

このため、県ではこれまで、「みやざき地域見守り応援隊」など民間活力を生かした、地域での見守りや支え合いを行う活動を支援してきたところでございます。

今後は、この取り組みに加え、今議会にお願いしております、来年度の新規事業「山間部における地域包括ケアシステム体制強化事業」によりまして、広域連携による効率的なサービス提供体制の検討など、山間部における地域包括ケアシステムの構築に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 高齢者がそこに住んでよかったと思えるようなシステムづくりを、ひとつよろしく願いいたします。

次に、結婚サポートセンターについて伺います。

中山間地域振興計画には、「出会いの場づくりと結婚支援を推進します」とありますけれども、中山間地域では、結婚願望がある独身男性は多いものの、若い女性が絶対的に少ない、その現実を何とかしなければと考えていたところ、ある新聞で、愛媛県が開設した結婚支援センターで裏方としてボランティアをしている方の「婚活イベントに携わって、自分の若かりしころを思い出し、そわそわする」という投書を目にして、平成26年6月議会で、本県でも取り組んだらどうかと取り上げました。それが早くも平成27年2月議会では、特に中山間地域の振興や後継者確保のためにも事業化したいとして、「結婚サポート事業」が始まりました。

このセンターは、都城・宮崎・延岡市にあり、その遠隔地は気軽に相談に行こうにも容易

ではなく、会員数も少ないのではないかと、また、裏方で支援する縁結びサポーターも限られるのではないかと思います。

中山間地域の市町村と連携し、会員の増加を図るために情報を強化する必要があると思いますが、今後の推進策について福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 「みやざき結婚サポートセンター」は、宮崎、都城、延岡の3カ所に設置しており、本年1月末現在の会員数は1,114名でございます。ボランティアとして、男女の引き合わせ等に御協力いただく「縁結びサポーター」には、62名の方に登録していただいております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、中山間地域の多くの町村では、会員数はそれぞれ数名程度、また、「縁結びサポーター」も数名にとどまるなど、地域差が生じているのが現状でございます。

これまでも、市町村と連携を図りながら取り組んでまいりましたが、今後はさらに、中山間地域の市町村との連携を強化し、地域の隅々にまでしっかりと情報が届きますよう、広域活動の強化を図りますとともに、出張窓口の開設や事業所訪問等による、会員確保や利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 私の身近な人に登録を勧めましたところ、結婚まで至りました。制度の周知と会員の増加策を進めていただくように、よろしく願いいたします。

次に、便利で安心な基盤づくりについて。まず、国県道の整備について伺います。

これまでの県議会議員生活で一番要望の多かったことは、国県道の整備促進でありました。国県道の改良率、宮崎県は九州で最も低

く、中でも山間部は、その地形の悪さゆえ低い改良率となっております。しかし、昔と比べるとはるかに整備されており、かつて明治、大正、昭和にかけ困難を極めた末にようやく開設された、住友100万円道路とも言われた327号線も、着々と改良が進んでいます。

また昨年、美郷町南郷の388号線の一つの工区が完成し、地元の公民館主催による祝賀会が行われました。地元の住民による踊りあり、歌あり、郷土料理の振る舞いありで、にぎやかなものでした。

本県は、自動車保有率も運転免許保有率も九州一であり、特に公共交通機関の乏しい地域においては、自家用車依存度が高く、道路の改良は他人のためでなく、自分のためであり、それほどうれしいのです。喜ぶ姿を見ると、このような地域こそ整備を進めるべきというふうに思います。

中山間地域における国県道整備について、今後どのように取り組むのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 中山間地域における国県道につきましては、住民の日常生活を支えるとともに、産業活動の支援、さらには災害時の孤立解消など、果たすべき役割は大変重要と考えております。

現在、国道につきましては、諸塚村から椎葉村間の国道327号や、西米良村から西都市間の国道219号などにおいて、重点的に整備を進めており、平成30年度には、美郷町の国道388号牛山2工区や諸塚村の国道503号八重の平工区などが完成したところであります。また、県道につきましては、2車線での整備に加え、椎葉村の上椎葉湯前線など、山間部の急峻な地形の箇所では、1.5車線の道路整備手法を取り入れるなど、

工夫しながら整備に取り組んでいるところであります。

今後とも、安全で安心して暮らせる県土づくりに向け、予算の確保に努めるとともに、中山間地域の道路整備が着実に進むよう、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 次に、耳川ダム通砂運用について伺います。

耳川水系は、平成17年の台風14号の大雨によって流れ込んだ大量の土砂によって氾濫し、地域の市町村は甚大な被害を受けました。私の地元の商店街は、2年連続の浸水被害であったことから再起できるか心配されましたが、国、県、九州電力など関係者一体となった水防災事業等により、再出発することができました。

このような甚大な被害を受け、国、県、市町村、関係団体、地域住民は、これら土砂に起因するさまざまな課題を流域全体で管理していこうと、平成23年に耳川水系総合土砂管理計画を策定し、河川改修工事などに取り組んでいただいております。

ダムの改造によるダム通砂運用は、国内では初めての取り組みでもあり、その効果が期待されます。取り組み状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 「耳川水系総合土砂管理計画」では、治水や河川環境改善を図ることを目的に、九州電力が西郷ダムと山須原ダムの改造を行うことで、台風などの大規模な出水時に、ダムの上流から流れ込む土砂を下流に流す「ダム通砂運用」が、重要な取り組みとして位置づけられており、全国的にも先進的な取り組みとして注目を集めております。

このような中、西郷ダムの改造工事が平成29年に完成したことから、段階的な通砂運用を2

回実施しており、その後のモニタリング調査では、ダム下流への土砂移動により、一部、砂州の拡大や瀬・ふちが形成されるなど、良好な河川環境の再生が確認されております。

さらに、平成33年度に予定されております山須原ダム改造工事の完成により、通砂運用のさらなる効果が期待されますので、今後とも、九州電力や地域の方々と連携し、耳川の適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 流域一体となったこの土砂管理事業は、今後の河川事業の模範となる取り組みとして高く評価され、土木学会環境賞も受賞しております。また、流域の個性豊かなダムが、観光資源としても今、見直されようとしており、今後が非常に楽しみであります。

最後に、過疎法について伺います。

過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法が2年後に失効することから、今後の過疎対策に関する議論が始まっていると聞きます。

総務省が公表したアンケートによると、「日本にとって過疎地は大切だと思うか」の問いに、72%の人が「大切」と答え、「過疎地に対する支援や対策」には、74%が「必要」と答えています。

また、過疎地が果たしている公益的機能について、データ分析の結果、農業産出額の50%を占めるなど、食料供給や環境保全、多面的機能の維持など、幅広い役割を發揮していることを数値で裏づけています。

海外においては、それぞれ背景は違いますが、人口減少地域対策に予算、税制などで手厚く支援が行われている国があり、日本では、過疎法に基づく過疎債の発行等、地方財政措置などでの支援が行われております。

過疎法について、これまでの取り組みの評価

と今後の対応を、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） いわゆる過疎法は、昭和45年の施行以来、今日まで、4度にわたり制定されております。本県におきましては、過疎債や法に基づく各種支援制度を活用し、交通通信体系の整備、産業の振興、生活環境の整備など、総合的な過疎地域対策を進めてまいりました。

このように、過疎法の果たしてきた役割は大きなものがあつたと考えておりますが、我が国全体が人口減少時代に突入した中で、過疎地域は、以前にも増して厳しい状況に置かれております。国土の均衡ある発展を図っていくためには、引き続き対策を講じていくことが必要であると考えております。

このため、県としましては、国等に対して、こうした地方の厳しい現状を訴えるとともに、新たな過疎法の制定や各種支援制度の維持・拡充を求めていくこととしております。

また、こうした動きとあわせ、県としましては、市町村と一体となって、地域の実情に応じた過疎地域の振興に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 新法へ向けて積極的に取り組んでいただくように、お願いいたします。

通告していた質問は全て終わりました。一言お礼を申し上げます。

私を県議会議員に引っ張り上げられたのは、北浦町出身の、もう亡くなりました松井繁夫議員であります。松井議員は、よく山奥の集落の祭とかにも参加しておりました。そこでいつも、「こういう山奥の集落の祭りがなくなったときが日本の終わりだ」というふうに言っておりまして、私はそれを胸に、これまで山村のことばかり取り上げてきました。それに対して執

行当局の皆さん、本当に御支援、御協力いただきました。そして、先輩議員、同僚議員の皆さん、御指導いただき、ありがとうございます。感謝を申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○蓬原正三議長 次は、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党の横田照夫です。きのう、おとといの代表質問と若干内容がかぶるところもありますが、改めて、またちょっと違った視点で質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

昨年の台風24号で、私の住む地域にある2つの神社も大きな被害を受けてしまいました。基本的には、憲法に政教分離がうたってありますので、神社などの修復には行政はかかわれないことになっています。

でも、こういう事例があります。平成16年に発生した新潟県中越地震では大きな被害が発生しましたが、国や県がする復興事業を補完する目的で、新潟県が3,000億円を貸し付けるなどして、「公益財団法人新潟県中越大震災復興基金」を設立しました。そして、その運用益によって、被災者への融資の利子補給や国の補助事業の対象とならない小規模な農地復旧への助成などが行われました。助成対象となる事業は、随時、追加・見直しが行われ、2年後の平成18年に、「地域コミュニティ施設等再建支援事業」の中に「鎮守・神社・堂・祠」の再建支援が追加されました。

神社は、地域コミュニティーの「心のよりどころ」「精神のよりどころ」だという捉え方があり、そうした認識に立って、「地域コミュニティ施設等」の再生事業の対象に神社・ほころなどが追加され、社殿の再建を支援するという具体的方策が生まれてきたということです。つ

まり、神社再建が地域コミュニティ再生には不可欠だという考え方です。

この措置により、地震で倒壊した神社やほくらなどの再建・修復のために合計1,145件、総額約30億円が助成されました。総事業費の4分の3、上限2,000万円で助成されたそうです。

この基金では、被災者側が行う復旧・復興活動への支援を原則としているため、神社の再建・復旧の場合は氏子などによる寄附が前提となります。でも、この基金からの助成なしには社殿の再建は難しかったと言われています。

この中越大震災復興基金の場合、県が基金を出資・貸し付けただけでなく、県職員が出向するなどして、実質上は県が運営する財団だったんですけど、法律上は民間の団体でした。つまり、神社などの再建に助成金を出した主体は、法律的には民間団体であったため、憲法の「公金支出の禁止」をクリアして、神社仏閣への助成が可能だったと言えます。

本県でも南海トラフ地震の発生リスクが高まっていますが、災害後も地域コミュニティを維持していくため、地域の「心のよりどころ」となっている神社等への修繕、復興等を支援できないか、知事の考えをお伺いします。

あとの質問は質問者席にて行います。よろしく願いいたします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

阪神・淡路大震災を初め、過去の大規模災害では、地域コミュニティが、避難生活における相互扶助や復興に向けたまちづくりなどに大きな役割を担っており、災害時において地域コミュニティの維持・再生を図ることは、大変重要であると考えております。

議員から御意見をいただきました、地域の心

のよりどころとなっている神社等の再建・修復につきましては、御紹介いただきましたような、新潟県中越地震や熊本地震においても、住民が参加する祭りや行事などのコミュニティ活動に活用される施設など、一定の要件を満たすものに対して、市町村を通して支援した事例があります。

本県におきまして南海トラフ地震等が発生した際には、こうした事も参考になるものと考えております。以上であります。[降壇]

○横田照夫議員 今、高齢化等人口減少の時代に入り、神社等への氏子の負担力はますます先細りになることが考えられます。2040年には、全国にある神社の約40%に当たる3万1,000社が消滅するおそれがあるとも言われています。

先ほどの中越地震の場合は災害時のことですが、今後、地域や地域コミュニティを維持していくためには、「心のよりどころ」「精神のよりどころ」としての神社等が絶対必要だと考えますので、平時の場合においても、何らかの形で行政が神社仏閣の修復等へかかわっていくことはできないか、検討の必要性を感じております。

次に、「改正水道法」について、福祉保健部長にお伺いします。

昨年12月に「改正水道法」が成立しました。

我が国の水道事業は独立採算制をとっておりますが、原則水道料金で運営されていますが、人口減少に伴い給水量は減少し、水道事業の収益が減少することによって経営状況が厳しくなることが予想されます。

水道管路は、法定耐用年数が40年であり、高度経済成長期に整備された施設の更新が進まないため、管路の老朽化はますます進むものと見込まれています。

こういう状況を受けて法改正が行われたのだらうと思いますが、報道では「水道民営化」が一番表に出ています。しかし、改正の概要を見ますと、民営化は5つある改正項目の中の1つであって、決してそれだけではありません。法改正を受けて、水道事業はどのように変わっていくと考えておられるのかを伺ってまいります。

まず、今回の改正法では、広域連携の推進がうたわれています。

水道広域化に関しては、全事業体の6割がその必要性を理解しているものの、その取り組みを行っているのは2割程度となっています。広域化が進まない要因として、料金や財政状況、施設整備水準等の事業体間格差が挙げられます。国は、事業体自身が広域化検討の契機を捉えられていない状況にあることから、広域化の足がかりを与える推進役として、都道府県の積極的な関与を望んでいるようですが、県は、県内水道事業における広域的な連携の推進についてどのように考えておられるのかをお聞かせください。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県内の水道事業におきましても、人口減に伴う収益の減少や施設の維持・更新に係る経費の増大などの課題がございまして、今後ますます経営環境が厳しくなるものと予想されております。

県としましては、経営統合による広域化はもとより、施設の共同設置や管理業務の共同化などの広域的な連携は、これらの課題解決に向けた有効な手法の一つと考えております。

このため、市町村等との定期的な会議等におきまして、広域連携に関する意見交換や、先進事例の紹介などに努めてきたところでございます。

また、将来の目指すべき方向性を示す「宮崎県水道ビジョン」を来年度策定することとしておりまして、現在進めております課題抽出や現状分析を踏まえた上で、広域的な連携も含め、県内水道事業の今後のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 水道事業者は給水装置の工事を施工する者を指定することができ、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行うことになっています。しかし、これまでは新規の指定のみで、休廃止等の実態が反映されづらく、無届け工事や不良工事も発生し、苦情件数も多くなってきているそうです。

そこで、今回の改正法では、給水装置工事事業者の指定の更新制を導入することとしています。給水装置工事事業者の指定更新制が導入されることによって、どのような効果が期待できるのかをお聞かせください。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 給水装置工事事業者につきましては、指定後の更新がないため、指定を行う市町村等において、休廃止等の実態を十分把握できず、事業者への適正な指導が難しいと伺っております。

このため、本県におきましても、御指摘のとおり、工事に対する苦情や無届け等の違反工事が毎年発生している状況にございます。

今回、5年ごとの更新制度が導入されることで、事業者の定期的な実態把握や適正な指導が可能となりますので、苦情の減少や違反工事の防止などの効果が期待できるものと考えております。

○横田照夫議員 私たち議員も、4年に一回選挙がありますので緊張感を持って仕事をするんだと思います。水道業者も、一回指定されればもう更新の手続きはないということになれば、技

術者がいなかったり設備を持っていなかったりなど、工事能力がないにもかかわらず工事を受けていたということもあったかもしれません。そういう不適切な業者を排除するためにも、更新制は大事だと思います。

さて、一番話題になっている民営化ですが、今回は、コンセッション方式という、水道事業の運営そのものを民間企業に委ねる新たな仕組みを選択肢の一つとして導入しようとしています。コンセッション方式では、水道施設の所有権は、国や県から認可を受けた水道事業者としての自治体が持っていますが、長期にわたる事業の運営権を民間企業に譲って、その対価を自治体が受け取ることとなります。運営権を買取った企業は、水道料金を設定して利用者から徴収し、そのお金で施設の維持管理や修繕なども含めて、水を供給します。

コンセッション方式をめぐるのは、コスト削減につながるとして宮城県が導入を検討している一方で、ことし1月31日には浜松市が導入検討を延期し、新潟県議会などが反対の意見書を可決するなど、導入に慎重な自治体も少なくありません。民間に運営を委ねて災害時に対応できるのか、経営が破綻したときにどうするのか、業務や経営の状況を監視できる体制を整えられるのかなどの不安もあります。

水道事業におけるコンセッション方式の導入について、県はどう考えておられるのかをお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 今回の法改正に伴い、国から示された水道事業におけるコンセッション方式は、単純な民営化ではなく、官民連携の選択肢の一つとして、住民サービスの向上や業務効率化のメリットがある場合に、市町村等の水道事業者が、議会の議決を経て導

入することになっております。

また、導入する際も、給水責任のある水道事業者が、料金の上限や、管理運営の内容及び水準を定めた上で、国の許可を得ることが必要とされておりますことから、事業の安全性や継続性について留意した内容になっているものと考えております。

導入に当たりましては、今後、国が示すガイドラインを踏まえ、各水道事業者が十分に検討していく必要がございますので、県としましては、必要に応じて、適切な情報提供や助言に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 民営化した海外都市では、料金高騰とか水質悪化を招き、少なくとも世界33カ国の267都市で再び公営化されているとも言われています。そういった事例もあることから、多くの自治体が慎重な対応になっているのだと思います。

法改正が行われましたが、まだ詳しい内容まではわかっていません。今後、水道事業者である自治体が誤りなき判断ができるように、しっかりと情報提供や助言をしていただきたいと思います。

次に、フロン回収罰則強化について、環境森林部長にお尋ねします。

冷蔵庫やエアコンなどの冷媒として使われているフロン類について、政府が業務用機器からの排出規制を強化する方針を決めました。関係法の改正案の、今国会への提出を目指すそうです。

冷蔵庫などの冷媒には、以前は特定フロンが使われていましたが、オゾン層を破壊することがわかり、使用が規制されました。そのかわりに広く使用されることになったのが、オゾン層を破壊しない代替フロンです。

しかし、代替フロンはオゾン層は破壊しないものの、最大で二酸化炭素の1万倍もの温室効果があるということがわかり、2016年に開かれた国際会議で新たに規制対象になりました。

現行の規制法では、事業者がフロン類を用いている機器を処分する際、専門業者に依頼してフロン類を回収するよう求めています。一応、違反した事業者には50万円以下の罰則規定が設けられていますが、違反を繰り返さなければ罰則は科せられず、違反の現場を取り押さえることも難しく、これまで適用例はなかったということです。そのために、現在、業務用機器の廃棄の際のフロン類回収率は30%台にとどまっている状態です。

改正案では、フロン類の回収済み証明書がなければ処理業者が機器を引き取れなくすることや、一度の違反でも罰金を科すことになるといったことです。また、建物の解体情報をもとに、都道府県が現場に立ち入り検査する仕組みも設けるそうです。

エアコンなど業務用機器廃棄時のフロン類回収率向上に係るフロン排出抑制法改正案に対する県の考えをお聞かせください。

○環境森林部長（甲斐正文君） 機器を廃棄する際のフロン回収率が低迷している要因は、国の調査によりますと、建物解体時に回収が行われなかった事例が特に多いと報告されております。

このため県では、国の通知に基づき、関係機関による建物解体情報の共有化を図ったところではありますが、今回の改正案では、議員からもお話がありました、現行法ではできなかった県による解体工事場所の立入検査などが可能になると伺っております。

さらに、事業者が機器を廃棄する際、処理業

者に回収済み証明書の確認を義務づけることなど、新たな仕組みが導入される方向であります。

今回の法改正が実現すれば、必要に応じた立入検査などで、機器廃棄時における事業者のフロン類回収の履行が促進され、回収率向上が図られるものと考えております。

○横田照夫議員 冷蔵・冷凍庫やエアコンなどは、私たちの生活には欠かせないものになっています。でも、フロン類などの回収をしっかりとやらないと、温暖化が加速し、昨年の夏が人災と言えるような暑さとなり、学校へのエアコン設置が決まったように、さらにエアコンなどの数をふやさなければいけないなどの悪循環に陥ることになると思います。

国も、厳格化しないと大変なことになるとの思いで今国会への法案提出に踏み切ったのだと考えますので、県としてもしっかりとした対応をしていただくようお願いしておきます。

次に、被災した農業用水路について、農政水産部長にお尋ねします。

昨年の台風24号で、農業用水路も多くの箇所ですら山腹崩壊や倒木により壊れてしまいました。

早期水稲地帯では、年が明けたら、すぐに田んぼの準備が始まり、野焼きや田起こし、水路の整備、苗の注文などをしなければなりません。水路が壊れていて水が流れなければ、それらの作業をしても意味がありません。

そこで、台風等の災害で被害を受けた農業用水路の復旧にはどのような対応ができるのかをお尋ねします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 農業用水路の災害復旧につきましては、一般的に、市町村が事業主体となりまして国庫補助事業を活用して実施することになります。

ただし、事業費が40万円未満の災害復旧につきましては、国庫補助事業の対象にならないことから、市町村が単独で復旧したり、あるいは管理者がみずから復旧する場合もあると伺っております。

なお、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる地域におきましては、復旧にこれらの制度の交付金を活用することも可能となっております。

○横田照夫議員 土砂と一緒に何本もの巨木が倒れかかって壊れた水路は、地元の水利組合や農家だけではどうしようもないのが現実です。その水路で、広い面積の水田が養われており、水が流れなければ、結局は耕作放棄につながってしまいます。

一昨年に発生した北部九州豪雨で被災した田畑は、いまだに復旧は手つかずで、高齢化が進む農家の意欲に影を落としているそうです。農地が荒れたままでは、人口減少に拍車がかかるし、集落の存亡にもつながりかねません。

昨年の硫黄山の噴火による長江川等の白濁により、川からの取水ができずに、えびの市、伊佐市、湧水町で約1,400戸、1,080ヘクタールで、やむを得ず稲作を断念しました。そのことに対して、国も県も作付が再開できるようにさまざまな対策を打っていますが、災害により取水できないということでは、台風災害も同じだと思います。

台風で被災した農業用水路も次の作付に間に合うように、行政がしっかりと復旧にかかわることが必要だと思いますが、県の考えをお聞かせください。

○農政水産部長（中田哲朗君） 議員御指摘のとおり、災害復旧に当たりましては、次の稲作に間に合うよう、迅速に取り組んでいくことが

非常に大事だと考えております。

このため県では、事業実施に当たり、市町村に対し、事務手続や復旧工法のほか、工事の早期着工・早期完成について、助言・指導を行っているところであります。

また、復旧工事に期間を要するなど、国の査定後の発注では次の作付に間に合わないような場合は、国との協議により、査定前に工事に着手できる制度もあることから、その周知に努めております。

引き続き市町村と連携して、災害の早期復旧に向けてしっかり対応してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 例えば、水路横の山の木が倒れて水路を壊している場合、その木の撤去は山の所有者がすることになります。でも、最近では所有者がわからないこともあります。そういう場合でも、その木は個人の財産ということで勝手に切ることもできません。今後はそういうこともふえてくるのが考えられますので、そういう場合の指針のようなものをつくっておくことも必要ではないでしょうか。

次に、家畜防疫体制についてお尋ねします。

家畜伝染病「豚コレラ」の感染が5府県に拡大しました。昨年9月以降、岐阜県内で発生が続き、国と県が拡大防止に取り組んできましたが、愛知、長野、大阪、滋賀の4府県でも新たに感染が拡大してしまいました。初動に問題があったと言われていますが、それだけ感染力の強い怖い病気だと言えると思います。そのことを考えてみますと、本県で9年前に発生した「口蹄疫」が、他県に感染することなく県内だけでとどめられたことは、すごいことだと思います。対応に当たっていただいた関係者に敬意を表させていただきます。

家畜伝染病は、国内ばかりではなく、例えば中国では、豚コレラよりも致死率が高く治療法もワクチンもない「アフリカ豚コレラ」が流行していますし、韓国でも口蹄疫が発生しています。

今、それらの国等からの来訪者もふえてきており、ウイルスや病原菌がどのように持ち込まれるかわかりません。韓国人経営のゴルフ場もふえてきていて、多くの韓国人ゴルファーも、県内でゴルフを楽しんでいます。現在の空港やゴルフ場における水際防疫の対応状況について、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 宮崎空港におきましては、国際線や国内線の全ての搭乗通路に加え、空港ビルの出入口にも独自に改良を重ねた消毒マットを設置するなど、水際防疫に積極的に取り組んでいただいております。

また、年末年始など人の動きがふえる時期におきましては、県と動物検疫所が合同で、肉製品の持ち込み防止などの啓発キャンペーンを実施しているほか、動物検疫所では入国者のゴルフシューズの消毒も行っていると考えております。

一方、ゴルフ場につきましても、海外からの旅行者の利用が多いことから、ゴルフ場経営者協議会と連携して、靴底消毒を実施していただいております。

県といたしましては、空港や港湾、さらには宿泊施設、ゴルフ場など、関係団体の協力を得ながら、引き続き水際防疫体制の強化に取り組んでまいります。

○横田照夫議員 農家からは、空港や港など外国人が入国する場所にミストの消毒器を設置してほしいという意見が多くありますが、ミスト消毒器を空港に設置できないか、農政水産部長

に考えをお伺いします。

○農政水産部長（中田哲朗君） ミスト消毒器につきましては、空港が、さまざまな旅行者等が利用する施設であり、床面が濡れることによる転倒の危険性や衣服への付着や吸引による影響などを不安視する声もあることを考慮しますと、空港への設置は難しいものと考えております。

なお、動物検疫所による検証結果では、消毒マットによる靴底消毒は病原体の持ち込み防止に効果があるとされておりますので、今後とも、空港ビルの協力のもと、消毒マットを設置していただくとともに、旅行者等に対し、靴底消毒の徹底を啓発してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 今、本県畜産物の輸出が順調に伸びてきていますが、一旦家畜伝染病が入ると、これまでの努力が水泡に帰することになってしまいます。県も畜産農家も県民も、同じ認識を持って対応していきたいものだと思います。

次に、無人航空機の利用についてお尋ねします。

昨年10月に、大分県佐伯市番匠商工会の宅配事業を調査してきました。佐伯市宇目地域の高齢化率は52%で、山間部に人家が点在しています。高齢者の多くが1人か2人暮らしです。交通手段がなく、自宅の近隣に商店がないなど、年々買い物に不便な環境になってきているそうです。

その住民が頼りにしているのが、佐伯市番匠商工会の「高齢者等買い物弱者支援宅配事業」です。電話をすれば、担当者が買い物を代行し、食品から雑貨まで届けてくれて、まさに宅配が生活の支えになっています。

番匠商工会は、宅配事業を平成14年から始め、現在126人が会員登録しています。年3,000円の会費と加盟店の手数料、市の補助金300万円で運営しています。ただ、車の維持費などの負担は大きく、ビジネスとしては成立しないと言われます。それでも、誰かがやらなければ高齢者の暮らしは成り立ちません。地域を守るといふ使命感で続けておられるそうです。そこで、県内の買い物弱者等に対する宅配事業や移動販売の状況について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 買い物弱者等に対する宅配事業につきましては、公的な支援により、都城市高崎町や小林市須木、西米良村、美郷町におきまして、地元商工会による高齢者等の見守りを兼ねた宅配事業が行われているところであります。

また、民間におきましては、県内全域での個別配送を行っている事業者があるほか、一部のスーパー、コンビニなどにおいて、営業地域周辺での宅配が行われております。

また、移動販売につきましても、公的な支援によりまして、公民館等を活用した高齢者向けサロン事業での移動販売が日之影町で、移動図書館を兼ねた、地元の新鮮な野菜等の移動販売が五ヶ瀬町で行われており、都城市や高千穂町でも移動販売が行われております。

このほか、民間でも、一部のスーパー、コンビニなどにより、地域を限定した移動販売が行われておるところであります。

○横田照夫議員 大分県は、佐伯市番匠商工会と連携をして、この宇目地域で、ドローンによる宅配の実証実験をしています。昨年3月に、目視飛行で重量10キログラム規模の運送を試みて成功しました。

そして、国が昨年9月に、条件つきで「補助者なし目視外飛行」による実験が可能という新しい指針を出したのを受けて、先月から、今度は目視外飛行の実証実験を開始し、約1カ月にわたり「定期ドローン便」を運航し、実用化に向けた技術や制度面の課題を洗い出すことにしているそうです。

今回の実験では、携帯電話通信による長距離運搬と、離れた場所からの手動操縦の実現、目視外による自動飛行の実施をポイントに設定し、いずれも成功したということです。

2回目以降は条件を変え、データを蓄積しながら、実用化に向けた課題を検証していくそうです。

大分県新産業振興室は、「県民の生活課題を解決する手段として活用できるよう、着実に歩みを進めていきたい」としています。

また、政府は「未来投資戦略2017」で、2020年代には、人口密度の高い都市部でもドローンによる荷物配送を本格化させるという目標を掲げています。

本県も中山間地の集落を多く抱えておりますし、都市部でも免許証を返納するなどして買い物弱者となった人がふえています。ドローン宅配も含めて、買い物弱者対策をどのように考えているのかを、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 少子高齢化の進行や人口減少の本格化に伴い、買い物弱者対策が大きな課題となってきており、県ではこれまで、商工会等による宅配事業の取り組みへの支援や、中山間地域における買い物実態の聞き取り調査、市町村との意見交換などを行ってきたところでもあります。

近年、IoTやAI等の科学技術が急速な進

展を見せる中、ドローンによる宅配は、これからの買物弱者対策の有効な取り組みの一つになるのではないかと考えております。

今後、買物弱者を取り巻く環境は、さらに厳しくなると見込まれますことから、地域住民の生活支援や地域福祉の視点も含め、関係部局等が十分に連携を図りながら、市町村と一体となって、引き続き、地域の実情に合った効果的な施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ドローンなどの最先端技術は、新しい産業を生み出していく可能性が大きいと思います。今までなかったビジネスを生む種でもあり、社会の課題を解決する切り札でもあると思います。

本県は、ドローンの可能性と今後の利活用についてどのように考えているのか、商工観光労働部長、お聞かせください。

○商工観光労働部長（井手義哉君） ドローンは、全国において、空からの撮影にとどまらず、撮影データの解析を初めとした高度利用が進められており、今後、国における安全・安心な利活用のためのルールづくりが進むことで、災害時における救急・救助活動など、将来的には物の輸送に加え、人の輸送も想定した、さらに幅広い分野での利活用が進むものと認識しております。

県内におきましても、ドローン操作に関する人材育成とともに、鉄塔やダム、大規模な太陽光パネルの点検業務での活用のほか、農業分野においても、上空からの撮影・画像解析を用いた水稻の生育診断などの実証試験が始まっているところであります。

このため、県としましては、国の動向を注視しながら、今後の新たなルール・運用等の事業

者に対する周知や、最新技術に関する情報収集・共有を行い、先ほどお話にありました買物弱者対策での配送も含め、ドローンの特性を生かした、これまでにない新たなビジネスモデルの創出など、県内企業の取り組みを後押ししてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 無人航空機といえば、先ほど黒木正一議員の質問にもありましたが、県が取り組んでいる「林業植林地における無人航空機による農薬散布」があります。

この技術開発の取り組みについて、その内容を環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 本県の林業従事者が減少傾向にある中、足元が不安定な山間部において、暑い時期に蜂や蛇を避けながら人力で行われる下刈り作業の省力化が大きな課題となっております。このため、今年度からGPSや無人航空機と農薬を組み合わせた技術開発の取り組みを開始したところであります。

具体的には、昨年10月に技術開発委員会を立ち上げ、研究の方向性について議論を行い、11月には試験地において、自動飛行に必要な地形データの計測と、検証に必要な農薬散布試験を実施したところです。

また、今月上旬には、無人航空機による自動飛行や農薬成分を除いた模擬剤による落下試験を実施し、今月中旬に開催します技術開発委員会において、これらの試験結果の評価を行いまして、次年度に向けての課題を整理することとしております。

○横田照夫議員 農薬をまく行為は、草花を枯らし、昆虫や地中の微生物・ミミズ等を減らし、土質力が減少し、さらには残留農薬が、やがては川に流れ込み、川の生態系を壊し、海にまで影響を及ぼし、環境破壊につながるの意

見もありますが、どのようにお考えか、環境森林部長、お聞かせください。

○環境森林部長（甲斐正文君） 植林地用の農薬については、環境への影響が最小限となるよう、事前に水生生物やミツバチへの影響、分解のしやすさなどさまざまなリスク評価が行われた上で、農薬登録が行われております。

今回使用を検討している農薬は、昭和57年に登録されたものです。平成2年には全国で約4,000ヘクタールに相当する面積で使用され、拡大造林の減少とともに減ってはおりますが、平成28年の使用実績は約70ヘクタール相当となっております。

環境への影響については、これまで大学や関係機関で研究が行われており、農薬散布後に造林地から流出する河川水を調査した結果、農薬成分は検出されなかったという結果も報告されてはおりますが、さらに、本県においても独自に調査を行うこととしております。

また、自然保護や養蜂関係者の皆様などからも個別に御意見を伺っているところでもありますので、必要に応じて調査項目を追加することなどにより、環境に配慮した技術開発を慎重に進めていきたいと考えております。

○横田照夫議員 田んぼのあぜとか用水路、ため池の堤防、道路の路肩やのり面などに除草剤を散布すると、根っこまで枯らしてしまうので地盤がもろくなって崩壊につながるの、除草剤は使用しないよという通達が、多くの自治体から出されています。のり面部で除草剤を使う場合の取り扱いについて、農政水産部長と県土整備部長にそれぞれお伺いします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 農業分野におけるのり面部の除草につきましては、農業用ため池を管理しております土地改良区や水利組合

によりますと、のり面の崩壊等の懸念があるということで除草剤を使用せず、草刈りで対応していると伺っております。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県管理道路の除草につきましては、車両通行の安全確保や沿道景観の保全等を目的に実施しておりますが、限られた維持管理費の中で、草刈り回数やその範囲について多くの御要望をいただいているところでもあります。

このため、「より効率的な除草対策」として従来の草刈りと併用し、除草剤や成長抑制剤などの活用を進めているところです。

その使用につきましては、土地利用状況や景観の阻害等に十分配慮するとともに、道路のり面部については、根を枯らさず、のり面崩壊につながらない薬剤に限定するなど、周辺環境に留意した取り扱いとしているところです。

○横田照夫議員 つまり、農政水産部も県土整備部も、のり面に除草剤を使うと、のり面崩壊につながる懸念があるという共通認識を持っておられるということですね。

当然、無人航空機で農薬をまく植林地は急斜面だと考えます。そういう場所に農薬をまくということは、植栽木にも影響を与え、山腹崩壊につながるのではないかと思います。どのようにお考えか、環境森林部長、お聞かせください。

○環境森林部長（甲斐正文君） 今回の試験で散布いたします農薬は、ススキや葛などの特定の雑草に作用する選択性を有するものでありまして、杉やヒノキの造林木や常緑広葉樹などは枯れず、林地の裸地化にはつながらないものと考えております。

植林地へ農薬散布を行った後の植生の状況について、これまで国有林や公設の林業試験場で

行われた調査結果を見ますと、散布の翌年には植生が回復することが報告されております。

また、農薬の散布は育林の初期段階に限定され、植栽木が雑草木に覆われることのない1.5メートル程度の高さまで成長すれば、以後の散布は不要となるため、植栽木の成長とともに林地保全が図られるものと考えております。

しかしながら、議員御指摘のような御意見も関係者からお聞きしておりますので、不安の払拭につながるよう、薬剤散布の回数や量の抑制も研究項目に加えるなど、一層慎重な技術開発に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 確かに、植林地の下刈りの労力軽減を図ることの必要性もよく理解できますが、きょうの宮日の「窓」の欄にもありました、環境破壊を不安視する意見も多くあります。いずれにしましても、これから技術開発の検討が始まるということですので、あらゆる方面からの検討を行い、後の世に悔いを残さないよう慎重な対応をお願いしたいと思います。

次に、建設産業の人材確保についてお伺いします。

昨年12月8日、いわゆる「改正入管法」が成立し、同月14日に公布されました。今、多くの産業で人手不足・人材不足が言われていますが、それを補うために、単純労働を含めた外国人労働者を雇い入れやすくするための法改正です。在留資格を特定技能第1号及び2号に分け、建設業は1号に入りました。在留期間は5年間で、家族の帯同は認められていません。

建設産業は、どの専門職種も若い人材が育っておらず、このままで推移したら、近い将来のインフラ整備は大変な状況になることが考えられます。そこで、多くの専門職種の皆さんが外国人労働者の雇用に関心を持っておられるよう

です。でも、建設産業の専門職種はいわゆる技能士が担っていて、その専門技術は簡単に身につくものではなく、長年の経験が必要です。だから、仮に外国人労働者を雇用したとしても、すぐに専門職を任せることにはならず、とりあえずは熟練技能士が技能の仕事に専念できるように、いわゆる「こどり」をしてもらって、そのうちに技能を身につけてもらえばいいと考えておられるようです。

県内でも、建設業や農業など、多くの産業で外国人労働者を雇いたいと考えておられる人がいると思いますし、今後、外国人労働者がますますふえてくると思います。そこで、外国人労働者を生活面で一層支援する必要があると思いますが、県の取り組みについて、商工観光労働部長、お聞かせください。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県では、現在、県国際交流協会に窓口を設け、外国人住民からの教育、医療、防災などの生活相談に、英語、中国語、韓国語など5カ国語に対応する生活相談員を配置して、母国語での対応を行っております。また、必要に応じて弁護士や行政書士による法律相談対応も行うこととしております。

今後、新たな外国人材の受け入れ拡大に伴って、対応言語をふやすなど、外国人住民に対するより幅広い対応が必要となってまいりますので、県としましては、行政・生活全般の情報提供や相談対応を多言語で一元的に行う、多文化共生総合相談ワンストップセンターの設置を検討しているところでございます。

また、外国人住民のコミュニケーション能力を高めるため、日本語学習機会の充実などにも取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 建設産業で外国人労働者を受

け入れることで、とりあえずは人手不足が補えたとしても、根本的な解決にはならないと思います。技能の継承ということを考えたら、やはり、日本の若者が自信と誇りを持ってそれらの専門職種に入ってきてくれるような就労環境、労働環境を整えることが大事ではないでしょうか。

建設業就業者の年齢別の構成割合は、50歳以上が50%を超える一方で、29歳以下は9%しかないということです。たくさんある専門職種のうちで、例えば鉄筋工とか型枠工とか、どれか一つでも仕事が滞ったら、その現場は仕事が進まなくなります。先日の山下議員の代表質問で、不調・不落が増加しているというお話がありました。皆さんたちが幾ら発注しても、業者にマンパワーがないから、それに応えられないということになるのではないのでしょうか。来年度の予算に、「防災・減災、国土強靱化対策」として補助公共・交付金事業を約171億円措置するというのですが、これも本当に計画どおりやれるのか、不安を感じます。

知事は、県政運営の基本姿勢で、政策の原点は現場にあるとの思いで、「徹底した現場主義」をとると言われました。今、建設現場はどうしようもなくなるような状況が、もうすぐそこまで来ていると思います。どうしようもなくなった場合、困るのは発注者であり、それらの施設を利用する県民です。今後、橋梁など、長寿命化のための工事もふえてきますし、今後も公共工事がなくなることはありません。県民に安全・安心を届けるためにも、技能・技術をしっかりとして後世に継承していけるような体制をとることが大事だと考えます。

知事は、「リーダーに求められるものは、将来を見据えて、変化に対応するための明確なビ

ジョンを示すこと」とも言われました。建設産業が将来にわたってインフラ整備や災害への対応等の役割を果たしていくためには、担い手の確保・育成に取り組むことが急務であると考えますが、知事の見解をお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 建設産業におきましては、御指摘のとおり、若年入職者の減少や技術者等の高齢化といった問題が生じており、担い手の確保・育成が喫緊の課題であると考えております。

このため県では、産業開発青年隊や産業技術専門校におきます建設技術者の育成を初め、建設業団体等と連携して、若年者の職場実習や資格取得を支援しているところであります。このうち、産業開発青年隊——これは今、全国で唯一の建設産業の人材の養成の組織であります——卒業生の県内就職をさらに促進するため、来年度から、建設業の関係者が講師となりまして、県内で働く魅力などのPRを行う夜間講座を開催することとしております。

また、建設産業の担い手を確保・育成するためには、下請・孫請を含む企業が、適正な利潤を確保できることが大変重要であります。設計労務単価の引き上げや経費率の加算、現場条件に応じた積算等による適正な予定価格の設定や発注の平準化などに努めているところであります。

今後とも、こうした取り組みをさらに進めるとともに、関係機関や建設業界と十分連携をして、入札制度の検証や見直しなども含め、最近では建設産業の新3Kというふうに言われております、給与がよい、休暇がとれる、希望が持てる、こうした魅力ある職場となるような実現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

○横田照夫議員 入札制度も含めて、これまで

当たり前と思われてきた制度とか考え方を、もうそろそろ考え直す、そういう時期が来ているんじゃないかなと感じております。

予定の質問を全部終わりました。以上で、私の一般質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後1時0分開議

○外山 衛副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、中野廣明議員。

○中野廣明議員〔登壇〕(拍手) こんにちは。ごらんとおり、まだ4本足でありますけど、家では2本足、時には3本足。それだけ健康になりました。おかげで、我々の武器はしゃべりですから、菌がそこに行かんでよかったなと思っております。

そういうことで、質問に入りますけど、毎年私は楽しみにしているんですけど、今回、サラリーマン川柳が公表されました。私もサラリーマンでしたから、それを見ると、本当に、穏やかになって笑いが出て、健康にいいなと思っております。その中の10首、いろいろ遠からず近からず、皆さん経験されるようなことかなと思います。

まず1つ目、「意見箱 反映されずに ただの箱」と。「生産性 語る上司の 非効率」「本題を 外れ会議は 活気付く」「会議中 本音と建て前 懐疑中」「上司宅 家ではこんなに 動くのか?」「前向きに 検討します!」と 後ずさり」。私も、ここで一首詠ん

でみました。「前向きに 検討します!」とそのまんま」。これは座布団2枚ぐらい。「来春は 10連休だが 定年後」。定年される方、おめでとうございます。「村度で ちがう意見が 一致する」「休日に 働き方の 打ち合わせ」「削減だ 改革起こすと 仕事ふえ」。こんな川柳を見ますと、いろいろおもしろいですね。そういうことで、質問に入ります。

まず、知事に質問いたします。人口減少対策についてであります。

知事の選挙公約の1番目が人口減少対策でありました。これはなかなか厳しい課題だと私も思っております。そういうことで、新年度予算において、人口減少対策には具体的にどのような取り組みでいくのか、知事にお尋ねいたします。

それから2番目、農業振興についてであります。

本県の農業・工業・観光・林業の中で、それぞれの課題はありますが、その中でも農業の課題が一番深刻ではないかと私は思っておりますので、農業について質問いたします。

本県の平成28年農業産出額は3,562億円、平成22年の口蹄疫発生ときには全国7番目に落ちましたが、平成26年からは5番目を維持しております。しかし、残念ながら、平成29年の産出額は、宮崎が3,524億円、対前年度38億円減っております。隣の鹿児島県の産出額は5,000億円、対前年度264億円の増加であります。北海道を抜きますと、鹿児島が全国1位ということになっています。この差はどのようなことか、農政水産部長にお尋ねいたします。

それから、中山間地域対策についてであります。先ほど、黒木議員のほうからいろいろ話が

ありました。まさしく議員の話の中身は、中山間部じゃなく山間部の話かなと私は思っております。いつも質問を聞きながら、彼の質問で大体山間部のありようがよくわかりました。本当にお疲れさまでした。それで、県の政策評価、いろいろありますけど、この政策評価では目的を達したということで、平成28年度の評価はA、29年度はBとなっております。まず、本県の中山間地域の定義はどうなっているのか、総合政策部長にお尋ねいたします。

以下、質問者席から質問いたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。人口減少対策の取り組みについてであります。

当初予算におきましては、「未来を担う人財の育成・確保」などを重点的な課題として、人口減少への対応を強く意識した事業構築を行ったところであります。

具体的には、まず、自然減対策として、引き続き、出会い・結婚のサポートや不妊治療費の助成等を行うとともに、子育て支援拠点の設置や多様な保育サービスの展開など、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図ってまいります。

また、社会減の抑制に向けて、県立学校を核とした地域人材の育成、インターンシップやきめ細かな就職支援、県内企業情報の発信の強化を図るとともに、林業大学校の開講や農業・漁業の経営資源承継のための新たな仕組みづくりなどを進めてまいります。

今後は、このような対策にしっかりと取り組みながら、合計特殊出生率の向上や社会減ゼロへの道筋をつけていくため、さらに踏み込んだ対策も検討してまいりたいと考えているところ

であります。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長(日隈俊郎君)〔登壇〕 お答えいたします。中山間地域の定義についてであります。

本県の中山間地域は、中山間地域振興条例第2条第1項の規定によりまして、「過疎地域自立促進特別措置法」「山村振興法」「離島振興法」そして「半島振興法」及び「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」の規定により指定される区域のほか、これらに類する地域として、農業地域類型区分の「中間農業地域」「山間農業地域」のいずれかに該当する区域となります。

この結果、本県の中山間地域は、一部指定を含めまして23市町村となり、県土面積の約9割、県人口の約4割を占めております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長(中田哲朗君)〔登壇〕 お答えいたします。農業産出額についてであります。

本県の平成29年農業産出額は、畜産部門で、肉用牛の出荷頭数の増加や豚の価格上昇等により、前年から54億円増加いたしました。耕種部門で、野菜の価格低下や果実の生産量の減などにより減少したこと、全体では前年より38億円減少しております。

一方、鹿児島県は、豚とブロイラーの価格上昇等により、畜産部門が204億円増加したことに加えまして、バレイショの生産量増加や価格上昇等により、耕種部門におきましても増加したこと、全体では264億円の増加となっております。以上であります。〔降壇〕

○中野廣明議員 済みません、座ったままで。

知事、まず答弁いただきましたけど、この人口減少問題、本当に対策が大事なことだという

ことはわかっております。ただ日本全体で言えば、1億を切るのが30年先ぐらいです。全体で考えれば大したことはないなと思っていますけど、地方ではやっぱり大変重要な課題だと思っています。私も、これという決め手となるような考えがないので、知事もなかなかないと思いますから、これ以上聞きませんが。ただ、私は、間接的ですけども、やっぱり農業・工業・観光などの産業の活性化が、人口減少対策の主たるものになるんじゃないかなと思っています。やっぱり働く場所、所得、そういうことが私は関係しているんじゃないかと思っておりますので、ぜひ産業をね。一般的な話なので、ミサイルを撃ち込むように、ピンポイントで何かやらないと、効き目はないなと思っていますんですよ。これは公約の第一番目ですから、なかなか厳しいと思いますけど、頑張ってください。

中山間地域対策について、この中山間地域という言い方は、本当によくわからんのですよ。例えば、県の政策評価では、目的を達したということで28年度の評価はA、29年度はBになっているんですよ。そういう評価ができるわけですけど、一般的にはAとかBとか見ると、目的を達したというふうに捉えて、この中山間部、私は中山間部といえ、大体山間部のことしか頭にないんです。それで定義を聞いたんですけどね。これ、現実的には、非常に厳しい状況だと思うんですけど、実態はAとかBになっているけれども、この中山間地域の現状をどのように認識しているのか、総合政策部長に。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 中山間地域は、地理的条件等からしましても、県全体と比較して厳しい状況にあり、その対策としましても、集落機能の維持や日常生活に必要なサービスの確保といった取り組みが中心となってまい

りますけれども、御指摘の政策評価につきましては、そういった取り組みに対して評価されたものと考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、国勢調査の結果を見ましても、人口減少は予想を超えて進んでおり、山間部を中心に、中山間地域における状況は一層厳しさを増しておりますことから、複数の集落が連携した、暮らしの機能を確保する仕組みづくりとか医療・介護、防災といったセーフティーネットの構築等、中山間地域対策に着実に取り組んでいかなければならないものと考えております。

○中野廣明議員 中山間地域は県土の90%を占めているという話ですよ。90%を占めている中で、何か、今の「中山間地域は地理的条件等から」というと、これは山間部のことを言っていると思うんですよ。それから、「中山間地域対策に着実に取り組む」というと、「宮崎県の9割方に取り組む」という話になるのかな。政策評価では、やっぱり山間部という言い方のほうが私はわかりやすいと思うんです。中山間部という、宮崎の1割ぐらいを除いてみんな中山間部です。農政とかぶったりとか、そんな話になるんじゃないかと思うんですけど、どんなですか。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 先ほど答弁させていただきましたけれども、現在、条例で定められております中山間地域は、それぞれ法律や統計上の分類で、地理的条件や人口減少の度合い、市町村の財政力等で、特に振興が必要と整理された地域を対象としたものでございまして、これは議発条例で制定されておるんですが、条例制定の前年度に特別委員会で議論された上、定められたものというふうに認識しております。

御指摘のありますとおり、中山間地域の中でも、山間部の状況というのは非常に厳しいものと考えております。その実情を捉えて、我々も取り組んでいかなければならないというふうに考えておるところでございます。

○中野廣明議員 私も初めて知ったんですけどね。この中山間部の定義、9割になったというのは、議発の条例でそうなったという話を聞きましたが、私、全然覚えがないんですけどね。条例で決まったということであれば、私も恐らく賛成をしたと思いますけど、そういうことで、この政策評価については、分け方としては技術的な面だと思っています。中山間部という言葉方をすれば、AとかBとかわかってきますから、部長、最後の置き土産として、山間部という言葉方をしてもらいたい。

○総合政策部長（日隈俊郎君） お話のとおり、山間部の状況は大変厳しいということについては、私も十分認識しております。そういった認識のもとで、今回の目標設定の中、この中山間政策の検討の中で、十分考えていきたいと考えております。

○中野廣明議員 ぜひ、最後の仕事として頑張ってください。以上。

次に、農政水産部長に壇上で答弁いただきました。私の質問より短いのかなと思いましたが、今議会は卒業される方がおりますから、最後の記念写真の場にとあって、壇上にしたんですけどね。そういうことで、中田部長も10年前ぐらいに一緒に仕事をした仲間でありますから、これ以上言いませんけど。

それで質問ですけど、本県産黒毛和種の27年から29年までの出荷頭数・県外出荷比率はどのようになっているか、農政水産部長に。

○農政水産部長（中田哲朗君） 公益社団法人

日本食肉格付協会によりますと、平成27年の出荷頭数は4万6,126頭で、そのうち県外には2万2,140頭が出荷され、比率は48%となっております。

同様に、平成28年は4万3,283頭で、県外が1万9,612頭の45%、平成29年は4万3,910頭で、県外が1万9,321頭で44%となっております。県外での食肉処理の割合は減少傾向にございます。

○中野廣明議員 確かに、パーセントで見ると減少しているんですよ。それは間違いない。ただ、実態を見ますと、27年と29年の出荷頭数の差、29年が2,000頭減っているんですよ、2,000頭。それで見ますと、2,000頭減っている中で、比率を見ると確かに減っているけれども、頭数も減って、比率は減っていると。何か、数字のマジックみたいな話で、きのうはちょっと遅くなって、パソコンがいかれて、ちょっとぼうっとしていますけど。そんなことで、この出荷頭数、県外出荷。畜産といえば、くどいけれどもやっぱり県内屠殺しない限りは、付加価値は出らんのですよ。今、産業を見ても、目の前で税収がふえる要素というのは、これぐらいかなと思っているから私は何回も質問しているわけですけど。とにかく鹿児島は5,000億円ぼんと出てきて、宮崎県は下がった。一体これは何だろうと思うと、私はまだまだ分析をする余地があるだろうと思うんですよ。部長、最後にしっかり分析して卒業してください。答えはいいですよ。

○農政水産部長（中田哲朗君） 議員おっしゃいますとおり、出荷頭数自体が平成27年、29年比べまして2,000頭ほど減っておりまして、それに伴いまして、県外への出荷頭数も頭数的には、おっしゃるとおり減っている状況にござい

ます。比率は、県外出荷の比率は減っておりますけれども。ただ、平成27年から28年まで出荷頭数は減っておりますけれども、29年から増加のほうに傾向が変わってきておりました、それ以降は繁殖雌牛頭数もふえておりますので、全体的に出荷頭数は増加してくるのではないかと考えております。私どもとしては、出荷頭数がふえておりますので、できるだけ県内で屠畜できるような、体制づくりを、しっかりと今後ともやっていく必要があるというふうに考えております。

○中野廣明議員 私は農業の中でも畜産は、本当に成長産業だと思っているんですよ。全国で小規模農家がどんどんやめていく中で、しっかり伸ばしていくべきだと思っております。それで、何回も質問しますが、畜産、いわゆる肉用牛は本県の一大産業です。産業としては本県にいかに付加価値——国でいえばGDPですけど——を落とすかが最大の目的であると私は思っています。しかし、肉用牛は約半分が県外出荷になっている。この件については、知事、そして郡司副知事にも、農政水産部長のときから質問をしております。どのような検討がなされたのか。郡司副知事、お願いします。

○副知事（郡司行敏君） 肉用牛の県内出荷頭数をふやすための対策につきましては、畜産新生推進プランにおきまして設置いたしました専門部会において、検討を行ってまいりました。その中で、食肉処理を行う関連産業の機能強化を図ること、また宮崎牛のブランド力向上による取引拡大などが重要課題として提起されておりました、現在、関係機関・団体と一体となって鋭意取り組みを進めているところであります。

そのような中で、肉用牛の付加価値を高める

ため、小林市の食肉センターにおいて新たにカット場が整備されたこと、また来年4月には、EU輸出にも対応したミヤチク都農工場も稼働予定であることなど、具体的な動きが出てきておりました、このような施設整備により、県内屠畜頭数も増加することが見込まれております。

また、全共日本一を冠としたプロモーション活動や、食肉関連企業の加工品開発、さらには牛肉カット技術向上に向けた人材育成の支援などにも今、取り組んでおるところでありまして、これらの成果にも期待を寄せているところであります。

議員御指摘のとおり、畜産は家畜の生産のみならず、飼料製造業や食肉加工業など裾野が広く、地域経済を支える重要な産業でありますので、引き続き、県内出荷頭数の増加に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 今のペースで行けば、10年先何パーセント減ののかなと私は思っていますけどね。これは畜産振興にとっては大事なことですよ。やっぱり私は、根本から今の流通を変えなきゃ改善できぬと思っております。今、副知事は、知事の命令があれば自由に動ける身ですから、ぜひ先頭に立って頑張ってください。知事、しっかり副知事に「やれ」と一言言ってもらえば動きやすいですよ。いや本当そうですよ。知事の考えがわからんと、動けませんから。ぜひ、そういうことで頑張ってください。

それから、ちょっと雑になりますけど、この間、「探検バクモン」というのを築地市場ということで見ておったんですよ。中途半端だったんですけど。そうしたら、私はびっくりした。

太田清海議員じゃないけど太田何とかという人が、鹿児島黒豚をつくっているところ等をインタビューしておるんですよ。そうしたら、その真ん前に、鹿児島黒豚、こう何のかんのいろいろと書いてあるんですよ。長かったですよ、恐らく10分ぐらい。鹿児島黒豚が、ただで——私は視聴率が高いと思うんです——それに出いたんですよ。「すごいな、宮崎は何豚かな」と思いながら見ておったんですけど、あれもプロデューサーが仕組んで、わざわざああいうのをしたのか、たまたま偶然なのかわかりませんが、宣伝の仕方もいろいろ頑張っていたかいたかと思っております。

そして次、インバウンド対策についてであります。

平成30年の訪日外国人数は3,119万人、対前年比8.7%増加になっています。本県の延べ宿泊数と九州内における状況はどうなっているのか、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 国の宿泊旅行統計調査の速報値によりますと、本県の平成30年の訪日外国人延べ宿泊者数は32万4,000人であり、平成29年の29万7,000人を上回り、過去最高となりました。

一方、隣県では、大分県が133万9,000人、熊本県が98万2,000人、鹿児島県が79万2,000人となっております。

本県は九州で最下位ではありますが、対前年比で9.3%増となっており、前年を下回る県が複数ある中で、熊本県に次いで高い伸びとなっております。

○中野廣明議員 低いと伸び率が高くなりますけど、やっぱりトータルで見た場合、熊本、鹿児島。私、ここに行っている国はどこかなと、ちょっと見たんですけど、例えば、熊本県は香

港とか、鹿児島県は韓国とか、みんな違うんですね。だから、あんまり新幹線の影響というのはないのかなと思ったりしたんですけど、やっぱり航空関係に大きな影響があるかなと思ってますので、そこら辺をしっかりと分析しながらですね。ここで倍の差がついてる、隣の県で。これは知事を先頭に頑張ってもらいたい。これはずっと年間通してですから。これも今一番、宮崎県の経済波及効果を増すための大きな要因だと思っております。もう目の前に来ておるわけですから。そういうところを、やっぱりピンポイントで頑張っていたかいたかと思っております。要望しておきます。

次に、新年度のインバウンド対策予算はどのようなことか。そのうち宣伝費、これはプロモーションとなっています。昔は宣伝費とか言っておったんですけど、予算はどうなっているのかお尋ねします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 商工観光労働部の平成31年度のインバウンド対策の予算案といたしましては、本県の認知度向上や増加しております個人旅行者をターゲットにしたプロモーションの強化等に取り組むこととしておりまして、観光みやざき未来創造基金などを活用し、前年度と比較して約8,400万円増の1億3,800万円余を計上しているところであります。

このうち受け入れ環境整備に係る予算を除いた、いわゆるプロモーションの予算でございますが、これにつきましては、昨年度より約7,000万円増の1億2,300万円余を計上しております。

今後も伸びが期待されますインバウンド需要をしっかりと取り込むため、外国人観光客の誘致に戦略的かつ集中的に取り組んでまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 今度は金額が倍ぐらいになりました。それでいいか悪いかというのはわかりません。ふえたことだけは事実だということで、それなりの評価はします。あとは、やっぱり鹿児島、熊本、ここら辺がどれぐらい使っているかということの判断基準にしないと、うちは5,000万ふえたからいいかと、そんな話じゃない。やっぱり隣県と競争ですから。競争するためにはそれなりの原資を入れんとしようがないですよ。かなり地理的要件とか、歴史的要件もあるかもしれませんが、そんなことを言っておいたら何もできませんからね。やるべきことはしっかり。インバウンドは、国の見方でも、私もふえると思うんですけど、これは年間通して、やっぱり大きな税収にもつながりますから。今これだけ来ておっても、宮崎の旅館の稼働率は年間通すと、まだ6割ぐらいだと。そんなことを聞いていますと、まだまだ余裕がある。それから、御存じだと思いますけど、リピーターを見ると都会に来たら次は田舎。田園風景とか、そういう嗜好も変わっていますから、ぜひ農家民宿、そういうところも含めて、隣県に負けぬように頑張ってください。

それで、これもまたテレビの話です。この間、たまたまNスペかな、見ておったら、中身はくまモンの話だったんです。私は、くまモンが何であんなに評判になって世界的に有名になるのかなと。みやざき犬、これ県と犬と、見分けられないけど、みやざき犬とどこがそんなに変わるかなというので見ていましたけど、やっぱりそれだけ努力しているんですよ。熊本県は、くまモン専門のスタッフが6人か7人いるんです。そして、振りつけとかいろいろ研究したり。そこまで一生懸命研究して、そして東京のど真ん中で人を集めてやったりとか、全然違

うんですよ。私は「みやざき犬」というのを忘れたぐらいで。私は、悪いけど、ひなたのバッジは好かんからつけんのですよ。いやいや、本当に、いろいろ変わる。最初は太陽と緑の国、Mの国とかね。くまモンなんか、熊本の議員さんがくれるんです。かわいいから、俺もいつかはつけておった。きょうはつけてくるのを忘れちゃったけどね。そういうことで、くまモンのバッジぐらいのものをつくって、もうちょっと頑張って、引っ張りだこになるぐらい。そんなに見た目は変わらぬと思うんですけどね。そういうことで、テレビを見たら、そんなのが出ていまして、みやざき犬のぬいぐるみは何だろう、そんな感じがしましたので、ぜひこれも頑張ってください。

それから、外国人留学生についてでありますけれども、これもネットで見ておったんですよ。そうしたら、全国で留学生の数が宮崎県が最下位だったんですよ。はあとと思って、また、それを2度見ようと思ったら、今度は場所がわからなくて見られなかったんですけどね。

それでお尋ねしますが、本県への外国人留学生の数は、全国と比較してどうなっているのか。商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 独立行政法人日本学生支援機構によりますと、平成30年5月1日現在の本県における外国人留学生の数は552人となっております。

また、全国における外国人留学生の数は29万8,980人でありまして、全国に占める本県の外国人留学生の割合は約0.2%、全国順位は35位となっております。

○中野廣明議員 これも今後、——今、グローバル社会とか、グローバル人材の育成とか、事業が出ていますけど——こういうのを含めて外

国人がふえたりすることによって、そうすると、そういう人たちはやっぱり優秀な人が来ていますから、帰ったらまた宮崎の宣伝になるとかね。窓口がありますけれども、これもしっかり取り組んだら、インバウンドにも波及効果があるし、頑張ってくださいよ。何かネットを見ると、40番とか30番しかいつも出てこないんですよ。これは大事なことですよ。今から外国人と共生しないと、日本社会は成り立ちませんよ。ぜひお願いします。

次に、市街化調整区域についてであります。これは去年かな、鎌原副知事に現地調査をしていただきました。感想はいいですけど、ありがとうございました。しかし、昭和45年という副知事は3歳ですから、比較はできないと思いますが、とりあえず現場を見ていただきました。それで、質問しますが、昨年2月議会の質問で前部長が、市街化調整区域の未利用地については、実情を十分踏まえた上で開発許可の基準の緩和を検討してまいりますと答弁していますが、見直しの状況はどのようなことか。県土整備部長、お願いします。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 開発許可の基準の見直しに当たりましては、市街化調整区域を有する県内の関係市町との意見交換会を3回開催したほか、各県の運用状況調査を行うなど、地域の実情を十分に踏まえた上で検討を行ってまいりました。

検討の結果、宮崎県開発審査会審査基準を改正し、既存集落などに属していない場所で一定の要件を満たす、昭和45年の線引きの前に既に宅地であった土地、いわゆる既存宅地におきまして、自己居住用の一戸建て住宅を建築できるよう緩和を行いました。

また、都市計画法施行細則を改正し、同法

第34条第11号に基づいて指定した区域における旗ざお形状の土地に関する規制の撤廃を年度内に行うこととしております。

このような見直しにより、市街化調整区域における未利用地の活用が図られるものと考えております。

○**中野廣明議員** 確かに、おかげで緩和されて、家も建っていますよ。自民党で3月に、綾・国富の全戸にリーフレットを投げるんですけど、そうしたら、去年より戸数が100件ふえた。この結果が全てじゃないですよ。100件ふえたということで、印刷も100件ふえましたけれども、そういうことで、本当にこの法律というのは、個人の財産を、何も使う目的がないのに、ただ法律で縛って、一生野ざらしにする。こんな法律はおかしいと私は思っているんですよ。そういうことで、市街化調整区域内において、県の権限で定めている開発許可の基準はどのようなことか、県土整備部長。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 開発許可の基準のうち県の権限で定めているのは、都市計画法第34条第11号に基づく条例と、同条第14号に基づく「宮崎県開発審査会審査基準」がございます。

このうち、条例では、開発を行うことができる大規模な既存集落の要件として、一体的な日常生活圏を構成する、おおむね200戸以上の建築物が連なっていることなどの基準を定めております。

また、開発審査会審査基準では、一定の用途の建築物を建てることのできる既存集落の要件として、敷地と敷地の距離がおおむね50メートル以内で、50戸以上の建築物が連なっていることとしているほか、既存宅地に建築できる建築物の高さを原則として10メートル以下とするこ

となど、建築物の用途、目的、位置、規模等についてそれぞれの基準を定めているところでは。

○中野廣明議員 いろいろ開発の関係があつて、これこれが宮崎県の権限とか、小さく分かれていますけど、私が今回思ったことは、今、集落の200戸連檐が抜けました。これは、11号の条例で、家と家の間があと50メートル、そして、それが50連檐あれば集落とみなして、またその間も第三者が住むことができるということですよ。そういうことでありますと、何で50メートルなのかと。昔は、この間に畑があつたんですよ。畑が、何もできんから草ぼうぼうになる。ただ、こういう50メートルを100メートルにしたらどうなるのかという、議論としては私は勝つと思つているんですけどね。今後、50メートルを100メートルにして、集落を50戸連檐をつくる。こんな緩和をすべきだと思いますけど、県土整備部長、お願いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） お尋ねの既存集落の要件であります敷地と敷地の距離など、県が定めている基準につきましては、市街化調整区域における未利用地の活用が図られるよう、関係市町と引き続き意見交換を行いながら、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 市町村と前向きな意見交換をして、本当に個人の財産が永久にどうしようもないんですから。こんなの、相続放棄も出てきますよ、将来は。そういうことで、ぜひ、次の緩和に向けてお願いします。

次に、学力向上についてであります。一昨日、右松議員のかなり格調の高い質問がありました。その格調の高い質問の次に来るのが、私の質問です。そういう質を上げた結果どうなる

かという話なんです。

平成30年の全国学力・学習状況調査の結果をどのように分析しているのか。教育長、お願いします。

○教育長（四本 孝君） 本年度の全国学力・学習状況調査における本県の結果は、小中学校ともに全国平均を下回っておりまして、平均正答率を見ますと、小学校では、トップの石川県と比べ、1教科区分当たり約7ポイント、中学校では、トップの福井県と比べ、1教科区分当たり約6ポイント低い状況でございました。

子供たちの回答状況を分析してみますと、長文の問題をもとに活用する力を問う「B問題」につきまして、「問題を解く時間が不足していた」と答えた児童生徒の割合が、全国平均よりも高い傾向が見られております。

また、教員に対して行う、指導の状況に関する調査結果を、石川県や福井県などの成績上位県と比較しますと、「国語だけでなく、各教科などを通じて、読んだり、書いたりする活動が少ない」という傾向も見られ、「読むこと」や「書くこと」に関する取り組みが不十分であると、分析をしているところであります。

○中野廣明議員 その前は国語Aかな、全国で14、15番目行っておつたと思うんですよ。去年は平均点数以上というのがなかった。何と言つたらいいかわかりませんが。残念かなと思うんですけど。これも、やっぱり教育長が幾ら頑張っても、先生が頑張ってくれんとどうしようもないんでね。どうやったらそういう意識向上につながるのかとか、いろんな要素があると思うんですよ。秋田とか、福井県とか、ホームページを見てもその差がわかりますね。やっぱり見劣りする、宮崎県は。宮崎県のホームページも、鹿児島と比べたら、やっぱり見劣り

する。そこら辺から、しっかり見劣りしないように頑張ってもらいたいと思います。

それで、新年度予算で学力向上に向けた取り組みはどのようになっているのか。

○教育長（四本 孝君） 先ほどの分析でも申し上げた、子供たちは、教師が思っている以上に読めていないという分析結果から、県教育委員会といたしましては、読解力の育成を図るための取り組みを進めてまいります。

具体的には、国語の授業を中心に、全ての教科において、辞書をこれまで以上に用いて語彙力を身につけさせたり、新聞などを活用して文章のポイントを短く要約させたりする活動が、各学校で組織的に展開されるよう、管理職への研修や学校支援訪問等を通して、指導を徹底してまいりたいと考えております。

また、これまで行ってまいりました、「子どもの学びを支える学力向上推進事業」の取り組みに加えまして、小学校高学年における教科担任制の導入も、各学校の判断で可能とするなど、環境面の整備にも力を入れていきたいと考えております。

○中野廣明議員 やっぱり、こういう順位がづく以上は頑張らんといかんですよ。宮崎県は、いつも下のほう。時には上位で見たいですよ。ぜひ頑張ってください。

以上で終わりますけど……

○副知事（郡司行敏君） 訂正させてください。先ほど、ミヤチクの都農工場の稼働の時期について、来年の4月の稼働というふうに話をしましたけれども、これは正確にはことしの4月。もう1カ月後のことでございます。訂正しておわびを申し上げたいと思います。失礼しました。

○中野廣明議員 都農町が稼働すれば、県外出

荷が少なくなるというのは、前回の議論。その後のでき上がった場合がどうなるのかなど、楽しみにしております。

それから、部長さんの中には今年度で無事退職される方がおられるかと。登壇させてもらったこちらの質問の順番がわからんようになってしまってますね。本当にお疲れさまでした。第二の人生、頑張ってください。終わります。（拍手）

○外山 衛副議長 次は、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕（拍手） 質問に入る前から、ぶるぶるなってどうするんだと、みずからを鼓舞しながら、通告に従い、最後の一般質問を行います。知事を初めとして、関係各部長、教育長に答弁をお願いいたします。

初めに、知事に伺いたいと思います。一昨年9月議会、昨年6月議会に引き続き、3度目となるSDGs（持続可能な開発目標）についての質問となります。

SDGsとは何ぞやにつきましては、過去2回の質問で述べておりますので、本日は割愛いたしますが、昨年6月15日、私の質問の翌日に、神奈川県が「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」として内閣総理大臣から選定されたと記者発表をしております。

国は、地方自治体によるSDGsの達成に向けた取り組みは、地方創生の実現に役立つものであり、その取り組みを推進することが重要ということで、その一環として地方自治体の取り組みを公募し、この日、6月15日に全国で29自治体を「SDGs未来都市」として選定、そのうち、特に先導的な10の取り組みを「自治体SDGsモデル事業」に選定しておりますが、記者発表の内容は、両方に選定されたのは都道府県で唯一神奈川県だけ、さらには、神奈川県と

ともに、横浜市、鎌倉市もその両者に選定されており、一都道府県内で3都市が選定されたのも神奈川県だけという内容でありました。

先月30日には横浜市において「SDGs 全国フォーラム2019」を開催し、そこでは、「神奈川県から「自治体の役割を明確にしたSDGsへの取り組み」を全国に発信する」として、「SDGs 日本モデル宣言」を33都道府県を含む93自治体から賛同を得て採択するなど、先駆的な取り組みに着手しております。

前回の質問で私は、「持続可能な宮崎」を実現するため、SDGsについて一歩踏み込んだ取り組みをすべきと訴えました。今議会には、「県総合計画の変更」が議案として上程されています。SDGsの理念、方向性は県総合計画長期ビジョンにどのように反映され、政策にはどのように生かしていくのか伺いたいと思います。

壇上からの質問は以上とし、残りは質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

SDGsにつきましては、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を統合的に解決し、持続可能で強靱な、そして誰ひとり取り残さない社会の実現を目指すものでありまして、本県においても重要な理念であると考えております。SDGsの理念や掲げられた目標の多くは、本県の目指す方向性と基本的に合致しておりますことから、今議会に上程しております総合計画長期ビジョンの改定案の中で時代の潮流としても掲げ、その要素をできるだけ施策にも反映させるよう努めたところであります。5つの長期戦略においては、働き方改革などあらゆる人々の活躍促進、福祉の充実や健康長寿への取り組

み、産業成長や資源循環、災害に強い県土づくりなどに取り組むこととしております。

今後は、このような方向性を民間企業や関連団体、さらには多くの県民の皆様と共有しながら施策を展開し、人口減少が本格化する中にもあっても持続可能な地域づくりを進めてまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○新見昌安議員 SDGsについては、自治体のみならず、今の答弁にもあったように、企業や団体、さらには県民も巻き込んだ取り組みが重要と考えます。大企業の中には、ビジネスチャンスや経済成長につながるということで、積極的な姿勢を見せているところもありますが、SDGsの達成のためには、国内企業の99.7%を占める中小企業が参画することが重要な鍵になるとも言われております。中小企業の取り組みを広げるためには、行政の支援も重要になってきます。広島県では、SDGsに取り組む先進的な地元企業を紹介する事例集などを作成することもしておりますし、SDGsに触れることができる環境づくりに取り組むことも重要だと考えます。ぜひとも積極的にかかわっていただきたいと思います。

SDGsの理念を日本に根づかせるためには、未来を担う子供たちにもしっかりと理解してもらうことも重要であります。日本ユニセフ協会と外務省が新しく制作したSDGsに関する副教材が昨年10月から全国の中学校約1万校に配付され、3年生の公民の学習に活用されることになっております。本県の活用状況を教育長に伺いたいと思います。

○教育長(四本 孝君) 新しい学習指導要領におきましても、子供たちが、貧困、紛争、資源の枯渇などの人類が直面する課題を理解した

上で、その解決策について考えていく学びを通して、持続可能な社会のつくり手となるよう示されているところであります。

そのような中、今お話にありましたような副教材は、昨年末に各学校へ配付されておりますけれども、主として中学校3年生の公民の授業で活用されることが期待されております。幾つかの学校では既に実践されている状況も見られるところでございます。

県教育委員会といたしましては、学習指導要領の説明会や教科の研修会におきまして、本副教材の活用に関する情報提供や助言を行い、今後、多くの学校で活用されるよう努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 この副教材の来年度以降の取り扱いについて気になっていたんですけれども、宮崎県ユニセフ協会を通して日本ユニセフ協会学校事業部に確認してもらったところ、この秋も配付する意向のようであります。また、今年度の配付時には、活用状況の把握、今後の教材制作・改善の参考にするためのアンケート用紙も送ってあるようであります。しっかり協力していただきたいと思っております。

次に、「県民の声」について伺います。

昨年12月5日付宮崎日日新聞に、その利用が低迷しているとの記事がありました。知事選直前の特集記事でありました。知事は「対話と協働」を本当に大事にされておりますが、「県民の声」は、知事と県民をつなぎ、県政への提言や意見を募る大事なツールでもあり、ちょっと気になったところでありました。この現状をどのように認識され、今後この制度をどのように県政に生かしていかれるのか、再度、知事に伺いたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 私は、「対話と協働」

の県政を掲げ、県民の皆様との対話を大切にしておりますが、その中でも「県民の声」は、時間や場所などに限られることなく、直接意見をいただく重要な仕組みであると認識しております。

意見の件数の減少につきましては、以前ありましたような、知事個人に対する意見や要望・苦情などは大幅に減少した、そういったことによるものであります。県政への関心の状況を反映している面もあるのではないかと感じております。

この制度を生かす上では、意見をふやす工夫も大変重要でありますし、これとあわせて、政策に生かすという視点を持ち、しっかりと受けとめる丁寧な対応が必要である、重要であると考えております。意見をいただいた方には、連絡先がわかる場合にはできる限り県の考えをお答えするよう指示しているところであります。

今後とも、この「県民の声」という制度につきまして広く周知をしながら、県民との対話を進める重要なツールとして積極的に活用してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 スマートフォンで、県庁のホームページを見てみると、「県民の声」は、「キーワードで探す」というコーナーの中で、余り目立たない配置になっております。県民からのさまざまな意見や要望を寄せてもらいたいというのであれば、もっと目立ったバナーにすべきではないかと考えます。また、現代のコミュニケーションを図るツールとしては、SNSも無視はできません。若年層に目を向けさせるためには、SNSでの周知にも取り組むべきと考えますが、以上、総合政策部長に伺いたいと思っております。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 広く県民から

意見をいただきやすい環境を整備することは、大変重要だと考えております。議員からお話がありました、県ホームページにおける表示のデザインにつきましては、できるだけ早く改善いたします。

また、現在、「県民の声」に提言を寄せられる方の74.5%が40代以上でありますことから、県政への関心を高めていくためにも、若い方々への浸透が課題であると認識しておりますので、県のSNSなど、さまざまな手段を通じまして、「県民の声」という県との対話の窓口が開かれていることを、広く周知してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 前向きに取り組んでいただくようであります。ありがとうございます。

次は、持続可能な宮崎づくりということで、まず、医療環境の向上に関して何点か伺いたいと思います。

B型及びC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度の肝硬変患者の入院医療費を助成する取り組みが、去年の12月からスタートしております。これは2017年8月、我が党が厚生労働大臣に提出した「2018年度予算の概算要求に向けた重点要望」に盛り込まれたものであります。これを受け、2018年度予算に計上されたものであります。これは、「治療研究促進事業」で、患者の臨床データを今後の研究に活用することになりますが、県においては、昨年12月28日付でホームページに、この事業の内容を掲載されております。厚生労働省によると、この事業の対象者は全国で約7,000人いるとしております。そこで伺いますが、本県の助成対象者は何人ぐらいになると推計しておられるのか、また、事業開始に当たり、ホームページ以外ではどのように周知に取り組んだのか、福祉保健部長に伺い

たいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 本事業の助成対象となり得る、過去1年間で4カ月以上入院されている県内の肝がん・重度肝硬変の患者数は、国の推計手法を本県に当てはめると、平成30年度は約60人となります。

事業の開始に当たり、昨年8月以降、県内3カ所で開催した肝疾患専門医療機関等を対象とした説明会や、医療機関等で患者からの相談対応を行います肝炎医療コーディネーター向けの研修会におきまして、本事業を周知したところでございます。

今後とも、対象となる患者の方が確実に助成を受けられるよう、医療機関等への本事業の周知に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 推計で約60人ということで、助成対象者の数が少ないようには感じますが、肝がん・肝硬変患者に対する支援がこれまでなかなか進まなかった中で、今回の事業によって一歩前に進んだのではないかと思いますし、対象となる入院患者にとっては、ありがたいのではないかと思います。ウイルス性肝炎は、放置すれば「慢性肝炎」「肝硬変」そして「肝がん」という経過をたどるようになります。まずは、今回の助成を滞りなく実施した上で、さらなる対象の拡大にも取り組んでいくよう、私たちもしっかりと国に求めていきたいと考えております。

引き続き、福祉保健部長に伺います。昨年の9月、我が党の機関紙である公明新聞に掲載された静岡県のある取り組みに非常に感動したので、紹介したいと思います。

低出生体重児のための母子手帳をつくったというものであります。妊娠時に配付される一般的な「母子健康手帳」は、国が定めた様式に

基づいて市町村が作成するものであり、妊娠期から幼児期までの健康・成長を記録する大事なツールでありますけれども、低出生体重児、特に1,500グラム未満の極低出生体重児が誕生した場合、手帳に記載されている平均的な身長・体重などよりも我が子の成長がおくれるため、親はその子の成長を実感できず、不安で落ち込んでしまうことが多い。そのような親を励まそうと作成されたのが、「しずおかリトルベビーハンドブック」という手帳であります。これは、静岡県と県立こども病院で生まれた低出生体重児の親の会などが共同で昨年3月に作成したとありました。

電子版がありますので、私も読んでみましたが、本心にじんときるできばえであります。なぜなら、全ページが母親目線で編集されており、深い愛情を注いでいるのが感じ取れるからであります。きめ細かな配慮と工夫が行き届いていると感じました。不安でいっぱいの子を励まし、心の支えにもなるのではないかと思います。低出生体重児向けの手帳、本県も作成すべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 低出生体重児は、それ以外の新生児と比べまして、成長の経過が異なり、さまざまな病気になるリスクが高いことから、保護者の方は、適切な情報提供を受け、養育上注意すべき点について把握しておくことが重要でございます。

現在、市町村や周産期母子医療センターにおいて、保健師等の専門職から保護者に対する情報提供が行われておりますが、県としましては、適切に情報提供がなされるよう、研修会を行っているところであります。

議員から御提案のありました手帳につきまし

ては、保護者へわかりやすく情報提供するための一つの手法と考えられますので、今後、市町村や小児科医などから成る母子保健運営協議会の場において、当該手帳も含め、情報提供のあり方について協議してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 部長も電子版を読まれたと思いますので、感想をお聞かせください。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 私ごとになりますけれども、私も子供が1人おりまして、生まれたときに、やはり2,100グラムということで、低出生体重児でございました。生まれてすぐ保育器に入れられて、なかなか抱っこすることもできなくて、その当時非常に大きな不安を抱えたという経験がございます。そういった意味からも、低出生体重児をお持ちの保護者の方が大変大きな不安を抱えていらっしゃるということが、経験上、感じられるところでございます。

私も手帳を読ませていただきましたが、議員がおっしゃるとおり、非常に内容が工夫されておりまして、お母さん方が非常に心配になられる、病気とか成長の過程に加えて、先輩のお母さん方からのアドバイス、それからQ&Aなんかも細かく記載されておりました。こういったことを考えますと、非常に心の負担軽減にもなりますし、心の支えになると考えられますので、こういった情報提供の手法、非常に参考になる取り組みではないかと考えております。

○新見昌安議員 ありがとうございます。私も初めて知ったんですけれども、国際母子手帳委員会という組織があるようであります。その女性の事務局長が次のようなコメントを寄せておりました。「静岡の取り組みで特に優れている点は、当事者目線が生かされているという

こと。出産直後の親が一番つらい時に心強い冊子をもらえることも大きい。不安による虐待や育児放棄を防ぐ効果もある。行政と親の会が連携し、こうした取り組みが全国に広がることを期待する」、こういった内容でありました。ぜひとも前向きに取り組んでいただければと思います。

次に移ります。厚生労働省は先月18日、医師の充足状況を判断する目安としてこれまで使われてきた「人口10万人当たりの医師数」にかわり、より実態に即した都道府県や各地域の医師数の偏りの度合いを示す「医師偏在指標」なるものを公表しておりますけれども、それによれば、「医師少数3次医療圏（都道府県）」として全国で指定した16県のうちに本県も位置づけられております。そのほとんどが東日本に集中している中で、なぜか西日本は三重、山口、宮崎の3県のみであります。厚生労働省は、この16県については重点的に医師不足解消を促進する方針とのことで、2036年度までにはその問題を解消したいとありました。県においては2019年度一般会計当初予算案に、医師確保を目指してのさまざまな事業を盛り込んでおられますが、「医師少数県」からの脱却に向けて、どのように取り組んでいかれるのか、改めて知事に伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 今回示されました医師偏在指標では、本県は全国32位、九州では唯一の「医師少数県」とされまして、大変厳しい結果であると受けとめております。

これまで、関係機関と連携をして、若手医師の養成・確保、医師の地域間・診療科間の偏在解消に取り組んでまいりましたが、こうした取り組みをより一層強化しなければならないということを、改めて実感したところでありま

す。

そのため、新年度予算案におきまして、医師修学資金貸与制度や専門研修資金貸与制度の見直し、医師の養成・確保を中核となっていく地域医療支援機構の体制強化を図るための事業を計上したところであります。

今後とも、宮崎大学や県医師会、県教育委員会等の関係機関との連携を一層強化し、オール宮崎で積極的に取り組むとともに、国に対しましても、医師の都市部への集中に対する是正を強く要望してまいります。

○新見昌安議員 しっかり取り組んでいただきたいと、お願いをしておきます。

次に、県民にとっても利便性の向上に資する方策の一つとなると考えられるキャッシュレス決済について伺いたいと思います。

政府は、本年10月の消費税率10%への引き上げに伴う需要の平準化対策として、中小・小規模の店舗においてキャッシュレス決済で買い物をする際に、消費者に原則5%のポイントを還元する制度を導入するとしております。対象店舗の決済端末導入費も支援してくれます。ポイント還元する期間は、ことしの10月から来年6月までの9カ月間ではありますが、キャッシュレスの普及に向け、一定の効果が見込まれます。キャッシュレス決済は、企業の生産性向上につながるほか、現金輸送費や人件費の削減にも役立ちます。世界の流れでもあり、インバウンドのさらなる誘客を見据えれば、本県でも導入へのスピードを上げなければならないと考えます。キャッシュレス化の推進について、県の取り組み状況と今後どのように対応していくのか、商工観光労働部長に伺いたいと思います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） キャッシュレス化につきましては、店舗業務の効率化や

県民の利便性向上に加え、インバウンド需要を取り込む絶好の機会であり、ゴールデン・スポーツイヤーズ本番を迎えますことから、その推進は大変重要であると考えております。

このため県では、昨年8月の商工関係者を対象としたキャッシュレスセミナーを初め、ことしに入り、県内3カ所でセミナーを実施するなど、導入事例の紹介や国の補助制度の活用等について情報共有を図ってきたところであります。

また、観光関係者に対しましても、インバウンドセミナーでの説明や、ホテル旅館業、飲食業の組合との意見交換等を通じた周知活動を行っております。

県といたしましては、10月の消費税率引き上げに向けた国の動きも踏まえながら、セミナーの開催等による事業者の理解促進に努めてまいりますとともに、商工団体や商店街が中心となった地域独自の動きも出てきておりますことから、国や市町村等と十分に連携しながら、そうしたキャッシュレス化の取り組みの推進に、さらに力を入れてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 キャッシュレス決済は、利便性の向上のみならず、本県においても深刻な状況にある人手不足を解消する一つの手だてとしても期待できます。県としてもしっかり普及に取り組んでいかれるよう、後押しをお願いしておきたいと思っております。

次に、県外にいる大学生等の県内就職率の向上を図る観点から、何点か伺っていききたいと思います。

まず、奨学金返還支援事業に関して伺います。この事業は、「みやざき産業人財確保支援基金事業」として平成29年度にスタートしてお

りますが、宮崎の未来を担う若者の県内企業への就職を進めるためにも有効な事業であり、多くの県内企業に参画してもらいたいと考えているところであります。現在参画している企業はどれくらいあるのか、また、今後どのように取り組んでいくのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 県では、宮崎の将来を担う産業人材を確保するため、県内企業との連携のもと、当該企業に就職した学生等に対する奨学金の返還支援に昨年度から取り組んでいるところであります。

本事業に登録し、県とともに返還支援を行う支援企業につきましては、これまで申請のあった企業全てを認定しておりますが、昨年度が35社、今年度が62社、そして来年度が82社と、年々着実に増加しておりまして、人材確保のための一つのツールとして、県内企業の間はかなり浸透してきているものと認識しております。

今後は、さらに多くの企業に参画いただき、学生等にとって魅力があり、利用したいという気持ちを持ってもらうようにすることが重要であると考えておりますので、産業連携推進会議等の関係団体や金融機関、市町村等で構成される会議の場において、広く周知を行うとともに、実効性の高い人材確保策を学ぶための企業支援セミナーの開催等により、支援企業をふやしてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 多くの企業の参画を、私も期待したいと思います。

ところで、支援対象者となる学生の募集については、昨年10月1日から募集を開始し、2月6日が締め切りであったことを、私自身も友だち登録しているLINEの「宮崎県公式就職応援情報」で知ってはおりましたが、2月14日に「二次募集」を行うという通知がありました。

申し込みが少ないのかと感じたところでありませぬ。情報発信が悪いのか、受け取る側の問題なのか、はたまた別の要因があるのか定かではありませんが、この状況をどのように認識しておられるのか、また今後どのように取り組んでいかれるのか、同じく総合政策部長に伺いたいと思います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 学生等の利用状況につきましては、今年度は、昨年度の19名を上回る30名程度を見込んでおりますが、支援対象者数の目安であります40名には達しないものと考えております。

これは、県内企業において人材確保が困難な状況が続いていることなどによるものでありますが、学生等に対する周知にさらに取り組むことで、本事業のさらなる活用を促進する余地があるものと認識しております。

したがいまして、今後は、周知イベントの開催及びウェブサイトや多様なSNSの活用のほか、今年度から東京と福岡に設置しました、県外の学生等に県内就職の働きかけを行います産業人財掘り起こしコーディネーターを通じた、支援企業のPRの強化等に取り組むこととしております。

このような取り組みを通じ、学生や保護者等に対して、県内企業の魅力や「宮崎で暮らし、働く」よさをしっかりと伝えることによりまして、若者の県内定着につなげてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 これもよろしく願いしておきます。

次に、知事に伺いたいと思います。県と宮崎日日新聞社は先月15日、県外に流出する若者を地元にとどめ、人口減少に歯どめをかけようと、「若者の県内就職促進に関する協定」を締

結しておられます。今回、宮崎日日新聞社と締結した、若者の県内就職促進に関する協定について、その狙いと今後の取り組みの方向性を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 人口減少問題や県内企業の人手不足への対応が喫緊の課題となる中で、地域や産業を活性化し、地方創生の実現を図るためには、それを支える人材の育成・確保に、関係機関が連携して取り組むことが重要であると認識しております。

宮崎日日新聞社におきましては、今年度から新たに、学生等の県内企業への就職活動支援を開始されたところであります。同社としては、県が有する就職イベント開催のためのノウハウや市町村、大学等とのネットワークを活用できる一方、県としては、県内一円を網羅し、県内で最も発行部数が多い同社の情報発信力を活用できるなど、お互いの強みを生かすことができますことから、今般、両者間での協定を締結したところであります。

この協定の締結によりまして、今後は、学生やUIJターン希望者等を対象とした合同就職説明会の開催や、「みやざきで暮らし、みやざきで働く」よさをPRする冊子の発行などに共同で取り組むことによって、より多くの方々に県内企業の魅力や宮崎の暮らしやすさを知っていただき、若者の県内就職を促進してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ありがとうございます。

もう一点、代表質問とも重複しますが、県外大学生等への県内就職情報の提供について、現在どのように取り組んでおり、今後どう強化していくのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県外大学生等への県内就職情報の提供についてござい

ますが、先日、日本大学との間で、本県では6校目となるUIJターン就職支援協定を締結したところであります。本県では、県外大学とのこのような協定に基づき、各大学のキャリアセンターを通じた学生への情報の周知や、県内で開催されます、大学の保護者会等を活用した情報提供など、大学と連携した情報発信を行うとともに、ホームページやメールマガジン、SNSなども活用しながら取り組んでおります。

また、企業の魅力を紹介する冊子、「ワクワクWORK!宮崎」と申しますけれども、これを作成し、県内外で開催する就職説明会等で配布しております。さらに、大学等に進学した学生の保護者のうち、希望のあった約6,000名の方々に対して、県内就職に関するさまざまな情報を郵送で提供しているところであります。

今後は、これらの取り組みをさらに強化するとともに、本県へのUIJターンを希望する方と県内企業とを結ぶサイト「ふるさと宮崎人材バンク」のリニューアルや、携帯端末用アプリの作成など、多くの学生や社会人の方々に対して、情報が、よりしっかり届く仕組みづくりに努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 これもしっかり取り組んでいただきたいと思っております。

次に、地域未来投資促進法を活用しての県内企業支援について、引き続き商工観光労働部長に2点伺います。

地域の特色を生かした事業に挑戦する中小企業を応援するため平成29年7月に施行された法律が、「地域未来投資促進法」であります。これは、企業立地促進法を改正し、それまで製造業に限られていた支援対象を、今後成長が見込まれるサービスや観光、農業などの分野にまで広げてあります。

支援内容としては、中小企業を元気にするさまざまなメニューが用意されているようですが、支援を受けるには、国が同意した都道府県や市町村の基本計画に沿って、企業側が事業計画をつくり、都道府県から承認を受ける必要があります。経済産業省によれば、都道府県が承認した全国の事業計画は、昨年11月6日現在で1,078件、本県では、ことし2月末現在で26件となっているようであります。経済産業省が目標とするのは、施行から3年後の2020年7月までで2,000社程度ということですので、現在は半分ちょっとであります。まだまだ利用の余地が残っております。

以上を踏まえ、確認の意味も含めて伺います。まず、本県においては、地域未来投資促進法に基づく基本計画の策定をどのように行ったのか、伺いたいと思っております。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県では、平成29年7月の地域未来投資促進法の施行に伴い、将来、県内における付加価値を高め、質の高い雇用創出を図る効果的な基本計画の策定を行うため、県や県内全市町村、商工団体などの関係機関・団体で構成する「宮崎県地域経済牽引事業促進協議会」を設置し、本県の産業構造や各市町村の実情等を踏まえながら、幅広い議論を行ったところです。

その結果、対象地域を県内全域にすることや、対象分野をフードビジネスやものづくり、観光など、本県の特性や強みを生かしながら、地域経済を牽引する事業が見込まれる分野とする基本計画を策定したところでございます。

○新見昌安議員 次に、県としては、事業者からの事業計画提出を促進するために、これまでどのように周知してきたのか、また、今後どう周知を図っていくのか伺いたいと思っております。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県ではこれまで、県内各地での説明会の開催や企業訪問の実施、また、承認した事業計画を県のホームページに掲載するなど、さまざまな形で本制度の周知を図っております。

このような取り組みによりまして、先ほどお話がありましたように、2月末までに26件の事業計画を承認しているところでございます。承認された企業等においては、設備投資に係る法人税等の減税措置や政府系金融機関の低利融資などの支援措置が活用できますことから、生産性の向上や競争力の強化が図られることとなり、ひいては本県経済の活性化につながるものと期待しております。

このため、県といたしましては、県内の多くの企業等に本制度を活用していただくよう、引き続き、市町村や関係機関・団体と連携をしながら、本制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 この法律は、地域にもともとある企業を生かす点に大きな意義があると言われております。支援を受けることになった企業には、文字どおり地域経済の牽引役となってもらわなければならないと考えます。県としてもしっかり後押しをされるよう、要望しておきます。

次は、訪ねてみたい宮崎づくりについて、引き続き商工観光労働部長に伺ってまいります。

来年度予算案に計上された「東京オリパラ等合宿誘致・受入推進事業」には、本年9月に開催されることになった「2019 I S Aワールドサーフィンゲームス」への支援が盛り込まれておりますが、そのうち、会場となる木崎浜の環境整備については、地元に移住した、あるいは、足しげく通っている、いわゆるローカル

サーファーにとって、非常に期待が大きいものとなっているようであります。

大会開催まで6カ月ちょっとに迫ってきた今、道路や駐車場、トイレ、シャワー設備、ネット環境、食事場所などなど、国内外からの選手や観客に、快適な環境をいかに提供するか、腐心されていることと思います。そこで、ワールドサーフィンゲームスの選手や観客の受け入れをどのように行っていくのか、伺いたいと思います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 本大会は、東京オリンピックの出場選手選考大会の一つに位置づけられ、約50の国・地域から、トッププロサーファーを含め約300名の選手の参加が見込まれております。また、5万人を超える観客も予想されているところであります。

このため、選手・スタッフにつきましては、臨時的に県総合運動公園の中を通る専用ルートを確保するとともに、ビーチに面した道路を拡幅し、駐車可能なスペースを設ける予定でございます。

また、観客につきましては、県総合運動公園内の駐車場側から松林を徒歩で通り抜けていただくことを基本に、臨時駐車場の確保など、先日、宮崎市などと一体となって設置いたしました実行委員会において、必要な交通対策等を講じてまいりたいと考えております。

さらに、大会を盛り上げる会場設営や関連イベントの開催など、参加する選手や訪れる観客の方々に満足いただける受け入れ環境を整え、「サーフィンの聖地みやざき」を大きくPRしてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 私は、サーフィンに関しては全くの門外漢でありますけれども、大会終了後も、木崎浜がすぐれたサーフポイントとしての

知名度をさらに上げ、多くのサーファーが来訪してくれるよう、大会を大成功に導いていただきたいと期待しております。

次は、「やさしい日本語」についてであります。外国人に情報をわかりやすく伝える手段として、「やさしい日本語」が注目をされております。もともとは阪神・淡路大震災をきっかけに、災害時の外国人の避難誘導に役立てようと考案されたもののようではありますが、最近では、日常の行政情報や生活情報を伝える際にも活用され始めております。

使い方のポイントは、短く切って話す。例えば「小さくて軽い」は「小さい。そして、軽い」。尊敬語や謙譲語を使い過ぎない。例えば「いつ日本にいらっしゃいましたか」というのは、「いつ日本に来ましたか」。熟語はなるべく使わない。例えば「徒歩10分」は「歩いて10分」といった具合であります。日本における外国人との意思疎通の手段として活用できるということでもあります。

A Cジャパンの「オモイデはニッポンの人」というテレビコマーシャルを最近目にするのがありますが、登場するおじいさんやおばあさんが外国語を話しているとは思えません。多分、この「やさしい日本語」で話しているのではないのでしょうか。それを考えると、外国人観光客に対するおもてなしとして、多言語対応が大事ではありますが、ある程度日本語を理解できる外国人のために、「やさしい日本語」にも取り組むべきと考えるところであります。見解を伺いたいと思います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県では、外国人観光客にストレスなく快適に観光を楽しんでいただくため、これまで観光案内板やホームページの多言語化に取り組むとともに、多言

語コールセンターによるサービスの提供などを行ってきたところであります。

議員から御提案のありました、日本語をわかりやすい表現に言いかえて伝える「やさしい日本語」の取り組みは、外国人に情報を正確に理解してもらうだけではなく、触れ合いの機会をふやし、リピーターづくりにもつながる有効な取り組みであると考えます。

県としましては、外国人観光客の誘致を促進するため、多言語化等の取り組みに加え、今後、おもてなしセミナーなどの機会を捉えて、「やさしい日本語」の取り組みについて周知してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 よろしく願いしておきます。

次は、防災・減災に向けた取り組みについて2点伺います。

まず、医療機関の防災減災対策強化について福祉保健部長に伺います。

昨年相次いで発生した大規模災害では、各地域の医療機関が機能不全に陥っております。内閣府や厚生労働省のまとめによると、大阪北部地震では、天井や壁の一部崩落、高架水槽が破損して水漏れが相次いだほか、エレベーターの停止も各地で多数発生したようであります。西日本豪雨では、最大95の医療機関で断水や停電が発生、断水は長期にわたり、血液をろ過する人工透析に必要な水が足りなくなった医療機関は、患者の転院先探しに追われるという状況も発生したようであります。

南海トラフ巨大地震といった大災害の発生が懸念される中、非常時でも医療機関が機能するための対策を講じておく必要がございますが、厚生労働省は昨年10月から、約8,400に上る全国全ての病院を対象に、災害時に診療を続けるた

めの事業継続計画（BCP）を策定しているかどうかの調査を始めております。来月までに結果を取りまとめるようではありますが、その中では、BCPを策定していない災害拠点病院に対しては、3月までの策定を義務づけ、一般医療機関についても策定の協力を呼びかけるとしてあります。

本県の医療機関におけるBCPの策定状況はどうか伺いたいと思います。また、策定ができていない、あるいは策定していない医療機関に対しては、県として策定に向けどのように支援していくのか、伺いたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 本県の医療機関のうち、12の災害拠点病院については、BCPの策定が指定の要件となっておりまして、その期限が本年3月末となっておりますことから、ほとんどの病院で策定が完了しているところであります。また、その他の医療機関の策定状況につきましては、現在調査中ではありますが、多くの医療機関が、これから策定する予定となっております。

医療機関において、BCPを策定し災害に備えることは大変重要でありますことから、県としましては、引き続き医療機関に対し、その策定を働きかけてまいります。

また、関係部局や策定に関するノウハウを持つ損害保険会社等と連携しまして研修会等を開催するなど、本県の医療機関においてBCPの策定が進むよう、積極的に支援してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 厚生労働省も今後、BCPに関する研修会を開催する方針だと聞いております。参加を促すとともに、災害発生時を想定した訓練等にも取り組むよう、バックアップをお願いしておきたいと思っております。

最後に、農政水産部長に伺います。

先ほど述べた昨年の大規模災害、特に西日本豪雨では、広島県を中心に多くのため池が決壊して家屋が浸水し、死傷者も出ております。これは記憶に新しいところであります。

このときに決壊したのは32カ所だったそうですが、そのうち29カ所は、都道府県が選定し、堤の補修などを優先的に進める、いわゆる「防災重点ため池」ではなかったということで、国はその後、全都道府県で、防災重点ため池に限らず、決壊した場合に家屋や公共施設などに被害を与えるおそれのある8万8,133カ所のため池の緊急点検を実施し、危険度の高い1,540カ所で水位を下げるなどの応急措置を講じたようであります。

さらに国は、豪雨や地震によるため池の決壊被害を防ぐため、防災上重要なため池を指定し、自治体による管理を強化する新法案を今国会に提出しております。国としては、早期に成立させ、台風の上陸がふえる時期を前に施行したい考えのようであります。

その中身は、決壊した場合、周辺に被害を及ぼすおそれのあるため池を「特定農業用ため池」として都道府県が指定し、形状変更を許可制にするほか、都道府県による防災工事の命令や代執行ができるようにするとありました。また、ため池は全国におよそ20万カ所あるそうですが、その所有者や構造などを把握するため、所有者らに届け出を義務づけ、都道府県によるデータベースの整備も進めるようでありますし、特定農業用ため池に指定されるのは全国で数万カ所に上ると言われる中で、法律はまだ成立してはいないものの、事前の準備は周到に行う必要があると思っております。限られた時間の中でどのように取り組んでいかれるのか、伺い

たいと思います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 本県におきましては、平成25年度に受益面積0.5ヘクタール以上のため池についてデータベースを構築し、毎年、更新を行っております。

また、昨年、西日本豪雨によるため池の被害を受けまして、現在、防災重点ため池の見直しや、受益面積0.5ヘクタール未満のため池についてもデータベース化を進めておりまして、5月末までに終了予定としているところであります。

お尋ねの、今国会で審議されている新たな法案に基づく「特定農業用ため池」の指定等につきましては、手続などの具体的な内容がいまだ示されておりませんが、今後、詳細が明らかになれば、市町村とも十分に協議し、迅速に対応してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 自治体による管理を強化し、決壊による水害を防止する。これがこの法案の最大の目的であります。万遺漏なきよう準備をしておいていただきたいとの思いで質問したところでありました。よろしく願いをいたします。

手元に、宮崎日日新聞に掲載された平成11年6月定例県議会の一般質問日程を知らせる「県議会からのお知らせ」というコピーがあります。私の古びたファイルから引っ張り出してきました。4月の県議選で初当選をさせていただき、初めて質問に臨んだ議会でもありました。同期生の濱砂守議員、丸山裕次郎議員、国会議員になられた松下新平議員、そして満行潤一議員も質問をされております。当時は1日4人、4日間の日程でありました。16人のうち8人は、きょうの議場にはおられません。改めて、この20年という年月を感じているところであり

ます。

汗びっしょりになった議会でありましたが、自分の席に戻って、最後に次のように述べました。これはそのときの質問の内容ですけれども、

「月曜日の新聞に掲載された「県議会からのお知らせ」の中に、次のようにありました。「県議会は私たちの暮らしの根っこです」。どなたが考えたのかは知りませんが、県議会の存在を的確に表現したすばらしいコピーだと思います。根っこは目には見えません。目立たない存在です。しかし、根が地中深く張っていなければ、地上の幹も枝葉も存在しません。私も根っこである県議회를構成する議員の一人となった以上は、経済も福祉も教育もすべて盤石な、「太い幹」の上に、全ての県民が幸せを感じられる宮崎という「青々とした枝葉」を茂らすためにも、これからしっかり勉強し、県民の声をどんどん吸い上げながら議員の責務を果たしていこう、根っこの一部に徹していこうと思っております。要望がいつの間にか決意発表になってしまいました。以上で私の質問のすべてを終わります」

このような内容でありました。今、20年間を振り返り、このときの決意発表どおりに議員の務めを果たしてきたかとみずからに問うと、冷や汗が出てまいりますが、多くの県民の皆様を支えていただきながら、ここまで来ることができました。心から感謝をしているところであります。改めて、御支援いただき、お世話になった方々に御礼を申し上げます。とともに、4月の選挙に臨まれる議員の皆様には、ぜひとも勝ち抜いていかれるよう祈念申し上げます。そして再び、県政の発展に御尽力いただくようお願い申し上げます。全ての質問を終わります。長い間

平成31年 3月 1日(金)

本当にありがとうございました。(拍手)

○外山 衛副議長 お疲れさまでした。

以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、4日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時38分散会

3 月 4 日 (月)

平成31年3月4日（月曜日）

午前10時0分開議

出席議員（36名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやぎき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
22番	中野廣明	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

欠席議員（1名）

30番	満行潤一	（県民連合宮崎）
-----	------	----------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝道
警察本部長	郷治知
監査事務局長	郡司宗一
人事委員長	濱砂公一

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主任主事	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、凶師博規議員。

○凶師博規議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。本日は傍聴席に、私の中学校のころの恩師であります先生が来られております。今も私の応援団の役員を引き受けてくださっており、ずっと見守り、時には厳しい御指導を受けてきました。きょうは、その先生に——何かちょっといつもと感じが違うんですが——感謝の気持ちを込めながら、質問に入らせていただきます。

皆様、思い出してください。もう3年以上前の出来事になりますが、宮崎市橘通東4丁目高千穂通りの交差点で、軽乗用車が歩行者と接触する事故を起こし、その後、時速60キロメートルほどのスピードで歩道に乗り上げ、数百メートルにわたり歩道を暴走し、次々に歩行者をはねた後に宮崎駅前交差点付近で横転するという大惨事が発生しました。

この事故で7人がはねられ、うち女性1人がドクターヘリで病院に搬送されたものの亡くなられ、この女性ともう1人のとうとい命までが奪われるという痛ましい事故は、今も皆様の記憶に鮮明に残っていることと思います。

今回、質問を作成するに当たり、この事故に直接かかわられた病院関係者、警察官そしてマスコミの方々と意見交換をしながら、今後このような悲惨な事故を起こさないようにするためには、どのような政策を講じるべきなのか、話をしてきました。

事故を起こした73歳男性は、鹿児島県日置市から100キロメートル以上も運転をしてきたにもかかわらず、どのように宮崎に来たのかも、どこに来ているのかすらもわからない、いわゆる認知症であることが判明しました。また、事故を起こす2日前まで、認知症の治療のために入院していたこともわかりました。

被害者とその御家族の怒りは、加害者だけではなく、認知症対策のおくれにも向けられています。

少し角度を変えます。

本県は、認知症の方の増加ももちろんではありますが、全国でも人口当たりの精神科病床の数が上位に位置しています。

全国的に見ると、この精神科病床数は減少傾向にあるのですが、本県の病床数が減らない一つの原因として、認知症の方々の精神科病棟への入院が増加しているという現状があります。

認知症は、早期に医療的介入をすれば、症状が緩和されるなり改善が期待できる、そのような可能性があります。本来であれば、住みなれた地域で、その介護サービスを受けながら、または、その地域にある認知症専用のグループホームという高齢者施設などで療養されるのが望ましいわけなんです。圧倒的な介護人材の不足により、地域での療養はかなり困難で、ゆえに精神科病棟への長期入院を余儀なくされているという現状があります。

そこでまず、本県の認知症者の推計と推移、及びその認知症者の方々が医療機関にどの程度入院されているか、その現状について福祉保健部長にお伺いいたします。

またあわせて、現在、運転免許証更新時に行われている認知機能検査の実施状況について、警察本部長に伺います。

2点をお伺いいたしまして、以下の質問は、質問者席から行わせていただきます。(拍手)
〔降壇〕

○福祉保健部長(川野美奈子君)〔登壇〕 お答えいたします。まず、認知症高齢者の数と将来推計についてでございます。平成27年度に国が公表した認知症有病率に基づきますと、本県の65歳以上の高齢者の約5万人が認知症と推計されます。また、2025年には高齢者数の増加と有病率の上昇に伴い、認知症高齢者が約7万人に達すると見込まれます。

次に、認知症患者の受診状況であります。平成29年の国の調査によれば、本県の精神科病院に入院している状況で申し上げますと、患者約5,000人のうち、全体の約2割に当たる約1,100の方が、アルツハイマー病型認知症と血管系認知症として受診しております。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長(郷治知道君)〔登壇〕 お答えします。認知機能検査の内容と受検者数の推移についてであります。

認知機能検査は、75歳以上の高齢運転者に、免許更新時の高齢者講習を受講する前に受けていただく検査で、その結果、記憶力・判断力の低下が見られる方は医師に診断していただく制度です。検査は、年月日、曜日、時刻を答える、見た絵を覚え、どんな絵だったかを答える、指示された時刻の時計の絵を描くという内容です。また、認知機能が低下した場合に行われやすい信号無視など一定の違反行為をした高齢運転者に対しては、臨時の認知機能検査を行います。検査の内容は同じであります。

次に、認知機能検査の受検者数は、平成29年中は、2万6,238人、平成30年中は、2万9,397人でありますので、3,159人増加しております。

以上であります。〔降壇〕

○図師博規議員 福祉保健部長の御答弁で、認知症の方の増加、これはもう明らかなわけであります。また、精神科病床への入院、これも地域での施設が足りない、人材が足りないという大きな課題がそこにはあります。

しかしここからは、免許証の自主返納制度の展開に絞って質問をしてみたいです。

まず、今、警察本部長の答弁にありましたが、平成30年だけでも3万人近い方々が認知機能検査を受けられているということですが、その被検者のうち認知機能の低下のおそれがあるとされる第2分類の方々がいらっしゃいます。それともう一つ、認知症のおそれがあるとされる第1分類の方がいらっしゃいます。特にこの第1分類、認知症のおそれがあるとされるに該当する方々がどれほどいらっしゃるのか、また、それらの方々にはどのような指導をされているのか。さらに、その指導に基づいて運転免許証の自主返納をされる方はどれほどいらっしゃるのか。

さらにもう一つ、その認知症のおそれがあるとされる第1分類の方のうち、運転を継続されている方はどれほどいらっしゃるのでしょうか、警察本部長にもう一度お伺いします。

○警察本部長(郷治知道君) 平成30年中に認知機能検査を受検した2万9,397人中、記憶力・判断力が低くなり、認知症のおそれがある第1分類の方は824人おられます。このうち、診断書の提出命令を受けた方は338人おられまして、提出命令後は、警察官が、対象の方に個別に電話をおかけしたり、自宅を訪問して、早期の提出を促しております。

その結果、取り消し処分や自主返納などで206人の方が、免許を失われております。

また、認知症ではないと診断された132人の方が、運転を継続されております。

○凶師博規議員 第1分類に該当された方も、診断書提出命令があつて、その診断書に基づいて認知症ではないという診断がされれば、運転が再開されることがわかりましたが、詳しく聞いてみますと、認知症の診断を受けるためのテストというのは、繰り返し受けられるんですね。何回でも受けていい。つまり、同じテストを何回も受ければ、それだけ学習ができるということで、果たしてその精度がどの程度なのかというのは、少なからず疑問が残るところでもあります。

次に行きます。

それでは、運転免許証の更新は、3年に一度ですよね。つまり、単純に計算して、この第1分類、認知症のおそれがあると分類される方々、診断書の提出を必要とされる方々は、単年度だけで338人いらっしゃるわけですから、掛ける3年、つまり1,000名を超える方々が、もしかすると、認知症のおそれがあるまま、今、県内で運転をされているというような推測ができるものなのではないでしょうか。潜在的な認知症の方々がどれくらいいらっしゃるものなのではないでしょうか。警察本部長、もう一度お願いします。

○警察本部長（郷治知道君） 認知症のおそれがある運転者につきまして、正確な数を把握することは容易ではありませんが、認知機能検査により把握しているほか、交通事故、徘徊高齢者の取り扱い、職務質問などの警察官による現場活動、家族や本人からの相談、近隣の方からの通報、また、交通事故を頻繁に起こしているかどうかなどによりまして、把握に努めているところでございます。

○凶師博規議員 地域の方からのそういう細か

な情報もちゃんと拾い上げて、認知症のおそれがある方には未然の対応をされているということがわかりました。

それではさらに、地域との連携を図るために、運転免許証を自主返納された高齢者に関する「情報連絡同意書制度」というものがあると聞いております。その内容が一体どういったものなのか、また、その情報提供がされた後に、地域に住まわれている認知症の方々をサポートするために、どのような連携、もしくはモデル的なサポートをされているのか、そこを教えてください。警察本部長。

○警察本部長（郷治知道君） 警察では、運転免許を返納された高齢者に対する支援の取り組みとして、返納者やその家族の同意のもとに、返納者の情報を市町村に提供する情報連絡同意書制度を昨年2月に開始しまして、8月からは県内全市町村に対して実施しております。

返納者のうち約4割の方が同意されまして、昨年、本制度に基づき連絡した件数は1,630件あります。

各市町村に提供した情報をもとに、地域包括支援センターの方が、返納者に対する家庭訪問や電話相談により、移動手段に関する補助制度の紹介や買い物支援を行うなど、返納後の生活支援につながる望ましい例を承知しております。

今後とも、免許を返納された高齢者に対する支援の充実に向けまして、市町村を初め、関係機関・団体との連携を進める考えであります。

○凶師博規議員 今、返納者の方、同意者の方、4割なおかつ1,630件も対応されているということは、全国的には非常に高い数字だと聞いております。今後さらなる連携を求めます。

次に、高齢者が安心して暮らせるための環境

を整えるという意味で、県と県警そして大学などが連携して、さまざまなサービス提供の模索がされているとも聞きます。新たな取り組みのために新たな協議会が立ち上がったようですが、その協議会、一体どういうものなのか。これは総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 宮崎県高齢者移動手段確保等協議会でございますけれども、これは県、県警本部、各市町村及び、県社会福祉協議会や宮崎公立大学等を構成員として、1月25日に設置したところであります。

この協議会の目的は、ますます高齢化が進み、高齢運転者のかかわる重大な交通事故の発生が懸念される中、高齢者の移動手段確保という課題に取り組むものでございます。

今後、高齢運転者の交通事故防止対策の推進や情報交換等を行い、自動車の運転に不安を感じる高齢者の生活等を社会全体で支える体制の整備を目指してまいりたいと考えております。

○図師博規議員 その高齢者移動手段確保等協議会の中で、地域の方々の相互扶助による配車送迎サービスを実現するためのアプリの開発などの事例が発表されたとも聞きますが、もし、そのようなサービスが実現するならば、これは、都市部よりも中山間地域における移動困難者の方々をサポートする画期的なサービスとなるだけではなく、全国に先駆けた取り組みにもなろうかと思えます。では、実際この協議会がどのようなサービス提供を具現化していこうとのお考えで、今後協議を進められていくのでしょうか。再び総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 先日の協議会で事例発表していただいたところでございますけれども、これは宮崎公立大学において、互助輸送を含む地域住民と連携した生活支援や見守

りといったシステムを研究していただいているところでございます。

具体的には、既存の交通手段を補完する互助輸送で、高齢者が容易に利用できるICカードを活用したシステムを構築する実証実験を行いたいと聞いております。

そのほか、市町村の取り組みといたしまして、高齢者向けのバスカード等の発行や、コミュニティバス、乗り合いタクシーなどがありまして、電話予約により、乗車する場所や時間が指定できるオンデマンド運行が実施されているところもあります。

さらに、地域住民主導型のボランティア輸送を目指しまして、公共交通空白地域で座談会を開催している事例もございます。

今後とも、高齢者の交通安全推進の観点から、関係機関と連携を図り、運転免許を返納した後でも安心して暮らしていけるよう、社会全体で支え得る環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○図師博規議員 この認知症対策や高齢者の移動手段の確保に関しては、今の協議会もですが、警察本部長も強い思い入れがあると聞いております。ぜひ、その事業の成果が上がることを期待しております。

それでは続きまして、知事の政治姿勢とそれに関する質問を行ってまいります。

まず、来年度予算の内容についてであります。その柱として防災・減災対策の強化、またそこに重きを置く積極型の予算となっております。

そこでまず、防災・減災に対する事業の整備内容と予算規模について、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 切迫する南海トラフ地

震や頻発化、激甚化する豪雨などによる大規模自然災害から県民の生命、財産を守り、社会機能を維持するための社会資本の整備は喫緊の課題であると考えております。

このため、平成31年度当初予算案におきまして、国の「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」を受けまして、ハード・ソフト対策に必要となる約171億円を別枠で措置しまして、河川内の樹木伐採や掘削、橋梁の耐震補強、道路のり面の防災対策や農業用ため池の改修、治山施設の整備などを集中的に実施することとしております。

また、3か年緊急対策以外では、新規事業として、スポーツランドみやぎの中核を担う県総合運動公園におきまして、3万1,300人を収容可能な津波避難施設の整備に、来年度は約18億円を措置するなど、県土の強靱化を一層加速化させることとしております。

今後とも、安全安心な暮らしの確保に向けまして、国や市町村、関係機関と連携を図りながら、防災・減災対策、社会基盤の強靱化に積極的に取り組んでまいります。

○凶師博規議員 答弁の内容に、南海トラフ地震を想定しているとありましたが、県は特に日向灘沿岸の自治体と連携して、沿岸自治体の防災計画と連動した整備を進めていく必要があると考えます。

そこで、西都・児湯議長会からの継続的な要望事項であります、「県道高鍋美々津線における夜間避難誘導灯設置」についてであります。今まで、誘導灯と車両との接触防止の観点から、高さ4.7メートル以下の誘導灯の設置は認められておりませんでした。

しかし、他県では、街灯の設置基準を車道と歩道に分け、歩行者をより効果的に誘導するた

めの街灯の設置に関しては、2.5メートルでも可とする基準を設けるなど、住民ニーズに合わせて柔軟に対応している自治体もあります。本県も設置基準の見直しを考えるべきと考えますが、県土整備部長いかがでしょうか。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 川南町が計画していました、県道高鍋美々津線への津波避難誘導灯の設置につきましては、本県の道路専用許可基準における、路面から灯具までの高さ4.7メートル以上という条件を満たしておりませんでした。

しかしながら、津波避難誘導灯は、住民の生命を守る公共性の高い施設であることを踏まえ、基準の改正について検討したところであります。

その結果、国や他県の基準を調査し、通行への影響等を確認した上で、歩道部における灯具の高さを、道路に関する法令で規定されております2.5メートル以上とする改正を行ったところであります。

今後とも、道路専用許可に当たりましては、適正かつ迅速な判断により、業務を遂行してまいります。

○凶師博規議員 すばらしい。今の夜間避難誘導灯設置に関しては、川南町に限ったことではありません。県道と関連するこのような整備に関しては、今のような柔軟な対応は大変ありがたいと思います。

それでは次に、先ほど知事答弁にもありましたが、木花の総合運動公園内に合計3万1,300人を収容する避難所を5カ所整備する計画があるとのことでしたが、特に陸上競技場に隣接する保安林に盛り土をして、高さ9メートル、長さ360メートル、幅35メートルの高台を整備し、そこを避難所としても利用する計画となってい

るようです。

この盛り土高台避難所を含む避難所総事業の概要を説明してください。県土整備部長。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 総合運動公園津波避難施設整備事業につきましては、南海トラフ地震による津波に備え、新たな避難施設を整備するもので、避難時の安全を第一に、また、通常利用や経済性などさまざまな観点から複数の設置場所や工法を検討した上で、計画しております。

今回の事業では、利用者の避難距離が500メートル以内となるように、サンマリスタジアムなど4カ所に、計6,200人が収容できる避難デッキを、第1陸上競技場の東側に2万5,100人が収容できる盛り土高台を1カ所、合計で3万1,300人が収容できる5カ所の避難施設などを整備することとし、事業期間は平成32年度までの2年間で予定しております。

総事業費は、東九州自動車道の工事で発生する土の盛り土高台への活用状況により、約42億円から62億円となります。

平成31年度は、18億4,000万円を計上しており、避難デッキ2カ所と盛り土高台の工事に着手する予定であります。

○凶師博規議員 盛り土高台の避難所だけで2万5,100人を避難させる計画となっています。では、実際に南海トラフ地震が発生した場合、本県沿岸地域への津波到達予想時間はどうなっているのでしょうか。

特に、今答弁していただいた総合運動公園周辺へはどれくらいで津波が到達するのか、あわせて御答弁いただきたい。これは危機管理統括監、お願いします。

○危機管理統括監（田中保通君） 県では、南海トラフ沿いでマグニチュード9クラスの地震

が発生した場合の津波浸水開始時間や津波高などの想定を公表しておりますが、県内沿岸における津波浸水開始時間の最短値は、日南市で約14分、ちなみに津波高の最大値は、串間市で約17メートルとなっております。

また、県運動公園付近の津波浸水開始時間は、地震発生後、約25分から30分と想定しております。なお、浸水の深さは約2メートルから10メートル未満、運動公園西側の地域にも沿岸から最大約4キロメートル程度奥まで浸水すると想定しております。

○凶師博規議員 今の御答弁ですと、津波が盛り土高台に到達するまでに、地震が発生してから25分から30分程度ということです。では、その盛り土高台に避難してもらった2万5,100人が避難完了するまでに要する時間は、何分かかるとシミュレーションされているのでしょうか。

本当に浸水時間内に盛り土高台に安全に避難が完了するのかどうか。これは県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 今回計画しております全ての避難施設につきましては、先ほどお答えしましたとおり、利用者の方々の避難距離が500メートル以内となるように配置しており、例えば、国の指針で歩行速度が毎秒0.91メートルの車椅子を利用される方につきましては、500メートルを約19分で避難完了するとのシミュレーションをしており、津波浸水開始時間の25分以内で安全に避難していただけるよう計画しております。

特に、盛り土高台につきましては、第1陸上競技場の東側芝生スタンドと接続させるなど、多くの利用者の方々が、斜面を利用してどこからでも登れる構造となるよう、検討しているところであります。

さらには、避難誘導看板の設置や利用者への事前周知、園内放送、避難誘導訓練の実施など、日ごろからの備えを十分に行い、利用者の方々が迅速かつ安全に避難していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○函師博規議員 盛り土高台を整備するエリアの避難対象者数は、2万7,400人となっています。2万7,400人といえば宮崎市清武町の人口とほぼ同じ数ですが、その人数の大半である2万5,100人が1カ所の高台避難所に移動し、その全員が、一番時間がかかる方でも19分以内で避難が完了するという答弁でした。

が、避難する方々の中には、高齢者や障がい者、子供たちもたくさんいらっしゃると思います。その方々が今のシミュレーションどおりに毎秒91センチ程度移動できれば安全なんですよという説明を聞いて、「ああそうか、安全だ」と納得する県民はどれほどいらっしゃるでしょうか。

知事は青島太平洋マラソンに出られるのでよくわかると思うんですが、集団が動き出すときに、先頭が動き出したからといって最後尾が同時に動けるということはまずありません。1万人程度が一斉にスタートするマラソン大会であっても、最後尾が500メートル進むには何分も時間がかかりますよ。今の県土整備部長の御答弁なり、私の見解を聞いていただいて、知事は率直にどのような感想をお持ちですか。

○知事（河野俊嗣君） さまざまな状況というものシミュレーションしながら訓練を重ねるなどして、安全性を高める工夫にこれからも努めてまいりたい、そのように考えております。

○函師博規議員 地震が発生して、一斉に冷静に移動が行われた場合のシミュレーションが、今の答弁です。実際に地震が発生した直後は、

けが人、病人、転倒者が続出するパニック状態で、まず情報収集をして、どこにどのように避難しなければならないか、その判断をする時間も要します。

ましてや盛り土高台は、総合運動公園の南側運動広場からは500メートル離れており、その500メートルは海側に向かって避難をしなきゃいけない500メートル。つまり、迫りくる津波に向かって500メートル移動を冷静にできるものなのでしょうか。私は、そこに非常に疑問を持っております。

今、知事も言われましたが、避難誘導訓練ももちろんしていただきたい。それも、シミュレーションどおりに本当に避難できるものなのか、かなりの数は要すると思いますが、できる限りリアルな実証実験をまずやっていただければと思います。

次に行きます。

国体はもちろんのこと、中体連や高校総体などの運営主体となる陸上競技連盟を含む関係団体は、木花に新たな陸上競技場の設備を求めてきましたが、協議はずっと平行線のままでした。

しかし、ここに来て、山之口に新陸上競技場を整備建設することに加え、木花の陸上競技場も再整備をすることで折り合いがついたとのマスコミ報道がありました。

関係団体とどのような協議経過を経て、その折り合い、合意に至ったのか。これは総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 陸上競技場につきましては、昨年11月に、陸上とラグビーの2つの競技団体から、県総合運動公園に新設してほしいとの要望があったことを受けまして、サッカーと障がい者スポーツ協会を加えた4つ

の競技団体と意見交換を重ねてきたところであります。

各団体からは、県総合運動公園は、スポーツランドを支える基盤であり、活用していくべきだとの意見や、都城市山之口町での基本計画案では、公園内の段差など課題が多いといった意見をいただきました。

これに対しまして、私ども県からは、整備地選定の考え方や検討の経緯を丁寧に繰り返し御説明するとともに、県総合運動公園につきましても、津波対策や必要な改修等を行い、今後も活用していくこと、また、基本計画案を一部見直し、公園内の段差をできる限り解消する方向で検討していくこと、さらに、その他の課題につきましても、競技団体の意見も伺いながら検討を進めていく考えであることなどを、お伝えしてきたところでございます。

この協議の結果、各競技団体ともそれぞれの立場はあると思いますが、新たな陸上競技場の整備につきましては、これまでの方針に沿って取り組んでいくこととなったところでございます。

○凶師博規議員 今後も関係団体との協議は続けられていくことになると思いますが、これまでも、それら団体から整備要求をされてきました、木花の陸上競技場の観客席の増設や夜間照明施設や電光掲示板の設置、さらには室内練習トラックの拡張などの整備に関しては、どの程度対応されていく考えがおありなのか、総合政策部長にもう一度お伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 現在の県総合運動公園の陸上競技場につきましては、各競技団体からは、競技会の運営に必要な部屋数の不足や老朽化のほか、記録・通信用ケーブルの通信障害など、競技会の開催や運営等に支障が生

じており、改善してほしいとの御意見を伺っております。

県総合運動公園は、多くのスポーツ施設が集積し、東京オリパラの事前合宿やプロチームのキャンプで利用されるなど、国内外からも高く評価されておりまして、スポーツランドみやぎの拠点として引き続き活用していく上からも、津波避難対策を講じるとともに、改修も行う必要があるものと考えております。

なお、具体的な内容につきましては、競技団体の御意見もお伺いしながら、今後、検討を進めていくこととしております。

○凶師博規議員 最大限、関係団体の意見に沿うような整備ができることを期待しております。

続きまして、県は2つの陸上競技場を整備し、そこにかかる多額の建設費と毎年毎年の維持費の負担を県民に強いることとなります。それであれば、県民の福祉向上につながるような利活用をしていく必要があります。

しかし、単純に考えて、人口減少と少子化の進展の中、同じ施設を2つつくれば、維持費は2倍、稼働率は2分の1になってしまいます。そのため、県外からよほど多くの利用者と呼び込まない限り、稼働率は上がることはありませんが、合宿や大会などで来県している県外の高校・大学・社会人チームは、パブリックコメントなどで、山之口にできる陸上競技場使用には難色を示しております。

県外の競技者を誘致していくことは、今後、かなり困難が予想されますが、この2つの陸上競技場をどう利活用し、稼働率を上げていく計画が、現時点であるのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 現在の県総合

運動公園の陸上競技場でございますけれども、これは年間を通して、毎週末にさまざまな行事等で利用されておりまして、調整が難しい状況も出てきております。中には、希望どおりの日程が確保できず、大会が実施できない、あるいは、平日での大会実施を余儀なくされるなど、かなり過密な利用状態となっているのが現状でございます。

特に春季キャンプの時期は、県内外からの利用希望に十分応えることが難しい状況にありますことから、2つの陸上競技場を持つことで、県内外の大会開催や合宿誘致等の受け皿がふえまして、これまでの過密な利用状態の解消も図られるものと考えているところでございます。

また、競技会や合宿だけでなく、さまざまなイベントへの活用も考えられますので、2つの陸上競技場の役割分担を含め、地元市や競技団体とも連携しながら、その利活用について検討してまいりたいと考えております。

○図師博規議員 それでは、今後、維持費等が増額するというのを念頭に置きつつ、次の質問に移ります。

昨年夏の全国高校野球甲子園大会の宮崎県代表は日南学園、冬の花園ラグビー全国大会出場は高鍋高校、春の高校バレー全国大会は、男子は都城工業、女子は延岡学園。そして春の選抜高校野球には、先日、知事が表敬訪問を受けた日章学園が出場いたします。

どの競技も、どの高校も、本県を代表して県民の期待を背負って戦います。一つの勝利が、多くの県民に勇気と感動を届けてくれます。

知事の公約にもあるとおり、甲子園で優勝が実現するならば、すさまじく宮崎が盛り上がることは間違いありません。しかし、全国大会に出場し、勝ち進むことにより、経費も大きくな

るという現実があります。

本県代表として、全国大会出場校がどれほどの経済的負担をしているのか、県は把握しているのでしょうか。これは教育長に伺います。

○教育長(四本 孝君) 高校生が本県代表として全国大会に出場するに当たりましては、各学校ごとに派遣規定が定められておりまして、例えば、「派遣対象者は登録選手のみとする」「移動は最も経済的な経路・方法によるものとする」などの規定に基づき、生徒の所属する学校が、交通費や宿泊費を支給しております。

また、県も、全国高等学校総合体育大会等の出場の際、県高等学校体育連盟を通じて、各学校に対し一定額の派遣補助を行っております。

ただし、登録選手以外の旅費、規定を超えた交通費や宿泊費などについては、保護者等が寄附を募るなどして費用を補っているといった実態もあると認識をしております。

○図師博規議員 派遣規定の説明はありましたが、では、具体的にどれだけの負担がかかっているのか、高鍋高校ラグビー部の内容を例に挙げて説明します。

8年連続で花園に出場している高鍋高校ラグビー部ですが、全国大会出場に際して、学校側から派遣費補助として支出されている額は、209万8,000円余です。が、実際にかかる費用は、選手、控え選手、マネージャー、コーチなどの遠征費や事務局費などを合わせると、1,724万8,000円余かかっております。何と、その差額は1,500万円にもなります。この差額を埋めるために、保護者やラグビー部OBが中心となって、寄附を集めなければなりません。

ちなみに今回、高鍋高校ラグビー部の保護者の方々の寄附金集めの目標額は、1人12万円

す。12万円は、なかなか簡単に寄附を集められる額ではないと思います。

これは高鍋高校ラグビー部に限ったことではなく、先ほど紹介したどのチームにも当てはまる実情で、全国大会出場のみならず、合宿や練習試合で県外に行く際には、その都度、負担金を徴収している学校もあります。

このままでは、余りにも保護者の負担が大き過ぎます。明らかに学校が拠出している派遣費補助が少な過ぎます。対応を検討すべきと考えますが、知事の見解をお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のように、全国大会における本県代表の活躍というものが、県民の皆様には大きな希望や感動、そしてふるさと宮崎に対する自信と誇りを与える。スポーツの持つ力と可能性を改めて実感するところであります。

本県においては、7年後に2巡目国体を控えておりますことから、昨年7月に策定しました競技力向上基本計画の中で、高校生などの少年競技力の向上を重要な柱の一つとして位置づけているところであります。

御質問のとおり、ラグビー、それからそれ以外の競技におきましても、全国大会への出場に際して、関係の方々からさまざまな支援をいただいている例があるとお聞きしておるところであります。私自身も、少年サッカーではありますが、自分の子供が全国大会に出場した際に、さまざまな形での寄附なりを募った、そのような経験をしたところであります。

県といたしましても、全国大会出場校に対して、一定額の補助を行っているところでありますが、今後とも、強化指定校や県選抜チームへの補助などを含め、総合的な視点に立って、効果的な支援に努めてまいりたいと考えておりま

す。

○図師博規議員 今答弁にありました8年後国体、そして同時開催される全国障がい者スポーツ大会は、やはり通過点なんですね。その通過点を選手として通過できるのは、今の小学生、中学生、高校生、そして特別支援学校の生徒たちです。その子供たちが、保護者の負担を気にすることなく打ち込める環境を整えるべきです。宮崎の未来を背負う若者に、そして県民に血が通うソフト事業の予算増額を期待します。

では続いて、次の質問にまいります。外国人の就労拡大政策と人口対策について伺います。

外国人労働者の現状としては、人手不足を補う安価な人材として、期間労働的就労が中心ではありますが、人口減少が深刻化している地方自治体ほど、継続更新可能な在留資格を持った外国人を活用した生産性の向上や、外国人を地域の基幹人材として育成する時代へと移り変わろうとしています。

そこでまず、本県で就労している外国人の方々、どのような制度やどのような在留資格を持って就労しているのか、その総数と伸び率がどうなっているのか、説明を求めます。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長(井手義哉君) 宮崎労働局によりますと、平成30年10月末現在の本県の外国人労働者の主な在留資格及び人数は、「技能実習」が2,800人、留学などの「資格外活動」が481人、永住者などの「身分に基づく在留資格」が461人、「専門的・技術的分野」が375人となっております。

また、県内の外国人労働者数は、5年前の26年10月末時点の1,885人と比較して、30年は4,144人と、約2.2倍に増加しております。

○図師博規議員 本県も、ここ4～5年で2倍

以上の伸び率となっているということです、都道府県別の外国人数の増加データがありまして、これを見ますと、本県以上に熊本県、鹿児島県、北海道、島根県、沖縄県などがふえており、軒並み、地方の自治体ほど大きな伸び率となっております。

先ほど答弁にもありました、技能実習制度による外国人労働者は、法改正が行われたとしても一定期間で帰国されますが、社会・経済・文化などの分野で日本への貢献があると認められる外国人は、大学教授や医師、スポーツ指導者など高度専門職の外国人で、これらの方々は、一定条件を満たせば永住資格を得ることができます。

これからは、外国人を期間労働者として捉えるのではなく、海外からのIターン、または国内からのUターン、Jターンの移住対象者として誘致すべきであります。

知事も、ここ4年で取り組む政策の一つに、移住・UIJターンの取り組みを強化し、あわせて外国人の受け入れ拡大に対応する仕組みづくりや環境整備に努めると明言されています。

その外国人の就労と移住に関してスムーズにアプローチできるのが、日本に興味を持ち、日本語を学び、専門性の高い職種への就職が可能な外国からの留学生です。

では、現在、県内の留学生の県内就職につながるように、県としてどのようなアプローチをされているのでしょうか、商工観光労働部長。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 法務省の統計データによりますと、平成29年に県内に就職した外国人留学生の数は11人でありまして、他県に比べて低い水準でありますことから、外国人留学生の県内就職につきましても、外国人留学生に県内企業を知ってもらうことや、県内

企業に外国人留学生を採用するメリットを理解してもらうこと、また中小企業における在留資格の変更手続きの支援など、さまざまなアプローチが必要であると考えております。

そのため、県では現在、高度な知識や専門性を有する外国人留学生の県内企業への就職を促進するため、外国人留学生及び県内企業向けセミナーや交流会などを実施しているところでありますけれども、今後、関係機関と連携して、外国人留学生に対する企業情報の提供やマッチング支援などにも取り組んでまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 宮崎大学の留学生担当の方とお話ししたんですが、留学生にとって宮崎はすごく好まれる地域ようです。それはなぜかというと、家賃が安い、生活費が安くて済む。しかし、これが就職となるとまた別問題で、やはり給料がいい都会を望まれる。だからこそ、今の留学生に丁寧に、きめ細やかに、今、部長が答弁されたようなアプローチをさらに充実させていただきたいと思います。

どの分野も今、人手不足ではありますが、特に福祉・介護の分野は、今後さらに困難をきわめていきます。

そこで、特別委員会で静岡県に行き、外国人介護人材育成・確保策について調査をしてきました。

静岡県では、「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」や「外国人介護職員教育マネジメント支援事業」など、つまり、外国人の方々とそれを受け入れる施設側、両方にアプローチをして、その外国人材の方々に静岡県に住んでもらう事業展開をして、成果を上げられてきております。

では、本県におきまして、外国人の介護人材

確保のためにどのような事業展開をされているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 外国人介護人材の受け入れにつきましては、これまで、老人福祉サービス協議会など関係団体との意見交換や事業所への実態調査を行いながら、就労の状況や受け入れに係る課題の把握に努めてきたところであります。

また、介護福祉士の資格取得を目指し養成施設で学ぶ学生向けの修学資金について、今年度、初めて外国人留学生5人にも貸し付けを行い、その就業を支援しているところであります。

県としましては、国内人材の確保対策とあわせ、外国人介護人材を必要とする事業所が円滑に受け入れができますように、情報提供や受け入れ体制の整備など、引き続き、現場の声を聞きながら、必要な支援策等を講じてまいりたいと考えております。

○図師博規議員 私のところには、施設の経営者の方から、とにかく人材が足りない、外国人を雇用しようにも、そのすべがない、人脈がない、もちろん国の制度はあるものの、それがまだ未確定な部分が多い、ぜひ行政、県が間に入ってくれないかという声は、たくさん届いております。私もその橋渡しの一役を担えればと動いております。

私が参加している勉強会で、筑波大学の教授がこのようにおっしゃっています。「外国人の住民誘致の意思を持ち、明確に歓迎するメッセージを打ち出している自治体は、一部を除きほとんどない。まさにブルーオーシャンだ」と。ブルーオーシャンとは、競争相手のいない領域のこと。逆に、ブルーオーシャンに対しレッドオーシャンとは、血を血で洗うような激

しい領域のこと。

外国人の住民誘致はブルーオーシャンとはいえ、既に佐賀県では、県が外国人を対象にした「ヒューマンアカデミー日本語学校」を誘致し、県内就職をさらに進めていたり、熊本県では、商工観光労働部内に「熊本県外国人材受入支援センター」を設置し、技能実習制度を初めとした外国人受け入れに関する相談窓口を設置して、そこのワンストップ化を実現しているんですね。さらに、そこで各種セミナー等を開き、県外からの外国人もそのセミナーに参加し、熊本就職につながっていると。このように、本県も動くべきです。

まずは、県庁組織内に専門部署を設置すべきと考えますが、現在の外国人への対応状況と今後の展望について、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のように、少子高齢化・人口減少が進行する中で、産業人材の育成・確保が喫緊の課題であります。本県におきましても、今回の新たな外国人材の受け入れ拡大につきまして、的確に対応していく必要があると考えております。

そのため県では、さまざまな政策課題に対応した庁内の部局横断的な推進体制がございしますが、このテーマに関連しました産業連携推進本部とグローバル戦略推進本部におきまして、外国人材の受け入れ・共生支援につきまして、具体的な取り組みの検討を行い、全庁的に推進していくこととしたところであります。

また、外国人住民の地域社会への受け入れには、住民に身近な市町村の役割も重要でありますことから、先般、県と市町村との連絡協議会を立ち上げて、情報共有や連携した取り組みの推進を図ることとしておるところであります。

外国人材の確保や円滑な受け入れ・共生を図

るためには、御指摘のワンストップセンターを初め——これも重要であります——庁内はもとより、国や市町村、関係団体等と連携して、しっかりと取り組む体制を築き、適切に対応してまいります。

○図師博規議員 外国人の方々を地域の基幹人材として捉えていくという視点、これを市町村と共有して事業展開を図っていただければと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。
(拍手)

○蓬原正三議長 次は、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎、社会民主党の岩切達哉でございます。多くの方に傍聴に来ていただき、感謝を申し上げます。

早速でございますけれども、壇上から、3点について質問いたします。多くの質問者とかぶるところはございますけれども、御容赦をいただきたいと思っております。

知事は本議会冒頭に、県政運営の基本姿勢として、人口減少問題に徹底して取り組むとされ、その中で、外国人の受け入れ拡大に対応する仕組みづくり、環境整備に努めるとおっしゃいました。その外国人労働者を受け入れる「体制づくり」について伺います。

11月定例議会で、我が会派渡辺議員の質問に知事は、外国人住民に対する日本語学習機会の充実や、その子弟に対する教育支援を初め、外国人住民からの相談体制の充実、さらには、災害時の外国人支援体制の強化などに取り組むことで、外国人住民が地域社会の中で安心して暮らせる環境整備をしていく旨の答弁をなされました。

私は、外国人労働者は人であり、人として大

事にされる必要があるという当たり前のことを認識しながら、地域や職場において起こり得る課題に対応し、生身の人間の生活を支え、命と健康、安全安心を保持する役割が自治体にある、このように考えておるところであります。

知事の答弁では、対策の充実を国に求めるとしておるところもありますけれども、現在も、国は詳細を決定できていない、そのように感じております。県としては、できる準備を先んじて行うことが必要であると考えます。知事は、どのような準備をしていこうとされているのか、具体的なおところをお聞かせください。

2点目であります。子供の貧困対策について伺います。

子供の貧困対策は、相対的貧困率16.3%という極めて高い数字、6人に一人とか7人に一人とかの高い数字の発表があつて、平成25年には子どもの貧困対策推進法の施行や、4年前には宮崎県子どもの貧困対策推進計画の策定をしてきた、そのような経過がございます。宮崎県子どもの貧困対策推進計画は、来年度までを期間とした計画で、計画の見直しがなされるものと思っております。

この間、地域では、民間の実践者の方々が、子ども食堂の展開、食料配布・フードバンク事業や、無料または低額の学習支援を行うこと、さらには、社会的養護環境下の児童が大学等に進学する際の費用支援のための基金設置などに取り組んでいただきました。本当にありがたいことだと思います。

あちこちで広がる支援の輪ではありますが、公の責任として、もともとの貧困の原因を解決していくことこそが必要であつて、どうしても間に合わない部分に、食事の提供がなされたり、物品が配布されたり補完的に行われることが大

事ではないか、そのような問題意識を持ちます。

子ども食堂に、多くの企業や個人から食材が提供されるようになったことも、感謝しております。このような実践者の善意、協力者の善意に頼っていくことだけが、貧困対策ということにはならないと考えます。

県も、それらの実践者の皆さんとの意見交換などを踏まえ、必要な支援を行っておられますし、施設退所児童のアフターケアセンターなど、県としての御奮闘をいただいております。

福祉保健部長にお尋ねいたしますけれども、民間・個人の良心に頼る貧困対策、これでいいのか、公の責任はどう発揮されていくのか、これからの貧困対策について、その考えをお聞かせいただきたいと思っております。

3点目でございます。特別支援学校の寄宿舎について伺います。

障がいの状況によっては県内に1つまたは2つしかない特別支援学校でありますので、県内各地からその学校に通うために、県内には5カ所の支援学校に寄宿舎が設置されていまして、伺ったところ、107人の児童生徒が利用されていると聞きました。うち4カ所は歴史も深く、いわゆる老朽化という課題を抱えています。

私は、この寄宿舎を児童たちの生活の場と捉えます。社会的養護のことでいえば、児童養護施設、里親の家庭とか、障害児施設も含まれますが、それらと共通する、「親のもとを離れて生活する場」であるということに注目しております。

そこで、教育長に伺いますが、特別支援学校併設の寄宿舎の現状をどう認識しておられますでしょうか。率直にお聞かせいただきたいと思っております。

以上を壇上の質問として、以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。外国人の受け入れについてであります。

外国人の受け入れに当たりましては、労働・生活の両面における支援体制の整備・充実が必要であると考えております。

まず、労働面からは、適正な労働環境を確保するため、外国人労働者に、その権利を保護する制度の周知と、外国人を雇用する事業主などへの法令遵守の働きかけに合わせて、雇用に関するさまざまな相談に対応できる体制の整備が必要であると考えております。

また、生活面につきましては、医療や福祉・教育、防災など、行政や生活全般にかかわる情報の提供や相談対応を、多言語で一元的に行う多文化共生総合相談ワンストップセンターの整備を初めとする、外国人を地域社会に円滑に受け入れるための取り組みが必要であると考えております。

これらの課題に対応するため、「宮崎県外国人材受入れ・共生連絡協議会」を立ち上げたところでありまして、県と市町村、関係機関等が一体となって、課題解決に向けた検討、取り組みを行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長(川野美奈子君)〔登壇〕 お答えします。子供の貧困対策についてであります。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、地方公共団体は地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責任を有することとされております。

このため県では、平成28年3月に「子どもの貧困対策推進計画」を策定し、生活・就労・教

育などの支援の施策の柱として、現在まで子供の貧困対策に、先導的に取り組んできたところでもあります。

具体的には、生活保護などの公的扶助や医療費の助成などに加え、子供の貧困対策に取り組む民間団体への支援も行っているところであります。

県としましては、今後とも、子供の貧困対策の先導役の役割を果たしつつ、県民や民間団体、市町村と連携・協力のもと、施策を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（四本 孝君）〔登壇〕 お答えします。特別支援学校の寄宿舎の現状についてであります。

特別支援学校の寄宿舎につきましては、家庭と同じように安全で快適な場所であることが望ましいと考えております。

そのため、建設からの年数がかなり経過している施設に対しまして、外壁改修や屋根防水工事など、老朽化対策を優先的に進めてきているところであります。

県教育委員会といたしましては、子供が生活する場として、寄宿舎を含めた学校施設における教育環境整備の充実に引き続き努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○岩切達哉議員 それぞれありがとうございます。まずは、外国人労働者を受け入れる体制づくりについて、重ねて質問させていただきます。

最初に、日本語教育体制について教育長に伺います。

11月議会では、県内に47名の児童が小中学校に在籍しておいて、さまざまな言語に対応しているということでした。

日本語教育を行うには、さまざまな言語に対応する日本語指導支援員の不足、また宗教や文化、慣習の違いといった多様性への対応の難しさが課題だとお答えになっておられますけれども、新年度以降、どのような対策を講じることとしたのかをお聞かせいただきたいと思えます。

○教育長（四本 孝君） 本県の公立小中学校におきまして日本語指導が必要な外国籍の児童生徒は、平成30年11月現在で8市町に47名在籍しており、ここ2年間で約1.5倍にふえております。

県教育委員会では、これらの児童生徒に対して、日本語指導を行う支援員を26名配置し、学習支援などを行い、不安の軽減を図っているところであります。

今後は、予想されている児童生徒の増加と、それに伴う言語の多様化に対応することが大切であると考えております。

そのため、県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会と連携しながら、支援員数の確保に努めていくとともに、ICTを活用した多言語翻訳システムの導入について検討するなど、さらにきめ細かな指導ができるように、準備を進めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ICTなどを使っての支援ということでございました。現実には、つい先日のメディアの新聞に、学校に通えていない、外国から来た子供たちの問題が取り上げられておりました。ぜひそういうことが発生しないように、準備を整えていただきたいと思えます。

次いで、地域における多言語対応について、商工観光労働部長に伺いたいと思えます。

訪日外国人に対する対応は、充実させていくということが計画されておりますし、また実行

されております。バス停にローマ字表記等がつくられていることをよく見ます。

それらの努力は、当然、労働に来られ居住する皆さんにも効果を発揮すると思われま。町なかにおいて、外国人に、ちょっとしたお店の案内、または道を教えるなど、そのような日常的なかかわりができる人をふやすことが必要と思われまけれども、どのようにされていくかお聞かせいただきたいと思われま。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 外国人の受け入れ拡大や、ことしから始まるゴールデン・スポーツイヤーズの到来により、本県でも、外国人住民や観光客の方が増加し、県民の方々が外国人と接する機会が、これまで以上にふえていくことが見込まれております。

このため県では、今年度、県国際交流協会に委託をしまして、本県を訪れる外国人等に対しての簡単な挨拶を初め、公共交通機関の使い方や、県内の観光地・食といった魅力を多言語で紹介できるマニュアルを作成しているところがあります。

また、国際交流協会では、県民の方々が、気軽に英語、中国語、韓国語で日常会話を楽しめる場（国際ふれあいチャット）を開催しております。県としまして、県国際交流員をこの場に派遣するなどの協力をいたしているところがあります。

○岩切達哉議員 よろしくお願ひしたいと思われま。在留者に対する国際交流窓口の設置について、知事答弁の中に、総合相談ワンストップセンターを設置するということが、今ございました。代表質問の中でもそのように伺ったところがあります。

私は、そのセンターは目立つ場所にあつてほしい。こことわかる場所であつて、気楽に立ち

寄れる場所、そういう雰囲気づくりが必要で、なおかつ、我々市民の側にも、「あそこにそういう窓口がある」としっかり認識されるような場所であることが必要だと、このように思われま。

現在、国際交流の窓口は、国際プラザという場所がありますけれども、その場所は大変わかりづらいようであります。ぜひ、この時期に応じて、目立つ場所に、駆け込むことができるようなそういう場所に、中心市街地の真ん中に設置してほしいと思われまのですが、商工観光労働部長のお考えをお聞かせください。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 国際プラザは、県民と外国人の交流の場として、県国際交流協会が設置しているものであります。

現在、お話にありましたように、宮崎市中心部の商業ビルの9階にありまして、利用者からは場所がわかりにくいといった意見もあることから、協会としまして、広報誌やホームページ、SNSなどを通じて、設置場所の周知を図っていると伺っております。

県としまして、この国際プラザで、外国人住民からの生活相談などを行っております。このことから、このプラザは、利用しやすく、わかりやすい場所が望ましいとは考えておりますけれども、現時点では、協会とともに、設置場所の周知も含め、国際プラザの一層のPRに努めているところでございま。

○岩切達哉議員 さらに、総合相談ワンストップセンターについては、労働のために来られた皆さんが、実際の労働条件や、生活上の不安、不満と感ずることを相談できる場所であつてほしいし、そのような機能も持たせる必要があると思われまが、引き続き商工観光労働部長のお考えをお聞かせください。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 総合相談ワンストップセンターにおきましては、今お話にありましたように、生活の面のみならず、労働の面からの御相談もあろうかと存じております。今後、その場所、機能について検討を、関係機関等と一体となって行っていく予定でありますけれども、いずれにしましても、利用される方の利便性とわかりやすさ、どこにあるかというわかりやすさも含めて、適切な場所を考えてまいりたいと思っております。

○岩切達哉議員 少し、外国人の方の対応ということで、宮崎県がどういう準備ができていますか、そういう視点で、今度は医療に関する場面でございますけれども、医療を要する場面での通訳——現実に労働のために入国しておられれば、病気になったり、けがをすることも、または事故に巻き込まれることもあろうかと思っております。

このような医療場面での通訳があれば、的確な治療を受けられると思うのですが、現在の医療分野での通訳はどのような体制であって、これからどうされるお考えか、福祉保健部長に伺って、重ねて、県立病院の現場の実情を病院局長にお聞かせいただきたいと思っております。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 本県の医療現場での通訳の全体の状況につきましては、把握できておりませんが、一部の医療機関では、外国語を話せる職員やスマホアプリの活用等、個別に対応されている状況であると伺っております。

今後、国が総合対策に取り組むこととされておりますので、その動向を踏まえながら、例えば、医療機関における多言語対応のための環境整備や、外国人患者の受け入れに対応できる人材を育成するための研修会の開催など、対策に

取り組んでまいりたいと考えております。

○病院局長（桑山秀彦君） 県立病院におきましては、外国人が来院された際には、医師など外国語の話せる職員による対応やスマホアプリの活用のほか、家族など通訳ができる方に同行をお願いするなどの方法によりまして、意思疎通を図っているところであります。

今後、外国人労働者が増加することによりまして、そうした方々に対する医療需要の増加や多言語による対応等が見込まれますので、今後とも十分な医療が提供できますよう、国の動向等も踏まえながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 11月議会でこのことが知事から答弁されて、約数カ月でどのような進展があったかということも含めて、お伺いをしたいというふうに思いました。業界からも、外国人材の受け入れをしていきたい、そういう要望があるんだというお話もあったところであります。

外国人住民が地域社会の中で安心して暮らせる、そういう環境整備の実情、対策の結果が、宮崎県の魅力になっていく。先ほど凶師議員もおっしゃってございましたけれども、他県に先んじて準備をし、受け入れていくことを訴えていく。宮崎は働きやすい、安心だということが外国人労働者の口コミで広がっていく、それほどものになっていかないと、外国人材が都市部に流れていく。そのことを大変心配しております。賃金単価で勝負ということには、なかなかならない。そのようにも思うところであります。

臨時国会では、この問題を議論する際に、実習生に対する人権侵害、そのほかの多数の問題が指摘をされておりますけれども、そのことの

解決等は当然として、宮崎県をこの皆さんに選んでいただいて、それぞれの人手不足に悩んでいる産業界を潤していくため、宮崎県が外国の皆さんに選ばれる県になるために、何をすべきか、改めて知事のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○知事（河野俊嗣君） いわゆる入管法の改正に伴いまして、新たな在留資格であります「特定技能」は、資格を取得した産業分野の範囲内で、働く場所をみずからの意思で選べるようになるわけであります。

したがいまして、これによって、今御指摘がありましたように、外国人労働者が、より高い収入を得られる都市部に集中し、地方で人材が確保できないのではないかと懸念が言われておるところであります。

このような中で、外国人労働者から選ばれる県になるためには、賃金等の労働条件のみならず、国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的な違いを認め合って、対等な関係でともに生きていく「多文化共生社会づくり」への取り組みが、重要になると考えております。

このため、県としましては、雇用する側はもとより、県民への意識啓発や、外国人住民の生活支援、地域社会への参加促進などに、なお一層努めてまいりたいと考えております。また、本県の温暖な気候や、全国トップクラスの生活環境、温かな県民性など、宮崎のすぐれた環境というものを外国人にも広くアピールしながら、外国人材の確保、または受け入れ・共生に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 今の知事の御答弁にありました最後の部分、日本一住みよい県、そういうふうに自負しているところであります。そういつ

た中に、外国の方々がピンポイントに宮崎県を選んでいただく、そういうことが実現できるように、それぞれの部局で御準備方いただきたい。それも極めてスピーディーにやっていただきたい。1年かけてやりましたでは、もう結果が出ているというふうに思ひますので、この春、そして夏が来る前には一定の体制が全て整う、それぐらいの迅速さを持ってやっていただきたい。重ねて要望申し上げておきたいと思ひます。

次に、貧困対策について、福祉保健部長に重ねて質問させていただきたいと思ひます。

答弁の中で、貧困対策の先導役を務めると、力強い御答弁をいただきました。その公の責任をしっかりと踏まえていく上で、子ども食堂や食料配布などの事業継続についてでございますけれども、実際に尽力いただいている方々の病気やけが、また、そのサービスを集団で行っている場合なら、そのメンバーの確保などの問題で、いろいろと事情があると伺っております。資金的な問題ばかりではない、というふうに聞いております。こういう民間の皆さんの取り組みをどう支えていくのか、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県におきましては、これまで子ども食堂や学習支援などに取り組む民間団体と意見交換を重ねておりまして、その中で、人材育成、取り組みの周知等が課題として挙げられたところでございます。

このため、今年度、子供の貧困対策に取り組む人材を育成するための研修を県内3カ所で開催するとともに、出前講座や啓発イベントの実施により、子供の貧困対策に御協力いただける人材の掘り起しにも努めているところであります。

また、食材提供等により、子ども食堂の支援を行う意向のある企業と民間団体とのマッチングにも取り組んでおります。

今後とも、支援に取り組む民間団体の御意見も伺いながら、その取り組みをしっかりと支えてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 もう一つ、無料低額学習支援組織——無料または低額で学習を支援している皆さんなんですけれども、例えば退職された教員の方が、65歳ぐらいからそこに参加をする。5年もすれば70歳になって、体力とかいろんな意味でなかなか続けられない、そういう活動の継承が課題になっている、そういうふうな話を聞いております。

そこで、大学生の力を借りることなどができるように——資金の支援なども一つのアイデアだと思いますけれども——これは実は生活困窮者自立支援制度のメニューにもあるというふうに聞いておりますが、そのような姿勢で行われるもの、また別途の学習支援に対する制度等もあると思いますけれども、実情と、県のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県内学習支援に取り組む団体は、ボランティアで運営されているところも多く、また、高齢化も進んでおりますことから、資金面や人材確保において課題があると伺っております。

このため、県におきましては、現在、生活困窮世帯やひとり親世帯等の子供に学習支援を行う団体に対して、運営費の補助を行っているところでございます。

また、人材の確保につきましては、出前講座や啓発イベントなどにより、県民の皆様にご子の貧困対策に対する周知を行っているところでございます。

今後とも、これらの取り組みを継続するとともに、子供の貧困対策に取り組む団体で構成されております「みやざき子ども未来ネットワーク」の学習支援部会において、情報提供や助言を行うなど、活動の支援を行ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 学習支援部会という皆さんの活動支援の強化、こういうことに期待をしたいと思っております。

次に、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度について伺いたいと思っております。

子供が高等学校などに行くための費用、修学資金借り入れ手続に対して、今でも親以外の保証人を求める福祉事務所があるという状況が続いております。

これは子供の修学を目的にした貸付制度でございます。子供が借受人となって親が連帯保証人になれば十分というふうに認識しております。内閣府の男女共同参画局のホームページでは、親に貸し付ける場合、児童を連帯借受人とする以外の「連帯保証人は不要」と明記されております。厚生労働省でも、貸し付け条件の緩和ということで、連帯保証人不要と明示をしております。

県内では、連帯保証人を求めて、それも3親等以内の者をつけてくださいなどという福祉事務所があると伺っております。

この資金貸し付けは、生活に困窮することが多い、ひとり親支援のためのものであると考えますが、こういった実態で、その資金は役割を果たしているのか、部長の御見解を伺いたいと思っております。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 母子父子寡婦福祉資金には、12種類の貸し付けメニューがありますが、このうち、子供の修学に関するも

のとしましては、修学資金と就学支度資金があります。

この2つの資金の平成29年度の貸付状況を見ますと、全体の貸付額の8割以上を占めており、この資金が子供の貧困対策に果たしている役割は、大きいものがあると考えております。

このため、県としましては、今後とも、この資金がひとり親家庭等の自立支援のために活用されますよう、周知に努めますとともに、資金を必要とするひとり親家庭等にとって、より利用しやすいものとなりますよう、制度のあり方についても研究してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 この資金が、しっかりとひとり親世帯のためになるように、県なりそのほかの市、福祉事務所を持つ自治体が、何がしかの特別なルールをつくることのないように研究してほしいなど、このように感じているところがあります。よろしくをお願いします。

続いて、3点目の特別支援教育のことについて伺います。

寄宿舎に対する思いを教育長から伺いました。寄宿舎老朽化ということで、いろいろと工事をしていただいているということでございますけれども、その場を利用する特別支援学校の児童生徒数、また、その前段にあります特別支援学級の児童生徒数はふえているという認識なんですけれども、10年前との比較を教えてくださいたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 本県の公立小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒数は、本年度2,443人でありまして、10年前と比較しますと、1,458人増の約2.5倍となっております。

また、特別支援学校に在籍している児童生徒数は、本年度1,385人であり、10年前と比較いた

しますと、196人増の約1.2倍となっております。

○岩切達哉議員 対象児童生徒増加、少子化と言われる中で、現実には増加している。これが現実であろうと思います。これに対する体制整備でありますけれども、この間、特別支援学校の教室不足などが話題となって、これについて、教育長のもと解決を図っていただいているというふうに思います。

そのほか特別支援学校教諭免許状の保有率、これも課題というふうに伺っておりますけれども、きょうは寄宿舎に係ることとして伺います。親元から離れて生活する寄宿舎での児童生徒たちの生活を支えている大人たち、これはどんな体制で運営されておられるか伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 特別支援学校の寄宿舎におきましては、寮務主任や舎監、寄宿舎指導員が運営に当たっているところであります。

学校との連絡調整を行う寮務主任は、教諭等の中から1名任命されております。

寄宿舎の運営管理等を行う舎監は、同じく教諭等の中から任命され、1日当たり1名が交代で業務に当たっております。

児童生徒の日常の世話や生活指導を行う寄宿舎指導員は、県内に専任の職員75名が配置されており、交代制で勤務をしているところであります。

○岩切達哉議員 親元を離れて暮らす、何がしかのハンデを持った子供たちの支援、支えを、そういった皆さんで行っていらっしゃるということであろうかと思えます。その寄宿舎が生活の場として十分なものであるかどうか、時代の要請に応える水準にあるかということ、ぜひ、日ごろから見直していただきたいと思います。

そのように訴えを申し上げたいと思います。

最後に、特別支援教育に関連して、平成31年度の新規事業「社会と繋がる特別支援学校推進事業」について伺いたいと思います。

実は、熊本県や鹿児島県、沖縄県などには、高等特別支援学校という、宮崎県でいう特別支援学校の高等部だけが独立して存在する学校、そういうものが存在しております。

私は、このように高等部を独立して単独で設置するという事は、特別支援学校の児童数が増加していることの解決策、とりわけ軽度の知的障がいを持つ生徒の中学校卒業時点での進路選択の幅が狭くなっている現状に対応する解決策になると思います。

今般の新規事業は、それにつながっていくかどうか知りたいと思っております。軽度の知的障がいを持つ生徒に、より修学意欲を持っていただくことにつながるとは思われますけれども、この事業に対する教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長（四本 孝君） 高等特別支援学校を設置しております都道府県におきましては、軽度知的障がいのある生徒を対象に職業学科を設置したり、コース制を導入したりするなど、職業に特化した教育が行われ、就労支援が進められているところであります。

本県におきましても、軽度知的障がいのある生徒に対する教育内容の充実に加え、障がい者に対する企業の支援体制の充実が必要であると考えております。

そこで、本事業を立ち上げて、他の都道府県の取り組みも参考にしながら、指定校による職業コースの研究とともに、働きやすい環境づくりや支援の方法等をまとめた「ともにはたらくガイドブック」を作成し、活用を図ることで、

地域産業を担う人材の育成を推進してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ぜひ、よろしく進めていただきたい。さまざまな課題があろうかと思いますが、進めていただきたいと思っております。

次に、先ほどの子供の貧困に戻りまして、深く関連する、福祉の現場のさまざまな課題、とりわけ虐待の問題についてお伺いをしたいと思います。

千葉県の事件がありました。そして、福岡県では、死亡に至らなかったことが幸いなのですが、腕を縛って水風呂につけていく、そういう事件も発生しております。

政府は昨年7月に緊急総合対策を策定し、2月8日にはその緊急総合対策のさらなる徹底強化を閣議決定いたしております。

幼子のとうとい命が奪われるごとに、対策の強化が言われてきました。一方で、児童相談所の人員増も必要だが、質を上げるべきという声もあります。

福祉保健部長とは、中核市である宮崎市に児童相談所を設置していただこうと、先の議会で思いを同じくしたと、そのように認識しておるんですけれども、その前に、虐待への対応の質の向上ということで、市町村の要保護児童対策地域協議会の活動の充実を図っていくことが重要だと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 市町村が設置しております要保護児童対策地域協議会、いわゆる「要対協」は、地域の福祉関係者や学校、警察などの関係機関で構成されまして、保護や支援を必要とする児童や妊婦の情報を共有し、連携して支援を行うことを目的としておりまして、児童虐待の防止や早期発見を図る上で

重要な役割を担っております。

このため、県におきましては、要対協の会議等に児童相談所の児童福祉司が参加し助言を行うほか、要対協の運営を担当する市町村職員を対象にした専門研修を実施するなどの支援を行ってきたところであります。

こうした中、昨年12月に国が決定した児童虐待防止対策体制総合強化プランにおきまして、要対協の体制強化策が示されましたことから、県としましては、資格要件を満たした常勤職員を配置するよう助言するとともに、専門性を高める研修の充実などにより、要対協の機能強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 要対協の機能強化をなされると、こういう答弁であったと思います。ぜひ、よろしくをお願いします。

さらに、現在3つある県の児童相談所でございますけれども、児童相談所と福祉事務所機能を一体として福祉こどもセンターとして設置されています。

実は、10数年前に児童相談所の移転改築のときには、福祉事務所と一体となる想定ではなかったもので、それぞれのセンターの職員の執務室は現在、大変過密な状態になっています。それだけ人員体制の充実を図っていただいているということではありますけれども、代表質問に対する答弁で、これから13人増加を目標としているということもありました。

極めてストレスの高い職場でありますので、執務環境は早急に改善されるべきだと思います。この際、福祉事務所を分離していくことが解決方法だと思いますけれども、部長のお考えをお聞かせください。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 児童相談所と福祉事務所につきましては、複雑・多様化す

る福祉課題や児童虐待を初めとする子供の問題に総合的に対応するために、平成20年度に福祉こどもセンターとして組織を統合したところであります。

現在、福祉こどもセンターとなって10年が経過しておりますが、この間、職員の増員など児童相談所の機能強化に取り組む中で、議員御指摘のとおり、事務所スペースの確保や執務環境の整備が課題となってきております。

このため県としましては、国の新たなプランによる児童相談所のさらなる機能強化も予定される中で、今後、福祉こどもセンターが十分に機能を発揮していくためには、どのような体制が最適か、検討してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。さらに、児童相談所に弁護士を配置しよう、こういうことがメディアにも流れておりますけれども、現実にそれを配置して効果を得ている自治体もあるようであります。このことについての、部長の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 現在、各児童相談所には弁護士は配置されておらず、家庭裁判所への申し立てを行う場合などに、委託契約をしている弁護士へ相談を行っているところであります。

児童相談所に弁護士が配置されますと、虐待通告の時点から弁護士と情報を共有し、法的な視点からの検討も十分にできますことから、一時保護などの介入の判断をより適切に行うことができるようになります。

また、保護者との対応に弁護士が同席することなどにより、職員の心理的負担も軽減できるものと考えております。

県といたしましては、弁護士確保や任用形態など検討すべき課題もございますが、国の新たなプランにおいても、弁護士の常勤配置などによる児童相談所の法的対応における体制の強化が求められておりますことから、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 弁護士そのものが少ない県でありますので、なかなか大変だと思いますけれども、ぜひ検討を続けていただきたいと思いません。

続いて、特定妊婦に関する質問でありますけれども、予期しない妊娠からの出産直後の虐待死の問題が、宮崎県でも2年連続発生しました。どう対応するか、課題となっております。

そこで、母子手帳の問題になるんですけれども、妊娠を自覚して、母子手帳発行を求めて窓口に来ると、病院を受診してきてください、診断書をもってきてくださいと、そういうふうになるようであります。

予期しない妊娠など、病院受診への不安、経済的問題を踏まえますと、まずは手帳を交付して、受診の必要性を理解させ、安全な分娩を促していく、そういう対応が必要だと思いますけれども、これは母子手帳発行優先の取り扱いということで広がっていると伺っておりますが、宮崎県での状況、部長の見解を伺います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 妊娠に気づいた方は、安全なお産ができるよう、まずは産科医療機関を受診していただくことが望ましいと認識しておりますが、経済的な理由等で医療機関を受診しづらい方もおられると考えられます。

母子保健法上は、医療機関の受診の有無にかかわらず妊娠届け出ができることとされておりますが、市町村の届け出に関する広報や様式の

中には、医師による妊娠判断を一律に求めていると受けとめられるようなものも多く見受けられます。

このため、県としましては、どのような方でも母子健康手帳の交付を受け、必要な支援が受けられるよう、今後、市町村に対し、妊娠届け出前の医療機関の受診は必須でないことについて住民にしっかりと周知するとともに、届け出様式の見直しについても検討するよう働きかけてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 妊娠を自覚したら、まず行っていただくということを受けとめ切れる、そういう窓口が変わっていただくということだろうと思います。ぜひそのとおりになっていくよう、期待申し上げたいと思います。

ゼロ歳ゼロ日児童、いわゆる生まれたばかりの児童に対する虐待死を防止するために、予期しない妊娠について、対策を求めているところであります。それで、各県及び市などのホームページを一生懸命見てみましたが、相談窓口にたどり着けない、そういう実態であります。

今、子供や若者の多くは、スマートフォンのSNSというものをよく使われまして、既に都道府県、政令市、67自治体中、34自治体がSNS相談を導入しているという記事を見つけました。導入した自治体が期待するのが、子供たちからの相談へのハードルを下げる、こういうことだといいます。

予期しない妊娠に、SNS相談体制を導入することが有効ではないかと考えますが、部長の所見を伺いたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県では、予期しない妊娠などにより悩みや不安を抱える女性からの相談に対応するため、現在、女性専門

相談センターや各保健所において、電話や面談による相談対応を行っているところであります。

議員御指摘のSNSを活用した相談体制につきましては、若年層がよりアクセスしやすいという効果が期待されますので、他県の事例等も踏まえながら研究してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 このSNS相談のことをいろいろと調べますと、実は、文部科学省の予算で、いじめの問題や自殺防止を目的に全国の教育委員会で取り組まれていると伺いました。虐待の課題から少し離れますが、県教委の立場としては、どのような検討をなさっておられるでしょうか。教育長に伺います。

○教育長(四本 孝君) 子供たちが持つ悩みを相談しやすい体制を整えるということは、極めて重要であると考えております。そのため本県では、「ネットいじめ目安箱」におけるメールでの相談や、24時間切れ目のない、電話による相談を実施しており、平成29年度は、合わせて677件の相談があったところであります。また、本年度は、目安箱にSNS等での書き込み内容を画像で投稿できる機能を追加するなどの改善を行いまして、全体の相談件数も増加傾向にあるところであります。

議員御指摘の、SNSを活用した相談体制につきましては、現在、先進県や関連業者から情報収集をしているところであります。実施している自治体からは、「リアルタイムで相談のやりとりができる」などの成果がある一方、相談する児童生徒数が伸びていないことや、具体的な悩み相談までにはつながりにくいなどの課題もあると伺っております。

県教育委員会といたしましては、今後も、悩

みを抱える子供たちがさまざまな方法で安心して相談できるよう、教育相談体制の充実を図ってまいります。

○岩切達哉議員 10代の中学生なり高校生なりが妊娠に気づいて、誰にも相談できず、とある場所に出産をして、結果、胎児が死亡し、本人は、要は罪を犯した者となっているという現実が、宮崎で2年立て続けにあったということでもありますので、相談窓口、1件でもあるならば、検討を続けていただきたい、このように思います。

福祉に関連する項目として、最後に、障害者芸術文化活動普及支援事業について伺いたいと思います。

「障がい者芸術文化支援センター」設置ということ伺いましたけれども、この障がい者芸術文化支援センターにはどのような役割が期待されるのでしょうか。第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会の中で、障がい者芸術文化支援センター並びに当事者の皆さん、また団体との関係はどのようになっていくのか、福祉保健部長に展望をお聞かせいただきたいと思っております。

○福祉保健部長(川野美奈子君) お尋ねの事業でございますが、障がい者芸術文化活動に取り組んでいる事業所にコーディネーターを配置し、「障がい者芸術文化支援センター」として、障がいのある方の芸術文化活動のさらなる振興を図るものでございます。

具体的には、このセンターにおきまして、障がいのある方や芸術文化活動を行う団体からの相談への対応や、来年秋に国民文化祭と一体的に開催いたします全国障害者芸術・文化祭の美術分野の準備に取り組むこととしております。

この取り組みを進めることで、全国障害者芸

術・文化祭の円滑な開催に資するとともに、本県の障がい者芸術文化活動の裾野を広げ、障がいのある方の社会参加や、障がいに対する理解の促進を図ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 いろいろありがとうございました。部長や教育長にどうしても質問が偏ります。貧困、虐待、教育、子供に関する話題、課題に注目して活動させていただいております。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

次は、労働問題・働き方改革に関してであります。

改正法の施行を直前にして、罰則付きの時間外労働規制、年次有給休暇の取得が話題となっています。5日以上とらないと罰金だ、30万円罰金だと、こういう話ですね。

御承知のとおり、法定労働時間を越える労働をさせる場合は、労働基準法第36条に基づく労使間の協定の締結と、労働基準監督署への届け出が必要です。

一部で、単純に、月45時間まで、年間360時間までは時間外労働が許されると勘違いしている声も聞かれます。そうではなくて、1日8時間の法定労働時間を超える場合は36協定が必要だということで今、労働組合が啓発の運動に取り組んでおられます。

使用者の皆さんにこそ周知され、正しく協定締結などに対応いただくことが大事です。商工観光労働部長、普及啓発について御尽力いただきたいのですが、お考えをお聞かせください。

○商工観光労働部長（井手義哉君） お話にありましたように、昨年成立しました働き方改革関連法により、労働基準法を初めとする関係法令が改正され、時間外労働の上限規制や、年5日間の年次有給休暇取得の義務づけなどが、ことし4月から順次施行されることとなっております。

ます。

また、時間外労働の上限規制に伴い、使用者が時間外労働または休日労働をさせる場合に締結しなければならない、お話にありました、労働基準法第36条に基づく労使協定、いわゆる36協定で定める必要がある事項も変更されております。

このため、宮崎労働局では36協定の変更内容を含め、具体的な法改正の内容等について、各経済団体や企業などを対象に、県内各地で説明会等を開催しており、県といたしましても、労働局と連携し、県庁ホームページや広報誌等での周知を図っているところであります。

○岩切達哉議員 この課題は、職員を多数雇用される使用者としての県においても、また各部局でも取り組まれていくことだと思います。

時間外上限規制というものが社会の求めるものである中、法の適用を一部受けないとされる公務部門でありますけれども、県の各部局ではどのような対応を予定されているか、代表して総務部長に御答弁をいただきたいと思ひます。

○総務部長（畑山栄介君） 職員の時間外勤務の上限規制につきましては、長時間勤務を是正する観点から、労働基準法の改正内容や国における国家公務員の取り扱いを踏まえ、県としましても、適切に対応する必要があると考えております。

具体的には、来年度から、時間外勤務の上限の時間数を設定するとともに、大規模な災害への対応など、特例として、上限を超えて時間外勤務を認めた場合においては、事後的な検証を行うなどの対応を予定しているところであります。

現在、県庁内において働き方改革を推進しておりまして、時間外勤務の縮減や年休の取得促

進などの取り組みを一層進めることで、職員の健康の確保や働きやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 先日、代表質問で、公立学校の教頭先生は月80時間を超える方が8割にも達するという御答弁があったように記憶しております。求められる規制時間をはるかに超えておられるようでありますので、ぜひ、知事や教育長、また企業局長や病院局長など、それぞれの部局で十分に対策をとっていかれるように、お願いをしておきたいと思っております。

最後2点、教育課題について教育長に伺いたいと思っております。

29年6月議会で、教師の長時間労働解消の視点から課外授業の事を取り上げまして、教育長から、改善をしていきたい、過度の負担とならないよう呼びかけていく、こういう御答弁がありました。

大学受験を予定している高校生から、「課外授業を受けることは大学への推薦決定に影響する」という教師側からの指導があって、課外授業を受けることとしましたという話を聞きました。

影響するかしらないか——しないということだと僕は思うんですけれども。例えば、生徒・保護者から月1,600円程度集めて、まとめて、一定の額を準備してこそ、高校での課外授業が運営されている。そういうことから、課外授業を受けるとか受けないとか、個別に生徒に判断されると困るという学校側の都合が、前面に出過ぎた言葉ではなかったかと思っております。

今、県内には、それぞれ塾なりインターネットでの予備校というものもある、そういう時代になりました。そして、校区が県内一円、こういうこちら側の都合もあります。教育長には、

生徒側の課外授業を受講する意思の尊重、選択できるものであるということ、他の県にはありませんけれども、あえて宮崎県での徹底を通知していただきたい、そのように思うんですけれども、いかがでしょうか。

○教育長(四本 孝君) 課外は、PTA主催であり、その受講については希望制でありますことから、県教育委員会といたしましては、各高校において、課外を実施する際に、参加希望届によって受講の意思確認をするなどの配慮事項を通知したところでございます。

今後とも校長会等を通して、課外の適正な実施について徹底を図ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ぜひ徹底を図っていただきたい。先ほど紹介したように、課外を受けないと推薦せんぞというような言葉が聞こえるような学校現場であってほしくない、そのように思うところであります。

最後でございます。先ほど福祉の現場でも取り上げましたが、スクールロイヤーと言われる弁護士の活用というのが、新年度、都道府県政令市67ある自治体の中、20の自治体で実施されることになったと伺いました。

いじめ防止、虐待対応、保護者やそのほかの方々から行われる学校への不条理な要求に的確な対応をするために配置されるということなんですけれども、宮崎県での検討状況はどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

○教育長(四本 孝君) 文部科学省のスクールロイヤー活用事業では、弁護士が、いじめや児童虐待等の問題について、学校や教育委員会に対して法的観点から指導・助言を行うことに加え、直接、保護者対応を行ったり、弁護士を拠点校に配置し、巡回相談に応じたりするなど

の取り組みも可能となっております。

本県におきましては、これにかわる事業として、学校だけでは解決困難な問題の早期解決を図るために、学校が直接弁護士に相談できる「学校経営のための法律相談事業」を実施しており、相談を担当する3名の弁護士が、法的根拠に基づき、学校に対する過度な要求や苦情等への適切な対応方法について助言をするなど、問題解決の支援を行っているところであります。

今後は、より効果的な弁護士の活用を図るため、文部科学省のスクールロイヤー活用事業などに取り組んでいる先進県の取り組み状況について、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 児童相談所や学校に弁護士という話が出ているようであります。数的には弁護士が非常に少ない宮崎県、確保も厳しいかと思えますけれども、発生しているさまざまな事象を考えますと、対応はしっかりしていく必要があるかと思うところであります。

なかなか今、世情としては他者の痛みに無関心、そういう方というか声、対応というものがふえているように思います。そんな中での行政運営であって、なかなか大変だとは存じますが、それぞれが公の責務というものを懸命に果たしていらっしゃると思えますが、引き続きそのような態度で、貧困問題等を含め、進めていかれるように期待申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時0分開議

○外山 衛副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、徳重忠夫議員。

○徳重忠夫議員〔登壇〕 (拍手) それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、知事の政治姿勢について伺います。

知事は、今回の県知事選挙での政策提案の中で、「人口減少対策」など、本県が取り組むべき4つの政策を掲げており、その上で、3期目はしっかりと成果を出すと、力強く述べられております。

私も、選挙期間中、知事と一緒に地元を回りましたが、知事の口からも、何度も「成果を出す」との言葉がありました。私もその言葉に非常に期待をしているところでありますが、知事は、この4年間でどのような成果を出そうとされているのか、正直少し見えにくいのであります。

我々議員も、県民も、本県の発展のために、知事と一緒に頑張っていかねければならないと考えておりますが、そのためには、知事がどのような成果を求めて取り組まれようとしているのか、その考えをしっかりと把握しておく必要があると考えます。

そこでまず、知事に、政策提案の中の4つの政策について、それぞれ、どのような成果を出そうとされているのか、その考え方をお伺いしておきたいと思えます。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えしま

す。

私は今回の選挙において、この4年間で重点的に取り組む政策を4つの柱に整理し、県民の皆様にお示したところであります。

まず、人口減少問題に徹底して取り組むことでもあります。企業の労働条件の向上や、県外に進学・就職した若者等に企業や採用の情報を届ける新たな仕組みづくり、キャリア教育の充実、出産・育児などのライフステージに応じた切れ目のない支援等に取り組む、社会減ゼロと合計特殊出生率2.07の実現に向けて、道筋をつけてまいります。

2つ目は、地域経済の着実な成長を図ることでもあります。中核的企業の拡大や、農林水産業、観光産業の成長産業化、輸出の促進等により、県外から稼ぐ力を強化するとともに、産業や地域を担う人材の育成・確保、交通・物流インフラの充実等に取り組む、地域を支える産業の強化を図ってまいります。

3つ目は、安心・安全で心豊かな暮らしを築くことでもあります。医療や福祉人材の育成確保、地域包括ケアの体制整備、中山間地域での仕事づくりや、移住・定住の促進、さまざまな危機事象への備えなども含め、人生100年時代の中でも、県民の皆様が安全に安心して暮らせる社会の実現を目指してまいります。

最後に、スポーツ・文化で地域に活力をもたらすことでもあります。ことしからのゴールデン・スポーツイヤーズや、本県での国民文化祭、2巡目国体の開催など、本県が飛躍できる絶好のチャンスを捉え、観光交流の拡大、農林水産品の消費拡大等に取り組む、活力に満ちた宮崎を実現したいと考えております。

私はこの4つの柱に基づき、しっかりと成果を出すことを意識しながら、安心と希望あふれ

る宮崎の実現に向けて全力を尽くしてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○徳重忠夫議員 どうもありがとうございました。知事には、目指している成果をしっかりと出させていただきますよう、この3期目の4年間、全力で頑張ってくださいと思います。

成果を出すためには、4つの政策に基づく取り組みを、県庁だけでなく、市町村や団体、あるいは民間企業、そして県民の皆さんと一緒に、オール宮崎で進めていくことが大変重要だと私は考えております。

知事の政治姿勢の「対話と協働」「実行力」、そしてリーダーシップを発揮していただいて、知事の言葉どおり、本県の未来が安心と希望にあふれるものになりますよう、全力を尽くしていただきたいと、このように思っております。よろしく願いいたします。

続いて、2巡目国体について伺ってまいります。

知事は、スポーツランドみやぎの全県展開や県西地域の地域振興、さらには南海トラフ地震による津波想定観点から、新たな陸上競技場は都城市山之口町に建設することを表明され、あわせて、県総合運動公園の陸上競技場の改善も行っていき、2つの陸上競技場を使っていくと決断されました。

国体の開会式の会場はまだ決まっておりませんが、これまで国体を開催した都道府県においては、ほとんどが陸上競技の会場で開会式が行われるということを伺っております。

本県での国体も山之口の陸上競技場で行われる可能性が高いと、私は考えておりますが、その場合、山之口スマートインターチェンジが機能するののかという点が以前から問題になってい

ると、このように思っております。

開会式には3万人以上の方が山之口に押し寄せてまいります。県民を含め、かなりの方が高速道路を利用する場合、スマートインターチェンジ付近ではかなりの渋滞が心配されるほか、多くの選手・役員、観客などの宿泊施設も必要となります。

そこで、2巡目国体において陸上競技場を利用する選手・役員等の宿泊や輸送をどのように考えておられるのか、総合政策部長にお伺いしておきたいと思っております。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 国体には、選手・役員を初め、県内外から大変多くの来場者が見込まれますことから、宿泊や輸送の対応は重要な課題であると認識しております。

先催県の例では、周辺市町村、大会によっては隣県を含め、広域的に宿泊施設を確保するとともに、臨時駐車場の設置やシャトルバスの運行などが行われております。

また、総合開・閉会式におきましては、会場周辺の駐車場の利用を、あらかじめ許可した車両に限定するなどの対策が講じられております。

こうした先催県の取り組みも参考にしながら、今後、県準備委員会において、関係機関・団体と十分連携し、きめ細かな対応について検討を進めてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 次に、国体後の陸上競技場の利活用について伺ってみたいと思っております。

県は、宮崎市の県総合運動公園に加え、山之口に陸上競技場を建設することになりますれば、2つの競技場を管理運営していくことになります。

私は、2つの陸上競技場を持つことは、スポーツランドみやぎきの全県展開に向けての投

資だと考えております。その投資を県全体のスポーツの振興、地域振興につなげていくことが何より重要ですので、Jリーグ等を含めた合宿や大会等の誘致など、積極的に取り組んでいくことが必要だと考えております。また、宿泊施設の確保など、まちづくりの観点からの取り組みも必要であり、これらの取り組みの延長線上に、山之口地域の振興もあると思っております。

これらは、まずは都城市が主体的に取り組むべきことだとは思いますが、山之口に整備される陸上競技場の国体後の利活用や地域振興について、県はどのように考えているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 都城市山之口町に新設します陸上競技場は、2巡目国体に向けて整備するわけでありましたが、議員御指摘のとおり、国体後にこの施設をどのように活用していくかという視点は非常に重要であると認識しております。

この陸上競技場は、スポーツランドみやぎきの全県展開を図る上で、県西地域の拠点施設となるものでございまして、地元の都城市や競技団体等とも十分、連携・協力しながら、スポーツキャンプや各種大会の誘致等を積極的に進めてまいりたいと考えております。

また、山之口町の地域振興につきましては、都城市の第2次総合計画にもうたわれておりまして、地元商工団体等を中心に、今回の整備を機に地元を盛り上げていこうという機運が醸成されつつありますので、県としましても、都城市と十分連携してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

次に、都城志布志道路の整備について伺って

おきたいと思います。

本件については、これまでも質問に取り上げさせていただいておりますが、近年は事業予算も重点的に配分が行われております。昨年度は、本県施工区間の梅北工区2.5キロメートルと鹿児島県施工区間の有明道路4.3キロメートルが開通いたしました。さらに今月3月17日には、国土交通省施工区間の横市インターチェンジから平塚インターチェンジまでの2.8キロが新たに開通する予定であり、全線の供用率が50%を超えることとなります。

しかしながら、都城市金御岳インターチェンジから鹿児島県曾於市の末吉インターチェンジまでの間、県境区間5.8キロメートルがつながっておりません。

この区間について、現在、宮崎と鹿児島の両県で整備が行われてはおりますが、道路はつながってこそ、その効果が発揮されるのであって、整備を急ぐ必要があると考えております。

そこで、県土整備部長に、都城志布志道路の県境区間の進捗状況についてお伺いしておきたいと思います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 都城志布志道路の県境区間につきましては、宮崎県側の金御岳インターチェンジから県境までの約2.9キロメートルを金御岳工区として、また、鹿児島県側の末吉インターチェンジから県境までの約2.9キロメートルを末吉道路として、両県で整備を進めております。

金御岳工区につきましては、用地取得が約99%まで進み、切り土工事などの改良工事を鋭意進めているところであり、今年度末時点の進捗は、事業費ベースで約7割となる見込みであります。

また、鹿児島県の末吉道路につきましては、

用地取得が完了し、現在、埋蔵文化財調査や改良工事を進めているところであり、今年度末時点の進捗は約5割となる見込みと伺っております。

県といたしましては、引き続き、鹿児島県と密接に連携しながら、必要な予算確保に努め、早期完成に向け、しっかり取り組んでまいります。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

この県境区間5.8キロメートルがつながるまでの間は、現道区間を利用しなければならないという状況であります。

本県では、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されていることから、仮に、地震発生により現道区間が通れなくなった場合は、これまで整備を行ってきた区間も、その機能を発揮することができなくなるわけであり、大変危惧しております。

このため、県境区間をつなぎ、道路ネットワークの充実を図ることは、防災上の観点からも、また、後方支援都市であります都城市がその役割を発揮するためにも、大変重要であります。

私は、これまでも何度も議会で質問をしてきましたし、ぜひとも、鹿児島県と一緒に一日も早く開通させてもらいたいと、切に願っているところであります。

そこで、県境区間の早期整備にどのように取り組むのか、知事の考えを聞いておきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 南海トラフ地震の発生も懸念されます本県におきましては、国土強靱化の観点から、道路ネットワークの充実を図る必要があると考えておきまして、後方支援都市である都城市がその機能を十分発揮するために

も、都城志布志道路の早期整備が大変重要であると考えております。

とりわけ、県境区間がつながり、本県と鹿児島県が一本の地域高規格道路で結ばれますと、防災のみならず、経済や医療面など幅広く極めて大きな効果が期待されるものと考えております。

このため、ことし1月にも、国に対して、この道路の必要性や地元の皆様の切実な思いというものを伝えながら、予算の重点配分と早期整備を強く訴えてきたところであります。

また、私自身は、東九州道さらには中央道などの要望の際にも、九州全体のこういう高速道路体系の図をお示ししながら、都城志布志道路についても必ず触れるようにしております。

これまで、県議会を初め、沿線自治体、商工関係団体等の御支援をいただいているところでありまして、あらゆる機会を捉えて、今後とも国に対して予算確保を働きかけるとともに、国や鹿児島県ともさらに連携して、県境区間も含めた全線の早期整備に向けて、全力で取り組んでまいります。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

私は、1月21日でありましたが、再び鹿児島県議会の議員と一緒に、鹿児島県庁を訪問いたしました。この県境区間の早期開通に向けた、さらなる整備促進のお願いをいたしましたところであります。

鹿児島県では、都城志布志道路のほかにも、6つの地域高規格道路の整備が進められている状況でありまして、私といたしましては、防災面など大きな整備効果が期待されるこの道路を重点的に整備していただくべきだと考えておるところでございます。

先ほど、部長の答弁によりますと、鹿児島県

の進捗がややおこなれていると。50%という状況、うちが70%という状況。20%も違うわけでありまして、同じ距離でこんなに差があるということは、同時開通はなかなか厳しいと、このように理解をいたしているところであります。早期開通の実現に向けた予算確保について、ぜひとも、河野知事みずからが鹿児島県三反園知事をお願いしていただくということも必要かと、このように考えておりますので、どうぞひとつよろしく、働きかけをお願い申し上げておきたいと、このように思います。

それでは次に、再造林対策について環境森林部長にお尋ねいたします。

現在、本県では、全国に先駆けて森林資源の充実が進み、大型製材工場や木質バイオマス発電施設の整備等による木材需要の増加に伴い、伐採面積も増加しております。

宮崎県は、県土の76%が森林であり、水源の涵養や山地災害の防止、森林資源の循環利用のためにも、伐採後に適切な再造林を行っていく必要があります。

しかしながら、林業採算性の低下や担い手の減少・高齢化が進む中、特に所有規模の零細な県南地域では、伐採後の再造林がされず、放置されたままの森林が増加している状況にあります。

このように、再造林がされずに放置された森林が増加し、九州北部豪雨のような大雨が降ると、山地災害の発生が心配されるところであります。

そこで、本県における伐採及び再造林の面積について、環境森林部長にお伺いしておきたいと思っております。

○環境森林部長（甲斐正文君） 平成29年度における本県の伐採面積は約2,670ヘクタール、再

造林面積は2,124ヘクタールで、再造林率は、地域によって差はありますが、県平均で79%となっております。

○徳重忠夫議員 今、県平均では79%ということでしたが、都城森林組合に聞きますと、40%程度しか再造林されていないという現実をお話しいただいたところであります。森林を伐採後に放置した期間が長くなるほど、その間に草木が茂りまして、再造林するための地ごしらえにも手間がかかりまして、経費も上がってしまうことから、再造林を推進するためには、伐採後、速やかに造林を行うことが重要であります。

伐採で使用した林業機械を、植栽するための地ごしらえや苗木の運搬などに利用する「伐採と造林の一貫作業システム」は、速やかな再造林を進める上で大変有効な取り組みであります。

また、この再造林方式が広がると、着実な再造林につながっていくと考えます。

そこで、伐採と造林の一貫作業システムの推進にどのように取り組んでいるのか、環境森林部長にお伺いしておきたいと思っております。

○環境森林部長（甲斐正文君） コンテナ苗を活用して、伐採後直ちに造林を行います一貫作業システムは、作業の省力化や低コスト化を図り再造林を進める上で、極めて有効であります。

このため県では、平成27年度から実証事業に取り組み、その成果について、山会議等での研修会を通じて普及に努めているところであります。

また、昨年度から、民間の素材生産事業体に対しまして、モデル事業により積極的に普及を図るとともに、今年度から森林組合において、

国の事業を導入し、本格的に取り組みをスタートさせたところであります。

県としましては、伐採跡地の再造林を確実に進めていくため、本システムの普及・定着にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 伐採と再造林の一貫作業システムを推進する上で、年間を通じて植栽を可能にする、今部長がおっしゃいましたコンテナ苗の普及をしていくことは、大変有意義であると考えます。

コンテナ苗は、プラスチックやビニールシート容器で育苗され、苗畑管理や植栽の省力化が図られるとともに、植栽後の成長もよいとされております。

再造林対策として、優良苗木の安定確保は不可欠であります。苗木が不足する年もあると聞いております。

このような中、都城森林組合では、平成22年からコンテナ苗の生産を開始し、母樹林や生産施設を整備し、今後も増産に取り組む計画があります。大変心強く思っております。

そこで、コンテナ苗の生産拡大に向けた県の取り組みについて、環境森林部長にお伺いしておきたいと思っております。

○環境森林部長（甲斐正文君） コンテナ苗は、従来の苗木よりも植えつけが容易で活着がよく、通年の植栽が可能であることから、一貫作業システムを推進する上で有効であり、今後、需要の増大が見込まれております。

このため県では、今議会にお願いしております「コンテナ苗供給拡大体制整備事業」によりまして、国庫補助の対象とならない小規模生産者への施設整備や、新たな生産者の参入を促進するため、試験的生産への支援などを行うとと

もに、すぐれた技術を有する生産者を講師とした研修会を開催する予定であります。

これらの取り組みによりまして、生産体制の整備を進め、現在でも日本一の生産量であります杉コンテナ苗の生産拡大をさらに図ってまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 続いてお尋ねいたしますが、再造林を行うためには費用がかかります。森林整備事業では、計画的な再造林を行う場合の補助率が68%で、残りは森林所有者の負担になり、その後の下刈りにも費用が生じることから、再造林を断念するケースもあると思われま

す。しかし、地域材を利用する製材工場等にとっても、森林資源を将来にわたって循環利用していくためには、再造林が不可欠であることから、原木の利用者サイドからも再造林の支援に取り組む必要があると、私は考えております。

そこで、木材を利用する側から再造林を支援する仕組みづくりについて、環境森林部長に伺っておきたいと思

○環境森林部長(甲斐正文君) 木材加工・流通等の木材を利用する側が再造林を支援することは、森林所有者の負担を軽減し、再造林への意欲を喚起する上で、議員御指摘のとおり大変有効で意義深いと考えております。

県におきましても、山会議において、再造林対策を最重要課題として、これらの関係者が協議を重ねているところであります。

また、今議会にお願いしております「再造林推進普及啓発事業」により、素材生産や木材加工・流通にかかわる事業者を対象として、再造林支援のあり方等についての意見交換会を開催し、議論を深めていきたいと考えております。

県としましては、このような取り組みを通じ

て、川上の森林所有者から川下の木材利用者までの連携を進め、再造林支援の仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 知事にも伺っておきたいと思

います。再造林を進めていく上では、費用負担や苗木、担い手の確保などさまざまな課題がありますが、再造林を適切に行い、環境や経済面で豊かな森林を次世代に引き継いでいく必要があります。

本県は、杉の素材生産量27年連続日本一を誇る全国有数の森林・林業県でもあります。伐採する量だけでなく、伐採後しっかりと再造林が行われ、森林資源が循環利用できる、全国に誇れる森林を造成していくためには、再造林について日本一であってほしいと願っております。

今回は3期目となる知事に、再造林に対し、さらに力を入れていただきたいと考えております。そこで、県は再造林対策についてどのように取り組んでいくのか、知事の考え方をお聞きしておきたいと思

○知事(河野俊嗣君) 「伐って、使って、すぐ植える」という資源循環型林業を実現する上で、伐採後の再造林の実施は大変重要なものと考えております。

このため県では、国の事業や県の森林環境税等を活用し、森林所有者の負担軽減を図るとともに、造林コストの縮減や優良苗木の安定供給体制の整備等によりまして、再造林を積極的に推進しているところであります。

来年度から、新たな森林管理システムがスタートしますので、この制度を担う市町村に対して、伐採後の速やかな再造林等の適切な経営管理が行えるよう、しっかり支援してまいりたいと考えております。

さらに、ことし4月には「みやざき林業大学

校」を開講し、本県の林業を支え、リードしていく担い手も育成してまいりたいと考えております。今を生きる私たちは、先人のたゆまぬ努力による森づくりの恩恵を受けているわけでありまして、その努力に報い、将来世代に対する責務を果たすためにも、再造林、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

これらの施策を総合的に推進することにより再造林を進め、森林・林業のトップランナーとして、全国に先駆けて次世代の森林造成に取り組み、未来につなげてまいりたい、そのように考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。ぜひそういう方向で努力いただきたいと、お願いしておきたいと思っております。

次に、ヘルプマークについて伺います。

内部障がいや難病、聴覚障がいなど、外見からは障がいの有無がわからなくても、配慮や援助を必要としている方が周りの人から援助を受けやすくする「ヘルプマーク」の取り組みが、全国的に広がっております。

例えば、聴覚に障がいのある方は、外見からは配慮が必要か判断が難しいわけですが、ヘルプマークをつけることで、何か困った場面に遭遇したときに、周囲の人もジェスチャーや筆談などを使って手助けすることができます。このようにヘルプマークは、共生社会を実現する大変よい取り組みだと思っております。

本県では、全国障害者芸術・文化祭や全国障害者スポーツ大会の開催も控えておりますので、ヘルプマークを早く県民に浸透させ、思いやりにあふれた社会づくりを進めていただきたいと考えております。

そこで、この取り組みが始まってちょうど1年が経過しようとしておりますが、現在のヘル

プマークの交付状況と普及を図るための取り組みについて、福祉保健部長にお伺いしておきたいと思っております。

○福祉保健部長（川野美奈子君） ヘルプマークにつきましては、昨年の4月から本年の1月末までの間で、約2,400人に交付しております。

県としましては、ヘルプマークの趣旨を広く県民の方々に理解していただくことが、何よりも重要であると考えております。

このため、各種の会議やイベント等の場を活用したPRを行うとともに、商業施設や金融機関を中心に、ポスター掲示の協力依頼を行うなど、行政や関係団体のみならず、幅広く企業等の協力を得ながら、周知に取り組んでいるところであります。

今後は、これらの取り組みに加え、地域に向いて出前講座を実施するなど、より多くの方々にヘルプマークを知っていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。それでは、よろしく願いしておきたいと思っております。

教育長にもお伺いしておきたいと思っております。ヘルプマークの教育現場における普及啓発について伺います。

ヘルプマークについては、県としても推進する取り組みが、昨年4月より始まったばかりであります。であればこそ、スタート間もないこの時期に、その確実な普及や啓発が肝心であると、私は考えております。

そこで、私は、ヘルプマーク本来の意味を、大人だけでなく、子供のうちからしっかりと理解していく教育を行えば、このマークの趣旨を、親を含めた家庭・地域、県内全域へも、早く定着できるのではないかと考えます。

特に小中学校における学校教育の中で、このヘルプマークを学んでいくことは、このマークを見かけたときに、その意味がわかり、見た目にはわからなくても助けが必要であることを知ることができます。

特に、バスや電車の中で席を譲ったり、「何か手助けしましょうか」とか声をかけてあげたり、状況に応じてすぐに行動ができます。「思いやり」の気持ちにあふれた子供たちを育てていくことになるのではないのでしょうか。

そこで、小中学校でもヘルプマークの趣旨について理解を深めてほしいと考えますが、教育長の考え方をお聞きしておきたいと思います。

○教育長（四本 孝君） ヘルプマークにつきましては、現在、福祉保健部と連携を図りながら、各学校への周知に関し、その準備を進めているところであります。また、県内で使用されている道徳科の教科書の中には、ヘルプマークが掲載されているものもありまして、そのマークに込められた思いや願いを通して、「思いやりの心」や「感謝の気持ち」など、「いのち」を大切に学ぶが進められているところであります。

県教育委員会といたしましては、小中学校の教職員に対して、研修会などの機会を通じて、その趣旨の理解を深め、援助や配慮が必要な方々に対して、思いやりの心を持って接することができる子供たちの育成に努めてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。小中学校の段階においても、このヘルプマークの趣旨の理解を深め、思いやり・感謝など、道徳科の授業で学んだり、その授業を進めていく先生方への研修の中でも、このヘルプマークを扱ったりしながら学校教育を進められていること

が、理解できました。

県教育委員会には、今後とも、このヘルプマークの趣旨を理解するための教育現場での取り組みを充実していただけますように、お願い申し上げておきたいと思います。

次に、国土強靱化について伺ってまいります。

近年、全国各地で台風や地震などによる自然災害が頻発しており、本県においても、南海トラフ地震や大型台風など激甚化する自然災害から県民の生命・財産を守るためには、災害に強い県土づくりを早急に進めることが大変重要であります。

このため、県議会でも、昨年9月、県土の強靱化を推進するため、国に対し「国土強靱化対策の推進に向けた予算の確保を求める意見書」を提出したところであります。

このような中、政府は昨年12月に、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を閣議決定し、緊急対策160項目について、2018年から2020年までの3年間で集中的に実施することといたしました。

3年間の総事業費は約7兆円になるとのことです。本県でも積極的に取り組むべきと考えますが、まずは国の「3か年緊急対策」の目的や内容はどのようなものであるのか、危機管理統括監にお伺いしておきたいと思います。

○危機管理統括監（田中保通君） 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」は、平成30年台風第21号や北海道胆振東部地震等を初めとする近年の自然災害により、空港機能の停止や大規模停電などが発生し、国民の生活・経済に大きな影響を及ぼしたことから、あらゆる災害に際し、重要インフラがその機能を維持できるよう、特に緊急に実施すべきハード・ソ

フト対策について取りまとめたものであります。

具体的には、「防災のための重要インフラの機能維持」と「国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持」を大きな2本柱とし、「大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化」「救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保」「陸海空の交通ネットワークの確保」など、7つの分野で、160項目に及ぶ緊急対策を3年間で集中的に実施することとしたものであります。

○徳重忠夫議員 次に、国土強靱化対策に係る本県の状況について伺ってまいります。

国は、防災や国民生活を支える重要インフラの機能を維持するため、さまざまな分野でハード・ソフト対策を実施するとのことであり、今年度補正予算と来年度当初の国費で、約2.4兆円の予算を確保しているようであり、

本県においても、この機会を逃すことなく、国の予算を積極的に活用し、県土の強靱化に向けた防災対策を実施すべきと考えます。県では、緊急対策関連予算として、2018年度補正予算と2019年度当初予算を合わせて、約290億円の予算を計上しているようですが、具体的にどのような対策に取り組まれるのか、環境森林部長、農政水産部長、県土整備部長にお伺いしておきたいと思っております。

○環境森林部長（甲斐正文君） 今回の防災・減災、国土強靱化対策に向けて環境森林部では、山地災害危険地区のうち特に危険性の高い森林や海岸防災林などを対象に、緊急点検を実施したところであります。

この点検結果を踏まえ、具体的な対策としましては、土砂や流木災害から人家等を守るため

の治山ダムや、海岸防災林における防潮堤の整備、及び危険地区周辺における間伐等の森林整備、さらには、自然公園における利用者の安全確保を目的とした歩道の整備等に緊急に取り組むこととしております。

なお、環境森林部における緊急対策関連予算は、2018年度補正予算と2019年度当初予算を合わせ、約20億円をお願いしているところであります。

○農政水産部長（中田哲朗君） 農政水産部における2カ年の関連予算は約23億円で、具体的な対策といたしましては、昨年7月の西日本豪雨によります農業用ため池の決壊等の被害が発生しましたことから、豪雨や地震などの非常時にも利水機能や安全性を確保できるようにするための防災重点ため池の堤体補強などの改修工事や、豪雨時の湛水被害を軽減するための排水機場の整備に取り組んでまいります。

また、流通拠点漁港などにおける地震・津波対策といたしまして、防波堤や岸壁の耐震化工事に取り組んでまいります。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県土整備部における2カ年の関連予算は約246億円で、具体的なハード対策につきましては、大規模な浸水対策として、横市川などにおける河川内の樹木伐採や掘削、及び堤防強化を図ります。また、地震・津波や土砂災害等の対策として、国道223号などにおける道路のり面の防災対策を実施するほか、橋梁の耐震補強や港湾の岸壁耐震化及び砂防堰堤の整備などに取り組んでまいります。

また、ソフト対策につきましては、迅速な避難につながる河川情報の提供を図るため、河川監視カメラや水位計などの設置を行ってまいります。

県としましては、3か年緊急対策を着実に推進していくとともに、完了後も、県土の強靱化を実現するため、引き続き、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策に全力で取り組んでまいります。

○徳重忠夫議員 それぞれ対策を発表していただきました。ぜひこれが早急に実現できるように、御努力いただきたいと思っております。

次に、子育て支援について伺ってみます。

知事は、さきの選挙においても、「人口問題に徹底して取り組む」ことを公約として掲げられました。「合計特殊出生率2.07を目指す」とされておりました。

しかし、本県の平成29年度の合計特殊出生率は1.73と、全国2位の高い水準とはいえ、2.07とは大きな開きがあります。また、出生数も、平成24年に1万人を割り込んでから、減少が続いております。

私は、この減少を食い止めることの難しさは認識しながらも、何とかしなくてはならない、せめておくらせなくてはならないと強く思っているところであります。

このような中、県内の各市町村では、第2子、第3子への出産祝い金や小中学校の給食費の助成など、さまざまな工夫を凝らした支援策を手堅く展開しております。

また、他県においても、企業が男性従業員に育児休業を取得させる取り組みの支援や、子育て世代へのさまざまなサービスを提供するなど、それぞれの知事の「子供を生み育てることを応援しています」との思いが伝わる、独自の施策が打ち出されておるようであります。

3期目を迎えるに当たり、本県においても、このような知事の熱い思いと実行力を県内外に伝える思い切った施策が必要と考えております

が、知事のお考えをお聞きしておきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 県では、出会い・結婚・妊娠・出産・子育て、それぞれのライフステージに応じたさまざまな支援策を展開するとともに、市町村の子育て支援活動への助成や、子育て支援団体の活動を支援する取り組み等を通じ、市町村、企業、団体とも連携しながら、子育て支援に取り組んできたところであります。

その中で、私もこれまで県民の皆様とさまざまな対話を重ねる中で、子育てと仕事の両立の難しさや育児の負担感など、さまざまな課題を子育て世代は抱えておられる、今後さらに支援策を充実していく必要があるという考え方のもとに、「子育ての不安や負担を軽減するための環境整備」に取り組むことを、3期目を目指す「政策提案」の中で、県民の皆様にお示したところであります。

子育て支援策は少子化対策の根幹でありますので、本県の強みである、自然豊かで人に優しい県民性というものを生かしながら——私自身も子育てをする中で、それを非常に実感したところでありますし、「よい子が育つ都道府県ランキング」で全国トップクラスというような評価もいただいているところであります。

こうした強みを生かしながら、市町村、企業、団体とも十分に連携を図りながら、「宮崎で子育てをしてよかった」と実感してもらえようような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 それでは、続けてお尋ねしていきます。結婚支援について伺ってみたいと思っております。

少子化の大きな原因の一つに、未婚化・晩婚

化の上昇が言われております。平成27年の全国の35歳から39歳までの未婚率は、男性が33.7%、女性が23.3%と、35年前と比べて女性が18ポイント、男性では25ポイントも上昇しております。

一方、昨年度、県が大学生を対象に行ったアンケートによりますと、将来結婚したいとの意思を示した学生は、全体の9割を占めております。希望と現実が乖離している状況であります。

本県においても、県や市町村でさまざまな取り組みが行われておりますが、特に、県が設置した「みやざき結婚サポートセンター」は、結婚したい気持ちはあるが、なかなか一歩を踏み出せない方々に対して、最初の一歩を踏み出させるきっかけを与えることに、その設立意義があるものと認識しております。

そこで、「みやざき結婚サポートセンター」のこれまでの実績と今後の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いしておきたいと思っております。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 「みやざき結婚サポートセンター」は、平成27年8月の運用開始以来、約3年半が経過いたしました。これまで2,601組のお引き合わせを行い、このうち51組が入籍されるなど、一定の成果を上げているものと考えております。

本県におきましても、少子化の要因である未婚化・晩婚化が進行しておりますので、結婚を希望する方に対して、出会いの支援をすることは、大切な取り組みであると考えております。

このため、今後、これまでの取り組みを通して得られた課題等を踏まえ、相談機能の充実や会員向けの各種講座の実施などに取り組むとともに、企業や団体等とも連携しながら、社会全

体で結婚を応援する機運醸成に努めてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。51組もの方々が、「みやざき結婚サポートセンター」で良縁が得られた。大変うれしく思っております。大きな意義を感じたところであります。

さまざまな環境や価値観の変化など、難しい面もあろうかと思いますが、これからも会員の方々それぞれに親身に相談に乗るなど、きめ細かなサポートを通じて、良縁を得られる方がふえますよう、お願い申し上げておきたいと、このように思います。

最後の質問になろうかと思いますが、施設園芸の振興策について伺います。農政水産部長にお伺いしたいと思っております。

昨年12月、農林水産省から、平成29年の「農業産出額」が公表されました。本県農業の現状を示す一つの指標として、私も興味深く拝見いたしました。その内容に対して、大きな衝撃と危機感をもって受けとめたところであります。

公表値によりますと、本県の産出額は3,524億円と、4年連続で全国第5位となりました。しかしながら、耕種部門は、91億円減少の1,229億円となっておりまして、県全体の産出額減少の要因になっております。特に、本県の主力品目でありますキュウリとピーマンの減少が大きく、前年から、キュウリは29億円、ピーマンは18億円も減少いたしております。

私は、農業者の高齢化や担い手の減少が進む中、生産量など、ある程度の減少は想定していましたが、今回公表された数値は、まさに一つの産地がなくなったほどの規模であり、大変驚いているところです。

私は、今回のような統計数値は、農業の実態を把握し、効果的な施策を推進していく上で、大変重要なものであると思っております。県におかれましても、的確な分析を行う必要があると考えます。

そこで、農政水産部長にお伺いいたします。国が公表した平成29年の本県野菜の産出額が大きく下がったことに対する県の見解について、お伺いしておきたいと思えます。

○農政水産部長（中田哲朗君） 本県の平成29年産の野菜産出額が減少した主な要因につきましては、国に確認いたしましたところ、キュウリやピーマン等の果菜類を中心に価格が低下したことなどが影響したものと伺っております。

しかしながら、県が把握しております農業団体等の販売実績などと比べると、減少額が大きいと感じておりますことから、今後、国に対しまして、このようなデータを提供していくなど、情報共有化にさらに努めてまいりたいと考えております。

県といたしましては、野菜は畜産と並ぶ本県農業の主力品目でありますので、今後とも、生産基盤や販売力の強化を進め、野菜を初めとした耕種農業の振興を図ってまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 こういったデータの数値については、国と連携をしっかりと図っていただき、しっかりした数字が出るように御努力いただきたいと、このように思っています。

ところで、私は、本県の農業産出額を増加させるためには、施設園芸の振興は欠かせないと、このように考えております。私も、かつて施設キュウリの生産者でありました。本県の施設園芸農家の多くは、高いレベルの栽培技術と経営能力を持っておられ、生産を向上させる潜

在能力は十分にあると、私は確信いたしております。

さらに、県を初めとする関係者が、明確な将来ビジョンを示し、具体的な施策によりしっかりと支援していくことで、収益性の高い農業経営を実現させることが大事であると思っております。

また、私は以前、熊本県八代市のトマト生産団地を調査したのでありますが、広大なハウス地帯で、ベテランや新規の農家の皆さんが一体となって産地づくりに取り組んでいる様子を目の当たりにし、全国をリードする産地のあり方として、大変参考になりました。

私は、本県の施設園芸においても、キュウリ、ピーマンなどの主力品目を絞りながら、一定の規模や生産量を確保するためのハウスの集約化など、生産力が最大限に発揮できる環境づくりを進める必要があると考えております。

そこで、今後の施設園芸の振興について、県としてどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いしておきたいと思えます。

○農政水産部長（中田哲朗君） 施設園芸の振興につきましては、昨年3月に策定いたしました宮崎県施設園芸振興戦略を基本に、施設園芸の技術革新と産地再編を進め、全国トップクラスの産地づくりに取り組んでいるところであります。

具体的には、ICTを活用した環境制御装置などを備えた高度化ハウスの導入等により、収益性の向上を図るとともに、経営規模の拡大や、地域の主力品目の生産拠点となるハウス団地の整備により、生産力の強化を推進しているところでございます。

県といたしましては、引き続き、生産者や関係機関・団体と連携しながら、もうかる施設園

芸の実現に向けたこれらの取り組みを、スピード感を持って進めてまいります。

○徳重忠夫議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。ぜひこれらが実現できるように、結果が出せるように努力していただきますようお願いいたします。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○外山 衛副議長 次は、武田浩一議員。

○武田浩一議員〔登壇〕(拍手) 皆さんこんにちは。自民党くしまの武田でございます。よろしくお願いたします。

河野知事、3期目の御当選おめでとうございます。対話と現場主義を今まで以上に徹底され、まずは3期目の4年間で宮崎丸の船長として手腕を発揮していただきますよう、心よりお願い申し上げます。

知事は議会冒頭、「県政運営の基本姿勢」の中で、将来を見据え、変化に対応するための明確なビジョンを示すこと、実行力、人口減少問題への対応と宮崎県のさらなる発展等々、知事が先頭に立って、人口減少問題など困難な課題へ果敢に挑戦し、しっかり成果を出していくことを強く意識しながら県政を推進してまいりますと言われました。特に今回、県の総合計画の中で、2030年までの目標であった総人口100万人超から100万人程度へ、また、合計特殊出生率を2.07から1.9程度と下方修正されました。このことに関しましては、自民党の山下議員の代表質問で理解したところであります。

また、総合計画長期ビジョンの5つの長期戦略の質問の中で、「これらはいずれも、本県の将来を描いていく上で必要不可欠であると考えておりますが、その中でも全体のベースとなる戦略は、「人口問題対応戦略」であります」と

答弁されました。また、人口減少対策にどのように取り組むかという問いの中で、「我が国においても、いわゆる団塊の世代が後期高齢者になろうとする一方で、出生率の減少が続いており、人口減少は長期にわたるものと推計されています。私は、人口減少に入ったことを悲観的に捉えるのではなく、私たちの意識や社会のあり方を変えることで、希望ある未来を築いていくことが必要であると考えております」と答弁されました。全く同感であります。

全国的に、また本県でも人口減少は長期にわたると推計されております。であれば、先行き不透明な中で施策を考え実行することより、人口減少がある程度確実な中で実行可能で、ある程度見込める施策が打てるのではと考えます。このような考えのもと、今回の一般質問を行ってまいりますので、答弁をよろしくお願申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問してまいります。

人口減少が長期にわたるとも推計される中、3期目の任期4年ではなく、宮崎県知事として県全体の長期的なビジョンをどのように描かれているのか、知事の考えを伺います。

次に、人口減少で労働力不足、世代構造も変化する中、働き方改革も進めながら、社会経済の活動を維持していく必要があると考えますが、県内の各分野でも労働力不足が心配される中、県としてはどのように対応されるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

あとは質問者席にて質問してまいります。

(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。県の長期ビジョンについてであります。

人口減少は、経済や産業はもとより、福祉・

医療、教育に至るまで、さまざまな分野に影響をもたらすこととなります。

このため、総合計画の長期ビジョンにおきましては、人口問題対応戦略をベースとして5つの戦略を掲げ、子育ての不安や負担の軽減、移住・定住の促進等を図るとともに、地域や産業を担う人財の育成・確保、一人ひとりの能力が発揮される社会の実現など、人・くらし・産業の各方面から総合的に施策を展開することとしたところであります。

人口減少は当面続きますが、こうした今できることに全力で取り組むとともに、私たちの意識や社会のあり方を変え、希望ある未来を築き、新しい「ゆたかさ」の実現を図っていく必要があると考えております。グローバル化や科学技術の進展など、時代の変化に的確に対応しながら、経済の活力にあふれ、誰もが地域社会で活躍でき、安全・安心な暮らしや豊かな自然環境を享受できる、持続可能な地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長（日隈俊郎君）〔登壇〕 答えいたします。労働力不足への対応についてであります。

労働力不足は、あらゆる分野で顕在化しており、地域経済の活力を維持するためには、早急な対応が必要であると考えております。

このため、まずは、若者の地元定着に向けたキャリア教育の充実や企業情報の発信強化を進めるとともに、「働き方改革」に対応した労働環境の整備や、女性・高齢者、外国人など多様な人材の活躍を促進し、働く場所の魅力向上と産業人財の育成・確保の取り組みを進めていく必要があると考えております。

また、中長期的な視点からは、今後進展が見

込まれますIoT、AIなどの先端技術の活用による省力化や生産性の向上、さらには起業・創業やイノベーション創出への支援にも努めていく必要があると考えております。

これらの施策を市町村や企業・関係団体と連携しながら展開し、人口減少下にあっても地域社会や経済の活力が維持・発展していけるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○武田浩一議員 ありがとうございます。人口減少、労働力不足、世代間の人口構造等々、難しい課題にしっかりと取り組んでいただくことはもとよりですが、10年後、20年後の宮崎のビジョン、夢を、知事には大いに語っていただき、今後ますます県政に取り組んでいただければと思います。よろしく願い申し上げます。

また、人口減少の中に、今後IoT、AI等の先端技術の革新が大きく、早く進むと考えます。全国の他県におくれないよう、先を行く考えで県の取り組みを進めていただきますよう、要望してまいります。

それでは次に、今回、防災・減災、国土強靱化対策として、平成30年度補正として1兆円、平成31年度当初として1.3兆円、3カ年でおおむね7兆円程度、集中的に実施となっておりますが、この「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に関する県土整備部の来年度の予算及び具体的な内容について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県土整備部では、平成31年度当初予算案におきまして、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に関する予算として、約143億円を計上したところです。

具体的な取り組みとしましては、大規模な浸

水対策として、河川内の樹木伐採や掘削、堤防強化に加え、迅速な避難につながる河川監視カメラなどの設置を行うほか、地震・津波や土砂災害対策として、橋梁の耐震補強や道路のり面の防災対策及び無電柱化、さらには、港湾の岸壁耐震化や砂防堰堤の整備などを集中的に実施することとしております。

県としましては、国や市町村、建設業団体等と連携を図りながら、円滑な事業の執行に努め、県土の強靱化に向けた取り組みを一層加速させてまいります。

○武田浩一議員 地元を回りますと、今年の台風24号、25号の後、河川・河道内の樹木伐採と掘削等々、本当に数多くの要望をいただいております。これまでは県の単独事業ということで、なかなか要望に応じられない状況がありました。

毎年のように住宅の浸水、農地の水没、流木、流石に、地域の方々は苦勞されております。3カ年といわず、今後、予算の獲得を目指していただきたいと思っております。

でも、今回の防災・減災、国土強靱化予算に対しましては、本当に地域の方々から喜ばれております。よろしく願い申しておきます。

次に、3月1日金曜日に大変うれしいニュースが流れてまいりました。国土交通省より、新規事業採択時評価手続等の着手についての発表がありました。

そこで河野知事に、東九州自動車道の全線開通に向けた知事の強い意気込みを、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 東九州自動車道は、南海トラフ地震などの自然災害から生命・財産を守り、人口減少下においても、生産性向上によりまして、さらなる経済成長を実現させる大変

重要な道路であると考えております。

このため、早期整備の必要性について、あらゆる機会を通じて国に強く訴えているところでありまして、1月には、鹿児島県の三反園知事と一緒に国に参りまして、油津一串間一夏井間の早期事業化に向けて強く要望してきたところであります。

このような中、今御指摘がありましたように、3月1日に国土交通省から、日南市の油津一南郷間、そして、串間市域を含む奈留一夏井間の合計20キロメートルを超える区間につきまして、新規事業採択時評価手続に着手するとの連絡がありました。

これは、来年度事業化に向けた最終段階の手続でありまして、事業化となれば、串間市において初となるものでありまして、全線開通に向けた大きな一歩と、大変うれしく受けとめたところであります。

長年にわたり御尽力をいただきました県議会、沿線自治体、経済団体、道づくり女性の会を初めとする関係の皆様方に、心より感謝を申し上げます。

高速道路はつながってこそ、その真価が最大限に発揮されるものでありまして、今後とも、私が先頭に立って、一日も早く全線開通するよう全力で取り組んでまいります。

○武田浩一議員 ありがとうございます。知事を初め、県の皆様、また国、関係機関の皆様、もちろんこの会場にいらっしゃいます県議会議員の皆様、本当に地元の皆様の長年の夢が、やっと、大きな一歩というか、三段跳びで来たような。今回、もしかすると、また油津から南郷までで、串間まで来ないんじゃないかという感じも受けないではなかったんですが、昨年末から知事、部局、また、串間の島田市長等と話

をすると、また国会議員の先生方と話をすると、何か前向きな話が多かったものですから。20キロにわたる夏井一串間を越えて奈留までという大きな区間が事業化に向けて、着手されるということで、本当にうれしく思っております。

インフラ整備が本当におくれていました県南地区、本当に命の道であり、産業の道であります。これで、少しでも早い全線開通に向けて、また、河野知事の全力投球をお願いしますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成29年の宮崎県観光入込客統計調査によりますと、市の合計が前年比で97.6%、町村計101.6%、県計が98.8%の中、当串間市では、28年比で県外客70.6%、合計比66.2%、串間市都井岬の観光客が激減いたしております。これは、448号の通行どめが大きく関係していると考えております。その中で、平成32年度末の全線開通が待たれるところではありますが、国道448号線藤地区で採択されました災害関連事業について、現在の進捗状況をお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 国道448号串間市藤地区の災害関連事業につきましては、昨年3月の事業採択後、地権者の方々の御協力により、早期に用地取得が完了したことから、昨年10月に南郷側において、トンネル取り付け部の工事に着手し、3月末には完成する見込みであります。

また、トンネル本体工事につきましても、一日も早い復旧を図るため、2工区に分割し、昨年12月に契約締結したところです。

現在は、両工区ともに、工事に必要な資材や機械の手配を進めており、準備が完了後、トンネル掘削工事に着手することとしております。

全線の開通は平成32年度末を予定しておりますが、一日も早い完成に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 よろしく願いしておきます。

次に、本年に入りまして、串間市市木の自治会連合会長と地元市議とともに、串間土木事務所に要望に行つてまいりました。

県道市木串間線の牧内地区における未改良区間の整備について、今後どのように取り組んでいかれるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県道市木串間線は、市木と串間を結び、沿線住民の生活を支えるとともに、緊急輸送道路にも指定されるなど、重要な路線であります。

このため、これまでに、山の神工区、子持田工区などにおいて計画的に整備を進めてきたところであり、延長16.1キロメートルのうち、13.2キロメートルが改良済みであります。

現在、牧内地区の約1キロメートル区間においては、一部、2車線で改良されておりますが、地形が険しい山間部を通過するため、急カーブが連続しており、安全で円滑な走行に支障が出ている状況にあります。

このような中、串間市の中学校の統合により、平成29年度からスクールバスの運行が開始されており、また近年、大型車の通行も増加してきていることから、円滑な交通の確保に向け、道路線形の改良について検討してまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 ありがとうございます。今、御答弁にもありましたとおり、串間市は中学校を1校に統合いたしました。そのスクールバスが通る県道であります。近年、杉の伐採等で2

連結した大型トラック等の通行も増加しております。市木地区は、串間市内でも特に高齢者が多い地域であります。早期の道路線形の改良を要望しておきます。よろしく願いいたします。

次に、昨年初めてフォレストベンチ工法という工法の説明を受けました。説明では、経済性や景観等の観点から、観光立県を標榜する宮崎にとってすばらしい工法であると理解したところですが、フォレストベンチ工法に対する県の認識と実績についてお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） のり面対策工法の選定に当たりましては、地質や規模、勾配などの現地の状況を踏まえ、経済性や施工性、維持管理、景観等の観点から総合的に検討を行い、工法を決定しているところです。

御質問のフォレストベンチ工法は、斜面にアンカーと鉄製の柵を階段状に設置することにより、斜面の安定を図るとともに、植樹を行い、化粧材として間伐材を表面に取りつけることで、環境と景観にも配慮したのり面対策工法の一つであると認識をしております。

県では、本工法を「宮崎県新技術活用促進システム」に登録し、工法の特徴や活用の効果等の情報提供を行っており、県内において、県発注工事でこれまで2件の実績があるほか、国や日南市においても採用されております。

県としましては、今後ともフォレストベンチ工法を含め、それぞれの工法の持つ特性を踏まえ、適正な工法の選定に努めてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 確かに、それぞれの工法の持つ特性を踏まえ、適正な工法の選定が重要であると、私も考えます。しかしながら、当宮崎県は、観光みやざきであります。コンクリートで

塗り固めるよりも、自然景観を生かしたフォレストベンチ工法を少しずつでも進めていかれるべきと考えます。また、県木材利用技術センター等が技術を持っております、木材を使ったガードレール等を、特に観光地、全部とは言いませんが、こういう木材を使ったフォレストベンチ工法であったり、ガードレール等を、今後少しでも多く採用されていくと、全体的に自然を生かした整備ができるのではないかと考えております。よろしく願いしておきます。

次に、南海トラフ地震の確率が高まる中、太平洋側の東北のほうは、現状S-net、東京から関西のほうまではDONET等の海底地震津波計測網が整備されております。四国の高知沖から日向灘海域、本県串間までのN-netが整備されますが、このN-netの整備スケジュールと整備効果について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 南海トラフ地震の想定震源域であります高知県沖から日向灘海域におきまして、地震や津波の発生を早期に検知するための南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の整備につきましては、今年度、国において調査が開始され、さらに、30年度第2次補正予算及び31年度予算案に構築費32億円が盛り込まれたところであります。

今後、国は、海洋調査やケーブルの敷設工事、陸上局舎の設置など、5年程度をかけて整備する予定と聞いております。

N-netが整備された場合、従来より地震動を最大20秒程度、津波を最大20分程度早く検知できるため、早期避難への活用など人的被害軽減への効果を期待しているところであります。

県としましては、国に対し、さらなる早期整

備や、整備が行われた箇所から順次運用を開始していただくよう、強く要望してまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 ありがとうございます。先日、漁業をされている方とこういうお話をさせていただきました。それは早くしてくれというお話でした。津波が最大20分程度早く検知できるとなると、高齢者の方々、体に障がいのある方々等々、多くの命が救えるのではないかと大変期待しております。5年程度と言わず、早期の整備よろしく願いしておきます。

次に、先日御報告いただきました津波避難等に関する県民意識調査では、ほとんどの項目で40%以下にとどまるなど、県民意識をどう変えるかが大切であります。来年度予算においても、「みんなのPOWERを結集！「共助の力」強化事業」、「みやざき消防力充実強化事業」等々ある中で、現場地域住民と連携を図り実務を行うのが、防災士、自主防災組織、消防団であります。この3者の連携のあり方について、県の考え方を、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 南海トラフ地震や大型台風など、大規模災害への対応は、行政機関による公助のみでは限界があり、自助や共助の取り組みが大変重要になります。

県内では、地域防災のリーダー的役割を担う防災士、地域住民の助け合いなど共助を担う自主防災組織、消火活動や捜索・救助活動など公助を担う消防団が、地域防災のために活動しておりますが、この3者が連携した活動を行うことで、より被害を抑えることができるものと考えております。

このような中、今年度実施しました「津波避難等に関する県民意識調査」では、お話にあり

ましたように、早期避難率が約38%、災害への備えは、ほとんどの項目で40%以下にとどまるなど、さらに自助・共助の意識向上を図る必要があると痛感したところであります。

県としましては、市町村と連携しながら、地域住民を対象とした研修会の開催や防災訓練等の支援などを行い、3者の連携強化や自助、共助の充実に努めてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 関西の大震災におきましては、自分で逃げ出した方が約30%、家族によって助けられた方が約30%、近隣住民によって助けられた方が約30%の計95%ほどが自助・共助で助けられたと聞いております。消防、自衛隊等々は数%だったと聞いておりますので、自助・共助の大切さが重要であります。どうか県民の皆様は、まず逃げるということ——この30%台では心もとないです——どうか県を挙げて、県民の皆様の意識を高めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、昨年から私の地元串間市のカンショ農家を襲っております、今回県内で発生したカンショの根・茎腐敗症の被害状況と今後の対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 県内で確認されました平成30年産カンショの茎・根腐敗症は、県全体の栽培面積約3,500ヘクタールの4%、約150ヘクタールで発生しております。特に南那珂地域では、栽培面積の約2割で発生している状況でございます。

発生した圃場では、茎の枯れや芋の腐敗が見られ、収量・品質が大きく低下しております。

そのため県では、31年産での発生を防ぐため、市町村、JA、酒造組合などと対策会議を開催し、カンショ残渣の適切な処理や、種芋・

苗の薬剤消毒、圃場の排水対策などの徹底を、生産者に周知しているところでございます。

さらに、国や鹿児島県と、発生要因の分析や農薬登録拡大に向けた共同研究を実施するとともに、産地での効果の高い防除技術の実証試験も行うことといたしております。

カンショは、本県の重要な基幹品目でありますので、引き続き、茎・根腐敗症の対策にしっかりと取り組んでまいります。

○武田浩一議員 よろしく申し上げます。私の地元串間の大東では、もちろん畜産も今、大変盛んでありますが、やはりカンショが一番の中心作物であります。2割という腐敗症が出ると、もしことしおさまればよいのですが、来年、再来年と続くようですと、産地がなくなってしまうのではないかとということがありますので、しっかりとこれから対応をよろしく申し上げます。

また、「食べることは生きること」「農業は未来産業」であります。国内は人口減少問題が大きな課題ですが、世界の人口はまだまだふえ続けております。私の若いころは世界人口50億人と言っておりましたが、現在75億人。世界的には食糧不足であります。その中で、本県は人口減少に対応する中、海外輸出へとかじをとっております。

そこで、本県の農産物、特にカンショの輸出の現状と、輸出品目にどう位置づけられているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 平成29年度の本県農畜水産物の輸出実績は、前年度比135%の46億4,000万円と過去最高を記録し、その中でカンショは、農産物の中では最も多い約3億円となっており、輸出を牽引する重要な品目であります。

カンショの輸出につきましては、国内では規格外であった小ぶりのものが香港で人気となり、輸出に対応した施設整備などの取り組みを進め、現在では、台湾、シンガポールなど、アジアの多くの国・地域に広がっております。

今後とも、生産者や農業団体、法人等と連携しながら、本県の特徴ある品目としてカンショの輸出拡大を図ってまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 先ほどの腐敗症の件もありますし、また輸出作物の中では、カンショというのは牽引する作物であるということですので、引き続き、しっかりと対応していただきたいと思っております。

そこで、地元からは農地への客土や土層改良等の声を多く聞きますが、支援がないのか農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 客土や土層改良等を支援する事業としましては、農地面積が20ヘクタール以上のものについては、国の畑地帯総合整備事業が、また、事業費が200万円以上で受益者が2者以上の小規模なものについては、同じく国の農地耕作条件改善事業が活用可能であります。さらに事業費が200万円未満のものにつきましては、県単土地改良事業で対応することができます。

これらの事業を実施するに当たりましては、地元農家の方々の話し合いによる合意形成が必要でありますので、市町村などの関係機関と連携していくことが重要であると考えているところであります。

○武田浩一議員 同じく、農村地域における基盤整備の必要性について、県の認識を農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 圃場整備や農

道の整備など基盤整備を推進することは、大型機械の導入などによる農作業の効率化や、水田の汎用化などによる生産性の向上等が図られ、担い手への農地集積にもつながることから、本県農業の成長産業化を図るために大変重要であると考えております。

県としましては、市町村や土地改良区など関係機関と連携しながら、引き続き基盤整備にしっかりと取り組み、農業所得の向上、農村地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 4問質問させていただきました。農業を守ることは、やはり日本を守ることだと私は思っております。いろいろやり方もあるようですが、私も地元に戻って、地元の農家の方々と協力しながらしっかりと対策を打てるように頑張ってまいりますので、また、県の皆様の御指導をよろしくお願い申し上げておきます。

次に、観光に移ります。

キャッシュレス化の推進についてお伺いする予定でしたが、先週金曜日の新見議員の質問で理解しましたので割愛しますが、数年後にはキャッシュレス化の割合が広がり、観光立県である宮崎県として、インバウンドはもとより、国内観光誘客にも必要であります。また、県内の零細事業所においては、キャッシュレス化は大変難しい問題でありますので、関係機関と連携し、早急に対応していただきたいと要望しておきます。

次に、ひなたカードの現状と今後の展開について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） ひなたカードは、顧客管理ができる本県独自のポイントカードとして、平成29年8月から導入してお

り、現在、みやざき物産館や道の駅など、県内31の観光施設で使えます。

県内外から多くの観光客が訪れるイベントの機会を捉え、その会場でPRするなど、積極的な入会促進に取り組んできた結果、会員数は、県内外で約5,400名となっております。会員に対し、県内のお祭りやイベントなどの観光情報を定期的に発信するとともに、カードの利用状況の分析やアンケート調査を実施するなど、誘客のためのマーケティングに活用しているところでもあります。

今後とも、こうした取り組みを市町村等と連携しながら行うことで、宮崎ファンの拡大やリピーターの獲得につなげ、観光誘客による地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 勉強不足で本当に申しわけないんですが、このひなたカード、私も昨年入らせていただきました。部長が今御答弁いただきましたが、この5,400という数が多いのか少ないのかというと、私はやっぱり少ないのではないかなと。昨年、観光振興対策特別委員会の参考人招致にオブザーバーで参加させていただきました。そのときに、山田桂一郎氏の話の中で、このひなたカードというのはすばらしいと。これをなぜ活用しないんだというお話がありました。その御講演を聞いたときに、本当に全国になかなかないカードであると。これを中心に宮崎県を全部まとめていって、鹿児島、それこそ九州一円これでいけるのではないかと。その情報は全て宮崎県に入ってくるという、すばらしい、将来が見込めるカードであるというのを伺いしまして、これはすぐ入らないといけないなと思って入会をさせていただきました。

今般この質問をするに当たって、何人か県の

職員の方と話す機会があったのですが、知らないという職員の方もいらっしゃいました。まずは、県の職員の皆さん、それと県内の市町村の職員の皆様に入っただけでも、相当な数になると思いますし、また、商工関係、商工会議所、商工会等々、それと、このひなたカード加盟店、これもまだものすごく少ないですね。串間にはありません。日南に2つあります。なかなか使う機会がないというのも、寂しいものであります。これを、宮崎に何回も来られる方に、ゴールドカードであるとか、ブラックカードであるとか、いろいろな特典をつけて、観光みやぎきをアピールするいい機会になるのではないかと考えていますので、これはぜひ早急に対応をしていただきたいと。来年度すぐに、どんどん広げていっていただきたいと考えておりますので、よろしく願いしておきます。

次に、平成29年度に県が行った、「日南海岸国立公園を中心とした県南地域におけるジオパーク等調査研究事業」の結果と今後の取り組みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 県では、昨年度、日南海岸周辺の県南地域に点在します多くの地域資源について、地形・地質学の観点から、専門家による学術調査を行い、将来的なジオパークへの認定等の可能性について、調査研究を実施したところであります。

その結果、県南地域には、都井岬の周辺地域や鬼の洗濯岩など、学術的な価値を有する、さまざまな地域資源があることが確認できたところであります。

一方、ジオパークの認定には、地元自治体だけでなく、観光や地域づくり等、さまざまな活

動を行っている民間団体等が一体となった運営体制を構築し、こうした地域資源の活用や保護、教育といった持続的な活動を行うことが求められております。

このため、今年度は、地元自治体や民間団体との意見交換会や勉強会を実施したところでありまして、今後、県としましては、地元がジオパークの認定を目指す場合には、その取り組みに対して、支援や協力を行ってまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 私も報告書を読ませていただきました。宮崎市から日南一串間にかけての日南海岸、串間についても知らないことが多いことにびっくりいたしました。もちろん宮崎から日南に入っても、「え、こんなところあるの」とか、「これが学術的な意味合いがあるのか」とか、今まで見たり聞いたりもしていましたが、これが資源であるということがわからないものがいっぱいありました。

九州、特に全国にあるジオパークに認定されているところは、日本列島、火山が多い地形でありますので、火山を中心としたジオパークが多いようであります。この中で、日南海岸は海のジオパークとしての宝の山だという感じがいたしました。今、部長にお答えいただきましたように、今後、地元に戻って、串間・日南を中心に、串間でも一生懸命、ジオパーク認定に向けて動いていらっしゃる方が何人かいらっしゃいますので、一緒に取り組んでいきたいと思っておりますので、また、県の支援・協力をよろしく願い申し上げます。

次に、地域医療について、先日、本県は全国の医師少数県に位置づけられました。串間市におりますと、そうだなと。お医者さんが少ないなという思いが今までもあったんですが、九州

で1県だけと聞きますと、九州で1県だけ選ばれている、選ばれているというか、少ないなと、医師の少数県となったことに、ちょっとびっくりしました。現状をどう認識されているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 本県の医師数は、10年前に比べますと、197人増加しておりますが、依然として、若手医師の減少、医師の地域的な偏在、小児科、産婦人科などの特定診療科の医師不足が解消されていない現状でございます。

県としましては、今回、「医師少数県」に位置づけられたことを重く受けとめておりまして、これらの課題の解決に向け、より効果的な対策に取り組んでいかなければならないと考えております。

○武田浩一議員 10年前と比べて197人も増加しているのに、その感覚がないのはなぜでしょうか。私の地元串間においては、増加の感覚がないからでしょうか。国が中心となって医師少数県に、また、県が中心となって県内医師の偏在解消に努めていただきたいと思っております。

私の地元の串間市民病院を初め、県内の公立病院で医師不足が深刻化しております。県全体の県民の皆様が安心して地域で暮らしていくためには、地域の公立病院はその中心であります。

県は、公立病院への支援についてどのように進めていくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県では、市町村と共同で設立しました「医師確保対策推進協議会」の活動等を通じて、公立病院の医師確保の支援を行っているところでございます。

具体的には、公立病院や医師募集等に関する

情報の発信、合同就職説明会の開催、学会でのPRブースの設置等を通じまして、本県への就業意向のある県外医師を各公立病院にあっせんしているところでございます。

このほか、宮崎大学医学部と連携して、県立日南病院内に地域総合医育成サテライトセンターを設置するとともに、公立病院等への医師の派遣調整に取り組んでいるところでございます。

今後は、こうした取り組みに加えて、来年度から、医師修学資金貸与医師等の医師不足地域への配置調整を、宮崎大学等と連携して行うこととしておりまして、公立病院への支援の充実を図ることとしております。

○武田浩一議員 ありがとうございます。この医師不足というのは地域住民にとっては、大きな問題です。特に過疎地域では病院に行けないということになると、高齢者の方々は大変困られます。

高速道路ができて、もっと早く日南の県病院であったりとか、宮崎の県病院であるとかに行けるような状態にまだまだ串間はありませんで、串間だけではなくて、県内の多くの公立病院のために、どうかお力をおかしいただいて、医師の偏在解消に力をかかしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。串間でも産婦人科、また麻酔医、外科医等、外科手術もなかなかできない状況でありますので、よろしく願いしておきます。

次に、今議会でも議論されておりますように、人口減少問題が最大の課題であります。そこで、人口減少が進行する中、今後の県立高校のあり方をどのように進めていかれるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 人口減少や少子化が進行する中、高校を取り巻く社会の変化は、さ

らに大きくなることが予想されますことから、地域の実情を勘案し、生徒にとって魅力と活力のある教育環境を提供する必要があると考えております。

また、これからの県立高校は、進学や就職に向けた「高校生の学び舎」という役割に加え、地域の活性化の一翼を担うことも期待されていることから、地域住民とともに、地域課題や将来への展望等を認識・共有しながら、「地域とともにある学校づくり」を推進してまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 ありがとうございます。

今まで、適正規模であるとか、1学級の人数であるとか、いろいろ統廃合に向けた話が多かったように感じております。今回、人口減少が確実にある程度は進むと、県を挙げて一生懸命おくらせることに今、努力をされているのですが、人口減少は確実に進んでおりますし、子供の数は確実に減っていきます。その中で、学校がなくなるということは、やっぱり地域がなくなってまいります。地方創生が叫ばれる中、どうしても、その地域を守るために、県立高校は重要な位置にあると、今の教育長の答弁の中でもわかると思います。

そこで、来年度新規事業「県立高校を核としたまち・ひと・しごと創生推進事業」の狙いを、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 本事業は、地域の方々の意見を学校運営に直接反映させることができる「学校運営協議会制度」、いわゆる「コミュニティースクール」を県立高校に初めて導入することによりまして、これまで以上に学校と地域との連携強化につながるものと考えております。

具体例としまして、生徒が地域とともに、ま

ちづくりや防災など地域課題を教材にした学習や、地域素材を生かした商品の考案、高校生目線による地域観光に関するアイデアの発信など、実践的な取り組みを行ってまいります。

このような学習を通して、郷土に対する愛着や誇りを持った地域の担い手を育成するとともに、地域の産業活性化に貢献するなど、県立高校を核とした地方創生を推進してまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 ありがとうございます。研究モデル校を5校と聞いております。また、人口減少、少子高齢化の中における学校のあり方が大きく変わることを念頭に置いた新規事業であろうと考えます。持続可能な地域社会、地方創生において、県立高校は必要不可欠であります。どうか、新しい高校と地域の関係性、また、県立高校を核とした地方創生の推進に尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

先ほど言いましたように、地域の高校をどう生かしていくか、教育環境をどうつくっていくのかということが今回の狙いであると思いますので、どうかその方向で、今後の県立高校のあり方について、教育委員会の中で議論をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後の質問となりますが、全国で自動運転の実証実験が行われております。本県においても、近い将来の導入に向けて、実証実験等に取り組んで行く必要があると考えますが、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 自動運転につきましては、自動車メーカーなどの民間企業による技術開発が進むとともに、国においては、2020年までに特定地域での無人自動運転移動サービスの実現を目標とするなど、将来的な

普及に向け、内閣府や国土交通省を初め、官民連携等による実証実験が行われているところでもあります。

自動運転システムの実現・普及により、特に地方においては、高齢者等のための移動サービスの提供などが期待されますが、その一方で、車両の安全基準や交通ルールのあり方等の制度整備、また普及に向けた地域住民の理解・受け入れのほか、事業化に向けた採算性の確保などが求められますことから、現在、国を中心に、これらの課題について検討が進められております。

県といたしましては、国の動向を引き続き注視しつつ、自動運転システムの将来的な全国展開を見据え、自動運転に関する情報の収集や研修等を行うとともに、県内市町村等と連携しながら、地域公共交通の維持に資する自動運転システムの可能性について、実証実験を含め、検討してまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 地域を回りますと、80代の方は全然運転されておりますし、中には90代の方も運転をされております。地方、過疎地域に行きますと、車がないとどこにも行けない状態です。近くに子供さんとかお孫さんがいらっしゃれば、まだ週に1～2回のお買い物であるとか、病院には行けると思いますが、コミュニティバスも、私の生まれ育った地元では週に1回です。週に1回しか来ないんです、コミュニティバスが。その中で、80歳になっても90歳になっても免許が返納できずに困っている方がいらっしゃいます。自動運転が本当に必要なのは、都会ではなくて地方ではないかという気がしております。どうか先進的に——今、予算が国から来ていないとかじゃなくて、自分たちから手を挙げて、宮崎が最初にやって、地方の自

動運転に取り組んで、先進的な事例をつくっていただきたいなと思っております。

本当に河野知事には、この宮崎のために、まずは4年間一生懸命頑張っていたいただきたいと思います。私も同世代の者として、この日本に生まれ、宮崎で暮らす者として一緒に頑張ってもらいますので、よろしく申し上げます。以上で終わります。(拍手)

○外山 衛副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時45分散会

3月5日（火）

平成31年3月5日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員（36名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
22番	中野廣明	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

欠席議員（1名）

30番	満行潤一	（県民連合宮崎）
-----	------	----------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝道
警察本部長	郷治知
監査事務局長	郡司宗一
人事委員長	濱砂公一

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主任主事	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、濱砂守議員。

○濱砂 守議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。西都市・西米良村選出の自由民主党、濱砂守でございます。

県議会自由民主党の最後の質問者となりました。

今回の質問は、諸事情によりましてローカル的なものが多くなりましたが、どれも地元住民の切実な要望でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従い、順次質問をしてまいります。

まずは、河野知事、このたびは3期目の当選まことにおめでとうございます。引き続き宮崎県政発展のために御尽力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

最初に、知事の政治姿勢についてであります。

この問題につきましては、もう何十回とお答えになっておりますので、耳にたこができていられるかもしれませんが、知事は今後4年間で特に力点を置いて取り組む必要がある政策について、4つの柱のうち1つ目に、人口減少問題を掲げ、人口減少は地方が共通して直面している課題であり、この4年間の取り組みが30年、50年、100年先の宮崎のありようを方向づける極めて重要なものになると、強調されております。

「人口減少抑制の流れを作ること」「人口構造

の変化に応じた社会に変えていくこと」を最大の課題として、真摯に取り組むと述べられております。

しかしながら、本県では全国平均より早く高齢化が進んでおり、大学進学や就職などによる若年層の人口流出がそのまま続いていけば、人口減少は加速し、人口構造も大きく変わることになります。

宮崎県の人口は、平成8年の117万7,407人をピークに減少を続けており、平成27年(2015年)の国勢調査時点での人口は110万4,069人です。

国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計によりますと、2015年の国勢調査から30年後の2045年の宮崎県の推計人口は、何と82万4,806人となります。27万9,263人の減少で、減少率は25.3%であります。

市町村将来推計人口ランキングでは、県内における26市町村で人口減少率が最も少ないのは、三股町の8.9%、2万5,404人から2,254人減少して2万3,150人で、次いで宮崎市、綾町と続いております。

一方、減少率が一番高いのは、諸塚村の61.6%で、1,739人から1,072名減少し667人です。次いで日之影町の61%、3,946人から2,406人減少して1,540人。そして美郷町の60%、5,480人から3,290人減少し2,190人と続いております。

県内における人口減少の格差が広がる中で、県土の均衡ある発展は既に望めなくなっているのではないかと思います。知事は人口減少問題への対応をどのように進めていかれるおつもりなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

以下の質問については、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

人口減少は、今後も続くことが予想されており、特に減少の著しい中山間地域におきましては、必要な住民サービスの提供も困難になりつつあります。経済や産業への影響はもとより、県民の暮らしの確保を図る上でも、本県が取り組むべき最重要課題であると考えております。

このため、総合計画長期ビジョンの改定案におきましては、人口減少への対応を5つの戦略のベースとなる戦略に位置づけ、合計特殊出生率の向上と社会減の解消を目指し、子供を生み育てやすい環境の整備や、地域を担う人材の育成・確保などを推進するとともに、中山間地域の暮らしを守る仕組みづくりにも取り組むこととしたところであります。

加えて今後、新たなアクションプランの策定とあわせ、子育ての不安等の軽減、U I Jターンの強化、特色ある地域資源を生かした交流人口・関係人口の拡大など、これまでの取り組みからさらに踏み込んだ対策を検討し、実施してまいります。以上であります。〔降壇〕

○濱砂 守議員 引き続き知事に伺います。2045年、県内で最も人口が少ない村は、現在と同じく西米良村の566人です。65歳以上の人口は38.2%、次いで諸塚村の667人、65歳以上が58.8%。そして椎葉村の1,191人、65歳以上は54.9%です。約6割近くが高齢者ということになります。もちろん推計です。もちろん推計です。もちろん推計です。状況を変えていくことは可能であります。

これからは、それぞれの地域が個性ある政策目標を掲げて、生き残りをかけた取り組みが必要であると思われま。県内の26市町村が消滅することなく存続できるために、特に人口減少

が著しい山間部において、知事はどのような支援策を講じられていくのか、お聞かせいただきたいと思。います。

○知事（河野俊嗣君） 山間部の自治体では、高齢者数も減少に転じるなど、人口減少の進行が著しくなっております。今後、買い物や交通、福祉サービス等の確保が困難となるなど、安全・安心な暮らしを支える土台が揺らぐおそれがあります。

このため、私どもは「宮崎ひなた生活圏づくり」と名前をつけておりますが、まずは、各種サービスの拠点となる集落と周辺集落のネットワークを構築し、圏域全体として暮らしを維持する仕組みづくりや、医療・介護、防災などのセーフティーネットの構築に取り組む必要があると考えております。

また、厳しい人口推計が出ている地域であっても、例えば、西米良村などでは、全国に先駆けたワーキングホリデーや、おがわ作小屋村の取り組みなど、独自の村おこしによって若者の呼び込みに成功しており、山間部における人口減少対策として大いに参考になるものであります。先日はテレビの全国放送でもこれが紹介されておりまして、大変注目をされ、高い評価を受けておられるところであります。

県としましても、引き続き、市町村等と連携しながら、このような地域の特性を生かした活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 先日、テレビで報道されたんですが、年間約3万人のお客さんが来ること。ことで、ちょうどおがわ作小屋村から国道219号まで、石打谷線という林道の開設を今しております。非常に難航しておりまして、なかなか計画が過ぎててもできていないんですけど、ぜひ早

目に――といたしますのが、西米良村の村所までは約12万人ぐらいの観光客が訪れているんです。その人たちが、そこを迂回してまた219号に出てくるといことなると、もっと入り込み客数がふえてくると思いますので、どうぞ環境森林部長、よろしく願いしておきます。

次に、本県における移住対策についてであります。

地方移住を支援するNPO法人ふるさと回帰支援センターは、先月、相談者を対象とした2018年の移住希望先ランキングを発表いたしました。1位は2年連続で長野県、2位は前年3位の静岡県、3位は16位だった北海道が躍進してトップ3に入りました。

この支援センターは、東京、大阪を除く45道府県の自治体と連携して、地域の実情を提供しております。センター利用者やセミナー参加者に、移住したい道府県を複数回答で尋ねたところ、現地での暮らしぶりをわかりやすく説明している自治体への関心が高いとのことであります。

年代別に見ますと、20代以下は新潟県がトップで、30代から50代は長野県、60代は北海道、70歳代以上は宮崎県であります。

宮崎県は都市部と比べて移住にかかる経費が安いのも特徴の一つで、宮崎の民間賃貸住宅の家賃は、東京と比較すると約50%だそうです。新築住宅の建築にかかる経費も、全国で最も安い水準であって、少ない経費で生活が実現できるのも、魅力の一つのようであります。

移住者を対象にした本県のセールスポイントとはどのようなものなのか、また昨年度の移住者は何人いるのか、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 県では、東京

と宮崎に専属の相談員を配置いたしまして、暮らしや仕事の相談にワンストップで対応するとともに、宮崎での暮らしをより身近に感じていただくために、既に移住された方が本県の暮らしの魅力を語る、移住セミナーを開催しております。

こうした取り組みの中で、物価の安さや温かな県民性、豊かな自然や温暖な気候、仕事と趣味を両立して楽しむことのできる環境などを、本県のセールスポイントとしてPRしているところでございます。

このような魅力発信の効果もありまして、県が移住施策を通じて把握している移住者は年々増加しておりまして、昨年度の移住者数は、506世帯932人となっております。

○濱砂 守議員 同センターでの18年の相談件数は、約4万2,000件。その中で、20歳から40歳代の地方生活の経験のない東京出身者の相談が約70%を占めておるそうです。しかも、移住希望先として、農村・山村という、いわゆる「田舎暮らし」だけでなく、仕事が見つけやすく、生活スタイルに極端な変化が少ない県庁所在地や中核市などの「地方都市暮らし」のニーズが高まっていると聞きます。

こうしたニーズに対し、高知市では、「二段階移住」として一度高知市内に移住をしてもらい、その後、県内の市町村への移住を促す施策を始めているようであります。本県でも、「地方都市暮らし」や「二段階移住」のニーズが高まっているのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 本県におきましても、お話にありましたように、就業しやすく生活の利便性のよい、宮崎市など都市部への移住を希望する方からの相談件数や移住世帯数は、近年増加傾向となつてきておりまして、地

方都市暮らしのニーズは高まっているものと考えております。

また、県や宮崎市の移住相談窓口における相談対応の中では、一度宮崎市に居住して、じっくりと県内をめぐりながら、自分に合った仕事やライフスタイルを求める二段階移住を希望される方もいらっしゃると思っております。

県としましては、今後とも、市町村と連携しながら、移住者のニーズに寄り添った相談対応や移住後のフォローアップを行うことにより、一層の移住・定住推進に努めてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

次に、西都原の世界文化遺産登録についてであります。

この質問は毎回取り上げておりますが、西都市では平成13年以降、学術的なシンポジウムを毎年開催していることから、確認の意味で質問を残しておきたいと思っております。

「西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳群」の世界文化遺産登録につきましては、昨年「古代人のモニュメント—台地に絵を描く 南国宮崎の古墳景観—」が日本遺産に選ばれたこともあり、次は世界遺産を目指して、県民の期待も高まっておるところであります。

世界文化遺産登録につきましては、まず国内暫定リストへの掲載が必要であり、掲載に向けて、さらに活動を進めていかなければなりません。

ことしは、大阪の「百舌鳥・古市古墳群」が世界文化遺産登録について審議される予定になっております。この「百舌鳥・古市古墳群」と同じ古墳群ということで、後発となる西都原古墳群の登録が難しいのではないかと心配しているところでもあります。

「西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳群」の世界文化遺産登録に向けて、今後どのように取り組んでいかれるのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（四本 孝君） 御質問にございました、大阪府の「百舌鳥・古市古墳群」は、巨大古墳を中心に、「日本の古墳文化の象徴」として、世界文化遺産に推薦されております。

一方、本県の「西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳群」は、すぐれた歴史的景観や、墓の形態の独自性など、南九州特有の価値を有しており、国内外の研究者から高い評価を受けております。

そこで、歴史的景観の価値づけを行うため、ドイツの大学と共同で、古墳群の立体画像を解析し、築造当時の西都原台地や台地の下から見える古墳の姿などの景観を復元していくことで、古墳群の形成過程を解明する研究を進めているところであります。

今後とも、関係機関と連携しながら、世界文化遺産登録を目指した取り組みを継続してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 世界遺産に登録されるということだけで、地域が活性化しますので、ぜひ全力を挙げて、世界遺産登録に向けて、よろしくお願いいたします。

次に、西都原台地周辺の雨水対策についてであります。

特別史跡公園西都原古墳群には、標高60メートルから80メートルの通称「西都原台地」を中心に、319基の古墳が立地しております。

古墳群は、台地面やそれらを開析する大小の谷地形から成っており、そのうち特別史跡の指定面積は約58ヘクタールの広さであります。その約9割は国、宮崎県、西都市の公有地となっ

ておりますが、この台地は平成7年度から14年度まで、文化庁の「大規模遺跡総合整備事業（古代ロマン再生事業）」などにより保存整備が進められてまいりました。

そのため、西都市の中段域には幾つもの小集落が存在しておりますが、この広大な台地であるがゆえに、万全な雨水対策がとられておりません。

特別史跡公園西都原古墳群の南側にある第1支群周辺では、大雨のたびに台地から大量の雨水が流れ込み、数軒で床下浸水をしている現状が見られます。

早急な対策が必要と考えますが、特別史跡公園西都原古墳群における第1支群周辺の雨水対策について、これは県土整備部長の管轄でありますので、お尋ねをいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 本公園の第1支群周辺におきましては、議員御指摘のとおり、昨年の台風24号の豪雨により、園内の溝状の地形に集まった雨水が、麓の宅地へ流れ込む被害が発生いたしました。

この被害を軽減するためには、水路の整備や、雨水の貯留、分散、浸透などの対策が考えられますが、特別史跡指定地内の現状変更に係る制約を踏まえ、溝状の地形を埋めるなどの工事を検討しているところであります。

また、工事の実施に当たりましては、文化財保護法に基づく文化庁の許可が必要となるため、県教育委員会と事前調整を進めており、関係機関と連携しながら、早期に完成できるよう取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 よろしくお願ひいたします。

次に、一ツ瀬川の河川改修事業についてであります。

この事業は、堤防の決壊を心配する周辺住民

の切実な要望を受けて、平成22年より、河口から西都市の杉安橋の20キロ区間で、堤防補強や河道掘削による整備が行われているものであります。

実はこれ、非常に思い入れといたしますか、関心のある川の事業でありまして、平成22年2月議会の補正予算で予算がついたものであります。異例の予算なんですけど、これは実は、この周辺の消防団員が、7,800人の署名活動をして、堤防決壊のおそれがあるということで、県にももちろん要望しましたが、そのまま国土交通省の砂防課長に対して陳情・要請を行いました。私も同席しましたので。地元の消防団が数人行ったんですけれども、こんなことは初めてだと。地元の消防団がここまで来るのだから、よっぽどのことであろうと、これは行ったのが11月の末だったんですけれども、翌年の2月に補正の予算をつけていただきました。そういういわくのある、この川の改修工事ではありません。

そういうもので、事業期間が20年、事業費が57億円の長期工事であります。現在における事業の進捗状況と成果について、県土整備部長にお尋ねをいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 一ツ瀬川につきましては、議員の御質問にありましたとおり、河口から西都市の杉安橋までの20キロメートル区間で、堤防の幅を広げるなどの堤防補強や河道掘削を行っているところです。

このうち、現在、2つの区間で重点的に堤防補強を実施しており、河口から日向大橋までの区間では、昨年度までに左岸の約1,600メートルを完成させ、今年度は右岸の約640メートルを完成させることとしております。

また、杉安橋から下流の千畑潜水橋までの右

岸の区間では、昨年度までに約1,000メートルを完成させ、今年度は約330メートルを完成させることとしており、堤防の安全性が大きく向上しているものと考えております。

今後とも、一ツ瀬川の早期整備を図るため、地元の皆様の御協力をいただきながら、堤防補強に必要な用地の取得や予算の確保に努めてまいります。

○濱砂 守議員 次に、県立妻高校（新・妻高校）漕艇部が使用している一ツ瀬川の環境整備について、教育長にお尋ねをいたします。

平成30年4月に、宮崎県西都市に存在する2つの県立高校である、妻高等学校と西都商業高等学校が統合され、新宮崎県立妻高等学校が開校いたしました。

統合前の妻高等学校は、大正12年（1923年）、西都原の一角に位置する聖陵ヶ丘に、旧制妻中学校として創立され、その後、幾多の変遷を経て、昨年度で95年の歴史を積み重ねてきた伝統ある学校であります。

一方、西都商業高等学校は、昭和38年（1963年）に、妻高等学校商業科が分離・独立して創設された学校で、昨年度で55年という歴史を重ねた学校であります。

新・妻高等学校は、これまでその両校が担ってきた大きな役割や期待を継承し、さらに発展させ、地元西都市や地域での大事な社会的役割を担っていくこととなります。

これまで両校は、文武両道を実践し、勉学はもちろんのこと、合唱部や弓道部、ボート部を初め、スポーツや文化活動で輝かしい成果をおさめ、全国にその名を知られております。

中でも近年になりひとときわ目を引いているのが、平成28年創設の漕艇部であります。顧問の谷井美恵先生は、富山県出身で、全日本選手権

大会優勝や、日本代表選手として世界大会にも出たことのある指導者であります。

これまでの妻高校の戦歴を見ますと、平成28年に、創部1年目で全国選抜大会準決勝進出、平成29年度から2年連続でU19日本代表候補者合宿に参加。平成30年度には国民体育大会九州ブロック予選大会で優勝するなど、着実に実力と実績を伸ばしてきております。

漕艇競技については、余りなじみがないと思いますので、簡単に説明をさせていただきます。

漕艇競技のタイムは風・波・水深などによって大幅に左右されるので、公認記録制度はありません。

使用される競漕艇は10種類ありますが、高校生は3種類を使います。競漕種目は、舵手付きクォドルプル（漕ぎ手が4名と舵手——コックスとも呼びますが、かじ取りのことです——1名）、ダブルスカル（漕ぎ手2名）、シングルスカル（漕ぎ手1名）です。スカルとは、片手に1本ずつ、2本のオールを握る艇種のことだそうです。

全ての艇は滑座艇（スライディング艇）で、座席の下に2本のレールがあって、足の屈伸運動によって座席が前後に動きます。オールの支持具（リガー）は艇外に張り出して取り付けられております。

国体・インターハイでの競漕距離は、各種目、男女とも1,000メートルで、小旗を振りおろしてスタートし、到着順で勝敗を決めます。

現在、妻高校漕艇部は、県土整備部西都土木事務所の使用許可を受け、西都市の一ツ瀬川流域の山角橋から金丸堰の間約2,000メートルの風光明媚、風や波の影響も少なく、漕艇競技の条件としてはすばらしい環境のもとで、部員25名

が練習をさせていただいております。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、すばらしい環境にありながらも、特殊な環境を必要とするボート競技に欠かせない水深に問題があります。この練習区間約2,000メートルの間に、長年にわたり蓄積された堆積土砂による長さ数百メートルの中州ができております。この区間はボートを担いで移動しなければならないなど、練習に非常に支障を来しております。高校教育によるクラブ活動の推奨の面から、また本県のボート競技の向上を図る上でも、支障なく練習ができるように、練習環境の改善について、教育長の答弁をお願いいたします。

○教育長（四本 孝君） 妻高校漕艇部は、創部3年目でありながら、全国高等学校総合体育大会や国民体育大会に出場選手を輩出するなど、議員のお話にもありましたように、その活躍には目覚しいものがございます。

本県では、7年後に2巡目国体を控えておりますことから、高校生などの少年競技力の向上は重要であり、その基盤となる運動部活動の練習環境の充実を図ることは、大切であると考えております。

御質問のとおり、妻高校漕艇部が利用しております一ツ瀬川についても、中州に堆積した砂利を除去することで練習に支障がなくなれば、さらなる競技力の向上が期待できるものと思っておりますが、運動部活動の練習環境の改善を目的とした河川の改修は難しいと考えております。

○濱砂 守議員 引き続き教育長に伺います。

県内の高校における漕艇部の設置状況、練習環境並びに本県の高校漕艇部は全国のレベルでどれくらいの地位にあるのか、お尋ねをいたします。

○教育長（四本 孝君） 県内の高校における漕艇部は、妻高校以外では、宮崎商業高校、高鍋高校の2校に設置されておまして、それぞれ、宮崎市の大淀川、新富町の富田浜漕艇場で練習を行っております。

ここ数年の競技成績といたしましては、全国高等学校総合体育大会での入賞こそありませんけれども、本年度、6月に実施されました全九州高等学校体育大会では、妻高校と高鍋高校の選手がそれぞれ2位に入賞するなど、本県の高校漕艇部のレベルは着実に上がってきていると認識しております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。教育委員会では河川改修が難しいというのは、私どもから考えれば当然なことであるんですけれども、ただ、要望者から見ると、そこを活用している、部活をしている生徒さんなり、またその関係者から見ますと、環境整備をしていただければどこでもいいんです。管理者である県にいただければ、どこからしていただいてもいいんですが、教育委員会では難しいということですので、それは理解をいたします。

それでは次に、国土強靱化対策による河川環境整備、河床掘削について、県土整備部長に伺います。

国の示す、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策一覧によりますと、全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（河道等）として、「平成30年7月豪雨を踏まえ樹木繁茂・土砂堆積及び橋梁等による洪水氾濫の危険箇所等の緊急点検を行い、流下阻害や局所洗掘等によって、洪水氾濫による著しい被害が生ずる等の約2,340の河川について、樹木伐採・掘削及び橋梁架替等の緊急対策を実施する」とあります。

今回の対象になっておりますのは、山角橋から金丸堰までの約2キロメートルの間であります。

一ツ瀬川の中州はその中間にできておりません。西都市外の中心を流れる2級河川桜川と堀之内川の2本の川とが合流している地点に中州があります。

洪水時には、中州となった堆積土砂が流水を阻害するため、一ツ瀬川の水位が上がり、桜川と堀之内川の流水がはけ切らず滞留してしまうために、農地や道路に浸水被害が発生しております。

さらには、河川敷に立木や風倒木が散在しており、さまざまな漂流物が付着し、著しく景観を損ねております。

そこで、防災・減災、国土強靱化対策として、堆積土砂の掘削及び河川敷の樹木伐採・風倒木の除去について、県土整備部長にお尋ねをいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 近年の激甚化している災害を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が、国において取りまとめられたところであります。

このうち、河川につきましましては、洪水氾濫による危険性が高い区間での樹木伐採や土砂掘削が対策に位置づけられております。

一ツ瀬川につきましましては、家屋等の浸水被害が想定されていることから、3か年緊急対策の対象河川となっており、議員御質問の箇所につきましても、治水上支障となっている樹木伐採、土砂掘削を来年度中には行う予定でありますので、結果として、練習環境の改善にもつながるものと考えております。

河川管理者としましては、今後とも、治水安全度の向上のため、関係機関や利用者の意見を

伺いながら、必要な対策の推進に努めてまいります。

○濱砂 守議員 よろしくお願ひします。確認ですが、来年度中にはということは、この4月以降ということですね。1年間の間。よろしくお願ひいたします。

次に、一ツ葉有料道路の無償化についてであります。

一ツ葉有料道路は、延長16.2キロメートルの有料道路であり、著しい交通渋滞を生じている国道10号、並びに国道220号のバイパスとして、市内道路の交通混雑の解消を目的に建設されたものであります。今では、九州縦貫自動車道宮崎線や、宮崎港及び宮崎空港等の物流拠点と連結しており、これらと一体的に本県の振興発展に大きく貢献しております。また、松林の上を走る絶景のロケーションは、オーシャンビューロードとして県内外の通行者の目を楽しませております。

この有料道路は、2007年には、県出資金を含む未償還金全額を償還する方針として北線の料金値下げを行い、料金徴収期間を延長して今日に至っております。

さらに、2017年8月の新聞報道で、県は借入金返済にめどがついたとして、2020年2月末から無料開放される見込みであると答えております。

あわせて、西都市と宮崎市を結ぶ国道219号広瀬バイパス3.2キロも、2020年3月までの開通を目指しており、今後、市街地の渋滞緩和や物流の活性化が期待されております。

しかしながら先般、将来、有料化を含め有識者を開催し検討するとの新聞報道がなされたことで、物流関係者や隣接する自治体住民には大きな動揺が走っております。このような状態

に至った経緯について、県土整備部長にお尋ねをいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 一ツ葉有料道路につきましては、建設費用の償還を目指して取り組んできたところであり、来年2月末に無料開放することとしておりました。

一方で、近年、熊本地震や北海道胆振東部地震など、全国各地で自然災害による甚大な被害が発生しており、昨年9月には、政府から、国土強靱化に向けた緊急対策を集中的に実施することが表明されたところであります。

本県におきましても、道路や河川などの防災・減災対策を実施し、県土の強靱化を進めることがより一層重要となっております。

このような中、物流面に加え、災害発生時の救急・救命活動や支援物資輸送等を支える国道218号や一ツ葉有料道路などの主要な幹線道路では、耐震対策の早期実施が必要であります。その実施には多額の費用を要し、財源の確保が大変重要になります。

このため、一ツ葉有料道路におきましては、一ツ葉大橋などの耐震対策の実施とその財源確保について、有識者等の意見を伺いながら、有料継続の可能性も含め、検討していくこととしたところであります。

○濱砂 守議員 次に、県はこれまでの報道で、2020年2月28日をもって一ツ葉有料道路を無料化すると県民に報告をしております。

ここで有料化になるようなことになれば、県民の県に対する信頼は大きく失墜することになりかねません。知事はこのことについてどのように捉えられているのか、お伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 本県におきましては、南海トラフ地震の発生確率も高まっていることを考えますと、県民の皆様の生命、安全・安心

な暮らしを守るために、自然災害に備え、県土の強靱化を加速させる必要があると考えております。

このような中、一ツ葉有料道路におきましては、橋梁の耐震対策を行う必要があり、多額の費用が見込まれますことから、ただいまの部長答弁にもありましたとおり、有識者会議を設置し、さまざまな意見を伺うこととしたところであります。

1月29日の第1回目の会議におきましては、無料開放を期待する意見がある一方で、耐震対策の早期実施や料金の低減を望む意見なども出されたところであります。

地元宮崎日日新聞の投書欄にもさまざまな意見が掲載されているところでありますが、引き続き、さまざまな意見を伺いながら、県民の立場に立って、どのような形が最も望ましいのか、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 ぜひ、慎重に取り扱っていただきたいと思っております。

次に、農福連携について伺います。

本県では、高齢化と人口減少によって、農林水産業に携わる人が減少し、耕作放棄地や担い手不足の問題を抱えており、さまざまな人材確保が求められております。

一方、福祉分野でも、障がい者の働く機会が求められており、農福連携の動きは、こうした課題解決の有効な取り組みとして注目が集まっております。

先日の日本農業新聞で、JA西都のニラ選果場において、ニラの結束作業にA型事業所が就労している記事があり、「JAでは休憩所や作業環境が整っており安心して送り出せる」という福祉側のコメントが書かれておりました。

農福連携は、言葉のとおり「農業」と「福祉」が連携して行われる取り組みであり、就労時間や作業内容等、福祉事業所と受け入れる側で十分な調整が必要であります。ぜひともうまく続けられる実践スタイルを構築していただきたいと思っております。

そこで、JA西都のニラ選果場における農福連携の取り組み状況について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 県内最大のニラの産地を有するJA西都におきましては、選果場での労働力不足に対応するため、昨年11月から、宮崎市内の2つの就労継続支援A型事業所と連携し、農福連携に取り組んでおります。

現在は、障がい者8名の方々が週5日、午前9時から午後3時までの間、JAの選果場で主にニラを束ねる作業に従事しておられます。

JA西都によりますと、現在行っている作業において、障がい者の方々に十分対応いただいていることから、就労時間の拡大や就労体制など、解決すべき課題はございますけれども、今後、受け入れ拡大について検討を行いたいとの意向を伺っております。

○濱砂 守議員 このような取り組みは、ほかのJAの参考にもなると思っております。

人手不足と低賃金に悩む障がい者を結びつけ、地域に根差した活動をするJAと福祉事業所が連携することは、互いにメリットのある関係をつくり上げ、地域の活性化につながる大きな力になると思われまます。

そこで、県内における他の農福連携の取り組み状況について、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 昨年12月に、県内の福祉事業所を対象に農福連携に係るアン

ケート調査を実施いたしましたところ、全体の約6割に当たる149の事業所から回答がございました。

その調査結果によりますと、複数回答を含めまして、みずから農産物生産を行っているところが51事業所、事業所内で農家等から受託した選別作業等を行っているところが38事業所、農業関係の施設外就労を行っているところが48事業所ございました。また、今後、施設外就労を希望している事業所も34事業所あることがわかりました。

県では、これらの取り組みを後押しするため、福祉事業所や市町村等を対象とした研修会の開催や、農福双方をマッチングするための農作業体験会の開催、さらには、作業の見える化、細分化を行うための「作業手引書」の作成等、農業と福祉の相互理解や、マッチング体制の確立に向けて取り組んでいるところでございます。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。厚生労働省によりますと、体や心などに障がいがある人は全国に936万人と推計されております。そのうち就労している障がい者は61万人と、1割に達していないようであります。

多くの障がい者が働く場を必要としている一方、農業は深刻な労働力不足に直面しており、なかなかマッチングが進んでいないのが実態のようであります。

そこで、本県において障がい者雇用の実態はどのような状態にあるのか、本県における障がい者の総数と就労者数について、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） まず、県内の障がい者の数であります。障がい者手帳の交付状況で見ますと、平成29年度末時点で8

万2,412人となっております。

次に、就労している障がい者の数であります。宮崎労働局によりますと、平成29年度末時点で就労している人は6,288人となっております。

○濱砂 守議員 農林水産業の盛んな宮崎県ですが、農業に限らず林業や水産業など、さまざまな分野で福祉との連携を深めていきたいものであります。

まだ始まったばかりで課題も多いと思いますが、互いのメリットが見えてくる、ウイン・ウインの関係を築いていただきたいと期待するものであります。

そこで、農福連携の推進に向けて、今後どのように取り組んでいかれるのか、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 農福連携につきましては、障がい者の就労機会の拡大と工賃等の向上につながる取り組みでありますことから、大変重要なものと考えております。

このため、福祉保健部では、平成29年度より、農業の専門家を福祉事業所に派遣して技術指導を行うとともに、福祉事業所が生産した農作物の共同での即売会にも取り組んでおります。

これらの取り組みに加え、平成31年度から、民間団体への委託により、農福連携コーディネーターを新たに配置する予定としております。

このコーディネーターは、農業者のニーズの把握や掘り起しを行うとともに、農業者に対し、障がい者の働きやすい環境や取り組みやすい作業工程等を提案することで、福祉事業所と農業者とのマッチングを進めることとしております。

今後とも、関係部局や農業者と十分に連携しながら、農福連携をさらに推進してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

最後に、知事にお尋ねをいたします。農業は、地域条件・品目・栽培方法等により、経営スタイルはさまざまであります。福祉も同様でありまして、対象者や目的はさまざまであります。ある意味、未来産業と言うこともできるかと思えます。

農福連携の推進に向けた知事の意気込みをお聞かせいただきたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） 私は、今回の知事選挙でお示しした政策提案の中で、障がい者や女性、高齢者などあらゆる人が活躍できる環境づくりを進めるとともに、農林水産業、福祉など各分野における人材確保、育成の仕組みづくりなどを重要な柱と位置づけたところであります。

このような中で、先ほど御紹介いただきましたJA西都の事例や、宮崎市の福祉事務所が農業法人を設立して、約2ヘクタールで野菜の生産を開始した事例など、モデル的な取り組みでありまして、こうした農福連携の取り組みが県内で広がりを見せていることは、大変心強く感じているところであります。

これらの取り組みは、基幹産業である農林水産業をしっかりと守っていくためにも、また、障がい者の方々が、その能力や適性を十分に発揮し、地域の中で生きがいを持って就労していくためにも、大変重要であると考えておりますので、県としても全庁的な取り組みとして、農福連携を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 最後になりましたが、この議

場において今年度をもって退職される皆様方、長い間、本当に御苦労さまでございました。

退職される皆様におかれましては、これまで長きにわたる県職員生活において、宮崎県の抱えるさまざまな懸案や苦難に的確に対応し、県政の発展に御尽力をいただきましたことに、改めて御礼を申し上げたいと思います。本当に御苦労さまでございました。

これからは、それぞれの道を歩まれることになると思いますが、ますますの御活躍と御健康をお祈りいたしまして、私の一般質問の全てを終了させていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○蓬原正三議長 次は、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕（拍手） 通告に基づいて質問をしてみたいと思います。まず、沖縄県民投票の結果と知事の政治姿勢について質問いたします。

名護市辺野古の米軍新基地建設の埋め立ての賛否を問う沖縄県民投票が、2月24日行われました。投票総数60万5,385票、投票率52.48%で、うち反対は43万4,273票、投票総数の71.7%で、昨年9月の知事選挙で新基地建設反対を掲げて玉城デニー知事が獲得しました39万6,632票を大きく上回り、全市町村で反対が多数となりました。この反対の票数は、投票資格者、つまり有権者総数115万3,591人の4分の1、約29万をはるかに超えるものとなりました。

当初、宜野湾市やうるま市など5つの市の市長が県民投票不参加を表明しておりましたが、多くの市民が「投票権を奪うな」と声を上げ、全県実施となったものであります。マスコミの出口調査によると、自民・公明の支持者でも、多くが「反対」票を投じており、自民・公明の支持者にも、新しい基地はつくらせないという

譲れない一歩があることを示したものであると思います。

こうして支持政党の垣根を越えて、新基地建設は認めないというのが、揺るぎない沖縄の心であることを鮮明にしたものだと思います。

首相官邸は、「県民投票の結果にかかわらず、辺野古基地建設の方針に変わりはない」と繰り返し、繰り返し表明するとともに、美しい海に土砂を搬入し埋め立てを強行し、沖縄県民に、「県民投票をしても、反対票を投じても無駄」という策を弄してまいりました。こうしたもとの県民投票であり、さればこそ投票の結果には、さらに重みがかわっていると思います。

知事に伺いたいと思いますが、辺野古新基地建設の賛否を問う沖縄県民投票の結果をどう捉えておられるのか、答弁を求めたいと思います。

2問目からは、質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

今般、沖縄県で実施されました辺野古の米軍基地建設のための埋め立てに対する県民投票につきましても、投票総数の7割を超える反対票が投じられたというようなことも含めて、そのトータルの結果を真摯に受けとめるべきものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○来住一人議員 県民投票の結果をマスコミはどう捉えているか。宮日だけを紹介いたしますが、2月26日付で、「民意厳粛に受け止め再考を」という見出しで社説を掲げております。

「辺野古移設の一点に絞って県民の民意が示された意味を重く受け止めるべきだ」と述べて、「沖縄の過重な基地負担の現状と歴史的経緯、

辺野古移設工事が抱える問題点などを考えれば、移設工事をこのまま進めてよいのか。政府は一度立ち止まり、県と対話するよう改めて求めたい」と強調しております。

共同通信の世論調査では、86.3%の人が「政府は投票結果を尊重すべき」と回答されておりますが、私は、この議場にいらっしゃるほとんどの方々が、この宮日の社説と世論調査の結果に支持と納得をされているのではないかと思います。

住民投票は、市町村段階ではよく行われることがあります。都府県段階は2例目であり、1例目も沖縄県であり、1996年米軍基地の整理縮小と日米地位協定の見直しを問うものであります。このときは、整理縮小と見直しに賛成が89%に達しております。今回の県民投票は、県当局や県議会主導で行われたものではなくて、御承知のように、地方自治法に基づく住民の直接請求によって制定された県民投票条例に基づいて実施されてまいりました。特に、直接請求などに大きな力を発揮したのが若者の皆さんであったのは、大変深い意味を持っていると私は思います。

首相は、投票結果と沖縄県民の意思を無視して建設を強行しております。きょうの報道によりますと、また新たな工事が始まっているようですが、知事は安倍首相のこうした態度をどう捉えておられるのか、答弁を求めたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 米軍基地の問題につきましては、我が国の安全保障のあり方にかかわる極めて重要な問題であります。国において責任を持って対応されるべきものと考えております。

○来住一人議員 国の専権事項だから、結局そ

れはお国にお任せと。それで、こうやって県民が、どれほど何回も何回もこうやって投票を、国政選挙でも知事選挙でも、さらには今回は、この基地の賛否を問う、これだけに絞った県民投票の結果が出て、知事の今の答弁、その程度の答弁なのかなと。正直言ってがっかりしました。

沖縄の米軍基地は、米軍が銃剣とブルドーザーで強制的に奪った土地につくられたものであります。これは、私有財産は没収されないとする「ハーグ陸戦条約」に違反したものだ、私は思います。したがって、「普天間を返すかわりに代替施設をよこせ」とは、全くお門違いだと、このように言わなければならないと思います。これから埋め立てをしようとする大浦湾は、マヨネーズ状の軟弱地盤が90メートルの深さに広がり、約73万平方メートルで、これに約7万7,000本の砂ぐいを最大70メートルの深さまで打ち込む改良工事を行うそうではありますが、作業船の限界が70メートルで、90メートルに達しない。砂ぐいに使う砂の量は、東京ドームの5.2個分と言われます。また、大浦湾予定海域にはサンゴ類7万4,000の群体が生息しており、その移植が必要となります。普天間基地返還に辺野古移設という条件をつけることは、途方もない年数と予算を必要とし、工事設計変更に沖縄県民と県知事が合意することはなく、辺野古移設という条件つきでは、普天間は永久に返還されないこととなります。無条件に返還を求め、アメリカと交渉を行うことこそ、真に唯一の道であると思います。

我が党は、沖縄県民の皆さんと連帯し、この立場に立って、民主主義と地方自治を守る皆さんと力を合わせて頑張っていきたいと思っております。

次に、国民健康保険事業について質問いたします。

いただいた資料によりますと、昨年6月1日現在の国保世帯は17万2,672世帯、加入者は27万8,932名であります。国保税1人当たりの調定額29年度県平均は9万4,621円であります。平成19年の調定額は7万5,289円でありますから、この間1万9,332円、25.67%上昇しております。

まず、部長にお聞きしたいとおと思いますが、県内の国保税の滞納世帯数と滞納世帯率は幾らでしょうか。また、国保税の差し押さえ件数について報告を求めたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） まず、滞納世帯の状況であります。平成30年6月1日現在で、市町村国保の加入世帯総数17万2,674世帯のうち、滞納世帯数は2万4,650世帯で、滞納世帯率は14.3%となっております。

次に、差し押さえの件数であります。平成29年度の状況で申し上げますと、延べ7,923件となっております。

○来住一人議員 2018年度のモデル保険税を計算してみますと、これは都城市の場合ですけど、年収400万円で4人家族の場合、国保税は46万8,985円、年収の11.7%、所得の17.63%であります。年収240万円の単身者の場合は21万9,065円、収入の9.12%、所得の14.6%となります。ちなみに、中小企業の労働者が加入する「協会けんぽ」は、400万円4人家族は19万9,400円で、26万9,585円、国保に比べると安い。それから、240万円の単身者の場合、11万9,640円でありまして、9万9,425円の開きがあります。

国保世帯は、協会けんぽ世帯の2.35倍から1.83倍の保険税が課税されております。国保

には、御承知のとおり、他の保険にない均等割と平等割がありまして、赤ちゃんが生まれますと、無慈悲にも赤ちゃんにも課税されるというものであります。私どもがよく受ける相談に、「年金が差し押さえられた」「振り込まれた給料が差し押さえられた」というのがあります。人間は何よりも、生命を維持するためには、まず何よりも物を食べなければなりませんので、年金などが差し押さえられたら、本当に大変なことになると思います。

国保税は、協会けんぽなど他の保険に比較しても、中でも被保険者の負担能力からも、本当に高過ぎると私は考えておりますが、部長は今日の国保税額をどう認識しておられるのか、答弁を求めたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 厚生労働省の資料によりますと、1人当たりの所得に対する保険料負担率は、協会けんぽの7.6%に対し、国民健康保険は10.0%と高くなっております。

国民健康保険は、他の医療保険と比べまして、高齢の方が多く、医療費水準が高い一方で、所得水準が低いことから、負担率が高くなっているものと認識しております。

○来住一人議員 国保は、国民年金の生活者、いわゆる年金生活者、失業者、それから健保の非適用の事業所に勤める労働者、さらには零細の自営業者など、どちらかといえば所得の低い人がたくさん加入する保険であります。加入者には、障がい者や難病の患者など、医療を切実に必要とする人も決して少なくないと思います。国保は、国民皆保険を下支えする最後のセーフティーネットであります。ところが、この保険料が他の保険よりはるかに高いものとなっております。公的医療保険は国民に平等に医療を保障するためのものであり、加入する

保険によって負担や給付に大きな格差があることは、そもそも制度の趣旨に反すると私は思います。加入する保険で2倍以上の保険料を強いられるとは、まさに異常事態だと思います。

全国知事会や市長会などの地方団体は、所得は低いのに保険料が一番高いというこの矛盾こそ「国保の構造問題」とであると打ち出し、国に解決を求めています。知事は国保の構造問題をどう捉えておられるのか、また、その抜本的な解決策はどうあるべきか、このことについて、知事の所見を求めたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 国民健康保険につきましては、今後とも、被保険者の高齢化や医療の高度化などにより医療費が増大し、被保険者の負担の増加や、国保財政の安定的運営の影響が懸念されておるところであります。そうした状況にも耐え得る財政基盤の強化を図っていく必要があると考えております。

そのため、県と市町村が一体となって、健康づくりや医療費の適正化に向けた取り組みを一層推進していくとともに、全国知事会などを通じて国に要望しております、国庫負担割合の引き上げなど、さらなる財政支援策を講じていくことが重要であると考えております。

○来住一人議員 滞納世帯に対して、短期証や資格証の発行などペナルティーを科して、さらには差し押さえ、その処分を行うなどして、徴収事業をどんなに強化しても、私は解決を図ることはできないと、このように思います。それはなぜなら、先ほど申し上げましたように、負担の能力をはるかに超えているからであります。

全国知事会や全国市長会などは、医療保険制度間の公平と財政基盤の確立を図るために、国の責任と負担において、実効ある措置をたびた

び求めているようです。中でも知事会は、1兆円の投入で協会けんぽ並み負担率を求めています。国民健康保険中央会会長の岡崎誠也高知市長は、「国民皆保険が崩れたら、日本の医療制度は成り立たない。国保制度が崩壊したら、まず病院の経営ができなくなる。医療の崩壊を防ぐ上でも、公費支援を拡充して国保を守っていかなければならない」と話されております。知事会を初め、あらゆる機会を通じて発信していただきたいと、そのように思います。

1兆円投入すれば、均等割と世帯割をなくし、ほぼ協会けんぽ並みになります。国保制度を守るために、私は知事会などにも大いに奮闘してほしいし、同時にこの制度を守るために、我々議会側も努力をしなければならないと思います。さらなる公費投入を求める意見書を政府に提出するなどが必要ではないかと思います。私は率直にお願いしたいと、各党派と議員各位にこのことを願って、この国保問題についての質問を終わりたいと思います。

次に、重度障がい者（児）医療費公費負担事業について質問をいたします。

県北地域で発行されております夕刊デイリーの昨年12月29日付に、日向市の障がい者の方が請願の採択を喜び、一日も早い実現を願った投稿が掲載されております。きょうはその紹介はいたしませんけど、こうした皆さんの期待にこたえて、現物給付に移行するためには、自己負担を求めるか否か、求めるのであれば幾ら求めるのか。県の方針を一日も早く決定しなければ物事は進まない、研究も進まないし、事業は進んでいかないと思いますが、そういう点で、まず部長の所見を求めておきたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 重度障がい者（児）医療費公費負担制度につきましては、

現在、自己負担額を月額1,000円としておりますが、外来の場合、月に複数回、複数の医療機関を受診される方も多いため、窓口での自己負担をいつの時点で支払うのか、また、その額をどうするのかなどが大きな検討課題となります。

また、このような支払方法の変更は、実施主体であります市町村や、医療機関、薬局、国民健康保険団体連合会など、多くの機関が関係してまいりますので、その全てにおいて、支障なく対応できる方法にする必要がございます。

このため、市町村を初めとする関係機関としっかりと意見を交換しながら、できる限り早期に県の方針を決定したいと考えております。

○来住一人議員 昨年末の請願の採択を受けて、知事自身がスピード感を持って進めたいということをお話されておりました。そういう意味では、現物給付化にしていこうという点でお決めになっていらっしゃるようです。それで、問題は一日も早くこれを実現してほしいというのは、先ほど紹介しました日向の方はもちろんですけど、多くの県民の皆さんがそのことを願っていらっしゃる。私、実際にそういう行政の業務をしたことなどが全くありませんからわかりませんが、ただ、これは実際にスピード感を持ってやるのに、何カ月も何年もかかるのかなと。本当に力を集中して、知恵を集中して行えば、半年程度で進むんじゃないかなと思ったりするんですけど、いずれにいたしましても、実施する期日を決めて、いつからやりたいと、そういう期日を決めて仕事を進めるのが、障がい者と県民に対する責任ではないかと、このように思います。期日を決めて取り組むべきと考えておりますけど、知事、いかがでしょうか。答弁を求めたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 外来の現物給付化に当

たりましては、今、部長答弁にもありましており、自己負担額などの制度設計が大きな課題となると考えております。

また、事業費の増大、システムの改修など、県と市町村に生じる新たな財政負担への対応も必要であります。

現物給付化に向けましては、利用される皆様の思いもしっかり受けとめながら、実施主体である市町村と一体となって、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えておりますが、実施の時期につきましては、課題の整理、制度設計、関係機関への周知に要する期間も考慮しますと、早くとも平成32年度中となるものと考えております。

○来住一人議員 全国では、外来の現物給付は24都道府県で行われておまして、そのうち自己負担なしというのが9府県あるようです。

また、現に子供の医療費などについても、いわゆる入学前までは県も行っておりますし、重度障がいの問題でも、現に入院は現物給付されている。外来についても、いわゆる助成制度はあるわけで、そういう意味では、全く今から全てが始まるというものではないわけで、そういう点では、ぜひ一日も早くこれが実現できるように努力をしていただきたいということを、改めてお願いしておきたいと思っております。

次に、森林行政について質問をいたします。

政府が創設しようとする森林環境税、森林環境譲与税、昨年成立をいたしました森林経営管理法について、我が党は意見を持っておりますけど、きょうはこのことには触れずに、県の森林環境税に関して質問をしていきたいと思っております。

県森林環境税は、個人と法人から徴収し、平

成29年度決算で、個人県民分が約2億5,400万円、法人分が5,770万円、合わせて3億1,200万円の歳入となっております。平成18年度より施行されているものであります。事業は5年間を一区切りにして、平成28年度から32年度までの第3期目を迎えて、今期は4年目を迎えようとしています。事業は大きく分けて4つの柱を設けて進められているようです。現在進めている第3期の事業実績の報告を、部長に求めたいと思います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 本県の森林環境税につきましては、県民と協働して取り組む森林環境の保全を目的に、1期5年間を課税期間として、4つの柱を掲げて各種施策を推進しております。

3期目となる平成28年度と29年度の主な実績としまして、まず1番目の柱であります「県民の理解と参画による森林（もり）づくり」では、ボランティアや企業との協働により、61ヘクタールの植栽と125ヘクタールの下刈り等がなされたところであります。

次に、2番目の「公益的機能を重視した森林（もり）づくり」では、水源地域など公益上重要な森林における広葉樹の造林について、185ヘクタールの植栽と825ヘクタールの下刈りに対して支援したところであります。

3番目の「資源の循環利用による森林（もり）づくり」では、木材のよさや、利用することの意義について、県民の理解と認識を深める、木づかい運動を展開するとともに、1,891ヘクタールの再造林に対し、経費の一部を支援したところであります。

最後に、4番目の「森林（もり）を守り育む次代の人づくり」では、森林体験や自然観察などに取り組む61の学校と44の地域を支援したと

ころであります。

○来住一人議員 スギ花粉の飛散の季節に現に入っているし、もう少したつと、毎日のようにテレビでも飛散の状況が出されてまいります。アレルギー体質の方にとっては、大変な時期となります。確認していただいたところ、厚労省は、国民の3割、3,800万人が花粉症に罹患し、そのうち7割の2,660万人がスギ花粉症と推定されているようです。実に荒っぽい計算ですけど、その100分の1が宮崎県だといえますと、スギ花粉症に悩む人は県内2万6,600人ということになります。

鳥獣被害についても議会ごとに議論されておりました。毎年多額の予算を費やしております。去年は約30億だったと思いますが、花粉症や鳥獣被害の問題は、日本の森林、宮崎県の森林のあり方と関係していることは理解できません。

いただいた資料によりますと、本県の森林面積は約58万6,000ヘクタール、うち天然林が23万1,000ヘクタール、人工林が33万4,000ヘクタールで、竹林等が2万1,000ヘクタールであります。人工林のうち杉・ヒノキは28万8,760ヘクタールで、これは森林面積の49.3%に当たります。私にはこの数字を評価する知識など全くありません。

そこで、部長にお聞きしたいと思いますけど、森林の振興や自然の環境保全のあり方など総合的に見て、自然林、人工林の管理について、県はどのような方針を持っていらっしゃるのか、答弁を求めたいと思います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、県では、第七次森林・林業長期計画に基づき、循環利用すべき森林には伐採後に再造林を行い、環境保

全を重視する森林は自然の力を活用し、天然林として保全することとしております。

また、ダムや集落などの上流域にある人工林で、水源地等として公益性が高く、急傾斜地などの地形条件により、経済林として不向きな場合は、県の森林環境税を活用して、広葉樹林などへの転換を図っているところであります。

県としましては、このような方針に基づき適正な森林管理を進め、林業の振興や環境の保全が両立する、多様で豊かな森林（もり）づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○来住一人議員 森林の振興とあわせて生態系を含む環境の保全を得るためには、森林のあり方だけでは図れないと、このように私も思います。ただ私どもは30年後、50年後を、やはり次の世代にどういう環境をつないでいくのか、どういう環境を保障するかというのが非常に重要だというふうに思います。どういう森林をつくるかというのは、一朝一夕にできるものではなくて、50年後は今からでも想定しておかなきゃならないと思います。

私は、そういう専門家の方々の協力を得て、例えば50年後の宮崎県の森林はどうあるべきか、どうすれば林業も守れる、同時に環境も守れる、そういうものを議論・研究していただくことは非常に大切だと思います。そうしたことにも、この森林環境税を利用してよいのではないかと、このように思います。答弁は求めませんが、ぜひ検討していただきたいし、これは総合政策部など、いわゆる部を横断して、例えば50年後の宮崎県の森林はこうあるべきだという点での地権者の方々の御協力をいただくというのは非常に大事ではないかと思っておりますので、お願いをしておきたいと思っております。

この問題の最後ですけど、スギ花粉症の被害

を減少させる重要な対策として、少花粉スギの植栽の普及に努める事業が行われております。ただ年間に植栽される杉は約470万本で、このうち少花粉スギは109万本で、約5分の1であります。少花粉スギを多数にすることは、県民の皆さんの健康を守る上で重要ですから、本格的に進めていただきたい。そのためには、少花粉スギの採穂場などを拡大することなどが必要ではないかと思っておりますが、この課題についての部長の所見を求めておきたいと思っております。

○環境森林部長（甲斐正文君） 国民の3割が罹患していると言われておりますスギ花粉症に対し、その抑制策として、花粉量の少ない苗木を生産・拡大していくことは、大変重要であります。

現在、本県の杉苗木の大半は、花粉量がおおむね20%以下の花粉の少ない品種であります。花粉量1%以下の少花粉苗木への品種転換をさらに進めるため、県の森林環境税等を活用し、苗木生産者に対して、施設整備や生産経費の一部を支援してきているところであります。

この結果、平成29年の少花粉スギの苗木生産量は、全国ではトップであります約110万本となっており、全国生産量の約2割を占めているところであります。

また、苗木づくりに必要な挿し木を生産者や民間の採穂園へ供給する県の採穂園では、親木を在来品種から少花粉スギへ植えかえるなど、生産拡大へ向け、供給体制の整備を行っているところであります。

県としましては、これらの取り組みにより、杉造林用苗木の少花粉苗木への転換を今後一層進めてまいりたいと考えております。

○来住一人議員 花粉症で悩む県民の皆さんにとってみれば、非常に関心のあることではない

かと思えますし、またある意味では、県民の皆さんの健康を守るという点でも非常に重要なことだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思えます。

最後に、保育行政について質問いたします。

県保育推進連盟は任意団体でありますので、自浄作用を発揮して、特に、募金に応じられた保護者や保育士さんに説明責任を果たすなどしてほしいと思えます。

ただ、パーティー券を買ってもらうなど、利益を受けた政治家の責任は免れることはできないと思えます。みずからその責任を明らかにすべきだと思います。

委託料が政治家に流れていたということになりますと、重大であって、しっかり解明をしなければならぬと思えます。その作業は現在進められているようですが、本件について、県民の実に素朴な疑問として、「県は定期的に監査をしていたはずだが、わからなかったのか」という声があると思えます。この疑問に部長に答えていただきたいと思えます。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 私立保育所の指導監査につきましては、児童福祉法に基づき、全ての施設に対して年1回実施しております。児童処遇、職員処遇、会計管理等について、関係書類の確認や施設職員への聞き取りを行っているところでございます。委託費の支出につきましても、人件費・管理費・事業費の使途範囲を超えての支出がないかを確認しております。

委託費からの会費支出につきましては、児童処遇や職員処遇に資する場合には認められますことから、県保育推進連盟への会費支出につきましても、これに当たると考えていたものであります。

○来住一人議員 これまでの県の調査によりますと、38施設が委託料を扱う会計から問題の会費を支出していたということでありました。また、6施設がわからないと、このように回答をしたということでもあります。問題の解明と解決を図るための今後の方針、スケジュール等を含めて、改めて部長に答弁を求めておきたいと思えます。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 今後の方針でございますが、これから各施設に出向き、会計書類の確認や聞き取りによる調査を実施することとしております。この調査により、委託費からの会費の支出を確認した場合は、委託費の減額などの対応について、国や関係市町と協議しながら適切に対処するとともに、施設における委託費の適切な支出について指導を徹底してまいりたいと考えております。

実態調査のスケジュールにつきましては、関係市町と連携して行いますことから、現在、調査内容や訪問日程の調査等を進めているところであり、今月中に調査を開始したいと考えております。

○来住一人議員 県民の貴重な公費が不正に使われないように、厳格に諸事業を今後も進めていただきたいと思えますし、また、こうした事件を根絶するためには、企業・団体献金を禁止することが重要であると、このことを強調して、私の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時25分休憩

午後1時0分開議

○蓬原正三議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕（拍手） ICT教育、ゲーム障害の問題について質問いたします。

インターネットリテラシーという言葉があります。このリテラシーとは、インターネットを使いこなす力ということでしょう。恥ずかしながら私などは、スマートフォンなど使いこなせず、このインターネットリテラシーという私の能力はかなり低いと思います。

娘さんたちから、安否確認のため無理やり携帯電話を持たされたおじいちゃんが、初めてその携帯を持って山奥の畑に仕事に行ったそうです。その山奥での工作中、友だちからの初めての電話があり、慌ててその電話に出たおじいちゃんが発した第一声は、「俺のおっとこ、ようわかったな」と言ったそうです。友だちがあなたを探したのではありません。電波があなたの携帯を探したのです。それぐらいのことは私にもわかります。このおじいちゃんより、私のインターネットリテラシーは高いと思います。

さて、ICT教育が推進されようとしていますが、その効果や課題について、教育委員会としてどのように考えているのか、教育長に伺います。

次に、ゲームなどを長時間し過ぎることにより、脳への悪影響が心配されますが、教育委員会としてどのように認識しているのか、同じく教育長にお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席にて行います。（拍手）〔降壇〕

○教育長（四本 孝君）〔登壇〕 お答えします。ICTを活用した教育の推進についてであ

ります。

新しい学習指導要領におきましては、情報活用能力を、学習の基盤となる資質・能力の一つとして位置づけ、ICT環境の整備や、それらを活用した学習活動の充実を図るよう明記されております。

その効果としましては、例えば、電子黒板で写真や実物を拡大して見せるなど、よりわかりやすく効率的に授業を行えることが考えられます。

一方、課題の一つといたしましては、児童生徒がタブレットなどの操作に夢中になってしまい、教科等の狙いを十分に達成できないことなどが考えられます。

県教育委員会といたしましては、教師と子供が向き合うこれまでの授業のあり方を大切にしながら、ICTのよさを生かした授業が進められるよう、指導に努めてまいりたいと考えております。

次に、ゲームなどを長時間し過ぎることによる、脳への悪影響についてであります。

昨今、スマホゲームに代表されるオンラインゲーム等に熱中する余り、日常生活に支障が出るなど、重大な問題を抱えてしまう人が世界的に増加しており、世界保健機関は、このような症状を「ゲーム障害」という名の、新たな疾病として認定したところであります。

このように、ゲームをする時間などをコントロールできなくなることは、子供たちの生活習慣に悪影響を及ぼすことが懸念されるため、学校では、メディアリテラシーなどの学習も進められております。

県教育委員会といたしましては、現在、市町村教育委員会や学校等で行われている、メディアの使用を控える「ノーメディアデー」などの

取り組みを、PTAと連携しながら、さらに推進していく必要があると考えております。以上であります。〔降壇〕

○太田清海議員 答弁、ありがとうございます。脳障害等の危険性についても何か十分述べられているようで、安心いたしました。

私の体験から言いますと、私は実は転校生で、いろんなところを転校してきました。小学校は1回、中学校は3回。いわゆる転校生の悲しみ、また転校生の道徳というものも学んだ思いがあります。転校すると、一人ぼつねんと座席に座っとかないかん。誰も話しかけてくれない。1週間ばかり誰も話しかけてくれない。だから、私は1学期にほとんど転校してきましたけど、2学期、3学期に転校してくる子もいるんですよ。それで、やっぱり寂しく座っておる。そういう子を見たら、私の心に痛みもあるものだから、すぐに話しかけてあげたり、友だちになってあげるという心の動きとなっていました。これも、私の義務教育時代の道徳といえますか、そういう思いです。

もう一つは、実は私、中学校3つかわったうちの3年生のときに、延岡市内のテニスで優勝して、その当時の砲丸投げとか陸上競技で優勝したいろんな延岡代表の激励会があったんです。野口記念館に集められて、私が最初だったんでしょうか、壇上に立たされて決意表明を述べた、その後に司会者の他の学校の先生が、「それでは、自分の学校、母校を代表して校歌を歌いなさい」と言われたんです。恐らく7月ごろでしたから、私は、入学式も何も知らないから、学校の校歌を知らなかったんですよ。壇上でどぎまぎしておいたら、その司会の先生に、「君は母校の歌も知らんのか」と、壇上で怒られちゃったんですね。私は激励会のつもり

で来たんだけど、怒られてしまうという。私がここで感じたのは、失敗すること、間違いをすること、この中には必ず理由があるということなんですよ。私は、その先生がそういうふうになったのは、他校の先生だったから知らなかったんだろうと思うんですね。だから私自身も、その先生を恨むとかいうことはしませんでした。ただ、さっき言ったように、間違いをしでかすのにも理由が必ずあるから、私は人を怒ったりすることはできるだけ避けるということ学びました。これも義務教育時代の学びだったと思います。

それで、「日州医事」という宮崎県医師会の雑誌があります。この中に、「電子メディア社会の子どもたち」ということで、糸数さんという、これはお医者さんだろうと思いますが、先ほど答弁にあったように、WHOではこれを「ゲーム障害」として、病気の一つとして定義しているということですが、その中に、こういう表現があります。

「子どもの心への影響」

「エリクソンの心の発達理論でいう「基本的信頼感」は、毎日の母と子の間で交わされる目と目を合わせた、優しい声かけ、ふれあいの中で生まれます。「守られている」「愛されている」という「安心感」を得た子どもは、「人を信じる心」を覚え、やがて「自分を信じる心」つまり自尊心・自己肯定感を育みます。(中略)過剰な音と光の一方向的な刺激は、子どもの脳の発達に明らかな弊害を及ぼすことが近年報告されてきました。親がスマホに夢中なあまり不慮の事故が増え、かまってほしい子どもが置き去りにされている現状も悲しいことです。」

その子供の言葉として、「ママのスマホになりたい」という——これは絵本が出たそうです

けど、この辺がよく表現されているんじゃないかなと思います。

ぜひ、子供さん——大人になってもアルコール中毒になったりするわけですからね。自制心があってもそういう世界に入ってしまう。今からの子供たちがスマホ中毒というか、そういったことになっては、子供の発達としてはまずいんじゃないかということ、ぜひ捉えていただきたいと思いますし、学校現場では足りないものをぜひ買っていただきたい。電子黒板でみんなが学ぶ。それは、先生が指導する「ここがこうなってるよ」という、先生の顔を見ながら教育をしていくということは、非常に大事だと思うし、言われているように、タブレットを見ながらやっている授業というのは何か異様ななという気がして、今答弁にあったような指摘は、私は本当にそうだなと思います。傷んだ机を入れかえるとか——何億円もかけてパソコンとか、それも大事ですけど——現場に今必要なものを買ってあげる、そういうことが必要じゃないかなと思います。

それから、ふとした言葉ですけど、私たちの時代は黒板消しは週番が担当で、板書を消して、パンパンパンとやっていたでしょう。あれは、風向きを考えてやっていたんですよ。

「おまえ、そこは風が入ってくるが」と言ってやる。そういう作業の中でそういうのも学んだ。そういう素朴な教育というのもいいだろうし、ぜひそういうところを見直していただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移ります。県土整備部長に、県職員宿舎の空き部屋問題について質問いたします。

私も、延岡でいろんなところを訪れてみますと、県職員宿舎が空いてるなと感じるところが

あります。そういう県職員宿舎を県の公営住宅として活用できないか、お伺いいたします。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 公営住宅につきましては、公営住宅法の第2条において、「地方公共団体が、建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、この法律の規定による国の補助に係るもの」と規定されております。

この規定に照らしますと、県職員宿舎は、国の補助を受けずに建設されており、県が買取りまたは借り上げを行う対象とはならないため、県の公営住宅としての活用はできないものであります。

○**太田清海議員** 法律上は国の補助が入っていないとできないということでもあります。残念であります。

それでは、総務部長に、入居率が低くなっている県職員宿舎について、今後どうしていくのかお伺いしたいと思います。

○**総務部長（畑山栄介君）** 職員宿舎全体の入居率は、平成29年度末で約68%となっておりますが、通勤圏の拡大や民間の借家の充実などによって年々入居率が低下している宿舎もございます。

職員宿舎につきましては、職員のニーズや地域の事情なども踏まえながら、入居率の低い宿舎の集約化、適切な老朽化対策、維持管理コストの低減・平準化等を検討する必要があります。

このため、宮崎県公共施設等総合管理計画に基づき、今年度末までに職員宿舎の個別施設計画を策定し、この中で、施設ごとに「維持」「建替」「廃止」の区分で評価を行いまして、必要となる対策の時期や費用を示すこととして

おります。

今後は、この計画に基づいて、適切な維持管理に努めるとともに、利活用の見込みのないものについては売却処分を行ってまいりたいと考えております。

○太田清海議員 延岡から見た場合、高速道路もできたりとかで、通勤が簡単になったというものもあるかもしれませんが、やっぱり地元に住んでいただいて、特別徴収で税金を延岡市に落としてもらおうという、地域創生のためにあってほしいなというところもありますが、法律上は仕方ありません。ただ今後、有効利用——NPO法人とかそういったところが文化活動等に使いたいという要望があれば、ぜひ検討していただいて、法律的にできないところも特区あたりでできないものかなとか、ふと思ったところでもあります。事情としてはわかりました。

それでは次に、県立体育館整備についてお伺いいたします。

延岡に県立体育館をつくっていただくということで、そのことについては本当にお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。その延岡市が新たに整備する県立体育館については、既存の市民体育館の機能・役割等の確保について検討するとなっていますが、柔道等についてはどうなっているのか、お伺いしたいと思います。これは総合政策部長ですね。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 延岡市に整備します県体育館についてでございますが、これまで、施設の基本的な考え方や導入設備、建設手順等について、既存の市民体育館の役割の確保などといった観点も含めて、延岡市等と協議を重ねてまいりまして、基本計画素案として取りまとめたところでございます。

この計画素案において、柔道場としても使用

できる多目的室を設置するとともに、畳等の保管に必要なスペースについても確保することとしております。

なお、多目的室の仕様や設備等につきましては、延岡市や競技団体にも御意見を伺いながら、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。延岡市のほうでも畳を750枚用意する計画で予算を立てておられるようです。国際大会なんかを開く場合は700枚以上は絶対要るということです。また、700枚の保管場所も、今答弁の中にもありましたので、それは了といたします。ぜひ、小学生、中学生が週に4回ほど柔道を練習しているという施設でもありますので、そういう機能を維持させながら大きな大会ができるように、お願いをしておきたいと思います。そして、延岡市関係団体との協議もあるということですから、その中でぜひ、いい形の体育館をつくっていただきたいと思います。

次に、無人ヘリによる森林への薬剤散布についてお伺いいたします。

これは、今まで質問として出てきましたが、無人ヘリによる森林への農薬散布において、農薬の安全性はどのように担保されているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 農薬については、環境への影響が最小限となるよう、事前に水生動物やミツバチへの影響、分解のしやすさなど、さまざまなリスク評価が行われた上で登録されているところであります。

その使用に当たっては、農薬取締法の中で、農薬ごとに使用量や回数等が定められており、それらを遵守することにより、安全な散布につながるものと考えております。

また、今回検討している農薬は、昭和57年に登録され、平成28年には、全国で約70ヘクタールに相当する面積で使用されており、環境や林地の保全への影響についても、これまで大学や関係機関で研究が行われてきております。

しかしながら、下流域等への影響を心配する声もありますことから、本県においても、安全性について独自の追加調査を行うとともに、自然保護や養蜂関係者などから個別に意見を伺うなど、環境に配慮し、慎重な技術開発を進めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。今回の技術開発における農薬の散布に当たり、環境に対してどのような学識経験者が参画しているのか、それを同じく伺いたいと思います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 10月に設置しました技術開発委員会においては、4名の学識経験者に参画いただいているところであります。

具体的には、環境分野からは、大気や土壌中における農薬等の移動や分解等に関する専門家、及び森林生態系における水や物質循環に関する専門家に、また森林・林業分野からは、森林施業や林木育種の専門家に参画をいただいているところであります。

○太田清海議員 慎重に安全性に配慮してという部長の答弁がありました。私としては、機械でやるより人間の知識を使った、判断力を使った対応というのが大事ではないかと思っています。急峻な土地に、悪いイメージで言いませんが、根絶やすような薬をまいてやるということは、根っこから傷むわけですから、山林崩壊につながるということも今まで言われておりますし、水源にまくことがどうなのかとか、生物の多様性から見てどうなのかとか。人を雇って賃

金を払いながらやるのが本当のやり方ではないかなということを見ると、ぜひ慎重にということではお聞きしておりますが、私としては、中止も含めた、慎重な対応をしていただきたいなという思いを告げておきます。

続きまして、看護師の地域枠採用について、病院局長にお伺いをいたします。

異動のない看護師ということでも言っておりましたが、看護師の地域枠採用について、日南市と延岡市の県立病院であります。過去3年間の採用状況をお伺いしたいと思います。

○病院局長（桑山秀彦君） 看護師の地域枠採用は、日南病院または延岡病院に固定して勤務する看護師を採用する取り組みでありまして、平成25年度より実施しております。

直近の3年間の状況でありますけれども、平成28年度の試験では、採用者総数82名のうち33名を、平成29年度の試験では、採用者総数77名のうち31名を地域枠として採用しております。

また、本年度の試験では、合格者74名のうち地域枠採用が26名を占めておるところでございます。

○太田清海議員 採用者の出身はわかりませんか。どういう採用であったのかということですが、民間から来たのか、県外から来たのか、そういうことはわかりませんか。

○病院局長（桑山秀彦君） 民間という区分では把握しておりませんが、県外で勤務、あるいは学校等に通っていた者が採用されたかどうか、その数字で申し上げますと、平成28年度は地域枠採用のうちの22.2%、それから平成29年度が21.8%、平成30年度、試験の段階ですが、38.5%が県外からの受験ということでございます。

○太田清海議員 わかりました。看護師の地域枠採用の目的についてお伺いしたいと思います。今のと関連するかもしれませんが。

○病院局長（桑山秀彦君） この地域枠採用は、県立病院間を異動せずに、日南病院あるいは延岡病院に継続して勤務することを希望する方への受験機会の拡大や、UターンあるいはIターンを希望する方に対する地域雇用の場の提供を目的として導入したものでありますけれども、実際に、地域枠の受験倍率は一般枠よりも高く、今年度は採用あるいは採用見込みの者の約3人に1人が、県外の学校や病院などからの採用となっております。

また、勤務地が限定されることによりまして、県南あるいは県北への看護師の定住が図られ、災害などの緊急時において、病院機能の維持のために必要な人員体制の確保が可能となります。

さらに、1つの病院にのみ勤務することで、病院に対する深い愛着を持っていただいて、将来の地域医療を担う人材の育成にもつなげることができるものと考えております。

○太田清海議員 この目的は、できるならば中央、大阪、東京といったところにいらっしゃる自分の孫、子供さんたちがUターンで戻ってきてもらうというのが、本当は一番いいかなと思うんですよね、地域活性化のために。ぜひそういった視点から——職業選択の自由もありますから、これを当てはめることはできませんけど、地元の病院等から県病院に余りに行き過ぎるというのも、その地域の病院等の疲弊につながるかなという思いがあって、そのあたりはうまく調整を図っていただきたいなということでもあります

私も、息子がこの地域枠の看護師に受かって

本当によかったというお父さんの声を聞いたことがあります。それは一緒に住めるということがね。県外に出ようと思っていたけど、ということでもありますので、これも地方創生の一環としても、ぜひ目的に沿って頑張っていただきたいと思っております。わかりました。

次に、LGBTの問題についてお伺いたします。

総合政策部長に、本県の私立の学校における「性で分けない名簿」の導入状況についてお伺いしたいと思います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 本県の私立学校におきましても、「性で分けない名簿」の取り扱いについて検討された学校もあると伺っておりますが、今のところ導入に至った学校はございません。

なお、性的マイノリティーの児童生徒に対する配慮は重要な視点でありますので、県としましては、今後とも私立学校に対しまして、公立学校における取り組みなどの情報提供等に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。渡辺創議員からも質問がありましたが、LGBT等の方に対する政策というのは、まだ試行錯誤の状態だと思います。これがいいというのは、なかなか言えなかったり、これはちょっとまずかったかなということで、その辺のことは渡辺議員からも言われております。私もそうではないかなと思って。ただ私立の学校でも、お茶の水女子大学がトランスジェンダーの女性の入学を認めるという動きも出ていますので、私立のほうでも今後、何かそういういろんな施策が打ち出されるといいかなとも思っております。

それから、今度は教育長にお伺いしますが、LGBT等の性的マイノリティーの児童生徒へ

の支援方法について、教職員が抱える悩みに対応できるような体制づくりができないかどうか、お伺いしたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 現在、県内全ての公立学校へスクールカウンセラーを配置・派遣しております。児童生徒やその保護者の悩み相談だけではなく、さまざまな事案に関する教職員の相談にも対応しているところであります。

LGBT等の性的マイノリティーにつきましても、スクールカウンセラーが教職員に児童生徒への支援のあり方について助言したり、職員研修の中で講義を行ったりするなどの取り組みがなされております。

今後は、県教育委員会で実施しておりますスクールカウンセラーを対象とした研修会におきましても、LGBT等の性的マイノリティーに関する内容を充実させ、学校現場での教職員の相談に適切に対応できるような体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。宮崎市では、そういった相談窓口を一本化するというような動きもあるようです。私は、県がつくる必要はないかもしれない、市町村が身近なところでくればいいのかも、しかし、教職員というのは、いろんな子供さんがいらっしゃることの相談を受けたときに、もし戸惑いがあればということで質問させていただきましたが、言われるとおりに、スクールカウンセラー等の充実を図っていくということでもできるかもしれません。しかし今後、何か一本化するべきところがあるかなど、教職員の立場でですね。その辺はまた今後、検討していただきたいとも思っております。

それから、LGBTという言葉であらわしていますが、これはいろいろ聞くところによる

と、LGBTに入らない人たちもおるということも学びました。だから、「LGBT」と言わずに、複数形の「s」を入れて「LGBTs」と呼んだりもするようです。

実は私、延岡で、Xジェンダー、自分が男であるのか女であるのかわからない子供と面接をしたことがあります。その人の話を聞くと、今33歳でしたか、女の子で生まれて、3年前にインターネットでXジェンダーというのがあるのわかって、そのときの最初の言葉が「ああ、これか」ということ。自分が。という、ほっとしたという感想を聞きました。社会が、男であること、女であることをきちっと分けにゃならんこの世の中で、中途半端な自分がつらかった。小学校5年までは通学できたけれども、それ以降は不登校に陥ってしまった。自分でも理由がわからない。親にも話せない。話せないというか、自分の言葉の未熟さのために、自分の今の気持ちはどうあるのかということ、親もしくは先生に伝えることができなかつたということで、本当に子供というのは、言葉の表現が難しい、だから、そこを先生たちが専門的に聞き知ることが、非常に大事なことでだろうと思えますけど。

もう一つ言うと、この子は、自分がその日は男の子かなと思って生活する。明くる日は女の子になっていたという思いとか、これは本当に微妙だろうと思うんですね。だから、直接会っている先生方も本当に大変だろうと思えます。そういう子供さんがいらっしゃる。その手紙もいただいておりますけど、その手紙は、こういう人たちと直接会ってほしいというのが、言葉ではなかなかわからない。会って私を見てほしい。その子も、自分のできることがあれば一生懸命やっていますと、ということをおっしゃる

ました。ということで、紹介をしておきます。

次に、福祉保健部長にお伺いたします。福祉施設での経理に関する不祥事についてであります。

報道されましたように、県内でも介護保険事業所に対して行政処分を行った場合、再発を防止するため、不正の内容を全ての事業所——県内いっぱいあると思いますが——に周知すべきと思いますが、県の考えを伺いたいと思います。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 介護報酬の不正請求などの不正事案は、利用者に著しい不利益が生じるだけでなく、介護保険制度全体の信頼を損なうことから、その再発を防ぐために、広く周知を図る必要がございます。

このため、運営基準や報酬請求などに関する理解が不十分であることが多い新規事業所向けの集団指導におきまして、過去の処分案件や指導監査における指摘事項を周知し、注意喚起を行っているところでございます。

御質問にありました、介護保険事業所に行政処分を行った場合、事業所名や処分の内容などを県公報に登載するとともに、記者発表による公表を行っており、不正行為に対する一定の抑止力につながっていると考えております。

しかしながら、依然として不正事案が発生している状況を踏まえ、今後、行政処分を行った際には、公表に加え、例えば、県ホームページへの掲載や、全ての事業所に対し電子メールによる周知を行うなど、不正内容の周知を図り、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。電子メール等で周知させるということで、前進だろうと思います。

私たちも、議員として去年の10月26日に県の選管から通知を受けました。候補者を類推するようなポスターを出しちゃいけないよというような通知であります。こういう通知が来ると、私たちも一瞬身がぐっと引き締まる思いでありまして、そういう意味で、真面目にやっている事業所も多いと思うんですよ。ただ、そういう同じような間違いをしないようにということで、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、戦争体験継承事業及び「本で世代をつなぐ」読書活動推進事業についてお伺ひしたいと思います。

県は、「語り継ぐ戦争と平和の尊さ」という戦争体験の証言記録映像を作成していますが、どのような思いを持って作成したのか、福祉保健部長にお伺ひしたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 戦争体験の証言記録映像を作成しました平成18年度当時、戦後60年余りが経過し、戦後生まれの世代が7割を占めるようになる一方、戦争を実際に体験した世代の高齢化が進み、若い世代へ、その体験を直接語り継いでいくことがますます困難となってきました。

そのため、戦争の記憶の風化を防ぐとともに、新しい時代を担う子供たちに戦争の悲惨さや平和のとうとさをしっかりと継承していきたいという思いを持って、このDVDを作成したものでございます。

このDVDには、従軍経験者のほか、戦没者の御遺族や空襲によって被害に遭われた方など、さまざまな立場で戦争を体験された方々の貴重な証言を記録映像として収録してありまして、1,000部作成の後、県内小中学校や公立図書館などへ配付したものでございます。

○太田清海議員 実は私も、12年前にこれをも

らっておりました。見ていなかったんです。6
カ月ほど前に、ああと家で探して、見ました。
すごいなと思いました。中には一兵卒の方もい
らっしゃいます。高級軍人だったんだろうな、
情報戦で戦った立場の人だろうなというさまざ
まな人とか、橋の下を逃げ惑った人とかです
ね。そういう意味では、この現代の我々に、共
通して、それぞれの立場から呼びかけているも
のを何か感じました。

県は、平和のために何もしていないんじゃない
かなとか思っていたこの私を、不明をわびたい
と思います。立派なものだと思います。若い
人たちはなかなかこういうものに触れることは
ないけど、ぜひ多くの方に見ていただきたいな
と思います。

それから、同じく、ちょっと前と言ったら
失礼かもしれませんが、県立図書館の事業の中
に、「本で世代をつなぐ」読書活動推進事業と
いうのがありますが、その狙いと成果について
お伺いしたいと思います。教育長、お願いいた
します。

○教育長（四本 孝君） この事業は、読書離
れの傾向が見られる中学生や高校生を中心に、
本の魅力に触れ、生きる力や想像力を育む機会
を提供しながら、世代をつなぐ読書活動を促進
することを狙いとしております。

中学生や高校生、一般県民を対象に、中高生
に伝えたい「おすすめの1冊」の作文を募集し
ましたところ、1,461名の応募があり、15名の入
選作品をおさめた「私のすすめるこの1冊ブッ
クリスト」を作成し、県内全ての中学校や高
校、特別支援学校及び公立図書館に配付するこ
とで、読書の啓発に努めてまいりました。

また、県立図書館新館30周年記念行事にあわ
せ、入選者のうち各世代の代表6名による「お

すすめの1冊」の発表と、歌人の大口玲子さん
との対談を実施して、読書のすばらしさを会場
全体で共有したところであります。

今後とも、このような取り組みを通して、世
代を超えて多くの県民の皆様が本の魅力に触れ
る機会を提供してまいりたいと考えておりま
す。

○太田清海議員 わかりました。ICT教育と
かスマホで小説を読むというような時代にも
なっておりますが、私、これは大事な取り組み
じゃないかなと思って。新規事業で挙げられて
いるようですが、ぜひ発展的になりますよう、
お願いしておきたいと思います。

教育長には大変申しわけありませんが、教育
長の「おすすめの1冊」というのがあれば、お
伺いしたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 私のおすすめの1冊
は「無限論の教室」という哲学者の野矢茂樹と
いう人が書いた本であります。

ここに、足の速い男アキレスがいます。その
前を足の遅い亀が歩いております。アキレスは
その亀に追いつこうと思ひまして、そのとき亀
がいる地点にやってまいりました。亀もさすが
にとまってははいないので、そのときは少し前
に進んでおります。その地点にアキレスは行き
ました。そうしたらまた、亀は少しだけ先に進
んでおります。その地点にアキレスが行きます。
また亀は先に進んでいます。どうやってもアキ
レスは亀に追いつけないのであります。まるで、
太田議員お得意の手品のような話であります。

これは、実は大変難しい本でございまして、
私は何十回も読みましたが、途中で全部挫折し
ました。いわゆる論理的、数理哲学的な面白
さがあるのだと思っております。

中学生、高校生の、特に数学好きの皆さんに

読んでいただきたい本であります。

読書は、自分の世界や知識、仲間を広げ、知的で心豊かな人生を送る上で欠かせないものがありますので、どの世代の皆様方にも、読書に親しんでいただきたいと願っております。

○太田清海議員 大変含蓄のある説明でございました。実は私自身は、菊池寛の「形」というのが、この人生を語る上で何かものすごくいいものを語っているなという気がして、そんなことを議会だよりを書いておいたら、高校時代の恩師が、「君も菊池寛の「形」に感動したか。我が意を得たり。菊池寛は短編に限る」という言葉をいただきました。ああ、菊池寛はまだいっぱい短編があるんだな、まだ読まないかなと思いますけど、そういう師弟関係もあったということ思い出しました。

ぜひ、子供たちが読書に触れるようにお願いしたいと思います。

続きまして、同じく教育長に、家庭訪問の実態について。小中学校における家庭訪問の実施状況についてお伺いしたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 各学校における家庭訪問は、学級担任が子供の家庭環境を把握しますとともに、保護者に対して学校での子供の様子を伝え、家庭での指導に生かしてもらうことなどの目的で、現在も県内のほとんどの小中学校において実施されております。

一方、授業時数の増加への対応や、仕事を持つ保護者の負担への配慮から、家庭訪問を学校での面談に変更するなど、直接、子供の家への訪問を行わないケースも見られます。

また、気になる子供や不登校の子供の家庭に対しては、随時、個別に訪問し、保護者との情報交換や安否確認を行うなど、その状況に応じて家庭訪問が行われているところであります。

○太田清海議員 わかりました。非常に痛ましい児童虐待事件が起こる中で、この家庭訪問というの、一つのヒントになるのかなと思って、その状況を聞かせていただきました。

家庭を見る——私たちも仕事の中で、家庭の中に入っていったことがありますけど、本当にさまざまなんですよ、家庭の中ね。そして、言葉が悪いけど、けものがすんでいるような部屋に入ったこともあります。もう靴のまま上がってくださいと、犯罪者の部屋でしたのでね。そういう生き方をされていたんだなというのも如実にわかります。ぜひ家庭訪問の充実を図っていただきたいと思います。

私の母などは、家庭訪問になると、その日に限って家の中を片づけておりましたけど。そういう問題もありました。

続きまして、県土整備部長に、北川の霞堤の問題についてお伺いしたいと思います。

洪水時に北川の霞堤開口部から流入するごみ——私たちは「ごそ」といいますが——等の問題に関して、土地所有者と市、県の役割分担について県土整備部長にお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 北川では、これまでの整備によりまして、家屋の浸水被害は大幅に減少しているものの、近年、霞堤下流の開口部から、川の水とともにごみや流木が流入し、特に家田、川坂地区で、その処理が課題となっているところです。

処理に関する役割分担としまして、田畑などに流れ込んだものについては、その土地の所有者が行っておりますが、処理費用が一定額以上のものに対しては、農地災害復旧事業として、延岡市が対応できることとなっております。

また、災害復旧事業の対象とならないものに

についても、市独自の取り組みとして、処理費用の一部を補助する制度を設けており、さらに土地所有者の負担軽減を図るため、補助率のかさ上げを検討していると伺っております。

河川管理者である県におきましては、河川区域内のごみ処理を行うとともに、開口部から流入するごみ等の軽減対策に取り組んでいるところであります。

○太田清海議員 次に、洪水時に北川の霞堤開口部から流入するごみ等の対策について、どのように取り組んでいるのかをお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 大量のごみ等が洪水時に家田、川坂地区に流入するようになった要因としましては、近年の洪水等により川の流れが変わり、霞堤開口部付近の樹林帯が大きく減少したため、ごみ等の流入を軽減するスクリーン効果が失われたことによるものと考えております。

このため、専門家の意見を伺いながら、川の流れの向きを変える石積みなどの水制工の設置とともに、竹の根の移植により樹林帯の復元を行うなど、開口部から流入するごみ等の軽減対策に着手したところであり、さらに、霞堤内部の水位を低下させるため、河川内の土砂掘削を行うこととしております。

今後とも、対策の効果につきましてモニタリング調査を行うとともに、延岡市と連携し、地域の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 知事も災害時に現地調査に行かれましたね。そして、私たち県北の5名の県会議員も、知事と一緒に現地視察したことを思い出しますが、あのときに、霞堤の上に立って眺めたんですね、家田地区のごみの問題とか

については。そのときには、実は私は気がつかなかったんです。最近、地元の人から、ここから見たらいいよと言われて、下流側の山の上が上がって、鳥瞰まではいかんけど、上から眺めたんですが、ああ、なるほどと思いました。霞堤の堤防の上に立ってはなかなかわからない雰囲気があるんですよ。ところが、下流域にぼんとぶち当たるところの山から見ると、せっかく霞堤があるとすれば、ぐうっと少し曲げてくれると、ごみが内部に入り込まないような感じがするわけです。これは素人目ですけど。

要望しておきますが、ぜひその山から現地視察をしてもらうといいかなと思って。すると、共通の認識ができるかもしれない。確かに、県も限られた予算で一生懸命頑張って河床掘削されていますので、地元の人たちも大変喜んでおられました。ただ、根本的な対策が、もしかしたらヒントが出てくるかもしれないので、そのことをお願いしておきたいと思っておりますし、国土強靱化計画の290億というお金をぜひ投入していただけるならと思っております。よろしく願いいたします。

次に、重度障がい者・児のショートステイについて。

県北における医療型短期入所施設の開設に向けた県の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 人工呼吸器など、高度な医療を必要とします在宅の障がい児・者を看護されている御家族の休息や社会参加のためには、医療型短期入所施設の充実が必要であります。

私も、昨年延岡で、保護者の会の方から生活の状況や切実な御要望等を伺い、県北での開設の必要性を改めて強く認識したところでありま

す。

医療型短期入所施設は、病院等と一体的に運営する必要があることと、専門的な小児科医の確保が、開設に当たっての大きな課題であります。

県ではこれまで、ハード整備に対する補助などの開設支援策を設けるとともに、延岡市や日向市、及び地域の医療機関、医師会等と、丁寧に意見交換を重ねているところであります。

今後とも引き続き、関係機関と一体となって、開設に向けて、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。部長も現地に足を運ばれてということで、そういう努力を認めたいと思います。医師不足という根本的な問題もありますから、なかなか大変だろうと思いますが、一步一步前進できるように。これは、日向市のほうからも県北にという要望が出されておりますけれども。中には、県病院の空きベッドを活用できないものかなというアイデアとかも出されて、もちろん聞かれていますますが、さまざまな対応をぜひお願いしておきたいと思います。

最後の質問になろうかと思いますが、知事に、ふるさと納税等の質問をしたいと思いません。

ふるさと納税制度の現状について、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） ふるさと納税は、生まれ育った自治体などに恩返しをしたいという思いを、寄附という形で具現化する制度でありまして、地場産業の振興や域内経済の循環など、地方創生の推進にも寄与するものと考えております。

本県におきましても、この制度を活用し、宮

崎のファンの獲得を初め、いわゆる関係人口の創出に取り組んでおるところでありますし、県内市町村においては、全国トップクラスの納税を得ておられるところもあります。

このような中、現在、一部の自治体による寄附の獲得のための過度な返礼品の提供などが、全国的な問題となっておりますことから、総務省におきましては、ふるさと納税制度の趣旨をゆがめているような団体を対象外にすることができるよう、制度の見直しが行われているところであります。

私としては、この見直しは、ふるさと納税制度の健全な維持・発展を図るために必要なことと受けとめているところであります。今後とも、制度の趣旨を踏まえながら、1人でも多くの皆様に宮崎を応援していただけるよう、本県の特産品のPRなどに適切に活用してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 過度なPRというか、逸脱するようなことについては適正にしてほしいなということで伺っておりますが。知財法の40条の5に、寄附というものは強制してはいけないという精神論がうたわれていますけど、私は、強制ではないが、中にはふるさとではないところに送ってしまう、いわゆる景品目当てにというのは、何か、ふるさとの心を思うものではないかなという疑問も持つわけですね。

それで、私は国家予算、地方自治体の予算というものは、国民の気分とか県民の気分委ねられて確立されるべきものじゃないと思います。一生懸命やっているふるさと納税は、それは是としますが、財政というものは、やっぱり経済分析とか、所得階層の分析、いろんなものを分析しながら、確たるものとして税制の中で確立すべきものではないかなと思います。宮

岐県のスタンスとしては認めますが、そういう危惧を持つところでもあります。

それから、消費税について。今回の消費税率の引き上げを受けて、改めて消費税についてどのようにお考えになっているか、知事の意見をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 現在、国や本県を含む地方におきましては、厳しい財政状況、また、急速に進む少子高齢化や社会保障関係費の増大などの課題に直面しているところでもあります。

消費税は、所得にかかわらず、広く国民に負担を求めるものであることや、税収が比較的安定している性質を有しておりますことから、財政健全化を図りつつ、年金、医療、介護及び少子化対策等の社会保障サービスを将来にわたって維持していくための安定的な財源として、重要な税であると考えております。

○太田清海議員 それでは、病院局長にお伺いします。県立病院事業会計における直近の控除対象外消費税、いわゆる損税と言われていますが、消費税を患者さんから取れないということで、損税というのが存在しますが、その金額をお伺いしたいと思います。

○病院局長（桑山秀彦君） 直近の決算であります平成29年度決算で申し上げますと、控除対象外消費税の額は、9億5,194万円余となっております。

○太田清海議員 今回10%に上げるということで、軽減税率等が行われていますが、店の中で食べる、店の外で食べる、どういう対応なのかなということ。税の三原則というのがあります。公平・中立・簡素ということですが、簡素という視点から見たときに、この税がどうなのかなということですね。それから今、病院局長も言われたように、一生懸命病院の職員が、

お医者さんも含めみんな頑張っているのに、10億近い損税が発生する、これは大変なことだと思うんですね。一部報道されていましたが、国のほうでも、診療報酬を上げるよということ。それを賄おうとするような動きもあるわけですが、国民から見れば、そのうちの3割、2割、1割は自己負担。この自己負担の中に消費税分がやや転化してきて、結局、国民が負担するというような形になっている。この消費税の税制の形は、私は非常に簡素ではないなと思います。ぜひこういった議論……。

それから、消費税というのは滞納が多いんですね。私も調べてみたら、2015年ですけど、消費税の滞納額は4,400億円。源泉所得税、申告所得税は1,500億。倍以上ですよ。そういう滞納がある。なぜあるのか。これは、預かってしまったお金を思わず使ってしまったということもあるかもしれません。果たして、こういう滞納を生む税制がいいのかどうか、というように思っています。

ですから私は、先ほども来住議員の質問等にもありましたが、5年、10年単位で見た場合に、やっぱり地方自治体として、どんな財政であらねばならないのかということ、国に対して言っていないかとか、国家の形についても、どうあつてほしいということをお話しなければならぬことが、いずれ出てくると思うんですね。だから、そういったところ、国に政策の変更を迫るということも、ぜひ知事として頑張りたいと思います。

最後になりましたが、退職される皆さん、御苦労さまでした。私も頑張つてまいります。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で一般質問は終わりました。

◎ 議案第47号及び第48号採決

○蓬原正三議長 次に、今回提案されました議案第1号から第78号までの各号議案を、一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

まず、監査委員の選任の同意についての議案第47号及び第48号について、お諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第47号及び第48号について一括お諮りいたします。

両案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、両案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第46号まで及び第49号から第78号まで委員会付託

○蓬原正三議長 次に、議案第1号から第46号まで及び第49号から第78号までの各号議案は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

◎ 議案第79号追加上程

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から議案第79号の送付を受けましたの

で、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第79号を上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○蓬原正三議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 ただいま提案いたしました議案第79号について、御説明申し上げます。

議案第79号は、教育長四本孝氏が平成31年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任として日隈俊郎氏を教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、県議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○蓬原正三議長 知事の説明は終わりました。あすからの日程をお知らせいたします。

あす6日から14日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、15日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び特別委員長の調査結果報告であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時56分散会

3月15日（金）

平成31年3月15日（金曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
22番	中野廣明	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝
公安委員長	島津久友
警察本部長	郷治知
代表監査委員	高橋博
人事委員長	濱砂公一

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主任主事	山井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 常任委員長審査結果報告

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び特別委員長の調査結果報告であります。

まず、議案第1号から第46号まで及び第49号から第78号までの各号議案、並びに継続審査中の請願第22号及び第27号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外17件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号、第21号、第31号及び第46号につきましては賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成31年度当初予算の概要についてであります。

今回提案されました平成31年度一般会計の予算規模は5,955億2,000万円で、前年度当初予算と比較して137億3,000万円、2.4%の増となっております。また、特別会計については7.1%の増、公営企業会計については0.2%の減となっております。

当初予算の特徴といたしましては、知事選挙

等の関係により骨格予算となっておりますが、国の来年度当初予算案が、消費税率引き上げによる経済への影響を考慮していることや、本県経済等への影響も勘案し、年間を通して必要となる経費を計上した「骨太の骨格予算」として編成されており、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の実施に必要な額についても措置されております。

歳入では、まず自主財源については、県税収入は前年度から増加した一方で、諸収入や繰入金等の減により、前年度と比較して2.7%の減となっております。また、依存財源については、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税額は減となっているものの、国庫支出金や県債が国土強靱化対策等により増となったことなどにより、5.8%の増となっております。

次に、総合政策部の平成31年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて133億800万円余で、前年度と比較して1.1%の減となっております。

次に、宮崎県総合計画の変更についてであります。

このことについて複数の委員より、人口減少問題の原因分析及びその対策について質疑があり、当局より、「意識調査では、経済面を含む将来的な不安で結婚に踏み切れないとの回答が多く、子育ての不安・負担感をいかに減らすかが重要と考えている。人口問題対応戦略をベースとしながら、産業の活性化や地域の子育て支援等も含めて取り組んでいきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「合計特殊出生率が低い都市部など、県内各自治体の課題を共有して

対策を行うことが重要ではないか」との質疑があり、当局より、「市町村ごとに担当者を置き、当該市町村の分析を行った上で、有効な対策について意見交換を行っている。今後、それらを踏まえた事業化を支援する取り組みを進めてまいりたい」との答弁がありました。

また、委員より、本県の労働生産性の状況について質疑があり、当局より、「2015年のデータでは全国46位であり、生産性を上げることは大きな課題である。AIやIoTの活用など、多くの産業で生産性が高まるよう取り組みを支援していきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「目指す将来像の実現のためには、県民や市町村が同じ認識のもとで取り組みを進める必要がある、アクションプランでは具体的な対策が明確になるのか」との質疑があり、当局より、「アクションプランで実施すべき重点項目を作成し、工程表により管理していく。県民全体で共有する計画として位置づけ、官民でしっかり連携をとりながら、その実現に向けて取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、総務部の平成31年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて2,633億1,600万円余で、前年度と比較して8%の増となっております。

次に、本県財政の長期的な見通しの明確化についてであります。

このことについて複数の委員より、「社会保障関係費の今後の見通しをどのように捉えているのか。また、現状はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「本県は他県より早く高齢化が進んでおり、今後も毎年度、10数億円程度伸び続けると見込んでいる。現状におい

ては、一般財源が横ばいで推移しているため、社会保障関係費以外に充てる同財源が圧縮されている状況である」との答弁がありました。

また、別の委員より、「将来的な財政運営の見通しを明らかにするべきではないか」との質疑があり、当局より、「国体開催等に要する経費がある程度見えてきた段階で、将来の財政見通しを作成し、公表してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今後、社会保障関係費の伸びに加え、防災・減災、国土強靱化対策や国体開催に係る経費等に多額の財政負担が見込まれるため、これらに要する適正な金額等を検証した上で、将来の長期的な財政見通しを作成・公表し、引き続き健全な財政運営に努めていただくよう要望いたします。

次に、出先機関のあり方についてであります。

このことについて委員より、「県の出先機関がその地域における広域連携のリーダーとして指導力を発揮する形を整えていくことが、知事の掲げる現場主義につながる。九州では総合的な地方振興局になっている例もあるので、今の組織をさらに前に進めるためにも、行政改革の中で出先機関のあり方を検討する必要があるのではないか」との質疑があり、当局より、「県や地域の環境によって出先機関の形はさまざまであるが、行財政改革プランの中でも、「県の組織体制のあり方について検討する」とうたっており、将来を見通したときにどのような形がよいのかをしっかりと研究してまいりたい」との答弁がありました。

これに関連して委員より、「拙速に組織を変えろということではなく、将来を見据えて、本県の行政体系をどのようにしていくのか検討す

る時期に来ていると思うので、現在の形がよいのかを含めて、今後の課題として十分に検討していただきたい」との要望がありました。

次に、平成30年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、国の平成30年度補正予算に係るもの及びその他必要とする経費について措置するもので、87億2,600万円余の減額となっておりますが、国の補正予算に伴う経費として194億2,100万円余が計上されております。

歳入財源の主なものは、県債が44億4,900万円余、地方交付税が29億3,800万円余の増額となる一方、繰入金が89億2,200万円余、諸収入が85億6,800万円余の減額となっております。この結果、補正後の一般会計の予算規模は5,864億9,200万円余となります。

このうち、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は、総合政策部が128億900万円余、総務部が2,607億100万円余となります。

このうち、みやざき産業人財確保支援基金事業についてであります。

このことについて当局より、「奨学金返還支援対象者を当初40名と想定し、認定企業35社において採用活動を行ったが、結果的に人材を確保できなかった企業が生じたことから、予算が減額になるものである」との説明がありました。

これに対して委員より、「若者の県内産業人財確保につながるすばらしい事業であるため、今後もしっかりと企業や学生へ制度等の周知を行い、さらなる産業人財の確保に努めていただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「制度の対象となる人材が確実に就職する企業もあるので、それらの企業を含めて、さらに支援企業数がふえるよ

う、周知の仕方を充実していただきたい」との要望がありました。

次に、防災・減災、国土強靱化対策予算の円滑な執行についてであります。

国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」は、特に緊急に実施すべき対策について、3年間で集中的におおむね7兆円程度を目途とする事業規模をもって実施され、本県では今回の補正予算で119億円余、来年度当初予算で170億円余が措置されております。

このことについて委員より、「人手不足の現状の中で、今後、土木などの関連工事が発注されていくことになるが、執行状況についてどのように見込んでいるのか」との質疑があり、当局より、「今回の対策に基づく予算措置により、公共事業費が増大し、建設業の従事者不足の状況下では、入札不調の増加が懸念されることから、関係部局において、各地区の建設業の状況等を注視し、公共工事の発注の平準化などに取り組むこととしている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、本県における危険箇所等の解消が図られるよう、関係部局と連携して当該予算の確保に努めるとともに、建設業の状況も勘案しながら、適正な工事発注に努め、本県の防災・減災、国土強靱化対策を円滑に進めていただくよう要望いたします。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、厚生常任委員会、太田

清海委員長。

○太田清海議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外15件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願2件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案については全会一致により、請願第22号及び請願第27号については賛成多数により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の平成31年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて2,273億4,700万円余で、骨格予算ではありますが、社会保障関係費や地域医療介護総合確保基金事業など、本県の抱える課題に早急な対応を要する経費等を計上したことから、前年度と比較して1.9%の増となっております。

このうち、新規事業「アクセシビリティマップ構築事業」についてであります。

この事業は、東京オリンピック・パラリンピックや全国障害者芸術・文化祭、全国障害者スポーツ大会等に向け、観光地や公共交通機関等のバリアフリー情報を調査し、多言語表記やピクトグラムを活用したマップを作成することで、障がい者や高齢者、外国人など、多くの方が県内各地の施設や観光地を利用しやすくするとともに、観光地情報等を幅広くPRするものであります。

このことについて複数の委員より、「マップの作成とあわせて、観光地等のアクセシビリ

ティーの向上に取り組んでいただくとともに、飲食店等のバリアフリー情報の掲載や手話の普及など、誰もが訪れやすいまちづくりに向けた一体的な取り組みについて、関係部局や関係機関と連携しながら進めていただきたい」との意見がありました。

次に、幼児教育・保育に係る無償化についてであります。

このことについて複数の委員より、「本県の合計特殊出生率は上昇しているものの、県外への就職・進学等による若年層の減少に伴い、出生数は年々減少しており、無償化だけで少子化に歯どめをかけることはできないと思うが、どのような対策を考えているのか」との質疑があり、当局より、「出生数の減少を抑制するため、自然の豊かさや通勤時間の短さなど、本県の子育て環境の強みを生かした施策について、関係部局と一体となって検討していくとともに、育児の負担軽減も図る必要があることから、働き方改革などについても、関係部局や地域・企業と連携して取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、医師確保対策についてであります。

このことについて委員より、「今回、医師修学資金貸与条例の改正や宮崎県地域医療支援機構の体制強化が行われるが、これにより、県内の医師不足や地域偏在が解消されるのか」との質疑があり、当局より、「修学資金の貸与を受けた医師等については、9年間、医療法に基づくキャリア形成プログラムの適用を受け、県内での臨床研修及び専門研修を経て、その後4年間、医師不足地域での勤務が義務づけられることから、宮崎大学等と連携し、医師の配置計画作成による計画的な配置調整を行うことで、地域偏在の解消と県内定着を図りたい」との答

弁がありました。

当委員会といたしましては、将来必要となる医療需要をしっかりと見据えた上で、県内全域で適切な医療が受けられるよう、医師を初め地域医療提供体制の確保に積極的に取り組んでいただくよう要望します。

次に、病院局所管の平成31年度予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計予算の収益的収支は、収益349億900万円余、費用は344億2,900万円余であります。収益から費用を差し引いた収支は4億8,000万円余の黒字であり、前年度と比較して4億300万円余の改善が図られております。

このうち、新規事業「地域医療連携推進事業」についてであります。

この事業は、県立病院が全県レベルあるいは地域の中核病院としての役割を果たすため、かかりつけ医など地域の医療機関等との連携を進めることで、患者の症状に応じた切れ目のない医療・介護サービスの提供等を図るものであります。

このことについて委員より、これまでの地域連携に係る取り組みとの関連について質疑があり、当局より、「この事業で、かかりつけ医との症例検討会や施設の共同利用のための勉強会等を開催することにより、地域の医療機関や介護施設との交流を図り、顔の見える関係を構築することで、これまで以上に連携強化に努めていきたい」との答弁がありました。

次に、平成31年度補正予算についてであります。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてありますが、一般会計で66億1,300万円余の減額、特別会計で10億3,800万円余の増額であり、

この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,203億6,200万円余となります。

次に、訪問看護ステーションについてであります。

このことについて委員より、「山間部で事業者が安定して看護サービスを提供するためには、利用者の確保や点在など、さまざまな課題があると思うが、今後どのように取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「山間部では、訪問看護のニーズが少ないことや移動時間を要することなどにより、安定した運営が困難な場合も考えられることから、需要の掘り起こしや施設等の活用による移動コストの軽減などについて、保険者である市町村や医療機関と話し合いながら検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、病院局所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、抗がん剤等の高額薬品の使用量の増加に伴い、材料費について14億9,800万円余を増額するものであります。この結果、補正後の病院事業費用は339億1,600万円余となります。

次に、損害賠償額の決定についてであります。

これは、県立延岡病院で発生した医療上の事故について、損害賠償に関する和解が整ったものであります。

このことについて委員より、「このような医療事故について、しっかり検証を行い、再発を防止する体制は整っているのか」との質疑があり、当局より、「医療事故調査制度の対象となる医療事故が発生した場合は、第三者も入って原因の検証及び再発防止策の検討を行っている。また、通常時においても、各病院に設置し

ている医療安全委員会において、毎月、安全管理対策の検討や改善状況の確認を行っているほか、専従の看護師を配置し、インシデント等の情報収集や原因の分析を行い、マニュアルへの反映及び各県立病院間での情報共有を図っている。今後とも、このような体制の強化を図ることで未然に事故を防止し、安全な医療の提供に努めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今後このような医療事故が発生しないよう、各病院が連携し、再発防止に向けた体制の強化に、より一層取り組んでいただくよう要望します。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、商工建設常任委員会、後藤哲朗委員長。

○後藤哲朗議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外23件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の平成31年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて421億100万円余で、平成30年度当初予算の増加要因となっていた観光みやぎ未来創造基金等の臨時的経費の減などにより、前年度と比較して14.4%の減となっております。

このうち、インバウンド関連事業についてであります。

このことについて委員より、「ゴールデン・スポーツイヤーズで、訪日外国人観光客の大幅な増加が見込まれるが、どのくらいの目標を立てているのか」との質疑があり、当局より、「平成29年の海外からの延べ宿泊者数が29万7,000人、平成30年速報値で32万人程度のところ、2022年で57万人にふやすことを目標としている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「日本全国が誘客に力を入れている中で、目標どおり本県に誘客するため、具体的に事業に取り組む中で成果を検証し、新たな事業展開も視野に入れながら、目標が達成できるよう取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、新規事業「協定締結都市等との交流促進事業」についてであります。

これは、東京オリンピック・パラリンピック等を契機として、協定を締結している台湾新竹県及び桃園市等との交流を深化させ、将来の観光誘客の礎づくりを行うため、本県及び台湾の高校生の相互交流などを行うものであります。

このことについて委員より、「交流する高校生の人数及び負担金はどのくらいか」との質疑があり、当局より、「1校当たり最低10人以上の参加を条件として、本県と台湾の高校からそれぞれ3校を募集し、1校当たり30万円を上限に支援することを考えている」との答弁があり

ました。

これに対して複数の委員より、「将来のグローバル人材育成のためには、青少年のうちに海外に接してもらうことが重要であり、予算的にももっと力を入れて取り組むべきではないか」との意見があり、当局より、「この事業は、協定締結都市との交流の呼び水としてモデル的に実施するものであり、関係部局、市町村、民間団体と連携して取り組んでいきたい。今後については、来年度の成果を踏まえて検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、新宿KONNEレストランの運営についてであります。

このことについて当局より、「運営委託先であるエー・ピーカンパニー社に対し、消費者庁から景品表示法違反による課徴金納付命令が行われたことを受け、同社から県に対し、謝罪とともに、再発防止やレストランの誠実な運営などを確約する文書が提出されており、県としては、法令遵守の一層の徹底を要請するとともに、同社を指導監督しながら、今後も連携して本県の食の魅力の発信に努めることとしたい」との説明がありました。

これに対して委員より、「報道でもあったが、レストランの運営について、さまざまな県民の声があることから、同社の指導監督などに一層気を引き締めて取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、県土整備部の平成31年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて832億300万円余で、骨格予算ではありますが、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に必要な額等を計上したことにより、前年度と比較して16.5%の

増となっております。

次に、国土強靱化対策についてであります。

このことについて委員より、「建設業界は既に人手不足で、不調・不落も増加しており、今後、国土強靱化対策等により公共工事が増加しても、さらに不調・不落が増加することが懸念されるが、どのように対応していくのか」との質疑があり、当局より、「建設人材の育成確保は喫緊の課題と認識しており、週休2日工事やICT活用工事の試行、発注時期の平準化等に取り組んでいるところである。また、今後増加が見込まれる公共工事の円滑な執行を図るには、あらゆる面から対策を考えないといけないが、各地域の関係団体からも意見を伺いながら、しっかりと対応してまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「国土強靱化は、将来の子孫の命を守るための先行投資であるが、その実現には今回の緊急対策だけではとても足りず、新たな財源の確保も含めて議論し、継続して取り組んでいく必要がある。また、緊急対策期間終了後の見通しが無い中では、3カ年のみ公共工事が増加しても、現場で新たに人を雇い育てることは難しい」との意見がありました。

当委員会といたしましては、今後増加する公共工事の円滑な執行のため、とり得る対策から速やかに実施するとともに、緊急対策期間終了後の予算確保に向けた考え方を示すことも検討していただくよう、要望いたします。

次に、平成30年度補正予算についてであります。

まず、商工観光労働部の補正予算についてありますが、一般会計で86億9,900万円余の減額、特別会計で3,300万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の

予算額は405億5,600万円余となります。

このうち、県営国民宿舎特別会計繰出金についてであります。

これは、硫黄山の火山活動によって県営国民宿舎えびの高原荘の宿泊者数が大幅に減少しているため、指定管理者との基本協定書に規定する「特別な事情が生じた場合」に該当するものとして、指定管理者が県に支払う納付金の減額を行うことに伴い、一般会計から県営国民宿舎特別会計への繰出金の増額を行うものであります。

このことについて委員より、「特別の事情を適用する場合の宿泊者数減少率などの基準はあるのか」との質疑があり、当局より、「具体的数値としての基準はないが、火山活動の影響やえびの高原につながる県道1号線の復旧が見込めないことなどを総合的に勘案して判断した」との答弁がありました。

これに対して委員より、「来年度以降のためにも、どのような場合が特別な事情に該当するのかなどについて、過去との整合性や公平性も考慮しながら整理していただきたい」との要望がありました。

次に、県道整備部の補正予算についてですが、一般会計で46億2,300万円余の増額、特別会計で3億5,100万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は764億9,100万円余となります。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔登壇〕

○蓬原正三議長 次は、環境農林水産常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外15件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号、第22号及び第31号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の平成31年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて229億3,300万円余であり、骨太の骨格予算として編成された結果、前年度と比較して2.2%の増となっております。

このうち、新規事業「災害廃棄物対応力強化事業」についてであります。

これは、短期間に大量発生する災害廃棄物の処理に関して、実際の災害場面を想定した図上演習を行うことで、対応力を身につけた人材を育成しながら、処理体制の整備を図ることを目的とするものであります。

このことについて委員より、「南海トラフ地震では、相当な量の災害廃棄物が想定され、さらに沿岸部では仮置き場が設置できないことも考えられるが、各市町村の対応はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「一昨年策定した宮崎県災害廃棄物処理計画では、南海トラフ地震の災害廃棄物量は、通常の一般廃棄物の40年分に当たる1,600万トン程度と予測し、必要となる仮置き場の敷地面積を計算してい

る。各市町村において、災害廃棄物処理計画は策定されているが、仮置き場を明記している市町村は少なく、候補地を検討中のところも少ない。今回の事業で、実際の運用を想定して課題を洗い出しながら、候補地の早急な選定を進めてまいりたい」との答弁がありました。

これに関して委員より、「県北では産業廃棄物の処分場が逼迫している現状もあるので、あわせて対策を進めていただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「東日本大震災後に、現地で分別された災害廃棄物が安全に処理されている現場を確認してきたが、そのような処理体制もあわせた検討がなされるのか」との質疑があり、当局より、「具体的な対応について今後検討を進めるが、まずは市町村がその計画に基づいて処理体制を講じていくことになり、市町村を超えた広域の対応については、今後、宮崎県災害廃棄物処理対策ネットワーク会議において熟度を高めてまいりたい」との答弁がありました。

次に、木材の需要拡大についてであります。

このことについて委員より、「新規参入した素材生産者から、現在の木材価格が維持されるのか、需要は今後も伸びていくのかといった心配の声を聞くが、今後の見通しはどうか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「人口減により住宅着工戸数の減少が予想されることから、中高層建築物など非住宅の木材利用を拡大していくことが重要と考える。中でも材質のよいA材の需要を伸ばし、価格を維持していくことが必要である。今回の国の森林環境譲与税は都市部にも譲与され、木材利用に活用されることが大いに期待されていることから、公共施設における木

造・木質化やCLTのコスト低減などを図りながら、都市部とも連携しつつ、県産材の需要拡大に努めてまいりたい」との答弁がありました。

また、今回の新規・重点事業については、モデル事業が多く見られたことから、当委員会といたしましては、それぞれの事業の効果を十分検証し、ほかの地域にも普及展開させることを目指しながら、持続的な林業経営に向けた取り組みにつなげていただくよう要望します。

次に、農政水産部の平成31年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて414億6,900万円余であり、前年度予算と比較して3.6%の増となっております。

このうち、新規事業「未来につなぐ中山間地域農業支援事業」についてであります。

このことについて委員より、「中山間地域農業は、手取り水準が低いことが一番の課題であって、所得を上げるという目標と、そのためのさらなる予算の確保が必要なのではないか」との質疑があり、当局より、「所得向上については、今年度までの年収アップ事業で取り組んできたが、その中で担い手の問題が浮き彫りになったことから、今回は、労働力の確保という、人に焦点を当てた事業とした。また、中山間地域の保全、産業施策や地域施策については、さまざまな予算の中山間地域に特化した特別枠や要件緩和などで事業を実施しており、国の補助事業で支援できない部分について、この事業で取り組むこととしている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「担い手の確保に必要な機械の導入支援とは、草刈り機などを想定し

ているのか」との質疑があり、当局より、「急傾斜地での草刈り機など、中山間地域での特殊事情に合わせた機械の開発導入の支援をしていくものである」との答弁がありました。

次に、新規事業「みやざき農業の魅力アップ！農業経営資源承継モデル構築事業」についてであります。

このことについて当局より、農地やハウス等の有形資源と生産技術等の無形資源を就農希望者に円滑に承継するため、宮崎県農業振興公社の農地中間管理機構において、就農希望者が必要とする農地をスタンバイ農地として確保するとともに、新たに農業承継コーディネーターを配置するとの説明がありました。

これに関して委員より、「経営拡大を考えているある農業者から、近くで借りられる農地を探すことが難しいとの相談があったが、農地を探してあっせんするようなシステムはないのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「各市町村の農業委員は、全ての農地を点検することとしているので、農業委員会で確認することができる。農地中間管理機構は、全ての農地を預かり管理するのに限界があるため、受け手の見つからない農地情報をホームページで公表する仕組みを構築しているが、知らない参入者への不安感から、市町村には情報公開に抵抗があるなど、運用面での課題もあるため、今後どのようにシステムを運用していくのかを、市町村と連携しながら検討してまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「農業は自然相手であり、その土地ならではの技術や情報の継承が必要な場合もあるため、離農する農業者による指導をセットにして手当てするようなことも必要

ではないか」との質疑があり、当局より、「現状のまま承継する場合には、技術指導をしながら引き継ぐことを想定しているし、公社においてアグリファミリーという篤農家の技術指導の事業もあるので、それらを活用しながら、円滑な承継を進めてまいりたい」との答弁がありました。

次に、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で3億7,300万円余、特別会計で2,800万円余を増額するもので、このうち国の防災・減災、国土強靱化対策の実施に伴う補正が、一般会計で7億5,300万円余の増額となっております。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は230億2,200万円余となります。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で31億2,500万円余、特別会計で1,100万円余を減額するもので、このうち国の防災・減災、国土強靱化対策の実施に伴う補正は、一般会計で8億7,100万円余の増額となっております。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は393億3,200万円余となります。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、文教警察企業常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕（拍手） 御報告いた

します。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外16件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、企業局の平成31年度公営企業会計予算についてであります。

まず、電気事業会計予算についてであります。収益的収支は、事業収益54億7,100万円余、事業費は52億6,300万円余で、事業収益から事業費を差し引いた収支残は2億800万円余であります。

また、工業用水道事業会計予算については、同じく事業収益3億9,000万円余、事業費は3億6,300万円余で、収支残は2,700万円余であり、地域振興事業会計予算については、同じく事業収益2,200万円余、事業費は2,100万円余で、収支残は84万7,000円であります。

このうち、渡川発電所大規模改良事業についてであります。

これは、渡川発電所の主要機器や基礎部等に老朽化が見られるため、最新機器の導入等を7カ年かけて行うもので、平成31年度は水車発電機の一括更新工事及び土木・建築工事を行うものであります。

このことについて委員より、「総工費が約40億円だが、この改良事業によりどのくらい発電効率が上がり、今後の収益がどの程度改善していくのか」との質疑があり、当局より、「今回の改良事業により、発電効率が約3%上がることや、FIT（固定価格買取制度）による売電を行うことにより、年間で約2億円の増収を見

込んでいる」との答弁がありました。

次に、教育委員会の平成31年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて1,094億6,200万円余で、骨格予算ではありますが、人件費等の義務的経費の割合が高いことや、政策的な経費であっても早急に対応が必要な経費は今回の予算で計上されていることなどから、前年度と比較して1.1%の減となっております。

このうち、新規事業「県立学校を核としたまち・ひと・しごと創生推進事業」についてであります。

この事業は、県立高校と地元自治体、企業等が連携したコミュニティ・スクールを設置し、学校を核とした地域振興に資する実践的な活動を5つのモデル校において展開するもので、国の地方創生推進交付金等を活用して、事業に取り組むものであります。

このことについて委員より、「この事業は、職業系高校が対象となるのか」との質疑があり、当局より、「今回は、地元自治体との連携を密にすることができるよう、1市町に1つの高校という視点でモデル校を選定しているが、職業系高校だけでなく、普通科高校においても実施する。現在、新しい学習指導要領では、普通科高校でも、生徒が地元の課題を研究しながら進学や就職に結びつけていくという方向性へ変わってきているので、このような取り組みは、普通科高校においても推進していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、高校生が地域の課題等について、地域の方と積極的にかかわりながら、魅力あるまちづくりに取り組んでいくことで、高校生の地元に対する愛着が育まれ、

学校を核とした地方創生につながっていくことが期待されることから、若者が地域の人材として定着し、地域産業の活性化につながる取り組みとなるよう要望いたします。

次に、新規事業「部活動改革推進事業」についてであります。

これは、教職員の部活動への負担軽減を図るため、公立中学校に部活動指導員を配置するほか、指導者等への研修を行うものであります。

このことについて委員より、「部活動指導員になるためには、何か特別な資格が必要になるのか」との質疑があり、当局より、「特別な資格は必要なく、学校のことを理解した上で、部活動の指導ができる者を、市町村教育委員会が任命する」との答弁がありました。

また、別の委員より、これまでの外部指導者との違い等について質疑があり、当局より、「外部指導者は技術指導のみで、大会等への引率はできなかったが、今回の部活動指導員は非常勤職員という位置づけになり、引率や部活動の管理運営、生徒指導にかかわる対応も行うことができる」との答弁がありました。

次に、宮崎県育英資金滞納整理推進事業についてであります。

この事業は、育英資金返還金の滞納案件のうち、複数年にわたって滞納している等回収が困難なものについて、財産調査の権限を有する弁護士に滞納金の回収業務を委託することで、滞納額の縮減等を図るものであります。

このことについて委員より、「これまでも債権回収に実績のある弁護士へ債権回収業務を委託していたと思うが、今回の事業は、財産調査や強制執行についても弁護士へ委託するということか」との質疑があり、当局より、「財産調査、強制執行まで弁護士に委託することで、滞

納額の縮減を図っていきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、公安委員会の平成31年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は270億4,900万円余で、骨格予算ではありますが、教育委員会と同様に人件費等の義務的経費の割合が高いことなどから、前年度と比較して1.3%の増となっております。

このうち、交通安全施設整備事業についてであります。

このことについて委員より、「信号機の設置要望に加え、耐用年数の経過等による更新が必要な信号機も多い。また、信号機の鋼管柱化等、災害対策という観点からも、信号機の予算をしっかりと確保して、整備を行っていく必要があるが、信号機設置に係る予算はふえているのか」との質疑があり、当局より、「国の防災・減災、国土強靱化に係る事業において予算措置がされるなど、予算額は年々増加傾向にある」との答弁がありました。

次に、平成30年度補正予算についてであります。

まず、公営企業会計補正予算についてであります。

今回の補正は、台風等の災害に伴う費用負担により、地域振興事業会計で600万円余の事業費の増額を行うものであります。この結果、補正後の地域振興事業の事業費は2,900万円余となります。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で45億5,500万円余の減額、特別会計で6億5,400万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた

教育委員会の補正後の予算額は1,072億7,400万円余となります。

次に、五ヶ瀬中等教育学校における定員の男女比についてであります。

このことについて当局より、男女別に募集定員を設定する方向で検討しているとの説明があり、これに対して委員より、「教育の機会均等という意味では、定員が男女とも20名になったから解決される問題でもない。全寮制で、施設面の課題があることから、教育の機会均等という観点をクリアできないまま、今後もやっていくのか。それとも中期的には、解決のための取り組みを行う認識でいるのか」との質疑があり、当局より、「現在検討しているのは、ことし7月の平成32年度入学者選抜要項発表までの一つの結論であるが、より幅広い御意見を伺いながら、五ヶ瀬中等教育学校の魅力づくりや募集定員も含めた学校のあり方等について、今後も検討を続けていく必要があると考えている」との答弁がありました。

次に、公安委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で4億5,800万円余の減額であり、この結果、補正後の一般会計予算額は263億6,500万円余となります。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告は

ありません。

◎ 討 論

○蓬原正三議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。私は、日本共産党を代表して、今議会上程議案のうち、議案第1号及び第46号について、反対の立場からその理由を述べて討論をいたします。

まず、議案第1号「平成31年度宮崎県一般会計予算」についてです。

県予算にも大きくかわる、政府の新年度予算の最大の問題は、ことし10月からの消費税10%への増税は強行するとして予算に盛り込むとともに、社会保障の自然増削減や大企業への減税など、「格差と貧困」を一層拡大する一方、憲法9条改憲策動に合わせて、史上最大の軍事費予算を計上する内容になっていることです。

県の新年度予算についても、消費税増税実施を前提にして、県の施設の使用料・利用料に増税分を転嫁し、県民の新たな負担をふやすと同時に、県財政における歳出も大幅にふえることとなります。

一方、地方消費税などの増収分は社会保障関係費に充てるとしてありますが、その財源は、県民の消費に上乗せされた消費税によるもの、県民負担で社会保障費を賄うというものです。社会保障が必要な方々にまで消費税をかけるという点では、社会保障の財源に最もふさわしくないのが消費税です。

さらに、今、日本経済の6割を占める家計消

費は8%増税を契機に激しく落ち込み、いまだに回復しておらず、物価上昇を差し引いた実質賃金もマイナスのままです。こんなときに増税したら、県民の暮らしも地域経済も壊され、大変なことになるのは明らかです。増税の根拠は総崩れです。消費税10%増税は中止以外にないことを、まず最初に指摘しておきたいと思いません。

県の本年度予算は、一般会計で5,955億2,000万円余、前年度比2.4%の増額予算ですが、地方交付税は、代替財源である臨時財政対策債との合計で、ことしも減額です。

県債発行額は、国土強靱化対策などに係る普通建設事業費の増により、前年度比で6.1%ふえ、県債残高は8,452億8,900万円と、多額に及びます。

今、県民の暮らしは、年金は減らされながら、医療や介護の負担はふえる一方です。最低賃金や県民所得は低く抑えられているという厳しい生活実態の中で、県民の暮らしや地域経済、基幹産業である農業や中山間地域をどう守っていくのか、県民の暮らしを守り、福祉の増進に努めるとする地方自治体の役割、本旨が大きく問われています。

予算の全体では、県民の暮らしや福祉、教育や文化、農業、地場産業の振興、県土の保全などを進める上で欠かせない予算ともなっておりますが、不十分さや問題点も含んでおります。

第1に、医療・福祉・社会保障の施策です。果たして、県民の命と暮らしが守れるのかという問題です。

今年度も進められる「地域医療介護総合確保基金事業」は、「地域医療構想」のもとに病床の削減が行われ、病院から施設へ、施設から在宅への流れがつくられますが、本来、人として

の尊厳が守られ、必要な医療や介護がしっかりと保障されるものでなくてはなりません。また、昨年から開始された「国保の都道府県化」事業は、当面、保険料高騰に対する緩和策が行われますが、国保の抱える構造的問題は何ら解決されません。削減されてきた国庫負担を増すことなどを国に求め、高過ぎる国保税の引き下げの手だてが必要です。

貧困対策や子育て支援において、県民の暮らしの実情や県民要求が真剣に受けとめられているのか、人口減少対策が喫緊の課題としながら、子育て支援のかなめである「子ども医療費助成事業」については、就学前までの「乳幼児医療費助成事業」にとどまったままです。事業拡大の予算の位置づけが問われています。

また、「重度障害者医療費助成事業」における、医療費立てかえ払いの解消を図るための制度の改善は急務であると思いません。

第2に、農業予算では、TTP11や日欧EPAの発効に対応する、国際競争に打ち勝つ産地づくりや担い手の育成が位置づけられ、畜産振興費が大幅に増額されています。競争に打ち勝つ攻めの農業も必要な部分はあるでしょうが、今必要なのは、家族農業を支え持続可能な農業にするための価格保証や所得補償の予算、後継者対策の予算など、農家を直接支援する手だてを講じ、安全・安心な食料の自給、地産地消の推進で、宮崎県の農業と農家を守ることではないでしょうか。中山間地域対策においても同様です。

また、ため池の整備事業などの農地防災対策は必要ですが、土地改良事業費などは毎年多額がふやされ続けています。こうした農業土木に特化する計画・施策については、見直し・改善も必要であると思いません。

第3に、雇用対策や地域経済のかなめである中小企業への支援対策をもっと充実することで。県内企業を元気にすることが大事です。

また、最低賃金の引き上げを働きかけるとともに、県内企業の給与水準を引き上げるための方策を、企業とともに県も積極的に講じることです。そのことが、高校生や若い世代の県内就職の促進にもつながるものです。

また、誘致企業による雇用の促進は、正規雇用や労働条件の整備など、県民が安心して働ける職場にすることです。

本予算が「骨格予算」とはいえ、県民の願いが届かない部分が随所に見受けられます。自治体本来の役割である、住民の健康と福祉の増進に寄与するために、次の肉付け予算では、県民の期待に応えられる予算編成を、行財政運営を求めたいと思います。

次に、議案第46号「宮崎県総合計画の変更について」です。

長期ビジョンの基本目標に、2030年を展望した「未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」が掲げられています。

「新しい「ゆたかさ」」という概念に、少々わかりづらさもありますが、どの分野の施策においても、県民が「ゆたかさ」を実感する根底には、まずは、暮らしの安定が図られなくてはなりません。

今回の改定に当たって、今後の10年で目指す将来像に、1つに、みんなが持てる力を発揮し、生き生きと活動する社会、2つに、安全・安心で心ゆたかに暮らせる社会、3つに、安心して働ける社会が示され、第3期目のアクションプランが作成されるようですが、2期目の取り組みが見えません。何がどのように実現し、前進したのか、何が課題として残ったのか、具

体的な評価を示すことが必要です。

本計画が、県独自の施策とはいえ、医療や福祉、環境対策、農業対策、学校教育、新田原基地にかかわる安全対策など各分野で、国の施策とのかかわりも大きなウエートを占めることになると思います。

国の施策の範疇にとどまる施策では、どれほどの「ゆたかさ」が実感できるようになるのかは、甚だ疑問です。

国ともしっかり渡り合って、地方自治体としての役割が果たせる、県民の暮らしと安全に責任の持てる総合計画に、アクションプランの作成になるよう、強く求めるものです。

以上、各号議案に意見を述べ、討論といたします。(拍手) [降壇]

○蓬原正三議長 次に、来住一人議員。

○来住一人議員 [登壇] おはようございます。私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております議案のうち、議案第21号から第32号までの12の議案に反対の立場から、また、請願第22号と第27号の2つの請願については、請願に賛成し採択すべき立場から討論をいたします。

議案第21号から32号までの12の議案に共通しているものは、安倍政権がことし10月1日より消費税を10%に引き上げることを決定していることによって、県の使用料及び手数料徴収条例、諸施設の管理条例等を改正するものであります。今回の8%から10%への消費税引き上げは、消費がますます冷え込み、日本経済と国民生活に破滅的な影響を及ぼすこと、また、消費税導入以来、ほぼ同額が大企業の法人税減税に充てられていること、消費税こそ逆進性が強く、社会保障のための税となるとは全く本末転倒であること、さらに、ポイント還元は愚策の

中の愚策であることなどを、さきの11月議会でも述べてまいりました。今日、国会で大問題となっている毎月勤労統計からも、また3月7日に内閣府が発表した景気動向指数が3カ月連続で悪化し、政府みずからが景気判断を「足踏み」から「下方への局面変化」に引き下げました。これらのことによって、消費税増税の根拠は総崩れになっております。本議案に賛同することが消費税増税に同意することを意味するものではありませんが、県民生活の実態は、本条例の改正で消費税を引き上げることをよしとする状況では決してないもので、よって同意できないものであります。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、次のような問題点がありますので、追加して述べることにいたします。

所有者不明土地の利用に関する特別措置法の施行に伴い、2つの知事裁定制度が創設されることから、係る申請手数料について定めるものであります。我が党が同意できないのは、手数料の金額ではなく、そもそも本条例の施行が財産権の侵害につながるからであります。

まず、この特例は、収用委員会の審理・採決の手続を省略し、知事の裁定にかえることにあります。所有者不明土地については、当然対策が必要であります。特別措置法と本条例は、その対策に資するものではなく、県自身がみずから利用の促進を図ることが一つの柱となっております。

土地収用は最も直接的な財産権の剥奪であり、事業認定及び収用裁決の各段階で、権利者に十分な手続保障が求められます。ところが、特例で知事の裁定による収用手続を認めることは、土地を利用しようとする者と裁定者が同一

人になることが生じます。したがって、客観的な確認や裁定は担保されないことになり、知事の判断で、利害関係者に何の説明もすることなく公共事業を進める事態が起りかねないことになり、運用によっては財産権の侵害に直結するものであります。なお、現行法にも不明裁定制度があり、収用委員会の手続を経て所有者不明土地を収用することは可能であることを申し添えておきたいと思っております。

次に、2つの請願について討論いたします。

先に、請願第27号について述べます。今日の後期高齢者をめぐる特徴と医療費の窓口1割負担の継続を求める重要性については、請願書が述べているとおりであります。高齢者の命綱である年金は、削減が強行されてまいりました。来年度は、物価や賃金指数から1.6%引き上げて、かろうじて現状を維持できるのに、マクロ経済スライド等の発動で、わずかに0.1%の引き上げにとどまるようで、実質引き下げになるものであります。高齢者の医療費の自己負担は、本来ゼロであるべきだと思います。高齢者の今日の実態からも、1割負担の継続は、高齢者とその家族の切実な願いであり、社会的課題であるとともに、政治の責任であると思っております。よって、本請願に賛同するものであります。

次に、請願第22号「子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願」について述べます。我が党県議団は、子どもの医療費助成制度の拡充の意義や必要性について、一般質問や討論を通じて幾度も明らかにしてまいりました。この制度の拡充だけをもって少子化対策とはならないものであります。しかし、大きな柱となることは確かであると思っております。少子化対策はもとより、何よりも、この世に生をうけた子供の生命を守ることは、行政の最大の課題であると思

ます。私は、「子育て日本一」というような抽象的な言葉を述べるより、私たちの前に生起するこうした具体的課題に、一步でも半歩でも接近していく努力こそが責任であると考えます。

本請願は、さきの11月議会でも述べましたように、平成29年9月に当時の常任委員長の勧めで、医療費の無料化を中学校卒業まで引き上げをを求める請願を取り下げて提出されたものであります。したがって、本請願をこれまでと同じように継続審査に決するなら、事実上、2年半、11回に及ぶ定例議会において審議するも、是か非かの結論を出さないだけでなく、今期議員の任期から継続して審議されることはなく、この請願は「死に体」となり、なきものとなります。

県民の皆さんが県政に参加する重要な形態の一つである請願を、このような結末にすることは、当然、議会として、また議員としての責任が問われると思います。

本請願の審査はきょうが最後であり、今、継続審査の賛否が問われます。私は、県民に対する責任と議会としての責務から、当然のこととして賛否の討論があるべきだと思います。このことを最後に強調して、討論を終わりたいと思います。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号採決

○蓬原正三議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに

賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蓬原正三議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第21号から第32号まで及び第46号採決

○蓬原正三議長 次に、議案第21号から第32号まで及び第46号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蓬原正三議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号から第20号まで、第33号から第45号まで及び第49号から第78号まで採決

○蓬原正三議長 次に、議案第2号から第20号まで、第33号から第45号まで及び第49号から第78号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会

中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第22号及び第27号について一括お諮りいたします。

両請願を、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蓬原正三議長 起立多数。よって、両請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 議案第79号採決

○蓬原正三議長 次に、さきに提案のありました、教育長の任命の同意についての議案第79号を議題といたします。

〔日隈総合政策部長退席・退場〕

○蓬原正三議長 質疑の通告はありません。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第79号についてお諮りいたします。

本案については同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

〔日隈総合政策部長入場・着席〕

◎ 特別委員長調査結果報告

○蓬原正三議長 次に、特別委員長の調査結果報告を議題といたします。

ここで、特別委員長に調査結果報告を求めます。まず、防災・減災対策特別委員会、中野廣明委員長。

○中野廣明議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

当委員会では、防災・減災対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりですが、ここで、その概要について御報告申し上げます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、本県では、南海トラフ巨大地震から県民を守るためのさまざまな計画が策定され、国及び市町村と連携しながら、各施策が実行されています。

また、宮崎県議会では、これまでも、平成23年度及び平成25年度に防災・減災対策に係る特別委員会を設置し、県当局に対して提言するとともに、本県の防災・減災施策を推進してきたところであります。

そのような中、政府地震調査研究推進本部によると、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの大地震が発生する確率は70%程度とされていますが、平成30年2月には、発生確率が70～80%に引き上げられ、切迫性が高まって

います。

また、近年では、平成29年7月の九州北部豪雨や、新燃岳の爆発的噴火といった自然災害が発生し、ハードとソフトの両面から総合的に防災・減災対策を展開することが肝要であり、そのためには防災・減災にかかわる人材の育成も急務となっています。

このような認識のもと、当委員会では、「南海トラフ巨大地震に関すること」「大規模自然災害に関すること」「防災・減災にかかわる人材の育成に関すること」を調査事項と決定いたしました。

以上の内容について、積極的な調査活動を行い、県当局への提言を取りまとめましたが、時間の都合上、ここでは主なものに絞って御紹介いたします。

まず、南海トラフ巨大地震についてであります。

将来、南海トラフ巨大地震が発生した場合、本県においても甚大な人的・物的被害が発生し、また、本県の経済活動に極めて深刻な影響を与えるものと考えられています。

県では、その被害を最小化するため、平成25年度に「新・宮崎県地震減災計画」を策定し、ハード・ソフトの両面から減災対策に取り組んでいます。

同計画では、人的被害を3万5,000人から8,600人に軽減することを減災目標としていますが、このことについて、複数の委員から、「あくまでも犠牲者ゼロを目指すべきである」との意見が出されました。

県当局には、防災・減災事業の取り組みにより、最終的な目標は、あくまでも犠牲者ゼロを念頭に置いた施策を展開するよう要望します。

南海トラフ巨大地震対策を推進する上で、本

県では、今後増加が見込まれる社会保障費や2巡目国体に伴う経費、公共施設の老朽化対策など、将来にわたり多額の財政負担が見込まれることもあり、予算の確保は極めて重要な問題であります。

このような中、国においては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定され、県の平成31年度予算案では、国の緊急対策を活用し、道路や河川、治山、農業農村整備事業等の「防災・減災、国土強靱化対策」に約171億円が計上され、防災・減災対策に積極的に取り組むこととしております。

当委員会では、県の取り組みを注視していくとともに、県当局には、引き続き、新たな財源確保を視野に入れ、国に対して予算の確保を強く求めるよう要望いたします。

次に、大規模自然災害についてであります。

全国的に局地的な集中豪雨や台風の大型化などが深刻化する中、今年度は、平成30年7月西日本豪雨や北海道胆振東部地震などの大規模自然災害が発生いたしました。

本県においても、硫黄山の噴火や台風等による災害が発生し、災害を契機にさまざまな対策が講じられてきたところであります。

平成30年9月末から本県に相次いで襲来した台風24、25号では、農林水産業における被害が約120億円、公共土木施設の被害が約96億円と、過去10年間で最大規模の被害が発生いたしました。

林業においては、山腹崩壊や風倒木等の被害が数多く発生し、森林の多い本県において、山地災害対策の徹底を図ることは重要であります。

県では、台風等が来たときに、伐採跡地において河川への残材の流出が懸念される現場が

あったため、平成29年9月に調査を実施し、約50カ所をリストアップし、必要に応じて、早期に是正措置をとるように指導を行っています。

このことについて委員から、「林地残材を出さないためにはどうすればいいのか、もう少し踏み込んだ対応をお願いしたい」との意見がありました。

県当局には、残材処理の不徹底により、豪雨時に残材が流出し、被害が拡大することがないように、市町村と連携した現地調査の実施、伐採事業者に対する伐採マニュアルによる指導の徹底に努めるよう要望します。

また、大阪府北部地震や西日本豪雨を契機に、県では、ブロック塀の安全点検や、農業用ため池の緊急点検等が実施され、早期に是正措置等が行われたところではありますが、新たな災害を発生させないためにも、速やかに抜本的な対策が講じられる必要があります。

県当局には、万全の対策を講じるとともに、災害から得た経験や教訓を次の施策にしっかり生かしていただくよう要望いたします。

最後に、防災・減災にかかわる人材の育成についてであります。

消防団員や自主防災組織など、防災・減災対策において「共助」の役割を主に担う人材育成の取り組みを調査するとともに、防災教育や普及啓発など、県民の防災意識を高める取り組みについて調査を行いました。

今年度、県が初めて実施した「津波避難等に関する県民意識調査」によると、早期避難率は37.9%と推測されており、津波避難に対する県民の意識は高いとは言えず、南海トラフ地震・津波に対する知識の普及や防災意識の向上が求められています。

調査で伺った三重県では、「みえの防災大賞」に取り組んでおり、この取り組みは、自主的に防災活動に取り組んでいる団体等を表彰するものであります。受賞した取り組みの中には、備蓄食材で男性でもつくれるアレンジレシピや、100円でそろえる防災グッズなどの取り組みがあり、これらの取り組みを県民に周知し、「防災の日常化」をキーワードに、防災意識のさらなる向上につなげています。

県当局には、先進的な防災の取り組みを実施している自主防災組織を紹介するなど、県民が防災を身近な問題として考えてもらうような啓発・広報の取り組みを検討し、県民の防災意識の向上に積極的に取り組むよう要望します。

また、調査先から、「今、一番懸念しているのは、忘れるという意味の「忘災」が一番怖いと思っている」との意見がありました。県が初めて実施した意識調査では、防災意識について、県民にメッセージを投げかけた側面もあり、大変意義深い調査であったと考えております。

県当局には、県民意識調査の定期的な実施について検討するよう要望いたします。

以上を委員会報告書の概要として御報告いたしますが、当委員会での調査活動を通じて、災害後の速やかな復興につなげるために、事前に「津波災害復興計画」を策定することや、各組織のBCPが実効性を維持するための事前調整の必要性を検討することなど、本県が取り組むべき課題に直面したところでもあります。

冒頭申し上げましたように、宮崎県議会では、平成23年度に「防災対策特別委員会」、平成25年度に「大規模災害・防災対策特別委員会」を設置し、防災拠点施設の整備や、防災に関する県民意識調査の実施、津波避難計画の作

成などについて、県当局に対して提言を行ってきたところでもあります。

これらの提言を踏まえ、県当局においては、防災拠点庁舎の建設や防災意識調査の実施、津波避難計画の策定など、さまざまな取り組みが実施されており、県議会と当局は、一体となって防災・減災対策を推進してきたところでもあります。

防災拠点庁舎の建設が進み、津波避難タワーの設置によって津波避難困難地域が解消していくなど、防災・減災対策が見える形で前進している一方で、県が実施した意識調査では、県民の防災意識が決して高くないことがわかりました。

また、自治体共通の課題であります自主防災組織の活動促進など、ソフト面においては、より一層効果的な対策が求められています。特に、県民の防災意識などについては、危機感を持ちながら、安全・安心な本県の地域づくりを進めていただくことを強く要望いたしまして、当委員会の報告といたします。(拍手) [降壇]

○蓬原正三議長 次は、雇用人財育成・確保対策特別委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員 [登壇] (拍手) 当委員会では、本県における雇用人財の育成・確保対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

本県においては、人口減少が自然減と社会減の同時進行に転じており、特に社会減において15歳から24歳の世代の転出超過数が多く、新規高卒者の県内就職率は少しずつ上昇しているものの、全国最低レベルに低迷しています。

本県は、新規高卒者を初めとする若者の県外流出が依然として顕著であり、産業人財の育成・確保については、厳しい状況が続いています。

こうした中、県では、平成29年12月に「産業人財育成・確保のための取組指針」を策定し、産学金労官が一体となって「次代を担う人材が育ち、働きたい場所として選ばれるみやぎき」を目指した総合的な取り組みが展開されることとなりました。

県内の雇用情勢は着実な改善が続き、平成30年1月には、有効求人倍率が1.50倍になるなど、高水準で推移し、人材不足分野での人材確保の課題が顕著になってきたところです。

こうした状況を踏まえ、当委員会では、若者の県内定着促進により、宮崎の将来を担う産業人財の育成・確保を図ることが喫緊の課題との認識のもと、「若者の県内定着に関すること」「各産業の人財育成・確保に関すること」を調査事項と決定しました。

以上の内容について、積極的な調査活動を行い、県当局への提言を取りまとめましたが、時間の都合上、ここでは主なものに絞って御紹介いたします。

まず、若者の県内定着についてであります。

若者の県内定着については、大学生、高校生の県内就職の状況について、県内の大学や、県立の工業高校を中心に配置されている就職支援エリアコーディネーターの方々と意見交換を行い、現状と課題の把握に努めるとともに、県キャリア教育支援センターにおけるキャリア教育支援の取り組み状況などについても調査しました。

高校生や保護者に県内企業の魅力を理解してもらう取り組みについて、委員から、「生徒に

県内企業を知ってもらう、さらなる努力をお願いしたい」「普通科の高校生にも1～2年生のうち宮崎のよさ、県内企業の実態をきちんと知ってもらうということは、非常に大事ではないか」との意見がありました。

また、就職先の選定に当たっては、高校生が就職に関して相談する相手で最も多いのは「保護者」であり、進路選択に最も影響力を持っています。

調査先からは、保護者の中には、子供を県内に残したいという希望を持ちながらも、県内の企業の情報を伝える手段がなく、結局、多くの生徒は先輩たちの行っている県外に就職してしまうとの話も聞かれたところです。

県当局には、高校生に県内企業の魅力について知ってもらうための取り組みをさらに強化するとともに、保護者に県内就職への理解を得るための取り組みを一層推進するよう要望します。

また、キャリア教育については、小中学生にまで対象を広げて、地元企業や地域の暮らしの魅力伝える取り組みが必要ですが、実際の教育現場ではまだ、ふるさとの「自然」「文化」「歴史」の魅力伝える取り組みが主なものとなっています。

調査先からも、小学生ぐらいから、最終的に地元就職につながるような多岐にわたる幅広い教育が必要であるとの意見が出されました。

県当局には、小学校から県内企業の仕事の魅力を伝えるキャリア教育を一層推進するよう要望します。

人材確保に向けた県内企業の課題について、調査先から、県外企業に比べ、採用面での立ちおくれや、情報発信力が弱いことが挙げられました。

県当局には、県内企業のPR力・採用力の強化を支援する取り組みを一層推進するよう要望します。

働く場所の魅力向上については、県が実施した若者の県外流出要因等調査結果によると、大学生の県外で働きたい理由の上位は、「給与水準が高いから」「業種・業務内容」「福利厚生」と続き、社会人においては、Uターンするための条件として、「県外企業と同程度の給与水準」が最多となっています。

調査先から、「県内と県外の求人の応募があると、福利厚生や休暇制度などがよいほうを選ぶ」との話がありました。

また、委員から、「働く場所の魅力向上ということで、県内企業に対して、セミナー等の機会を捉えて、県外企業の給料や処遇に近づけていく意識づけを行っていく必要があるのではないか」との意見が出されました。

県当局には、県内企業に対して給料や処遇に関する取り組みを一層推進するよう要望します。

次に、各産業の人財育成・確保についてであります。

各産業の人財育成・確保については、人手不足分野である建設業、介護人材などについて県当局から説明を受けるとともに、関係団体との意見交換や、人手不足の現状や人材確保・人材育成などの取り組みについて、商工団体や業界団体、県内の事業所を調査しました。

まず、建設業については、労働者の高齢化や若年労働者の不足が進んでおり、このままでは、将来にわたる社会資本の整備や維持管理、品質確保、防災・減災対策などに支障が生じることが懸念されています。

建設労働者の適切な賃金水準の確保は、建設

業の人材の確保・定着における重要な要素の一つとなることから、下請企業が適正な利潤を確保することが大変重要であります。

県当局には、今後とも、建設関係団体と連携し、技能労働者の適切な賃金水準の確保を図る取り組みをしっかりと進めるよう要望します。

また、産学官が共通認識のもと、一体となって、若年の人材の確保や育成、その定着に向け、より効果的な対策を講じていくことが必要であります。

県当局には、本県における建設業の課題等について、幅広い意見を求める観点から、有識者、建設業関係団体、教育機関、行政の代表者などで構成される協議会等の設置や、建設業の将来ビジョンの策定を検討するよう要望します。

また、若手技能士の育成について、委員から、「若い建築技能士が育っていないことにより、大事な技術・技能の継承ができなくなるため、他県のような建築関係技能士育成のための助成金などを交付する事業を創設してほしい」との意見がありました。

県当局には、建築関係技能士育成のための助成金等の交付制度の創設を検討するよう要望します。

次に、介護人材については、介護人材の不足や離職の背景には、他産業や他職種と比較して賃金水準が低いことや、職場の人間関係に問題があることなど、働きやすい職場環境になっていないことが理由として挙げられます。

県当局には、介護人材の確保に向けて、国の制度を十分活用して処遇改善に努められるよう要望します。

以上を委員会報告書の概要として御報告いたしますが、若者の県内定着については、当委員

会が活動していく中で、県内企業のPR力・採用力の向上や、給与、休暇といった雇用環境面の改善などの重要性がわかりました。

雇用環境改善が進まない企業は、労働者を集めることが難しくなり、人手不足による倒産といった事態も危惧されます。

このため県は、企業の雇用環境改善に向けた支援に、より一層力を入れる必要があります。

地元就職する人をふやし、就職のミスマッチをなくすためにも、子供のころから働く喜びを知り、将来の生き方を考える機会をふやすことが重要で、そのためにも、商工観光労働部や教育委員会、産業界などが連携し、「産業人財育成」という視点に立った中長期的な施策に、今こそ取り組むべき必要があると考えます。

県当局には、地元就職につながるようなキャリア教育の充実、雇用環境の改善などの取り組みにより、若者の県内就職を促進するよう要望します。

次に、各産業の人財育成・確保については、例えば、特に人手不足分野である介護分野において、他産業や他職種と比較して賃金水準が低い、働きやすい職場環境になっていないといった理由で職場定着が進まず、慢性的な人材不足に陥っています。

そのような分野においても、先進的な取り組みを行っている調査先では、人材確保と職場定着の両方を実現できていますが、職員それぞれのライフワークを重視した働き方改革を進めたり、公平性・透明性を確保した人事評価を実施するなど、職員を大切にしている取り組みが行われ、職員が安心して働ける環境を整えていることが、その理由ではないかと考えます。

県においては、こうした先進的な取り組みを県全体に波及していただきたいと思えます。

また、全国的に各産業における人手不足が課題になっている中、国においては、改正出入国管理法に基づき、外国人材の受け入れ拡大に向けた取り組みを進めています。

本県においても、今後、新たな外国人材の受け入れ拡大に伴い、外国人住民への一層の支援が必要になることから、その対策を進めていく必要があると考えます。

県は、2030年の将来像を描く宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン（長期ビジョン）」において、人口減少問題を最重要課題として掲げ、県内新規高卒者の県内就職率65%、県内大学・短大等新卒者の県内就職率50%を新たな数値目標としています。

県当局におかれては、この目標達成に向け、働く場の確保、企業の労働条件の向上、学校におけるキャリア教育の充実、若者のU I Jターンの取り組みの強化などにオール宮崎で取り組んでいただくことを強く要望して、当委員会の報告といたします。（拍手）〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、観光振興対策特別委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕（拍手） 当委員会では、本県の観光対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

我が国は本格的な人口減少社会を迎え、本県においても人口減少が進行し、地域経済の縮小や競争力の低下が懸念されます。

このような中で地域経済の維持・活性化を図るためには、県外や国外から人や金を県内に誘引し、県内における域内経済循環に資することが重要であり、観光はまさに本県の地域経済を

力強く牽引する重要な産業として期待されます。

また、国は、2020年の訪日外国人旅行者数4,000万人の目標を掲げて、インバウンドを中心とした観光施策を展開しております。

今後、2020年の東京オリンピック・パラリンピックや2025年の大阪・関西万博など国際的なイベントにより、国としても積極的なインバウンド対策が行われることから、訪日外国人のさらなる増加が期待されます。

さらに、ことしのラグビーワールドカップを起点に、世界的なスポーツ大会が国内で毎年開催される「ゴールデン・スポーツイヤーズ」を迎えるとともに、2026年には本県において2巡目の国民体育大会が開催されます。

本県の温暖な気候やおいしい食を初めとした豊かな地域資源や、スポーツキャンプやスポーツ合宿を多く受け入れている実績を有効に活用して、スポーツと関連した観光振興を図る好機となっています。

このような認識のもと、当委員会では、「県内観光資源の充実に関すること」「インバウンド対策に関すること」「スポーツランドみやざきの充実に関すること」を調査事項と決定しました。

以上の内容について、積極的な調査活動を行い、県当局への提言を取りまとめましたが、時間の都合上、ここでは主なものに絞って御紹介いたします。

まず、県内観光資源の充実についてであります。

県内観光資源の充実に関しては、地域資源を活用した観光振興の取り組みについて重点的に調査しました。

全ての調査先において共通していたのは、さ

さまざまな課題を抱えながらも、地域住民や地元企業が我が町の地域資源のよさを発見し、その可能性を信じて、魅力ある観光資源として有効に活用しながら、観光振興に一生懸命取り組む姿です。

近年の価値観の多様化とともに、観光動向の個人化や多様化が進み、景勝地や有名観光地だけでなく、体験型観光を初めとしたさまざまな観光のあり方が、メディアやSNSで数多く紹介されています。

つまり、どのような地域でも観光客の心をつかむ工夫と戦略さえあれば、すばらしい観光地になるチャンスはあります。

一方で、地元の視点だけにとらわれてしまうと、「うちは田舎で何もない」とネガティブな思考に陥ったり、地域資源の魅力に気づかず、チャンスをみずから逃すことになりかねません。

各地域がみずからの地域資源の魅力やポテンシャルを知るためには、外部からの視点が重要になります。また、観光は裾野の広い産業であることから、その魅力やポテンシャルは地域に広く共有される必要があります。

県当局には、各地域が、外部から支援を受けながら、みずから持つ地域資源のよさを再発見するとともに、各地域が主体となり、自信と誇りを持って、観光地づくりと魅力発信に取り組むための支援を推進するよう要望します。

あわせて、地元の多様な産業が連携・協力しながら持続可能な観光振興を行うための環境整備や、観光に取り組む団体への的確かつ迅速なサポート、観光動向に関するデータの効率的な収集や活用、そして観光産業を担う人材育成についても取り組むよう要望します。

次に、インバウンド対策についてでありま

す。

インバウンド対策に関しては、地方自治体のインバウンドに係る取り組みや、海外クルーズ船誘致、訪日外国人のターゲット戦略などについて調査しました。

外国人観光客の観光動向や消費動向は年を追うごとに変化しているため、最新の傾向をしっかりと捉えながら、本県の観光資源に合った層をターゲットにする必要があります。

また、本県の外国人延べ宿泊者数は九州最下位と厳しい状況にありますが、逆に考えると、今こそ、多くの外国人観光客に宮崎の魅力を知ってもらえる最大のチャンスとも言えます。

外国人から見た宮崎の魅力やそれを効果的に伝える方法について、本県在住の外国人や海外経験豊富な県民などの協力をもらい、助言を受けることも有効な手段と考えられます。

2020年には東京オリンピック・パラリンピック、2025年には大阪・関西万博と国際的な行事が次々に開催され、訪日外国人のさらなる増加が期待されます。

しかし、一方で、国や都道府県においても、地域経済活性化の起爆剤とも言えるインバウンド対策を中心に、観光施策に注力することは明らかです。

県当局には、官民で連携しながら観光に係るデータや施策などを比較分析し、本県ならではの効果的な観光施策に努めるよう要望します。

あわせて、九州各県と連携した広域観光ルートの創出や積極的なプロモーション、訪日外国人向けの環境整備の充実や観光消費額の向上、教育交流を初めとした多分野での国際交流の促進について取り組むよう要望します。

最後に、スポーツランドみやぎの充実についてであります。

スポーツランドみやぎの充実に関しては、スポーツキャンプの受け入れ状況や本県の特徴を生かしたスポーツ観光、国体の状況など、広範囲にわたり調査しました。

国はスポーツツーリズムのさらなる推進を図っており、スポーツキャンプ・スポーツ合宿の受け入れ拡大やスポーツキャンプ観客数の増加などに取り組む本県としては、交流人口を増加させるとともに、宮崎のよさを知ってもらい、ファンになってもらう最大の機会です。

しかし、本県のスポーツツーリズムにおける観光客は、スポーツキャンプや試合の観戦、スポーツイベントへの参加が主な目的となっており、会場内での観光関連の情報発信は行っているものの、その先の県内観光や観光消費につながりにくいことが課題となっています。

一方、スポーツツーリズムの観光客は、その主目的がある限り、リピーターとなる可能性は高く、観光消費額を高めることで地域経済の活性化が期待されます。

県当局には、スポーツツーリズムの客層を細分化し、それぞれの客層が会場から観光地に飛び出すような、心をくすぐる観光メニューを創出し、観光消費額を高める取り組みを推進するとともに、本県におけるスポーツツーリズムの課題を解決するため、サイクルツーリズムなど観光資源との親和性が高いスポーツツーリズムを推進するよう要望します。

あわせて、スポーツキャンプを行うチームとの積極的で丁寧な関係づくり、サーフィンを通した観光振興と観光消費額の向上、各種スポーツ大会の積極的な実施、そして、2巡目宮崎国体の運営に係る課題の早期からの検討について取り組むよう要望します。

以上を委員会報告書の概要として御報告いた

しますが、本県の観光を振り返ってみますと、その歴史は、「宮崎観光の父」と称された岩切章太郎氏から始まったとも言えます。

岩切氏は、景観や交通、遊園など、さまざまな分野において、官民で連携・協力し、本県の持続ある発展を目指して長年をかけて観光の基礎を築き上げました。

その成果が、1960年代から1970年代の新婚旅行ブームで一気に結実し、観光地宮崎は全国に認知されるようになりました。

岩切氏が、「自然の美、人工の美、人情の美」の理念を貫き、本県発展のために懸命に観光振興に臨んだその姿は、当時とは全く状況が異なる現在においても学ぶべきものがあります。

マーケティングやターゲティングなど、観光振興に必要な理論や技術を十分に駆使し、さらなる集客や観光消費額の向上を通して、本県の経済活性化を目指すことも重要ではありますが、「そもそも本県にとっての観光とは何か」「観光を通して宮崎をどうしたいのか」という明確なグランドデザインを持って、岩切氏のように理念を貫き、失敗を恐れず、斬新なアイデアのもとで新しい取り組みに果敢にチャレンジしていただきたいと思います。

最後に、当委員会の提言を踏まえ、官民挙げてオール宮崎で持続可能な観光振興にしっかりと取り組んでいただき、県内の各地域が活性化し、今後も自立・持続していくことを期待しまして、当委員会の報告といたします。（拍手）
〔降壇〕

○蓬原正三議長 以上で、特別委員長の調査結果報告は終わりました。

特別委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 閉 会

○蓬原正三議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日をもって、4年間の任期最後の県議会が閉会となります。まずは、私ども議員を支えていただきました県民の皆様へ、この場をおかりして厚くお礼を申し上げます。

この4年間を顧みますと、新燃岳・硫黄山の噴火、昨年9月末から相次いで襲来した台風など、さまざまな災害からの復旧・復興に向け、我々県議会も、執行部並びに県民の皆様とともに歩んでまいりました。

また、東九州自動車道の北九州から宮崎までの全線開通、全国和牛能力共進会での3大会連続の内閣総理大臣賞の受賞、高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産認定など、これまでの取り組みの成果が着実にあらわれてきております。

河野知事を初め執行部の皆様方には、県の重要課題の解決などに御尽力いただきましたことに、心からお礼を申し上げます。今後とも、引き続き本県の発展に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

県議会としましても、この4年間、議案の審議等に加え、議長定例記者会見や議員出前講座の開始など、開かれた県議会の実現に努めてまいりました。

今期限りで勇退されます、緒嶋議員を初め4名の議員の皆様方には、長きにわたり県勢発展のため御尽力いただきました。その御労苦に対し、深甚なる敬意と感謝の意を表しますとともに、今後とも郷土の発展のため、変わらぬ御指導と御支援をいただきますよう、心からお願い申し上げます。

また、来る4月の選挙に臨まれる議員の皆様方におかれましては、どうか見事当選を果たされ、この議場において、再び、お互いにお会いできることを御祈念申し上げます。

最後に、この2年間、横田前副議長、外山副議長とともに、議員の皆様方の御指導と御協力をいただき、議長の任を全うすることができまことに、心から厚くお礼を申し上げます。

皆様方のますますの御健勝と御多幸を御祈念申し上げまして、平成31年2月定例県議会を閉会いたします。

ありがとうございました。(拍手)

午前11時58分閉会

資 料

平成31年2月定例県議会日程

23日間

月 日	曜	区分	議 事	備 考	
2. 21	木	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明 天皇陛下御即位30年に伴う賀詞 奉呈	議会運営委員会 9:30	
22	金	休 会	(議 案 調 査)		
23	土		(閉 庁 日)		
24	日				
25	月		(議 案 調 査)	代表質問通告締切	12:00
26	火			一般質問通告締切	12:00
27	水	本会議	代 表 質 問	議会運営委員会 9:30	
28	木				
3. 1	金		一 般 質 問	請願締切	16:00
2	土	休 会	(閉 庁 日)		
3	日				
4	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 (会派提出) 17:00	
5	火		一 般 質 問 質疑、討論・採決(人事案件)、 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30	
6	水	休 会	常 任 委 員 会		
7	木				
8	金				
9	土		(閉 庁 日)		
10	日				
11	月				
12	火		常 任 委 員 会	議員発議案締切 (会派提出を除く) 17:00	
13	水		特 別 委 員 会	議会運営委員会	
14	木		(議 事 整 理)		
15	金		本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 特別委員長調査結果報告 閉会	議会運営委員会 9:30

宮崎県議会議長 蓬原正三 殿

宮崎県知事 河野俊 殿



議案の送付について

平成31年2月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 平成31年度宮崎県一般会計予算
- 議案第2号 平成31年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第3号 平成31年度宮崎県公債管理特別会計予算
- 議案第4号 平成31年度宮崎県国民健康保険特別会計予算
- 議案第5号 平成31年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 議案第6号 平成31年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
- 議案第7号 平成31年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
- 議案第8号 平成31年度宮崎県林業改善資金特別会計予算
- 議案第9号 平成31年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 議案第10号 平成31年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算
- 議案第11号 平成31年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
- 議案第12号 平成31年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 議案第13号 平成31年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第14号 平成31年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第15号 平成31年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
- 議案第16号 平成31年度宮崎県育英資金特別会計予算
- 議案第17号 平成31年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算
- 議案第18号 平成31年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算
- 議案第19号 平成31年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算
- 議案第20号 平成31年度宮崎県立病院事業会計予算
- 議案第21号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第33号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第34号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

- 議案第35号 宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例
 議案第36号 宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例
 議案第37号 宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
 議案第38号 手話等の普及及び利用促進に関する条例
 議案第39号 宮崎県主要農作物等種子生産条例
 議案第40号 後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する条例
 議案第41号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
 議案第42号 包括外部監査契約の締結について
 議案第43号 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について
 議案第44号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
 議案第45号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について
 議案第46号 宮崎県総合計画の変更について
 議案第47号 監査委員の選任の同意について
 議案第48号 監査委員の選任の同意について
 議案第49号 平成30年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）
 議案第50号 平成30年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）
 議案第51号 平成30年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）
 議案第52号 平成30年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 議案第53号 平成30年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）
 議案第54号 平成30年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）
 議案第55号 平成30年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第56号 平成30年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）
 議案第57号 平成30年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
 議案第58号 平成30年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）
 議案第59号 平成30年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
 議案第60号 平成30年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
 議案第61号 平成30年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第62号 平成30年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第63号 平成30年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第64号 平成30年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第1号）
 議案第65号 平成30年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第2号）
 議案第66号 平成30年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）
 議案第67号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
 議案第68号 宮崎県開発事業特別資金特別会計条例の一部を改正する条例
 議案第69号 宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
 議案第70号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
 議案第71号 工事請負契約の変更について
 議案第72号 工事請負契約の変更について
 議案第73号 工事請負契約の変更について
 議案第74号 工事請負契約の変更について
 議案第75号 財産の処分について
 議案第76号 損害賠償額の決定について
 議案第77号 宮崎県電気事業会計減債積立金の目的外使用について
 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について

(文書取扱 財政課)

215-1324
平成31年3月5日

宮崎県議会議長 蓬原正三 殿

宮崎県知事 河野俊 殿



議案の送付について

平成31年2月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第79号 教育長の任命の同意について

(文書取扱 財政課)

代表質問時間割

2月27日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	山下 博三	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	右松 隆央	13:00~15:00	

2月28日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
3	県民連合宮崎	渡辺 倉	10:00~11:40	休憩
4	公 明 党	重松幸次郎	13:00~14:10	

一般質問時間割

3月1日（金）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	黒木 正一	10:00～11:00	
2	自由民主党	横田 照夫	11:00～12:00	休憩
3	自由民主党	中野 廣明	13:00～14:00	
4	公 明 党	新見 昌安	14:00～15:00	

3月4日（月）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	愛みやぎき	函師 博規	10:00～11:00	
6	県民連合宮崎	岩切 達哉	11:00～12:00	休憩
7	自由民主党	徳重 忠夫	13:00～14:00	
8	自由民主党くしま	武田 浩一	14:00～15:00	

3月5日（火）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	自由民主党	濱砂 守	10:00～11:00	
10	日本共産党	来住 一人	11:00～12:00	休憩
11	県民連合宮崎	太田 清海	13:00～14:00	

* 1人当たりの質問時間 30分以内（質問取扱要領）

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成31年度宮崎県一般会計予算	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	平成31年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	可決				
第3号	平成31年度宮崎県公債管理特別会計予算	可決				
第4号	平成31年度宮崎県国民健康保険特別会計予算		可決			
第5号	平成31年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算		可決			
第6号	平成31年度宮崎県山林基本財産特別会計予算				可決	
第7号	平成31年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算				可決	
第8号	平成31年度宮崎県林業改善資金特別会計予算				可決	
第9号	平成31年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算			可決		
第10号	平成31年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算			可決		
第11号	平成31年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算			可決		
第12号	平成31年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算				可決	
第13号	平成31年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算			可決		
第14号	平成31年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算			可決		
第15号	平成31年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算					可決
第16号	平成31年度宮崎県育英資金特別会計予算					可決
第17号	平成31年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算					可決
第18号	平成31年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)予算					可決
第19号	平成31年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)予算					可決
第20号	平成31年度宮崎県立病院事業会計予算		可決			
第21号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	可決	可決	可決	可決	
第22号	宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例				可決	
第23号	国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例			可決		
第24号	道路占用料徴収条例の一部を改正する条例			可決		
第25号	河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例			可決		
第26号	海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例			可決		
第27号	宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例			可決		
第28号	都市公園条例の一部を改正する条例			可決		

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第29号	宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の一部を改正する条例					可決
第30号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第31号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	可決	可決	可決	可決	
第32号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例					可決
第33号	職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第34号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	可決				可決
第35号	宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例		可決			
第36号	宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例		可決			
第37号	宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例		可決			
第38号	手話等の普及及び利用促進に関する条例		可決			
第39号	宮崎県主要農作物等種子生産条例				可決	
第40号	後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する条例		可決			
第41号	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例					可決
第42号	包括外部監査契約の締結について	可決				
第43号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第44号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第45号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について			可決		
第46号	宮崎県総合計画の変更について	可決				
第49号	平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)	可決	可決	可決	可決	可決
第50号	平成30年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)	可決				
第51号	平成30年度宮崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)	可決				
第52号	平成30年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算(第3号)		可決			
第53号	平成30年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)		可決			
第54号	平成30年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)				可決	
第55号	平成30年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)				可決	
第56号	平成30年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第57号	平成30年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)			可決		
第58号	平成30年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)			可決		
第59号	平成30年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)			可決		
第60号	平成30年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)				可決	

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第61号	平成30年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第62号	平成30年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第63号	平成30年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)					可決
第64号	平成30年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)					可決
第65号	平成30年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第2号)					可決
第66号	平成30年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第2号)		可決			
第67号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	可決				
第68号	宮崎県開発事業特別資金特別会計条例の一部を改正する条例	可決				
第69号	宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	可決				
第70号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例			可決		
第71号	工事請負契約の変更について	可決				
第72号	工事請負契約の変更について	可決				
第73号	工事請負契約の変更について	可決				
第74号	工事請負契約の変更について			可決		
第75号	財産の処分について			可決		
第76号	損害賠償額の決定について		可決			
第77号	宮崎県電気事業会計減債積立金の目的外使用について					可決
第78号	公の施設の指定管理者の指定について					可決

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第22号	子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願		継続			
第27号	後期高齢者の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求める意見書を国に提出することを求める請願		継続			

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成31年2月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	請願第22号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願 請願第27号 後期高齢者の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求める意見書を国に提出することを求める請願 福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成31年度宮崎県一般会計予算	3月15日・可 決
" 第2号	平成31年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	"
" 第3号	平成31年度宮崎県公債管理特別会計予算	"
" 第4号	平成31年度宮崎県国民健康保険特別会計予算	"
" 第5号	平成31年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	"
" 第6号	平成31年度宮崎県山林基本財産特別会計予算	"
" 第7号	平成31年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算	"
" 第8号	平成31年度宮崎県林業改善資金特別会計予算	"
" 第9号	平成31年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別	"
	会計予算	
" 第10号	平成31年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーシ	"
	ョン施設特別会計予算	
" 第11号	平成31年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算	"
" 第12号	平成31年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算	"
" 第13号	平成31年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算	"
" 第14号	平成31年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算	"
" 第15号	平成31年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算	"
" 第16号	平成31年度宮崎県育英資金特別会計予算	"
" 第17号	平成31年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算	"
" 第18号	平成31年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）	"
	予算	
" 第19号	平成31年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算	"
" 第20号	平成31年度宮崎県立病院事業会計予算	"
" 第21号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	"
" 第22号	宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例	"
" 第23号	国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正す	"
	る条例	
" 第24号	道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	"
" 第25号	河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正	"
	する条例	
" 第26号	海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する	"
	条例	

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第27号	宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例	3月15日・可 決
〃 第28号	都市公園条例の一部を改正する条例	〃
〃 第29号	宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設 条例の一部を改正する条例	〃
〃 第30号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正す る条例	〃
〃 第31号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第32号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する 条例	〃
〃 第33号	職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正す る条例	〃
〃 第34号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び市 町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する 条例の一部を改正する条例	〃
〃 第35号	宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例	〃
〃 第36号	宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	〃
〃 第37号	宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する 条例	〃
〃 第38号	手話等の普及及び利用促進に関する条例	〃
〃 第39号	宮崎県主要農作物等種子生産条例	〃
〃 第40号	後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する条例	〃
〃 第41号	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第42号	包括外部監査契約の締結について	〃
〃 第43号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第44号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収 について	〃
〃 第45号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第46号	宮崎県総合計画の変更について	〃
〃 第47号	監査委員の選任の同意について	3月5日・同 意
〃 第48号	監査委員の選任の同意について	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第49号	平成30年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）	3月15日・可 決
〃 第50号	平成30年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第51号	平成30年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第52号	平成30年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
〃 第53号	平成30年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第54号	平成30年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第55号	平成30年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第56号	平成30年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第57号	平成30年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第58号	平成30年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第59号	平成30年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第60号	平成30年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第61号	平成30年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第62号	平成30年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第63号	平成30年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第64号	平成30年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第1号）	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第65号	平成30年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第2号）	3月15日・可 決
〃 第66号	平成30年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）	〃
〃 第67号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第68号	宮崎県開発事業特別資金特別会計条例の一部を改正する条例	〃
〃 第69号	宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第70号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第71号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第72号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第73号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第74号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第75号	財産の処分について	〃
〃 第76号	損害賠償額の決定について	〃
〃 第77号	宮崎県電気事業会計減債積立金の目的外使用について	〃
〃 第78号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第79号	教育長の任命の同意について	3月15日・同 意

議 員 發 議 案 等

天皇陛下におかせられましたは

本年御即位三十年をお迎えになられ

まことに慶賀にたえないところであります

ここに宮崎県議会は県民を代表して

謹んでお祝い申し上げます

平成三十一年二月二十一日

宮崎県議会

請 願 一 覽 表

総括表

委員会	請願		計	備考
	新規	継続		
総務政策	—	—	—	
厚生	—	2	2	
商工建設	—	—	—	
環境農林水産	—	—	—	
文教警察企業	—	—	—	
計	—	2	2	

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第22号	受理年月日	平成29年9月15日
請願者 住所・氏名	宮崎市和知川原2丁目55番地 子どもの医療費無料制度を県に求める宮崎県ネットワーク 代表 高田 慎吾 (署名 10,187筆) (追加 1,454筆)		
請願の件名	子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願 [請願趣旨] 現在、子どもの貧困が大問題になっており、政府の調査でも7人にひとりの子どもが貧困状態にあると言われていています。宮崎県の子育て世代の貧困率は全国平均よりも高くなっています。貧困状態におかれた子どもたちは、食事も満足にとれず、病気になっても十分な治療が受けられないなどのちが脅かされています。子どもの将来がその生まれ育った環境で左右されず、どの子どもも等しく治療を受けられる制度をつくることは政治の責任です。 子どもが病気にかかったとき、お金の心配なく病院にいける事は、早期発見・早期治療につながり、重症化を防ぎ、さらには医療費の軽減にもなります。 県の『乳幼児医療費助成事業の助成状況（平成29年4月1日現在）』調査によると、県内でもすでに、入院では中学校卒業までが15自治体、小学校卒業までが6自治体で、通院でも、中学校卒業までが13自治体、小学校卒業までが4自治体で実施されています。新富町・川南町・木城町では高校卒業まで入院・通院ともに助成が始まっています。また、今年度中に延岡市・日南市・国富町で助成の拡充が予定されており、県内でも無料化の動きが広がっています。 全国的には、入院では大分県や沖縄県など24県、通院でも三重県や徳島県など15県で小学生以上で助成が拡充され、市町村など自治体の子育て支援制度の拡充に大きく貢献しています。 子どもは未来の社会を作り支えていく宝です。どこに住んでいても、安心して医療を受けられる子育ての環境をつくることは、大きな子育て支援となります。また、少子化の打開にとっても大きな力になります。宮崎県においても、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるために、子どもの医療費助成制度の拡充をしていただきたく、請願します。		
紹介議員	前屋敷 恵美 来住 一人 満行 潤一		

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第27号	受理年月日	平成30年9月13日
請願者 住所・氏名	宮崎市大島町天神前1175-3 宮崎県高齢期運動連絡会 会長 岩切 八郎		
請願の件名	<p>後期高齢者の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求める意見書を国に提出することを求める請願書</p> <p>(要旨)</p> <p>後期高齢者の窓口負担の原則2割化は、年金収入も減るなか、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な受診を抑制するなど、高齢者の命を脅かすことも予測されることから、国に対して、後期高齢者の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求めることの見解書を提出することを求める請願</p> <p>(理由)</p> <p>後期高齢者医療（75歳以上）の医療費窓口負担を現行1割から2割にする論議が、経済財政諮問会議（内閣府）や財政制度等審議会（財務省）ですすめられ、社会保障審議会（厚生労働省）でも検討が開始されている。</p> <p>内閣府・経済財政諮問会議が出している「経済・財政再生計画改革工程表」では、2018年度までを検討期間とし、今年中に結論を出すとしている。5月23日に財務省・財政制度等審議会が発表した「新たな財政健全化計画等に関する建議」は、「(医療費の窓口負担が2割となっている70～74歳の者が)75歳到達後も2割のままにすることに加えて、すでに後期高齢者となっている者についても、数年かけて段階的に2割負担に引き上げる」ことを提案している。このように、財務省・内閣府は早期の検討・実施を求めており、厚労省・社会保障審議会医療保険部会でも、「保険者側」から、早期実施の意見が出されている。</p> <p>こうした負担増の検討に対して、全国後期高齢者医療広域連合協議会は6月6日に「後期高齢者医療制度に関する要望書」を政府に提出し、「制度の根幹である高齢者が必要な医療を確保するという観点から現状維持に努めること」を要望している。また、老人クラブや医療関係団体からも、負担増の引き上げを懸念する意見が出されている。</p> <p>厚生労働省の後期高齢者医療制度被保険者実態調査（2017度調査分）によると、宮崎県の後期高齢者の82.5%が所得100万円未満と厳しい生活状況にある。後期高齢者の窓口負担の原則2割化は、年金収入も減るなか、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧</p>		

迫し、必要な受診を抑制するなど、高齢者の命を脅かすことも予測される。

よって、国に対して、後期高齢者の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求めることの見解書を提出されるよう請願する。

紹介議員

来住 一人 前屋敷 恵美

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
2月21日	木	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（日高陽一議員、函師博規議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第78号上程 知事提案理由説明 天皇陛下御即位30年に伴う賀詞奉呈の件
2月22日	金	休 会	（議案調査）
2月23日	土		（閉庁日）
2月24日	日		
2月25日	月		（議案調査）
2月26日	火		
2月27日	水	本 会 議	代表質問（宮崎県議会自由民主党・山下博三議員、 宮崎県議会自由民主党・右松隆央議員）
2月28日	木		代表質問（県民連合宮崎・渡辺 創議員、 公明党宮崎県議団・重松幸次郎議員）
3月1日	金		一般質問（黒木正一議員、横田照夫議員、中野廣明議員、 新見昌安議員）
3月2日	土	休 会	（閉庁日）
3月3日	日		
3月4日	月	本 会 議	一般質問（函師博規議員、岩切達哉議員、徳重忠夫議員、 武田浩一議員）
3月5日	火		一般質問（瀧砂 守議員、来住一人議員、太田清海議員） 採決（議案第47号、第48号）（同意） 議案委員会付託 議案第79号追加上程 知事提案理由説明
3月6日	水	休 会	
3月7日	木		常任委員会
3月8日	金		
3月9日	土		（閉庁日）
3月10日	日		

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
3月11日	月	休 会	常任委員会
3月12日	火		特別委員会 (議案整理)
3月13日	水		
3月14日	木		
3月15日	金	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論（議案第1号、第46号に反対）（前屋敷恵美議員） 討論（議案第21号～第32号に反対、請願第22号、第27号の継続に反対）（来住一人議員） 採決（議案第1号）（可決） 採決（議案第21号～第32号、第46号）（可決） 採決（議案第2号～第20号、第33号～第45号、第49号～第78号）（可決） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり） 採決（議案第79号）（同意） 特別委員長調査結果報告 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 蓬 原 正 三

宮 崎 県 議 会 副 議 長 外 山 衛

宮 崎 県 議 会 議 員 日 高 陽 一

宮 崎 県 議 会 議 員 岡 師 博 規